

全 児 相

(通巻第109号 別冊)

「児童相談所の実態に関する調査」(考察)

報告書

令 和 2 年 1 0 月

全 国 児 童 相 談 所 長 会

発刊にあたって

全国児童相談所長会は、子ども達への虐待が多様化する中、虐待防止に向けた取組を展開していくため、数々の調査を全国的規模で行い、貴重な報告書をまとめ、世の中に送り出してまいりました。

令和元年度は、全国の児童相談所が調査対象となって実施された平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査」（主任研究者：森田展彰 筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授）について、今後の児童虐待防止対策に資するよう更に詳しい分析を行うこととなり、本会の定例調査として、前述の森田准教授（主任研究者）に委託しました。

本書は、ご提出いただいた研究成果の報告をとりまとめたものです。研究者の皆様のご多大なご努力により、児童虐待の実態や背景にある問題、人材確保や育成の課題等が明らかになり、たいへん有意義な内容の報告書となりました。多くの関係者の皆様にご活用いただき、児童虐待の防止、児童相談所の機能強化につながることを切に願うとともに、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

報告書の発刊にあたり、お忙しい中、ご執筆いただいた研究者の皆様のご尽力に改めて敬意を表するとともに、心からお礼を申し上げます。

全国児童相談所長会 会長 笹井 敬子

全国児童相談所長会 令和元年度 定例調査
「児童相談所の実態に関する調査」(考察)の概要

1. 研究の目的

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査」(主任研究者:森田展彰 筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授、以下「平成30年調査」とする)で明らかになった児童相談所のケース、人員配置、人材育成の現状や課題について、さらに詳細な分析を行い、今後の児童虐待防止対策に活かすことを目的とする。

2. 研究の方法

分担研究者による検討会を設置し、平成30年調査結果の概要、詳細な分析の方向性、分析結果について討議した(令和元年6月10日、11月11日、令和2年1月27日開催)。討議した内容を踏まえて各分担研究者が執筆し、メール等で相互に意見交換し、検討した上で報告をまとめた。

なお、分析に際しては、平成30年調査の結果報告書で示された集計結果に加えて、ローデータから必要な項目のクロス集計を追加して行った。

3. 研究倫理への配慮

本研究は、平成30年調査についてのより詳細な分析として行ったものであり、使用したデータは、平成30年調査の結果をそのまま活用した。平成30年調査は、筑波大学医の倫理委員会の承認を得ており、新たに行ったクロス集計についても、被虐待児等が特定されるような内容はなく、倫理的な問題が生じるおそれはないと考える。

研究者一覧

令和2年3月現在

森田 展彰 *	筑波大学医学医療系 准教授
笹井 敬子	全国児童相談所長会 会長 東京都児童相談センター 所長
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター長
川松 亮	明星大学人文学部 常勤教授
犬塚 峰子	大正大学 客員教授
大谷 保和	筑波大学医学医療系 助教
奥田 晃久	明星大学教育学部 特任教授
鈴木 浩之	立正大学社会福祉学部 准教授
田崎 みどり	横浜市中心児童相談所
丹羽 健太郎	川口短期大学 専任講師
影山 孝	東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長

*全体のとりまとめ

目次

I . 児童相談所における職員配置の実情と人材育成	
I -1. 児童相談所における職員配置の実情 ～調査 I 「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」 から考える～	1
I -2. 人材育成や法定研修のあり方について ～ディスカッションを通して見えてきた課題と対応～	19
I -3. 児童相談所における人材育成の視点 ～自由記述の KJ 法によるまとめ～	26
II . 児童相談所の虐待通告事例の分析	
II -1. 平成 30 年調査における児童相談所虐待通告事例の特徴	47
II -2. 児童虐待通告ケースにおける虐待重症度リスク評価	51
II -3. 虐待の子どもへの影響	65
II -4. 被虐待児童調査に見る児童相談所の対応状況	87
II -5. 児童相談所における性的虐待ケースの現状	109
II -6. 養育者の子ども時代の逆境的体験が虐待に与える影響	132
III . 一時保護の長期化要因とそれに対する対応	
III -1. 一時保護の長期化の要因に関する質的分析	151

I. 児童相談所における職員配置の実情と人材育成

I-1. 児童相談所における職員配置の実情

～調査 I「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」から考える～

子どもの虹情報研修センター 川崎 二三彦

本章のポイント

本章は、平成 30 年度「児童相談所の実態に関する調査」（以下、平成 30 年調査）における調査 I「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」の結果について、平成 25 年の全児相調査等とも比較しながら分析を続け、児童相談所における職員配置等について現状と課題を明らかにし、今後のあり方について検討することを目的とした。結果を見ると、児童相談所は 5 年間で 4 か所増設され、各自治体において、児童相談体制の充実を図ろうとしていることが確認された。

所長は一般行政職採用者が過半数を超えたが、児童相談所経験 10 年以上の者も過半数であり、児童相談所経験を生かして所長業務が行われていると考えられる。

児童福祉司に関しては、5 年間で少なくとも 460 人以上増員されており、福祉職を含む専門職の割合は 4 分の 3 を超えた。ただし未経験者が多く、3 年未満の者が過半数となっている。また児童福祉司スーパーバイザーも、児童福祉司経験 5 年未満で任用されている者が約 3 割あった。一方、児童心理司については、児童福祉司の約 4 割程度の人数となっていて、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」*¹（以下、「新プラン」という。）が想定する児童福祉司の半数にも満たず、現状の比率では、児童福祉司よりも不足していることがうかがわれた。ただし、経験年数では 5 年以上が半数近く、児童福祉司に比べて 5 年以上の経験豊富な職員の割合が高いことがわかった。なお、医師の人数に関しては 5 年前よりやや減少していると思われるが、その理由は不明である。

保健師は、193 か所の児童相談所に 136 人。5 年前より増えており、弁護士は 195 か所に常勤弁護士 15 人、非常勤等で 264 人が配置されていた。弁護士は過去 10 年間で急速に配置が進められている。警察官も同様で、5 年前には配置している児童相談所が半数に満たなかったが、今回調査では、回答のあった 198 か所の児童相談所に 192 人の警察官が配属されていた。ただし、複数配置の児童相談所もあり、配置していない児童相談所もあることから、警察官が 192 か所に配置されているわけではない点は、注意を要する。

*1 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議が、法改正に先立ち平成 30 年 12 月 18 日付で決定。

児童虐待相談対応件数はとどまるところを知らず増加しており、安全確認をはじめとして児童相談所の業務はますます多忙、過酷となっている反面、児童福祉司や児童心理司において「経験 1 年未満」の経験の浅い職員の割合が高まっている。今後、高い専門性を発揮して業務を遂行するための方策の一つとして、相談担当職員の増員など体制の充実を前提とした上で、現在在籍している所長をはじめとしてこの業務の醍醐味を経験してきたベテラン職員が、児童相談所の存在意義を語ることで、経験の浅い職員がこの仕事の重要性を理解し、引き続きこの仕事を続けようと思えるような働きかけを行い、5 年先、10 年先に再び経験豊富な児童福祉司が在籍する児童相談所へと生まれ変わるよう努力することではないかと思われる。

1. はじめに

平成 12 年に、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が制定、施行されてから、本年でちょうど 20 年の節目を迎えるが、この間、児童相談所における児童虐待相談対応件数は急増の一途を辿り、深刻な死亡事例も次々発生している。こうした状況もふまえ、児童虐待防止法や児童福祉法、さらには母子保健法や民法などの改正も相次いだ。そのため、児童相談所における虐待対応のあり方も、児童虐待防止法制定当時から種々の変化を余儀なくされていると述べていい。

このような情勢をふまえて、全児相は概ね 5 年に 1 度、児童虐待のケース分析に関する調査を行ってきたが、それと合わせて、児童相談所の職員体制などについても調査を実施してきた。

本稿は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査」（主任研究者：森田展彰筑波大学社会精神保健学准教授。以下、「今回調査」もしくは「平成 30 年調査」という。）における調査Ⅰ「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」の結果の分析をさらに続け、児童相談所における児童虐待対応にかかる職員配置、人材育成等について現状と課題を明らかにし、今後のあり方について検討することを目的としている^{*2}。なお、平成 30 年調査では、全国 211 か所（当時）のうち、201 児童相談所（95.3%）から、児童相談所設置 69 自治体（当時）のうち、61 自治体から回答があった。

*2 調査Ⅰは、児童相談所に回答を依頼した調査票 1-A「配置職員体制に関する調査」、同 1-B「虐待対応の人材育成に関する調査」、及び主管課に依頼した「児童相談所の人材育成の実態に関する調査」があるが、ここでは、主に調査票 1-A を中心的に取り上げ、必要に応じて他の調査結果も紹介することとした。

検討に際しては、過去の同様の調査研究、おもには平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者：桜山豊夫全国児童相談所長会会長。以下、「平成 25 年調査」）における「児童相談所の職員体制」等とも比較することで、現状をより客観的に把握するよう努めた。

2. 児童相談所設置数の現状

児童相談所設置数は、平成 30 年調査時点では全国 211 か所であったが、平成 25 年調査時には 207 か所であった。したがって、この 5 年間で 4 か所増設されていることとなる（なお、平成 31 年 4 月 1 日現在では 215 か所となっている）。

平成 28 年改正児童福祉法では、「児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから児童相談所の設置を促進するため、希望する特別区は、政令による指定を受けて児童相談所を設置できるようにする」（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成 29 年 4 月 1 日施行）とされたが、この間に新設された児童相談所に特別区や中核市は含まれておらず（増設したのは山口県、滋賀県、大阪市、名古屋市）、県や政令市が自ら設置数を増やし、児童相談体制の充実を図ろうとしたものと考えられる。（ただし、平成 31 年度に兵庫県明石市が中核市として児童相談所を設置、令和 2 年度に東京都世田谷区、江戸川区、荒川区が特別区として児童相談所を設置予定）

そのため、児童相談所 1 か所あたりの管轄区域人口は 5 年前と比べて減少しているが、それでもなお、管轄人口 120 万人以上を超える児童相談所が、関東を中心に 15 か所あった。逆に、20 万人以下の規模の児童相談所も 28 か所あった。

現在の児童相談所運営指針は、A 級の児童相談所を「人口 150 万人以上の地方公共団体の中央児童相談所」と定めているので、規模の大きな児童相談所を置いている自治体は、機能を集中させるために一定の規模を確保しようとしてきたのかも知れない。

なお、本調査を終えた後の令和元年 6 月に成立した児童福祉法の改正で、第 12 条第 2 項が新設され、「児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする」と規定されたので（令和 5 年 4 月 1 日施行）今後、児童相談所の管轄

区域（つまりは自治体における児童相談所設置数）をどのように定めるのかは、各自治体においてさらに検討することが求められよう。

3. 児童相談所の職員体制

3.1. 児童相談所長

現在の所長の属性について検討する。最初は元々の採用形態について。201か所のうち、無回答を除く198人についてみると「一般行政職」が過半数を占め、「福祉職」が

約3分の1、残りが「その他の専門職」となっている

（図1）。これを5年前と比べると、平成25年調査では、設問内容の一部違いがあるが、一般行政職が

図1 所長の採用形態

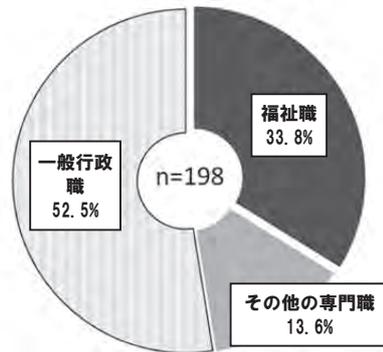
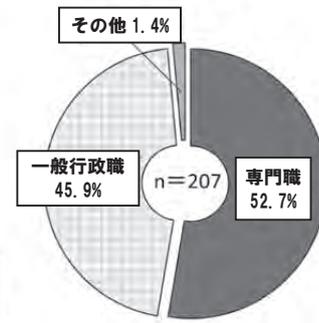


図2 所長の任用状況
(平成25年調査)



45.9%となっている（図2）。さらに5年前の調査研究、すなわち財団法人子ども未来財団児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者：丸山浩一全国児童相談所長会会長。以下、「平成20年調査」という。）では、専門職別にいくつかの区分を設けた設問において、専門職の割合が61.0%となっていたので、この10年間で見ると、専門職の割合が低下し、一般行政職の割合が高くなっていると思われる。児童相談所は専門機関であると同時に行政機関でもあり、一般行政職の職員が所属長に当てられる場合が多いのであろう。

では、専門性はどのようにして担保されているのか。端的に言えば、児童相談所勤務経験によると考えられる。所長の児童相談所経

図3 所長の児童相談所経験

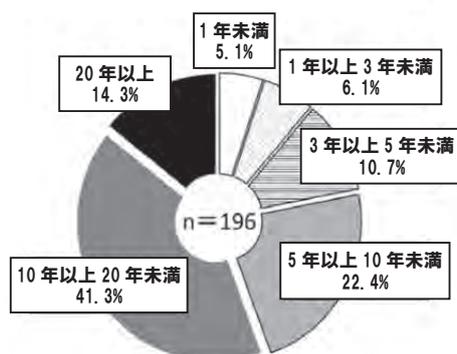
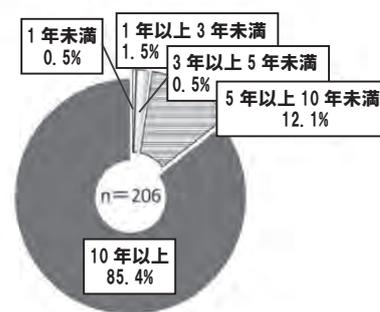


図4 所長の福祉領域での経験 (平成25年調査)



験年数を見ると、（無回答 5 人を除く 196 人で）「10 年以上」が過半数となっていて、そのうち児童相談所経験「20 年以上」の者も 14.3%なので、7 人に 1 人は児童相談所経験 20 年以上となる（図 3）。つまりは長年の児童相談所勤務経験を生かして所長業務を担っていると推測できよう。他方で、児童相談所経験「1 年未満」が 5.1%、「1 年以上、3 年未満」も 6.1%、「3 年以上、5 年未満」だと 10.7% となって、「5 年未満」の合計は約 2 割。専門性と行政的感覚を合わせ持ち、さらに経験も積んでいる人を得るのはそれほど簡単ではないのであろう。

なお、平成 25 年調査では、児童相談所経験ではなく、幅を広げて福祉領域での経験を問うていたので（図 4）単純に比較はできないが、85.4%が 10 年以上の経験者となっていて（平成 20 年調査では、同 82.6%）、一貫して、それまでの児童相談所勤務経験をふまえて所長の業務を担っていることが想像できる。

3.2. 児童福祉司

3.2.1. 人数

（児童福祉司スーパーバイザーを含む）児童福祉司は、200 か所の児童相談所に 3,229 人が在籍していることがわかった。これを 5 年前と比べてみると、平成 25 年調査では、207 か所の児童相談所（回答率 100%）に 2,765 人が在籍していたとされている（平成 20 年調査では、197 か所中 195 児童相談所に 2,294 人）。回答率が 100%を下回った今回調査への回答だけを取り出しても、前回に比して 464 人、10 年前と比べると約 1,000 人近い増員が確認できる。

児童福祉法施行令等によって児童福祉司の配置基準を振り返ると、昭和 32 年以降、長期にわたって「人口おおむね 10 ～ 13 万人につき 1 人」とされていたところ、児童虐待対応件数の増加などを背景に、平成 17 年に「人口おおむね 5 ～ 8 万人につき 1 人」とされ、さらに平成 24 年には「人口おおむね 4 ～

7万人につき1人」とされた。そして、平成28年には「各児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合には、上乗せを行うこととする」(児童相談所運営指針)と改められている^{*3}。したがって、平成30年調査時点では、この基準で配置されていたことになり、児童福祉司の増員は、こう

した動向を背景にして進められたものと思われる。ただし、主管課調査で自治体ごとの状況を確認すると、図5のようになっており、標準とされる人口4万人に1人以上を配置している自治体は4割にも満たない。これでは児童福祉司が十分な配置になっていないと言わざるを得ない。

3.2.2. 採用時職種と経験年数

採用時の職種に関しては3,151人の回答が得られたが、「福祉職」は60.6%、「その他の専門職」が15.2%なので、何らかの専門職として採用された人が4分の3を超えていることがわかる(図6)。なお、主管課調査では、福祉職採用を実施している自治体が85.2%であり、13の自治体では「児童福祉司採用」を行っていた。また、福祉

職採用をしていない自治体が14.8%あった。なお、自治体によっては、過去に福祉職採用を行っていたが、その後取りやめたと自治体もあったため、福祉職採用をしていない自治体であっても、現時点で福祉職採用者が全くいないと断定はできない。そのため単純に評価することはできないが、専門職採用のあり方は、自治体によって差があることは否定できないように思われる。

図5 自治体における児童福祉司配置状況(人口比)

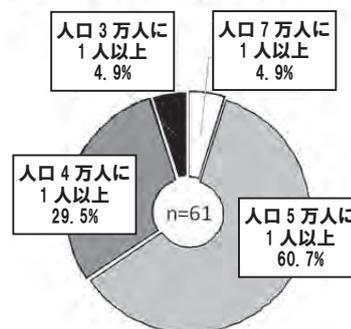
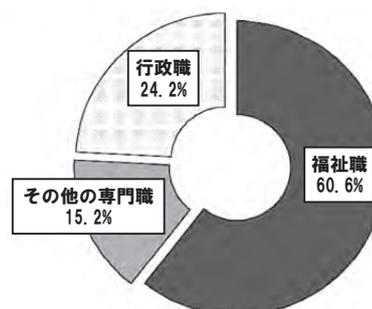


図6 児童福祉司の採用時職種



*3 新プランでは、人口当たりの児童福祉司配置標準をさらに見直し、「児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が50ケース相当から40ケース相当(注:児童虐待相談における業務量として換算したケース数)となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す」とされている。

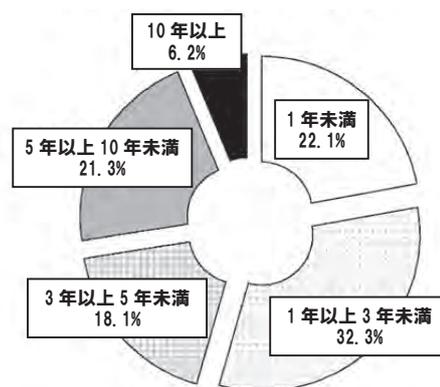
この点については、平成 25 年調査でも同様の設問があったが、集計方法として、専門職、一般行政職の比率を出しており、専門職の割合が 63.0%であった。なお、平成 20年調査における専門職の割合は 54.7%。

したがって、過去 10 年間で、福祉職を含む専門職の割合は増加していると考えられよう。次に児童福祉司の経験年数を見てみたい（図 7）。「3 年未満」が全体の

過半数を超えていて、そのうち「1 年未満」をとっても 2割を超えている。逆に「10 年以上」は 6.2%なので、児童相談所の最前線でソーシャルワークを行う児童福祉司は、仮に専門職ではあっても経験の浅い職員が多いということになる。これを平成 25 年調査と比べてみると、「1 年未満」は 19.4%、3 年未満までの合計は 49.5% となっており、5 年間で経験の浅い職員の割合はさらに増加したと考えられる。逆に10 年以上の経験者は 11.0%だったので、5 年前と比べて今回は10 年以上の経験者の割合が大幅に減少したと推測できる。

これらをふまえると、児童相談所からベテランの割合が減少し、困難な虐待問題に対するソーシャルワークを行う上で、大きな課題が横たわっていると考えられよう。

図 7 児童福祉司の経験年数



3.3. 児童福祉司スーパーバイザー

さて、児童福祉司スーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司、以下「児童福祉司 SV」という。）についても検討したい。これまでの調査研究では、児童福祉司 SV を取り出しての調査は行われておらず、今回の調査で初めて具体的な実情が示された。

こうした調査を行った背景としては、平成 28 年の児童福祉法改正があるだろう。次のような内容だ（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。

「児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね 5 年以上勤務した者とする（同法第 13 条第 5 項）」、「児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第 13 条第 8 項）」

以上だが、それに加えて、令和元年 6 月の児童福祉法改正では、児童福祉司の中には児童福祉司 SV が含まれなければならないこと、児童福祉司 SV は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこととされた。これらの点を意識しながら、調査結果をみていきたい。

まずは、児童福祉司 SV の人数である。200 か所の児童相談所に 657 人の児童福祉司 SV が配属されていることが確認された。以下では、児童福祉司の属性について、いくつかの角度から検討してみたい。

最初は、SV の要件ともされている児童福祉司経験について尋ねた。なお、本設問への回答数は 644 人だった（図 8）。児童福祉司 SV は「おおむね 5 年以上」とされていることをふまえ、「5 年以上」の経験者の割合を見ると、約 7 割であり、「5 年未満」が約 3 割となる。「おおむね」の幅をどう見るかにもよるが、「3 年未満」も 2 割近い。こうした人については経験の不足が危惧されよう。

この点について、主管課に尋ねた自治体ごとの結果が図 9 である。「全員が児童福祉司経験 5 年以上」を満たすことができない自治体は過半数となり、これらの自治体では、要件を満たさない経験の者の一部を児童福祉司 SV に当てざるを得ない状況があった。そのうち「児童福祉司経験 5 年以上」の者が 3 割未満しかいない自治体が 1 割を超え、5 年以上経験した児童福祉司 SV

が全くいない自治体もあった。この間の児童福祉司の増員をふまえ、必然的に児童福祉司 SV も増員しなければならなくなり、どんな研修を積んでも経験年数だけは一気に上げることができないため、こうした状況が生まれているのではないかと思われる。今後、特別区や中核市において児童相談所を新たに設置する動きが加速されることを考えると、児童福祉司 SV をどのように確保していくのかが、大きな課題となってくるように思われる。

図 8 福祉司 SV の福祉司経験

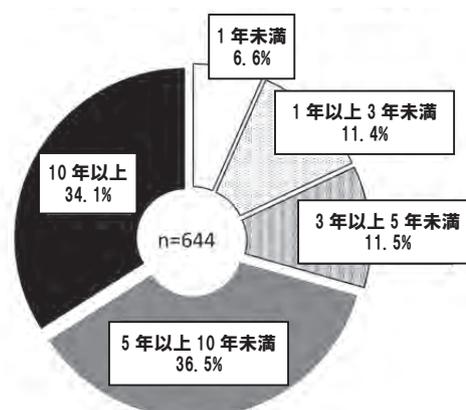
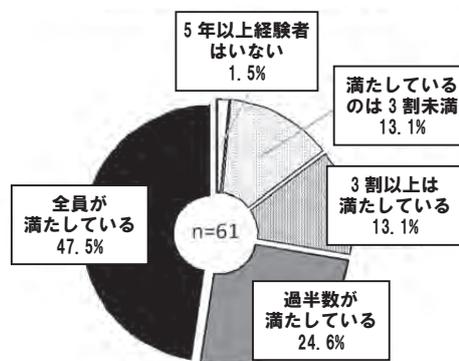


図 9 児童福祉司経験 5 年以上の児童福祉司 SV 配置状況



さて、今回の調査では、児童福祉司 SV のケース担当の有無についても質問しているが、それによると 3 分の 1 以上がケースを担当していた（図 10）。本来ならスーパーバイザーの役割に専念したいはずだが、児童福祉司の不足がこういうところにも現れているのではないかと感じられる。

次いで、スーパーバイザーが担当する児童福祉司の人数を見てみたい（図 11）。児童相談所運営指針は、「児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司 5 人につき 1 人」としているが、この基準に該当する者（担当する児童福祉司 5 人以下）は 7 割を超えている。しかし、中には「10 人以上」の児童福祉司を担当するスーパーバイザーもいて、さすがにこれでは負担も大きいと言わざるを得ない。

では、児童福祉司 SV は、どの程度のスーパーバイズ経験を持っているのか。調査結果によると、児童福祉司 SV になってすでに 5 年以上の経験者も 2 割程度あったが、3 年未満が過半数となっている（図 12）。

児童福祉司に未経験者が多く、児童福祉司 SV の役割の重要性は増していると考えられるが、現状では、自身も児童福祉司経験が不足している中でスーパーバイザーの役割を担わされる者があり、なおかつ自らケースを担当している者も少なからず存在し、加えて指導、教育を担当する児童福祉司数が多人数という人がいることもわかった。したがって、児童相談所の質的強化として現実的な対応策を考えると、児童福祉司 SV 経験 3 年未満の人たちに引き続きその職にとどまって経験を積んでもらい、適切なスーパーバイズが行えるよう習熟

図 10 児童福祉司 SV のケース担当の有無

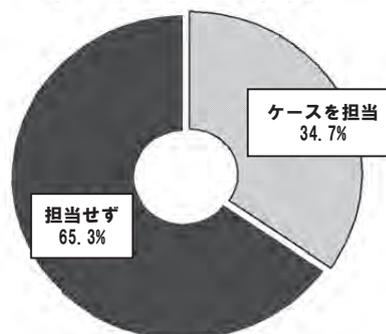


図 11 SV が担当する福祉司の人数

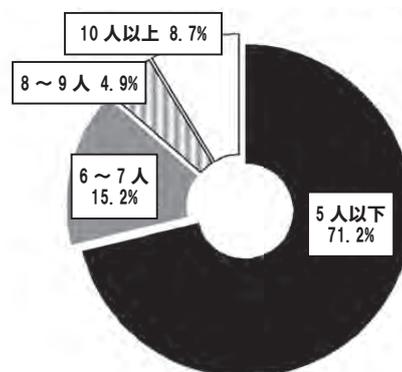
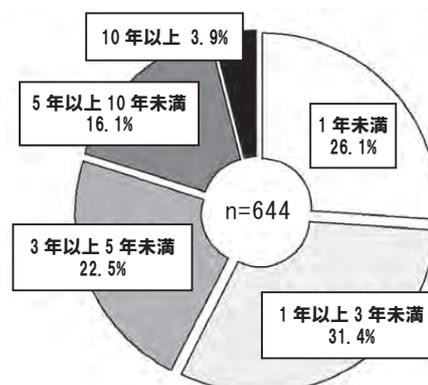


図 12 福祉司 SV の SV 経験



することで、未経験の児童福祉司が長くその業務を続けられるような仕組みをつくる必要があるのではないだろうか。

3.4. 児童心理司

次に児童心理司について。児童心理司は 198 か所の児童相談所に 1,307 人の在籍が確認されている。平成 20 年調査では、197 か所中 194 か所の児童相談所に 1,046 人、平成 25 年調査では、207 か所中 206 か所の児童相談所に 1,231 人が確認されているので、児童心理司も増員されてきていることがわかる。ただし、増員の割合は、児童福祉司に比べて緩慢だと言えよう。その理由を検討すると、児童福祉司の場合は、すでに見てきたように、児童福祉法施行令の改定等によって配置基準が随時改善されていったのに対して、児童心理司の場合は、令和元年の児童福祉法改正でようやく配置基準の法定化されるまで（本改正は令和 2 年 4 月 1 日施行）、具体的な基準が示されていなかったことが影響していよう。ちなみに、「新プラン」は、児童心理司について、次のように述べている。

「虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024 年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2 人につき 1 人配置することとし（2,500 人）、2022 年度までに全国で 790 人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する」児童福祉司の半数を配置するという方針だが、平成 30 年調査結果を考えると、児童心理司は児童福祉司の約 4 割程度の配置となっていて、実は児童福祉司以上に不足していることがうかがわれよう。

それはさておき、採用時職種について考えたい。1,307 人のうち、心理職採用が 85.6%、その他の専門職が 10.3%となっていた。なお、平成 20 年調査では専門職採用が 88.3%、平成 25 年調査でも 88.5%といずれも高い割合であった。中に僅かながら一般行政職採用の者があったが（今回調査では 4.1%、平成 25 年調査は 6.9%）。過去の研究では、自治体によっては心理職採用をしていなかったため、大学で心理を専攻した者が一般行政職の試験を受けて合格した後、心理の仕事をしている例も確認された^{*4}（当該自治体では、その後心理職採用を始めていた）。今回そのような職員がいたのかどうかは不明だが、

*4 才村純他（2011）「平成 21 年度研究報告書 児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究－自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題－」子どもの虹情報研修センター 64p

児童心理司の場合は、いずれにせよ圧倒的多数は心理職として採用されていた。

次に、配属されている児童心理司の経験年数を見ていきたい（図13）。「10年以上」が4分の1を超え、「5年以上」だけで全体の半数近くになっている。なお、平成25年調査では、「10年以上」は22.5%、5年以上全体では46.0%だったので、今回調査では、僅かではあるが、前回より経験年数が上がっていることとなる。また、児童福祉司と比べ、総じて経験年数が長い

ことがわかる。背景として、多くは心理職として採用試験が行われていること、また、実際の業務の性格などから、勤務先も限られており、勢い児童相談所等の中で継続的に勤務することが多いと考えられる。

最後に見るのは児童心理司スーパーバイザーの経験年数についてである。児童相談所運営指針は、「児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない」とされている。そこで、児童心理司経験「10年以上」の者を見ると、4分の3を占めていた（図14）。一方、「5年未満」の者も10%となっているが、児童相談所運営指針が求める児童心理司スーパーバイザーの要件は、児童福祉司SVと違って、（児童相談所での）児童心理司経験ではなく、心理職全般を念頭に置

いた幅広い経験とされているので、直ちに要件を満たしていないとは限らない点は、留意すべきであろう。

図13 児童心理司の経験年数

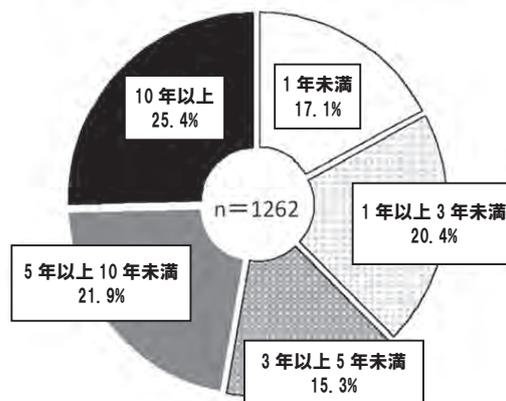
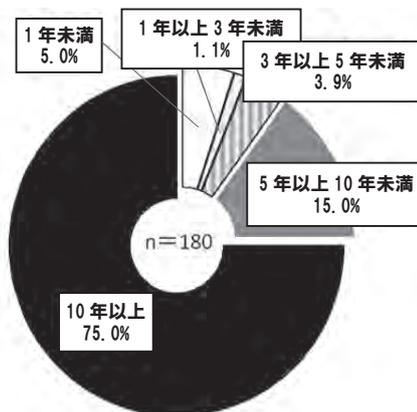


図14 心理司SVの心理司経験



3.5. その他の専門職

児童相談所運営指針によると、職員構成の標準として児童福祉司や児童心理司の他、精神科医（嘱託も可）、小児科医（嘱託も可）又は保健師*⁵、弁護士（これに準ずる措置も可）などの配置が求められ、人口 150 万人以上の地方公共団体の中央児童相談所（A 級）においては、それに加えて臨床検査技師、理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）の配置が標準とされている。ここでは上記に挙げられた職種のいくつかについて、その配置状況をみておきたい。

（1）医師

まずは医師である。全国 198 か所の児童相談所に、精神科医は 433 人（1 か所平均 2.2 人）、小児科医は 157 人（同 0.8 人）、その他の医師が 22 人（同 0.1 人）、合計 612 人（同 3.1 人）が配属されていた。ただし、その約 9 割（551 人）が非常勤医師であった。

医師の配置状況について、平成 20 年調査での医師総数は、193 か所に 617 人、1 か所平均 3.2 人との結果だった。精神科医は平均 2.21 人、小児科医 0.78 人、その他の医師 0.20 人とされているので、筆者の計算によると精神科医は 427 人、小児科医 151 人、その他の医師 39 人と推測できる。なお、常勤職員は平均 0.27 人、非常勤職員 2.47 人とされているので、大多数は非常勤職員である。次いで平成 25 年調査について。報告書に実数は記載されていなかったが、207 か所の児童相談所に平均 3.5 人配置とされているので、単純計算すると総数は 724 人となる。常勤、非常勤の別では、177 か所の平均で常勤が 0.2 人、非常勤が 3.0 人とされていて、やはり児童相談所における医師の業務は、非常勤医師が担っていた。

10 年間に行われた都合 3 回の調査研究を見ると、医師数が最も多かったのは、（筆者の計算によると）平成 25 年調査なので、今回調査は、5 年前より減少していることになる。平成 30 年度から 31 年度にかけて医師の数が減った自治体もあることから、実際にも医師数が減少している可能性は高い。その理由は不明だが、医師の役割は今後ますます重要となると思われることから、気がかりな結果であった。

*5 令和元年 6 月の児童福祉法改正で 12 条の 3 第 8 項が新設され「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない」と改められた（下線筆者）。なおこの項に関する改正法の施行は 2022 年 4 月 1 日。

(2) 保健師

今回の調査で、保健師は 193 か所の児童相談所に 136 人が配置されており、ほとんどが常勤職員であった（115 人）。保健師の配置については平成 25 年調査で初めて実施し、207 か所全ての児童相談所が回答しており、配属されている児童相談所は 109 か所（52.7%）であった。今回調査は配置人数を尋ねており、報告書に保健師を配置している児童相談所数は記載されていないが、保健師の配置は前回に比べて進んでいると言えよう。ところで、児童相談所運営指針では、保健師の役割を次のように述べている。

(1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及

(2) 育児相談、1 歳 6 か月児及び 3 歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援

(3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理

(4) 市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

また、現行の児童福祉法第 12 条の 3 第 6 項で示される医師又は保健師は、「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導」を行うこととされている。

ただし、現在配置されている保健師が、上記のような業務に専念しているとは限らない。というのも、児童相談所運営指針は、職員の資格として次のようにも述べる。

「児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成 16 年児童福祉法改正法により平成 17 年 4 月から、

- ① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、
- ② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた」

要するに、保健師が児童福祉司として業務を行っている場合もあり、保健師本来の業務に専念している人ばかりでないということである。今後、令和元年改正児童福祉法をふまえ、児童福祉司業務に従事する保健師とは別に、各所全てに法第 12 条の 3 第 6 項に規定する保健師を配置することが必要となろう。

なお、「新プラン」は、「子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で110人程度増員する」としている。

今後の課題として、配置人数だけでなく配属されている保健師の具体的な業務を確認するような調査も行い、児童相談所に配属されている保健師の実情について、さらに詳しく分析することが求められよう。

(3) 弁護士

今回の調査で弁護士を見ると、195か所の児童相談所に常勤の弁護士が15人、非常勤及び嘱託弁護士は合計で264人配置されていた。

弁護士の配置について過去の調査を見てみると、平成20年調査では、常勤弁護士の配置は1か所のみで、109か所の児童相談所では「任用されていない」との報告がなされていた。次いで平成25年調査を見ると、「弁護士への相談ができる体制のある」児童相談所は176か所(85.0%)とされていた。

したがって、過去10年間で、弁護士の配置、弁護士への相談体制は、急速に整えられてきたと言えよう。その背景には、児童虐待対応において、保護者の意向にかかわらず、子どもの安全の確保等のために権限を行使するソーシャルワークの必要性が高まってきたこと、また、そうした実情を反映して、平成28年に改正された児童福祉法が、第12条第3項を新設し、「都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」と定められたことなどがある。

なお、令和元年改正児童福祉法は、上記を第12条第4項として改正した。

「都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする（下線部が改正内容、令和4年4月1日施行）。本改正は、弁護士の業務内容を具体的に記述するとともに、「常時」という表現を加えることで、常勤もしくはそれと同等の配置を求めたものと考えられ、今後の動向に注目したい。

(4) 警察官

児童相談所運営指針に記載されている「職員構成の標準」欄に警察官は見られないが、平成 29 年 3 月の指針改定では、「第 14 節 警察との関係 6. 虐待事例等における連携」の項に次の内容が新たに追加されている。

「(3)虐待対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることも多いことから、都道府県警察との協議により、現職警察官に係る警察との人事交流や警察官 OB 等の採用などを検討すること」

こうした改定がなされる前から、警察官の児童相談所への配置は少しずつ進められてきており、平成 25 年調査では、初めて警察官の配置について取り上げている。そこでは警察官（OB を含む）の配置の有無のみを問うているが、それによると、207 か所の児童相談所のうち、配置ありと回答したのは 93 か所（44.9%）、この時点で、すでに半数近くの児童相談所が警察官を配置していた。

では、児童相談所運営指針の改定後に行った平成 30 年調査では、どのような結果だったろうか。ここでは実人員を尋ねており、198 か所の児童相談所に合計 192 人の警察官が配置されていることがわかった。複数配置の児童相談所、配置されていない児童相談所の両方があることから、本報告書だけでは配置されている児童相談所が増えているか否か、またどの程度増えているかといった点は確認できないが、いずれにせよ、5 年前と比較すると警察官配置は急速に進んだと言えよう。なお、192 人の内訳をみると、警察官 OB で非常勤配置となっている者が 141 人で最も多かったが、現職警官の専任配置が 22 人、併任配置も 22 人となっている。

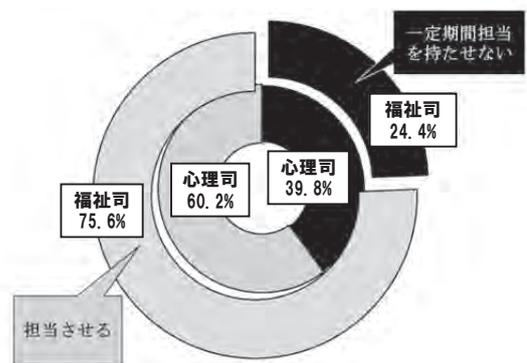
児童相談所運営指針は、警察官の役割について、たとえば「臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官 OB による助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である」などと例示しているが、新たに配属されるようになった警察官が、児童相談所の中でどのような役割を果たしているのかについて、今後、具体的な内容についても検討していくことが望まれよう。

4. 児童相談所が抱える課題とその克服の道

さて、ここからは、新たに赴任してきた職員に対する業務教育についても、簡単に実情を示しておきたい。

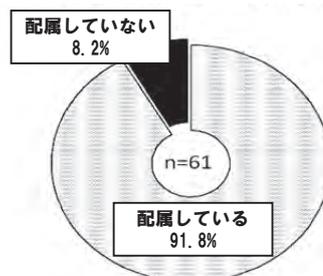
図 15 は、児童福祉司及び児童心理司に対して、一定の期間は業務教育期間として担当ケースを持たせず、経験職員等について学ばせているか否かを尋ねたものである。児童心理司の場合は、196 か所の児童相談所の約 4 割でそのような配慮がなされている。反面、児童福祉司の場合は、197 か所のうち 4 分の 1 に満たない児童相談所でしか、そのような対応が行われていないことがわかる。なお、本図には示していないが、その他の相談業務担当職員については、168 か所の児童相談所において、28.6%でそのような配慮がなされていた。したがって、児童福祉司が最も厳しい状況に置かれていることが推測されよう。加えて、児童福祉司の場合、主管課調査によれば、新規に採用された職員がそのまま児童福祉司として配属される割合が 9 割を超えていた（図 16）。

図 15 一定期間担当を持たせない業務教育の有無



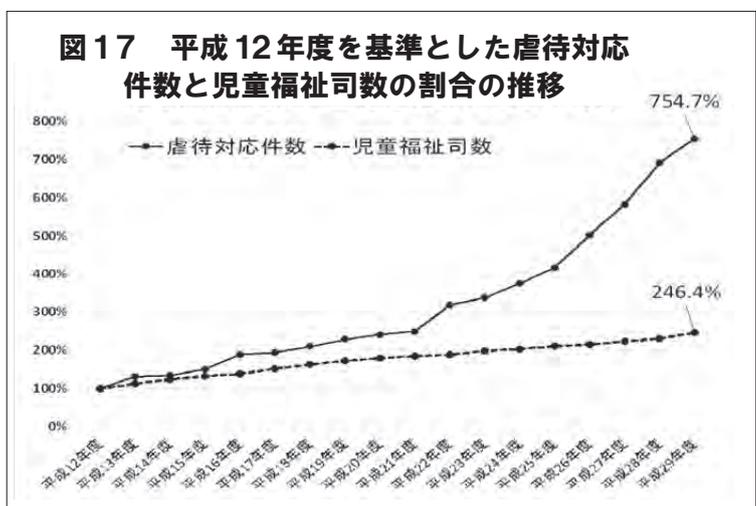
こうした職員の多くが、業務教育期間のないまま、相談業務に従事するわけだから、その過酷さは言を俟たないと言えよう。業務教育期間がなく、新規採用職員がすぐさま児童福祉司業務につかざるを得ない点も、背景に児童福祉司の不足が横たわっていることは疑いなく、人手不足は、単に多忙を生み出すだけでなく、相談業務の質にも深刻な影響を及ぼしていると言わざるを得ないのである。

図 16 新規採用職員の児童福祉司への配属



以上をふまえつつ、現在の児童相談所が抱える課題と、その克服の筋道について考えてみたい。図 17 は、児童虐待防止法が制定、施行された平成 12 年度を基準にして、虐待対応件数と児童福祉司の増加の割合を示したもののだが（拙著「虐待死」（岩波新書）から引用）、児童虐待対応件数に児童福祉司の増員が追いつかず、2017 年

図 17 平成 12 年度を基準とした虐待対応件数と児童福祉司数の割合の推移



度虐待対応件数が平成 12 年度の 7.5 倍以上になっているのに対し、児童福祉司は 2.5 倍を満たしていない。したがって、現在の児童福祉司は、当時と比べて 3 倍以上の虐待対応を求められていることになる。当時でも児童福祉司は過重な業務に追われていたのに、その 3 倍以上ともなれば、児童福祉司の苦労たるや想像を超えると言わざるを得まい。こうした中で、現在の児童相談所には図 18、図 19 に示すような悪循環が生じているように、私には思われる。

一つは、業務が多忙、過酷のため職員が短期間で異動希望して定着せず、結果として未経験者が増えることで専門性が不足し、児童相談所に対する批判が強まることで早く異動する職員が増え、未経験者の割合がますます高くなるという悪循環である（図 18）。

そして、未経験者が増えると、すべきことが誰にもわかるようマニュアルの必要性が高まり、次々と新たな通知も発出され、配属された職員はそれを覚えることに終始して、目の前の子どもや家族について自分で考える力が弱まり、ソーシャルワークの力が削がれてしまう。その結果、ますますマニュアルに頼らざるを得なくなってソーシャルワークが失われていくという悪循環である（図 19）。

児童相談所も行政機関である以上、法律に従うのは当然であり、安全確認の方法その他、種々の通知も理解して対応すべきであろう。だが、児童虐待の現場では、今まで経験していないような未知の出来事が起こるため、法律や通知に従ってさえいけば支援ができるというほど生易しいものではない。実はそうした未知の事態に対応する力が専門性なのであり、子どもや家族に起こっていることは何なのか、それを自ら考えた上で法律や通知を生かしていくことこそ、高い専門性を求められる児童相談所にとっては不可欠な営みといえよう。端的に言うなら、今まさに、ソーシャルワークの復権が必要だと、私は考える。

では、そのために何が必要なのか。基本的なことではあるが、今いる職員が、この仕事はとても大切な、かけがえのない仕事であり、やりがいのある仕事だ

図 18 児童相談所をめぐる悪循環 その①

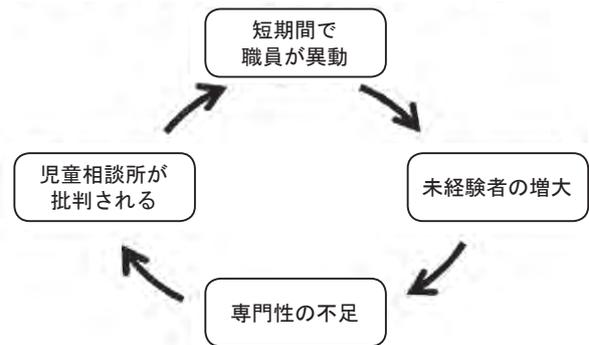
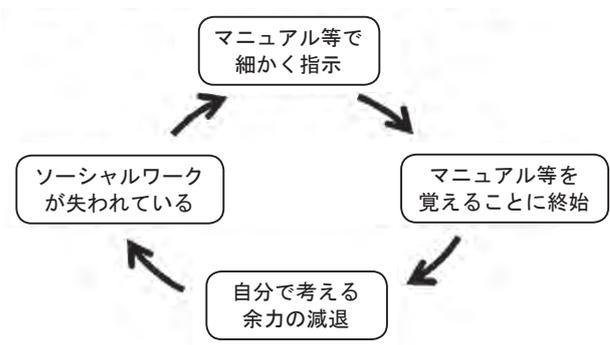


図 19 児童相談所をめぐる悪循環 その②



ということを再確認する、もっと言えば実感することではないだろうか。といってそれが簡単にできるわけではない。おそらくは、困難にたじろぎ、迷い、後戻りしたくなり、あるいは逃げ出したくなることも数々あるはずで、なおかつ今は、自ら考える時間さえ奪われているようにも思われる。挙げ句「3年勤務したから転勤させてください」という人ばかりになってしまえば、児童相談所はおろか、児童相談所が関わる全ての子どもたちが不幸になってしまう。ただし、今ならば有利な条件もある。というのも、今回の結果にも見られるように、児童相談所長には児童相談所勤務経験の長い人が多く、児童福祉司 SV や児童心理司スーパーバイザーもベテランの域に達している人がまだまだ多数いて業務を行っているからだ。こうした人は、業務の苦勞だけでなく、相談援助活動で何が大切であるかを体感しており、その醍醐味も体に深く刻み込んでいるだろう。もちろん、現在とは時代も状況も違う中での経験であり、そのままのやり方でよいというわけではあるまいが、体制の整備を必須の前提として、彼らの経験が引き継がれ、現在、最前線で勤務している人たちがこの仕事の重要性を理解し、引き続きこの仕事を続けようと思うならば、5年先、10年先には再び経験豊富な児童福祉司等が在籍する児童相談所へと生まれ変わるのではないだろうか。その帰趨を決めるのは、まさに今だと私は考える。

引用文献

- ・ 川崎二三彦（2019）『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか』（岩波新書）
- ・ 丸山浩一（2009）『財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究結果報告書」』財団法人こども未来財団
- ・ 森田展彰（2019）『平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査 結果報告書」』子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業
- ・ 才村純他（2011）『平成 21 年度研究報告書 児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究－自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題－』子どもの虹情報研修センター
- ・ 桜山豊夫（2014）『平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究 結果報告書」』一般財団法人こども未来財団

I-2. 人材育成や法定研修のあり方について ～ディスカッションを通して見えてきた課題と対応～

明星大学 川松亮

本章のポイント

児童相談職員の育成方法について検討するため、2018年度『児童相談所の実態に関する調査』調査I「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」におけるデータを基に、共同研究者と全国児童相談所長会事務局とでディスカッションを行った。その議事録を基に、現状と課題、及び対応策についてまとめた。

対応策として、①新規配属職員（児童福祉司・児童心理司）には、一定期間担当を持たせず、経験職員に付いて業務を学ばせる「見習い期間」や、一人だけで担当を持たせない「モラトリアム期間」を設定する。②職層別の研修体系の構築が必要である。また、児童心理司、一時保護所職員にも、悉皆で必須の研修メニューが必要である。③法定研修の内容を精選するとともに、職層別の研修を充実させる。④任期付採用や経験者採用について、一定の経験があることを踏まえた研修内容を組み、フォロー体制を構築する。⑤退職後のベテラン職員をSV的立場で活用する仕組みを制度化する、があげられた。

1. 目的

児童相談所の現場は年々厳しさを増している。子ども虐待通告件数の増加とそれへの対応に疲弊し、ソーシャルワークとしての業務へのやりがいを見失いがちになっているといってもあながち間違いではない現実がある。一方で児童相談所職員の資質向上が各方面から求められ、多数の新任職員を抱えながら暗中模索しているのも現実である。

こうした状況の中で、法定研修が2017年度から導入されたが、その効果がどのようなものであるのかを検証し、より良い研修とするために改善していくことが課題となっている。また、研修だけではなく、人材の採用・任用・異動・職場内OJT・キャリアアップなどを含めた、人材育成のための人事政策全体を再検討して、有効な施策を構築していく必要がある。

本稿は、2018年度の『児童相談所の実態に関する調査』における調査I「児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」（以下、2018年調査I）をもとに、今後のあり方を検討していくつかの提言にまとめることを目的とし、児童

相談所現場職員と共同研究者とのディスカッション記録を基にまとめたものである。

2. 方法

2018年調査Ⅰのデータを参考にしながら、全国児童相談所長会事務局と調査Ⅰを担当した共同研究者（川崎二三彦、川松亮、鈴木浩之、田崎みどり）によりディスカッションを行った。ディスカッションは2019年12月9日と2020年1月7日に実施し、1回目は共同研究者の他に全国児童相談所長会事務局及び東京都児童相談センターの事業課長・専門課長4名が参加した。2回目は議事録を基に要点をまとめるために、事務局と東京都児童相談センター専門課長が参加した。

ディスカッションの内容は、人材育成と法定研修に関する現状と課題の評価、および対応策の抽出であった。本稿は、ディスカッション議事録を基に全国児童相談所長会事務局がまとめた要点をもとに、川松が執筆したものである。

3. 結果

3.1. 児童相談所の現状と課題

(1) 現状

- ① 児童虐待相談件数の急増に伴い、児童相談所が受理する件数が急増している。
- ② 各児童相談所は、体制の強化に努めているものの、急増する相談件数には追いつかず、職員の疲弊感は極まっている。
- ③ そのため職員は、バーンアウトしたり、何とか業務を行っている職員も、仕事に夢を持てるような状況ではない。
- ④ その結果、職員は中々定着せず、経験が蓄積されないため、児童相談所総体として、専門性が向上していかない。
- ⑤ また、職としての人気も上がらず、児童相談所職員を目指す者が増えていかず、採用もなかなかうまくいかない。
- ⑥ 専門性が向上していかず、より良い人材も集まらない状況で、急増する相談に日々対応しなければならず、負の連鎖が続いてしまっている。

(2) 人材育成・法定研修の課題

こうした状況下において、人材育成については、次の課題があると考えられる。

- ① 新任配属職員（児童福祉司・児童心理司）が、すぐに担当を持ち、ケース対応に追われてしまうため、OJTも含め、研修期間が十分とれない。

(参考:2018年調査1では、新任職員にすぐ担当を持たせている場合が、児童福祉司で75.6%、児童心理司で60.2%にのぼった。)

- ② ケースワーク上、児童福祉司と両輪となる児童心理司、また、一時保護所入所中の子どもを支援する職員の職種別研修の統一的基準が用意されておらず、自治体に委ねられている。
- ③ 短期間に実施するには、法定研修の到達目標の項目のボリュームが大きすぎる。
- ④ 児相職員全体の経験年数が積みあがらない中、新卒者以外の、任期付採用や経験者採用は有効であるが、新卒者の人材育成と同様になってしまっている。また、職員全体の中長期的な人材育成プログラムが準備されていない。
- ⑤ 3年目までの職員が半数以上を占める組織において、OJTを丁寧に行う余裕がない。

3.2. 対応策

ディスカッションで出された意見を基に、5つの提案にまとめ、それぞれ主な意見や具体的な対応策を以下にまとめた。

- (1) 新規配属職員(児童福祉司・児童心理司)には、一定期間担当を持たせず、経験職員に付いて業務を学ばせる「見習い期間」や、一人だけで担当を持たせない「モラトリアム期間」を設定する。

例えば、半年から1年程度は実質児童福祉司補と位置付ける。

(参考:2018年調査1では、児童福祉司について、半年から1年未満は担当を持たせない児相が5児相、半年未満担当を持たせない児相が43児相あった。また、児童心理司について半年から1年未満は担当を持たせない児相が6児相、半年未満担当を持たせない児相が72児相あった。)

<主な意見や具体的対応策>

- ① 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)による人員増(2019~2022年度)のタイミングがチャンスであり、体制は厳しいものの我慢どころである。
- ② 虐待相談件数の増加等で一層多忙を極める中、導入時の現場は大変だが、児童福祉司、児童心理司とも配置基準が改善・設定され、大幅増員を要するこの時機こそが体制整備のチャンスである。
- ③ 制度が定着すれば、職員を育成、養成する体制が形成され、新任職員が「支えられ感」を持てる。

- ④ これにより、職員の定着率も上がれば、新任職員への指導の負担も相対的に減る。
- ⑤ 加えて、教える側、教えられる側ともに力がつく。
- ⑥ ただし、モラトリアム期間はあまり長くても、新任がやりがいを感じにくい面もあるため、期間を設定する際はこのことに留意する必要がある。

ケース数は減らし、常に相談できる環境下であれば、担当を持ち、責任もある中でやっていきたいと考えている新任もいる。
- ⑦ 人材育成は最初が肝心である。
- ⑧ OJTの担い手であるメンター・チューターは、貴重な存在である。新任だけでなく、教え手の能力向上に寄与する。教わった経験がないと、人に教えることができない。一方で連携せず、一人で動きたい人がいるのも気にかかる。
- ⑨ 職員が潰れる職場に人は来ない。職員のやりがいを維持しながら、負担の低減を目指す必要がある。

(2) 職層別の研修体系の構築が必要である。また、児童心理司、一時保護所職員にも、悉皆で必須の研修メニューが必要である。

<主な意見や具体的対応策>

- ① 職種ごとに中長期的な育成プログラムを設定した上で、それに沿った研修スケジュールや内容としていくべきではないか。
 - ・ 研修はひとつのピースで、異動や採用、チューター制度等も含めて、あるいは児童福祉司にどんな人を配属するかなど、人事施策全体の中で考える必要がある。
 - ・ 自治体によっては、職種ごとに一定の専門性を確保するまでの期間を設定した上で研修体系等を組んでいる。

(例 児童福祉司・児童心理司は3年間で、一時保護所職員は2年間で育成することを目標にした研修計画を立てている自治体がある。)

その他、各々の得意分野を伸ばせるよう、また監督職等には職務に応じた能力を身に付けられるよう、メニュー化や職層別の研修を用意する必要がある。
- ② 育成プログラムや児童心理司、一時保護所職員必須の研修メニューを設定する際、現場の実情を踏まえて、建付けを考えるべきである。
- ③ どの職種にも児相のケースワーク的な視点は必須。子ども家庭相談全

体の一環として、それぞれの立場で関わっていることを認識した上で、専門性の向上を図るべきである。特定のプログラムや療法に固執するのではなく、専門分野・部署独自のルールや文化に偏らないように、研修を通じて共通化するように育成する必要がある。

(3) 法定研修の内容を精選するとともに、職層別の研修を充実させる。

<主な意見や具体的対応策>

- ① 児童福祉司の法定研修についても、項目が多岐にわたりかつ相当な量で数日間での実施が難しく、消化不良である。また、各自治体が培ってきた職層別等の研修体系が、法定研修に置き換えられたところもある。
- ② 職層別研修は必要である。法定研修の導入後の職層別研修のあり方を再考すべき。小規模で取り組めない自治体等については、ブロックで開催するなどの工夫も必要である。
- ③ 初年度に詰め込み過ぎず、その後も必要な期間をかけて必要な知識を備えられるよう、もっと丁寧にじっくり学ぶべき。
- ④ 研修を受けたとしても、業務に必要な知識を備えられたかは別問題である。カリキュラム上時間が足らず、端折った研修になってしまう。十分に伝えていくには時間不足である。

(4) 任期付採用や経験者採用について、一定の経験があることを踏まえた研修内容を組み、フォロー体制を構築する。

<主な意見や具体的対応策>

- ① 任用後研修はベースとして全員受講する必要がある。
- ② その上で、人材育成として、獲得すべき能力や知識を列記する。
- ③ JaSPCAN や各学会、民間団体主催の研修会等への参加を勧奨したり、義務付けることも必要ではないか。
- ④ 大量増員を要する中、即戦力が期待できる経験者の採用は一定量必要である。
- ⑤ 専門職ではないものの、児童相談所の職員は、現在は基本的に売り手市場であり、個人の資質や経験内容により、入職しても児相の環境に馴染めない人や、これまでの経験が活かしづらい場合も見られる。
- ⑥ 人材が流動的で自治体間での移動も珍しくなく、自治体間の人材の奪い合いの側面もある。
- ⑦ 各自治体が経験者採用を行ったり、新規採用についても年齢拡大を図る中で、児童福祉司等が他の自治体の児童福祉司として新規に採用され

たり、一方で大卒1年目の児童福祉司もいるなど、「新任」職員にも幅が出てきている。経験者採用により様々なバックグラウンドを持つ職員が増えており、育成の方法は一樣ではない。

(5) 退職後のベテラン職員をSV的立場で活用する仕組みを制度化する。

<主な意見や具体的対応策>

- ① 退職後のベテラン職員をSV的立場で引き続き児相に留めて、新任職員の育成やフォローに携わる手法は有効である。
- ② 退職後も再雇用や再任用で児童福祉司、児童心理司を続けるのではなく、新人といっしょに動きながら、新人を支え、育てる。大変な状況の若手や組織自体を支えたいという思いがあり、包容力がある。
- ③ 所長など管理職が退職後、主幹として、新任職員のフォローや育成に関わっている自治体もある。
- ④ 児相内で分業化が進む中、経験年数が積み上がらず、部分的な業務しか知らない職員が増えている中、児相業務の全体をよく分かっている貴重な存在であり「知恵袋」となる。
- ⑤ ベテラン職員が退職後も児相経験を活かして活躍できるように、ポストを用意するなど相応の処遇を準備すべき。

4. 考察

あらためてディスカッションのまとめを読むと、児童相談所における現状と課題の評価及び対応策の抽出を通して、児童相談所が置かれている状況の特徴と必要な手立てが的確に映し出されている。

研修においては、児童福祉司のみの研修が法定化されたが、児童心理司や一時保護所職員の専門性を高める努力は自治体にゆだねられている。児童福祉司の研修法定化によって、それら職員が研修に入りにくい状況も生まれてきてしまった。児童相談所総体としてのソーシャルワーク力を高めることが求められており、多職種合同の研修により、共通に配慮すべきことがらを伝えていくことが必要である。

また、各職層によって求められる知識や技術、姿勢は異なってくるのであり、必要な研修内容も異なってくる。こうした経験年数による研修の体系化を職層別研修として構築することが必要である。この点でも法定研修が入ったことで混乱をしている現状がある。今後は研修体系全般をあらためて構築しなおしていくことが必要となっている。

児童福祉司法定研修については、短期間で内容のボリュームが大きすぎ、消

化不良に終わっている。内容を精選して実効的な研修となるように、自治体独自に研修を工夫するなど、枠にとらわれない検討も必要であろう。また、施設における実習等の必要性も指摘されている。

現在、厚生労働省の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）により人員配置増が進められている。新人を多く抱えた児童相談所現場は混乱しているが、数年の期間を持ちこたえ、系統的な人材育成策を構築していくなれば、数年後に安定的な職場を実現できる可能性を持っている。目下の増員のタイミングに合わせ、例えばケース担当を持たない、あるいは複数担当制にするなどの新人育成期間を設定したり、人材の定着策を検討することで経験年数の長い職員を確保するなどにより、安定した運営を構築できるように検討すべきである。大変な状況であるが、逆にチャンスであると考える。

人材育成を検討する場合には、今後の児童相談所のあり方も併せて検討に加えることが必要であろう。特に児童相談所における分業化が進む中で、児童相談所のソーシャルワーク全体を視野に収めることが難しくなっていることに配慮が必要である。これは、個々の職員が子どもと家族にとって必要な支援を総合的に担っていくことができるかどうかにかかわってくる。子どもと家族の真のニーズをつかみ、親子と共同での相談関係を形成し、そして支援を継続していくという、ソーシャルワークとしての全体的な力を個々の職員が身に付けていくことが求められる。分業化の弊害をできるだけなくし、様々な支援の局面に対応できる職員の育成を検討していかなければならないと考える。

I -3. 児童相談所における人材育成の視点

～自由記述の KJ 法によるまとめ～

立正大学 鈴木浩之

本章のポイント

目的

この章の目的は、児童相談所の現場職員に対して行った人材育成に関わるアンケートにおける自由記述をまとめ、今後の児童相談所での人材育成をどのように進めていくかについて示唆を得ることである。

方法

KJ 法による「まとめ」を行った。

結果

アンケートの自由記述については、意味のまとまりごとに分解したのち、KJ 法の手続きに従い A 型図解化を行い、その説明を B 型叙述化により示した。まとめられた島は「1. 児相が置かれている困難な現実に対峙していく」に対して、「2. 守られた子どもの安全・命にも注目していく」こと、それを発信していくことが、人材育成の基盤として必要であることが示された。そして、児童相談所が置かれている困難な現実に対して、七つの島、つまり「3. 専門職としての専門知識を身に着けていく」「4. 現場での業務を通して学んでいく」「5. SV を人材育成の要として充実させていく」「6. 専門職の配置と人事サイクルを作っていく」「7. 新たなナショナルスタンダードな研修機関を作っていく」「8. ワークライフバランスを保てるようにしていく」「9. 学びあい・育ちあいを進める職場創りを進めていく」がサークルを作り、これを包み込むように「10. 人材育成のビジョンを明確に持つ」が配置された。

考察

児童相談所は極めて厳しい現実に置かれているが、児童相談所のよりよい理解を進めるための社会への発信の努力が必要である。さらに、児童相談所の専門性を確保し、やりがいをもって業務を遂行するための人材育成の視点は不可欠であり、児童相談所は対症療法としての人材育成にとどまらず、確かな人材育成のビジョン、よりよい未来を見据えたビジョンを持つことが求められていることを示した。

1. はじめに

本章は、児童相談所職員に対するアンケートの中にあつた自由記述項目「平成 30 年度児童相談所の実態調査 調査票 1-B 虐待対応人材育成に関する調査

(児童相談所用)」設問(5)「これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」に対して回答されたものを、KJ法の手続きに従い「まとめ」たものである。設問に対しての回答を意味のまとまりごとに抽出したところ 265 のテーマが見いだされた。そこで、10 以下の島になるまで、表札をまとめ、図解化を進めた。

KJ 法は、異質のもの同士のつながりを考えることを通して、そこから新たな発想を得ようとするものである。データを分析するのではなく、つながりを「まとめる」とされている。

川喜田はこのことについて、『『まとめる』ことには、単に同質的なものの要約と分析と言う手続きだけでは不十分な場合がある。それはなんであろうか。すなわち、全然性質の違う、比べることのできない資料同士を集め、それらの組み合わせからどういう意味が見いだせるのかという意味での『まとめる』過程である。あるいは、異質のデータの組み合わせから何が発見されるかということである。この意味でのまとめに対しては、そもそも分類と言う手続きだけでは、はなはだ不十分だということになる」(1967 川喜田 : 53)と述べている。

児童相談所の現場に対して行われたアンケートから得られたデータは、きわめて多彩なものである。現場だから体験する困難、体験に基づく意見、提案、職種による課題、地域による格差など、実に多くのものを含んでいる。したがってこれらの関連性を検討し、そのつながりをまとめることは、新たな発想、児童相談所における人材育成の在り方が見えてくる可能性が示唆されたため、検討の方法として KJ 法を選択したものである。本全体調査の、統計的な分析と合わせてみていただけると、児童相談所現場の人材育成の現状と課題、さらに、これから児童相談所が進む道筋の輪郭がおぼろげながら見えてくるかもしれない。

KJ 法の「まとめ」の手続きは、データに真摯に向き合うことを通じ、そのデータの親近性を感じ、それを集めていくことから始まる。集まってきた、データを見ながら、なぜこのデータが集まってきたのかデータが「語りかけてくるもの」に耳を傾けていく、とされる。このことを「志を同じくする」(1986 川喜田)データを集める手続きという。そして、そこにデータが教える主題となる表札をつけていく。表札は「なるべく柔らかく、元の発言の肌触りができるだけ伝わるようにと表現するのがよいのだ。元の発言の土の香りをなるべくつたえた一行見出しがよいのである。」(1967 川喜田 : 71)とされている。そして、一行見出し(後に、「表札」と表現される)は、つまり、

「概念化」のプロセスであると述べている。

さらに、これらの小さな単位から大きな単位に概念化を進め、表札同士を空間配置し、「志を同じくする」ものをつなげるプロセスを経ることによって、そこに新たな「発想」が生まれるのである。

図 1 は、以上の KJ 法の手続きによりまとめられた図解化である。

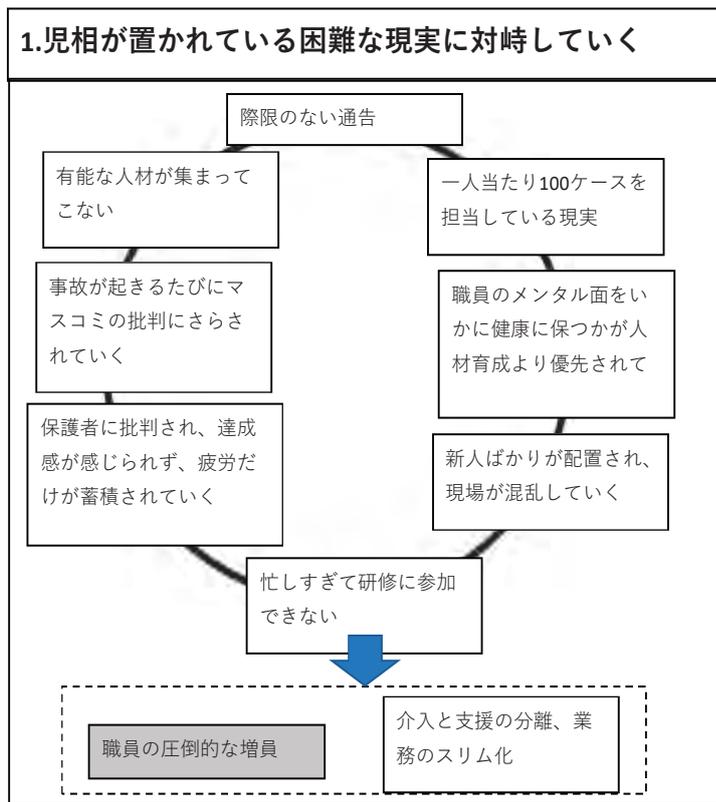
以下は、図解化に基づく説明をまとめた叙述化である。図は左側の二つの島をまとめたものを、説明の便宜的なテーマとして「Ⅰ 児相の置かれている困難な現実と児相をよりよく知ってもらうための発信」とした。右側の大きなまとまりには、「Ⅱ 人材育成のビジョンを創造する」とした。このまとまりには 7 つの島がサークルを作っており、中心に「10. 人材育成のビジョンを明確に持つ」がある。本アンケートをまとめるプロセスにおいて、最終的に言及されたものである。以下、各島の説明を行う。

(以下の節で示される図は図 1 にあるそれぞれの島を拡大したものである。)

2. 児相の置かれている困難な現実と児相をよりよく知ってもらうための発信

ここの二つの島は今日、児童相談所の置かれている困難な現実を示している。「児童相談所における人材育成」を考えると、児童相談所の置かれている困難な現実を踏まえるところから説明が始まる。

2.1. 児相が置かれている困難な現実に対峙していく



ここでは、児童相談所の現場職員が直面している困難な現実が示されている。

現場の感覚では常に「際限のない通告」を受けている感覚がある。とりわけ、警察からのDV、子どもの面前暴力の通告に係る対応は、今や児童相談所のルーティーンワークになっており、子どもの安全確認、家庭訪問等のかかわりが日常業務の一定割合を占めるようになってきている。累積される通告への対応は、担当者が抱えている重篤なケースへの継続的な対応とのバランスにおいて、葛藤を

生じさせ、対応の不均衡が生まれる場合がある。地域によって格差が認められるものの都市部では、人員増が図られつつあるとは言え、未だ、「一人当たり100ケースを担当している現実」もある。

職員は、ケース担当のある数を臨界点として、ケースの対応が飽和し、ケースの実質的なかわりができなくなる。あともう少し、というところで終結のための家庭訪問、事務手続きができないために一定期間手続きを保留の状態にすると、子ども、家庭に関わる最新の報告ができないことから、援助方針会議への提出をためらいケースの終結の手続きの事務すらできなくなってくる。このような悪循環に陥ると、ケースは増えるばかりであり、いつも何者かに追われるような感覚になり、全く見通しが見えない状況に陥れられる。本論のテーマである人材育成以前に「職員のメンタル面をいかに健康に保つかが人材育成より優先されて」という意見は深刻であり、その考えに全く異論はない。

さらに、緊急総合対策による急速な増員は現場に「新人ばかりが配置され、現場が混乱していく」という状態を生じさせている。職員の年齢バランス、経験年数の著しいアンバランスが生じていることの指摘である。ただし、現場において、人員不足が解消されているということでは全くない。かつてないほどの人員増が行われると、感覚がマヒしてくるが、決して業務量、業務内容に比

して十分な人員体制が担保されていると言えるものではない。

結局、「忙しすぎて研修に参加できない」状態となり、よりよい支援を目指して研修に参加しようと思っても、参加は叶わず、目の前にある課題を処理していただけとなっていく。現場の悪循環は強まる中で、「保護者に批判され、達成感が感じられず、疲労だけが蓄積されていく」感覚は、多くの職員が感じるところであろう。さらに、「事故が起きるたびにマスコミの批判にさらされていく」現実には、何ら反論できないまま、そこでの傷付きは潜在するか、組織として抑圧されていくことになっている。こうなれば、児童相談所で働きたいと思う職員は少なくなり「有能な人材が集まってこない」ことになっていく。

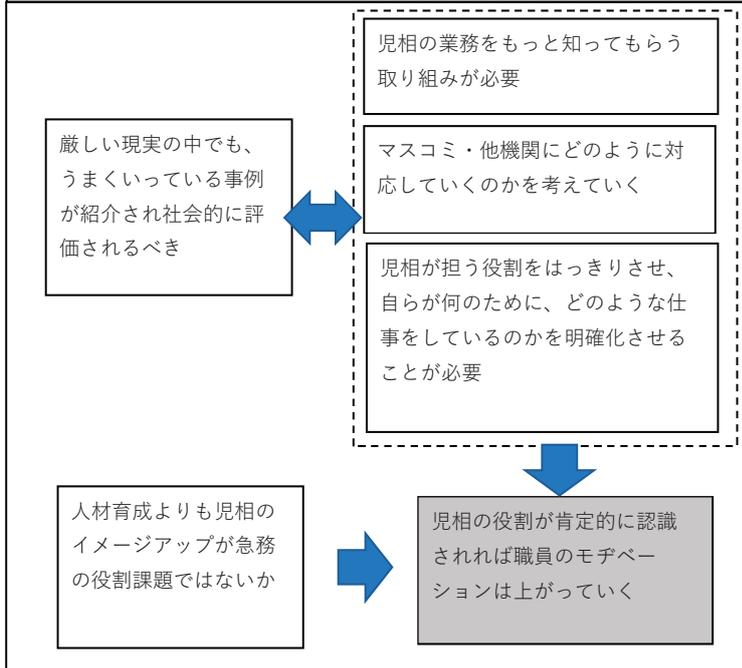
これらのスパイラルに対しては「介入と支援の分離、業務のスリム化」等の意見があろうが、現場において議論がまとまっているわけではない。介入と支援の分離については、支援を想定することでの介入の判断の誤りを防止するという点、さらに、分業による業務の合理化があろう。介入と支援を一体的に捉えることの意義を主張する意見もあるが、改正法では少なくとも危機介入の職員と支援する職員を分業することの方向性は示されている。

ここでは、「職員の圧倒的な増員」ということが一つの結論となる。職員の年齢、経験年数の均衡を保つことも大切であるが、圧倒的な増員を図ることによって、適正な業務の遂行を図り、これ以後の島で説明される、人材育成の課題に取り組んでいくことが求められる。

2.2. 守られた子どもの安全・命にも注目していく

ここでは、児童相談所が置かれている厳しい現実を前にして、児童相談所のことをよりよく知ってもらうための社会に対しての発信に努力を払うべきだという意見にまとめられている。

2.守られた子どもの安全・命にも注目していく



児童相談所は「厳しい現実の中でも、うまくいっている事例が紹介され社会的に評価されるべき」との意見がある。児童相談所がマスコミ等で取り上げられるのは、子どもの死亡事例などの事件、事故が発生した時である。しかし、マスコミでは取り上げられることの少ない守られた命、子どもと家族のよりよい未来につながる実践もたくさんある。しかし、子ども虐待の事件が報道され厳しく児童相談所が糾

弾される中では、現場の職員からそのようなことを発信するタイミングを探すのは難しい。子どもの命が失われたという現実を前にして、真摯に反省し、事件を繰り返さないということ以外、現場からその声を上げることはできない（難しい）。

しかし、今、世間が捉えている児童相談所のイメージがすべてでは決してない。「児相の業務をもっと知ってもらう取り組みが必要」であり、「マスコミ・他機関にどのように対応していくのかを考えていく」ことが必要なのである。

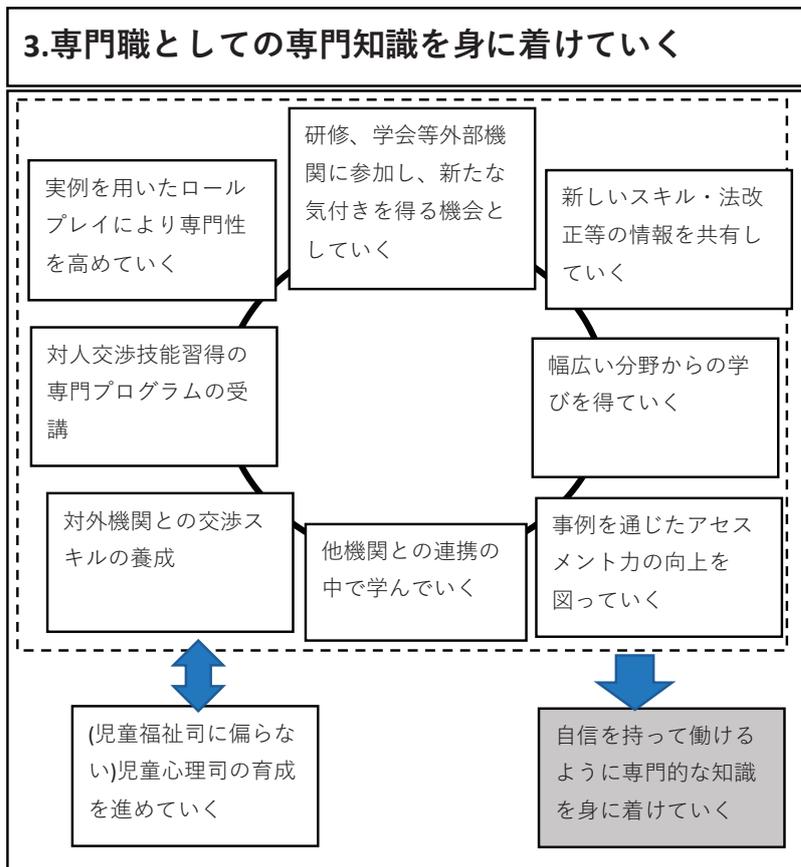
単に児童相談所としてだけでなく、国が総力を挙げて子ども虐待に対峙し、その全体の取り組みの中で「児相が担う役割をはっきりさせ、自らが何のために、どのような仕事をしているのかを明確化させることが必要」なのである。

本論のテーマである「人材育成よりも児相のイメージアップが急務の役割課題ではないか」という意見もある。結局、児童相談所の正しい理解を進めることで「児相の役割が肯定的に認識されれば職員のモチベーションは上がっていく」ことにつながっていくのであり、人材育成を進める時の基盤としての児童相談所のイメージをポジティブなものに変えていくことが必要であることを、この島は主張し、説明している。

3. 人材育成のビジョンを創造する

ここからは、児童相談所の置かれている困難な現実を踏まえて、どのような人材育成を進めていったら良いのかということについての多彩な意見がまとめられている。

3.1 専門職としての専門知識を身に付けていく



ここでは、児童相談所に働く専門職としての専門性を担保する専門知識の獲得についてまとめられている。

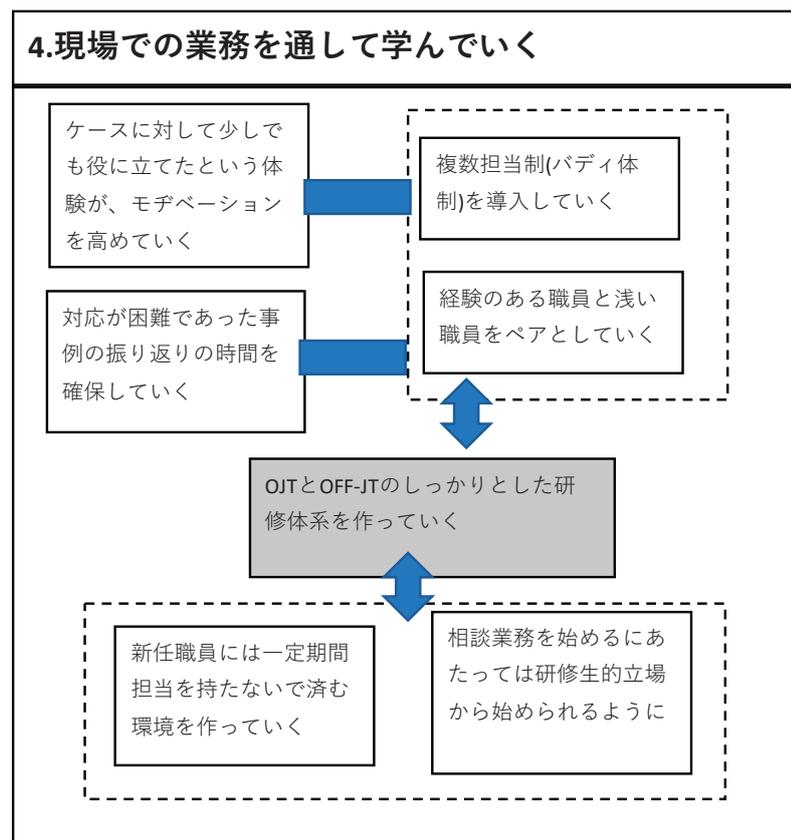
児童相談所の業務は、子どもに関わるあらゆる学際的な知識を動員して子どもと、家族の支援に対峙していくことが求められている。そのためには、多忙を極める現場であったとしても、前述している児童相談所の負のスパ

イラルに陥らないためにも、継続して「研修、学会等外部機関に参加し、新たな気づきを得る機会としていく」ことが求められる。そして、「新しいスキル・法改正等の情報を共有していく」「幅広い分野からの学びを得ていく」ことが必須となってくる。

また、単なるそのことが知識としてとどまるものでなく、よりよい実践に役に立つものになるためには「事例を通じたアセスメント力の向上を図っていく」ことが大切であり、「他機関との連携の中で学んでいく」ことが必要となっている。さらに、子ども虐待対応が他機関、多職種連携の中で進められていくことにおいては「対外機関との交渉スキルの養成」「対人交渉技能習得の専門プログラムの受講」など、児童相談所の現場で必要とされる多様なスキルの獲得が求められている。

「実例を用いたロールプレイにより専門性を高めていく」「(児童福祉司に偏らない)児童心理司の育成を進めていく」ことを通じ、それらからの学びが、最終的には「自信を持って働けるように専門的な知識を身に着けていく」ことに通じていくことを示している。「自信をもって」仕事にあたりたいという願いがここには示されている。

3.2. 現場での業務を通して学んでいく



ここでは、児童相談所職員としての学び、さらには実践に対してのモデベーションは現場での実践を通して学んでいくものであることが示されている。

児童相談所職員が、日々の困難な業務の中でも頑張っていこうと思えるのは「ケースに対して少しでも役に立てたという体験が、モデベーションを高めていく」ことにつながっていくからである。そのことを実現するためには、ケースカンファレンス等の

時間を活用して「対応が困難であった事例の振り返りの時間を確保していく」ことが大切である。

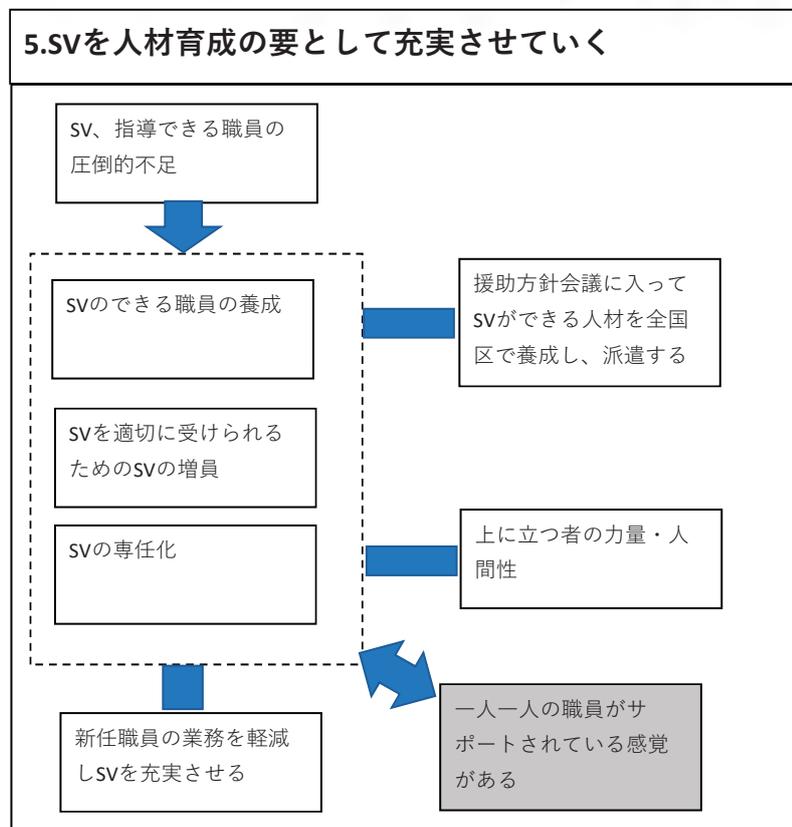
また、「複数担当制(バディ体制)を導入していく」ことの提案がある。バディという表現は、ダイビングで水中に潜水しながら、言葉を発することができない状況の中で、お互いがサインを送りながら目的を達成する様子を連想させる。まさに、子ども虐待対応の現場でバディが組まれ呼吸を合わせて実践を進めている様子が頭に浮かぶ。バディは「経験のある職員と浅い職員をペアとしていく」ことが効果的であろう。

大学を卒業してすぐの職員が、児童相談所における虐待対応の第一線に送られる現実を考えれば、新任職員への配慮は必須である。新任職員が、困難な現

実を前にして、モデベーションを持ち続け、この仕事を続けていこうと思える配慮を最大限すべきである。「新任職員には一定期間担当を持たないで済む環境を作っていく」「相談業務を始めるにあたっては研修生的立場から始められるようにしていく」という配慮が、圧倒的な人員増の中で実現されなければならない。

これらの取り組みを実現するための「OJT と OFF-JT のしっかりとした研修体系を作っていく」こと、つまり、知識として学んだことが現場で検証されさらに学びを深めていくというサイクルをいかに作っていくのか、という課題があることを示している。

3.3 SV を人材育成の要として充実させていく



ここでは、人材育成の要はまさにスーパーバイザーの存在にかかっていることを示している。しかし、アンバランスな経験年数の不均衡は、新人職員の増加にくらべ、経験を有する「SV、指導できる職員の圧倒的不足」という事態を生じさせている。

実際、本調査においても、児童福祉司スーパーバイザーは児童福祉司経験がおおむね 5 年以上とされるが、「5 年以上」の経験者の割合を見ると、約 7 割であり、

「5 年未満」が約 3 割となる。「3 年未満」も 2 割 近い、という結果がある。

「SV のできる職員の養成」は急務であり「SV を適切に受けられるための SV の増員」が必要であるが、経験年数を有する職員を確保するのは現実的に困難であり、今いる職員が引き続き児童相談所で働き続けていけるような配慮が求められているといえよう。あと、3 年から 5 年スーパーバイザーとしての経験を積んでもらい、児童相談所の現場で働き続けていただければ、スーパーバイ

ザーの経験年数の課題は一定の改善を見るはずである。その点においても、スーパーバイザーこそが、意欲をもって働き続けられる環境の整備と専門性の高い研修の在り方が問われてくる。

また、ここでは「SVの専任化」が指摘されている。今回の調査では実に3分の1以上がケースを担当している実態が明らかになった。スーパーバイザーが担当ケースを持っている中で、スーパービジョンを行うことは困難である。この課題も圧倒的な人員増の中で、体制の確立が望まれる。

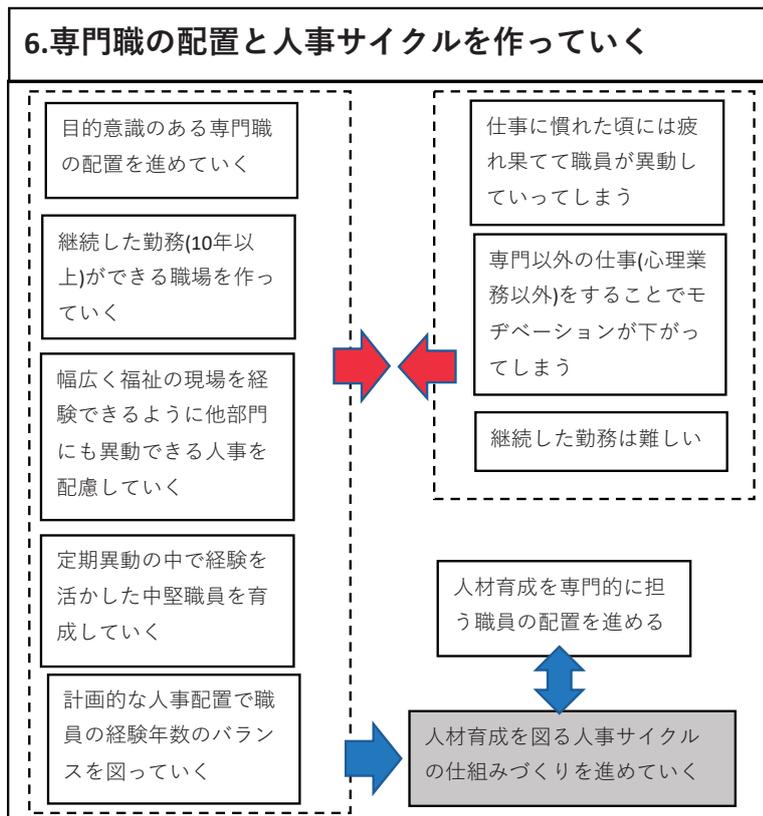
さらに、外部からのサポートとして「援助方針会議に入ってSVができる人材を全国区で養成し、派遣する」という意見もあり、すべてが組織の中で完結するのではなく、外部の有効な人材を活用したスーパーバイズの体制も検討に値するものであろう。

スーパーバイザーの存在が人材育成の要であることは言うまでもない。要であるからこそ、そこに求められるものは「上に立つ者の力量・人間性」ということになる。

とりわけ、新任職員が厳しい現実に置かれながら、業務を遂行していくことに不安を感じていることを直視し「新任職員の業務を軽減しSVを充実させる」ことが、今、とりわけ求められている。

「一人一人の職員がサポートされている感覚がある」からこそ、困難な業務に取り組み、そこにやりがいを見出せるのであることをここでは示している。

3.4. 専門職の配置と人事サイクルを作っていく



ここでは、人材育成と人事サイクルの関連について説明している。児童相談所の職員は地方公務員として採用されている。専門職採用は本調査でも7割程度で、3割は、行政職等の採用である。地方公務員であることから、人事異動がある。人事異動の在り方が、人材育成の在り方に大きな影響を与える。配属に当たっては、なにより「目的意識のある専門職の配置を進めていく」ことが指摘される。さらに、「継続した勤務(10年以上)ができる職場を作っていく」な

ど、継続した配置による専門職の養成が図れる仕組みを構築していくことが指摘されている。

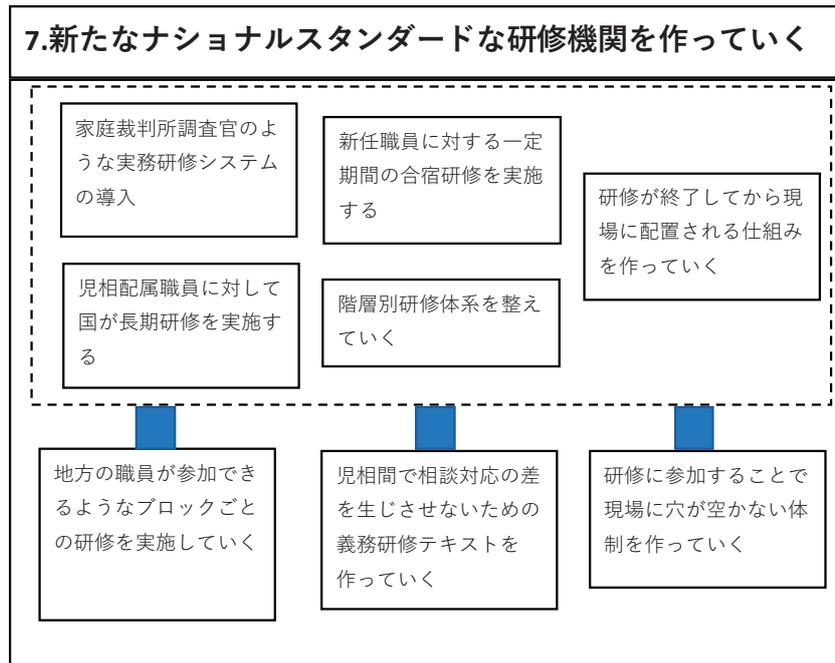
一方で多様な経験に基づく能力の獲得、人材育成を図る目的から「幅広く福祉の現場を経験できるように他部門にも異動できる人事を配慮していく」「定期異動の中で経験を活かした中堅職員を育成していく」などの考えもある。

いずれにしても「計画的な人事配置で職員の経験年数のバランスを図っていく」など適切な人事異動で多様な経験が人材育成につながっていくことがまとめられた。

しかし、過酷な現場においては「仕事に慣れた頃には疲れ果てて職員が異動していってしまう」という現実があることも否めない。また、「専門以外の仕事(心理業務以外)をすることでモチベーションが下がってしまう」ことも加わると「継続した勤務は難しい」という結果に陥ってしまう。

このような状況にあって、様々な観点から計画的な人事異動にもかかわる「人材育成を専門的に担う職員の配置を進める」ことなどを通して(キャリアパス)、「人材育成を図る人事サイクルの仕組みづくりを進めていく」ことが求められることをここでは示している。

3.5. 新たなナショナルスタンダードな研修機関を作っていく



ここでは、自治体ごとに行われている研修について、ナショナルスタンダードな研修体制を今以上に組み入れ、地域間の格差を生まない、専門職の養成の在り方の提言がなされている。

児童相談所の職員に対する研修は現実には、児童福祉司任用前講習や、各自治体が独自に行う新任研修

等が実施されている。これらは隣接する多職種と比べれば極めて短い期間の研修、養成によって第一線の現場に配属されるのである。

地方公務員という採用の形態は公務員として様々な機関で業務が行うことができるジェネラリストが求められている。また、専門職採用であったとしても福祉のジェネラリストが求められていることから児童相談所に特化した専門職の養成体制を作っていくことが難しいのかもしれない。しかし、児童相談所の業務は子どもの命にかかわる業務である。即席の研修で、適切なアセスメントと虐待対応ができるとは到底思えない。また人材育成は、職員である限りは継続して行なわれなければならないものであり、その点でいえば抜本的な研修体制の改革が求められている。

十分な研修も保障されないまま、第一線の現場に配属され、専門性を発揮せよというのであれば、それは国を含めた公機関の不作為であり、社会が負うべき責任を特定の機関に押し付けているというのはいすぎであろうか。「家庭裁判所調査官のような実務研修システムの導入」「新任職員に対する一定期間の合宿研修を実施する」というようなことの実現を真剣に考える時期である。さらに、長期集合研修に派遣されたとしても、「研修に参加することで現場に穴が空かない体制を作っていく」人的配置は必須である。

そして、「研修が終了してから現場に配置される仕組みを作っていく」ことが、職員のモチベーションを維持し、専門性担保の一つとなっていく。一人ひとりの職員の適性を判断する期間ともなる。

さらに、「児相配属職員に対して国が長期研修を実施する」とともに、「階層別研修体系を整えていく」などの、長期間のフォローアップの人材育成システムをナショナルスタンダードで作っていくことの見解がまとめられている。

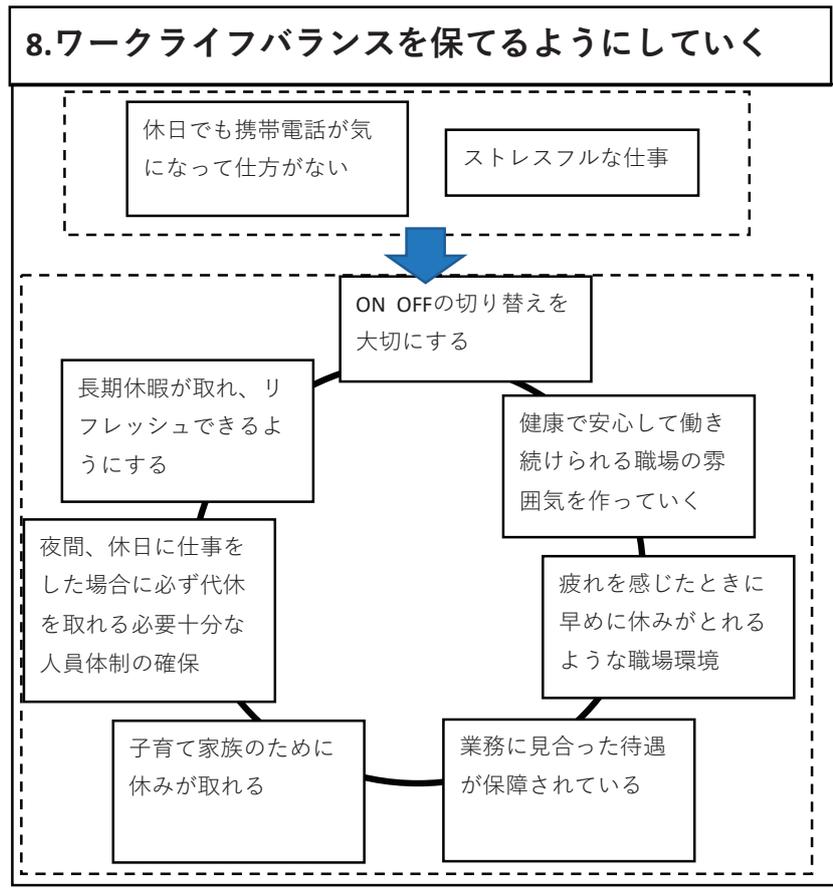
研修の地方間格差はこれまでも指摘されているところであり、だからこそナショナルスタンダードな人材育成のシステムが求められる。「地方の職員が参加できるようなブロックごとの研修を実施していく」ことも大切な要素である。

「児相間で相談対応の差を生じさせないための義務研修テキストを作っていく」ことも、児童相談所間の対応のボトムアップには必要なことであろう。

3.6. ワークライフバランスを保てるようにしていく

児童相談所の業務を続けていくことができるためには、仕事と家庭、プライベートの両立が必須である。

児童相談所職員は日々の業務を通じて「休日でも携帯電話が気になって仕方がない」ほどの「ストレスフルな仕事」を行っている。人材育成を図るためには、そのストレスに対峙し、仕事を続けられるということが前提である。そのためには、業務に対しての「ON OFF の切り替えを大切にする」「健康で安心して働き続けられる職場の雰囲気を作っていく」ことが求められている。常に高い緊張に置かれると、心身は徐々にむしばまれていく。過覚醒の状態仕事を続ければ、いつかは破綻していく。



そのためには、「疲れを感じたときに早めに休みがとれるような職場環境」が整えられることが必須である。職場の体制が脆弱であれば、自分が休むことによって現場に負担をかけると思えば、休むことをためらってしまうだろう。職場の中で、疲れたことを訴えることができる環境と、必要な休みをとれる人的配置がなされることが必須である。

さらに、待遇面においても「業務に見合った待遇が保障されている」こ

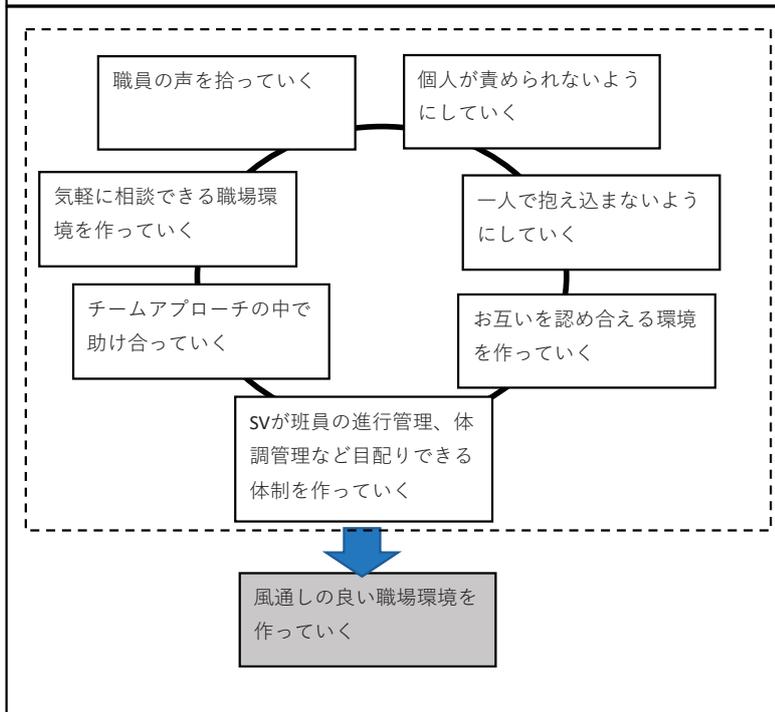
とも指摘されている。

ワークライフバランスを保つためには「子育て家族のために休みが取れる」「夜間、休日に仕事をした場合に必ず代休を取れる必要十分な人員体制の確保」「長期休暇が取れ、リフレッシュできるようにする」ことなどが当たり前でできる職場を作っていくことを、ここでは説明している。

3.7. 学びあい・育ちあいを進める職場創りを進めていく

困難な業務の中で職員を支えるのは、やはり職場の仲間であり、SVであり、上司である。そこに流れる空気が学びあい・育ちあいを進める職場創りを進めていくのである。その組織では、「個人が責められないようにしていく」ことはもとより、目配り気配りが配慮されることで「一人で抱え込まないようにしていく」ことに努め、個人に過大な責任と負担が押し付けられないような配慮がなされている。これらの職場の文化は、「お互いを認め合える環境を作っていく」ことにつながっていく。

9.学びあい・育ちあいを進める職場創りを進めていく

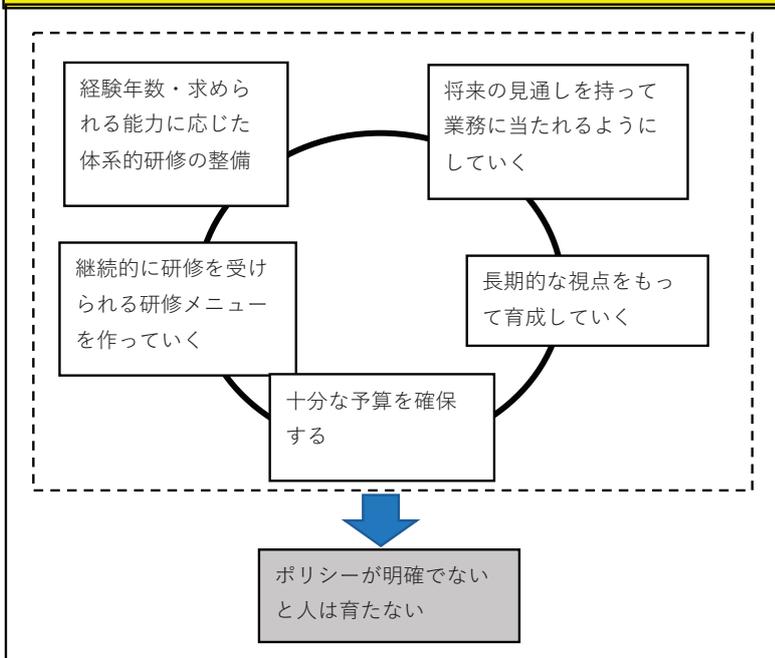


さらに「SV が班員の進行管理、体調管理など目配りできる体制を作っていく」ことがなされ、「チームアプローチの中で助け合っていく」組織が生まれ、「気軽に相談できる職場環境を作っていく」ことにつながっていく。そこでは、小さな「職員の声を拾っていく」ことで、民主的な職場環境が生まれていく。

結局、それらは「風通しの良い職場環境を作っていく」ことになっていくことをここでは示している。

3.8. 人材育成のビジョンを明確に持つ

10.人材育成のビジョンを明確に持つ



ここでは、これまでの様々な視点を持って、それぞれの機関は人材育成のビジョンを明確に持つことの必要性を訴えている。つまり、「将来の見通しを持って業務に当たれるようにしていく」「長期的な視点をもって育成していく」ためには、これまで述べたような抜本的な人的配置と共に、人材育成のための「十分な予算を確保する」ことを通して、「継続的に研修を受けられる研

修メニューを作っていく」こと、また、「経験年数・求められる能力に応じた体系的研修の整備」を進めることが指摘されている。結局、これらの長期的な

ビジョンを実現する「ポリシーが明確でないと人は育たない」ことを説明している。

4. まとめ

本章では、児童相談所の現場職員に対して「これからの児童相談所において、職員がやりがいを見失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」という設問に対して、回答された児童相談所の現場の多様な意見を、テキストデータとして、KJ法の手続きによってまとめたものである。

ここまで説明したとおり、まず「1. 児相が置かれている困難な現実に対峙していく」が、叙述化の始まりである。今日の児童相談所が対峙している困難な課題に取り組むためには、抜本的な対策、質的にも量的にも一層充実された様々な取り組みが求められる。一方で児童相談所の社会の捉えられ方は、事件報道等によるネガティブなイメージが否めない。しかし、児童相談所が子どもの命と安全を守っていく砦であることには変わりはない。そして、児童相談所における守られた命、子どもの未来を創っていくために取り組んでいる実践にも注目し、社会に発信していくことの必要性が訴えられている。このことが、困難な業務に取り組む職員のモチベーション、やりがいにつながっていく。人材育成の基盤ともなる児童相談所の社会の中での位置づけの確認、修正が必要であることを訴えている。まず「2. 守られた子どもの安全・命にも注目していく」こと、それを発信していくことが、人材育成の基盤として必要であることが示された。

そして、人材育成の在り方についてのまとめとなっていく。ここに示された七つのテーマ、七つの島のテーマに重層的に取り組むことを通じてそれぞれの機関が人材育成に係るビジョンを持つことが人材育成の視点として「まとめる」ことができる。つまり、「3. 専門職としての専門知識を身に付けていく」「4. 現場での業務を通して学んでいく」「5. SVを人材育成の要として充実させていく」「6. 専門職の配置と人事サイクルを作っていく」「7. 新たなナショナルスタンダードな研修機関を作っていく」「8. ワークライフバランスを保てるようにしていく」「9. 学びあい・育ちあいを進める職場創りを進めていく」のサークルである。そして、この7つの島のサークルを包み込むように「10. 人材育成のビジョンを明確に持つ」が配置されている。対症療法にとどまらない、児童相談所において子どもと家族の未来と夢を実現し、社会からも認められる、確かな専門職育成のビジョンを持つことが今ほど求められている時代はない。

自由記述のまとめは、現場の多くの声を抽出することで、これらを概念化し、

そのつながりを示すことができた。

参考文献

1. 川喜田二郎(1967)『発想法』 中公新書
2. 川喜田二郎(1986)『KJ法-混沌をして語らしめる』 中央公論社

II. 児童相談所の虐待通告事例の分析

Ⅱ-1. 平成 30 年調査における児童相談所虐待通告事例の特徴

筑波大学 森田展彰

1. はじめに

全国の児童相談所における児童虐待相談についての実態調査は、これまで昭和 63 年（1988 年）、平成 8 年（1996 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 25 年（2013 年）の計 5 回実施されており、平成 30 年は、全国 211（11 支所も含む）の児童相談所における虐待通告事例について調査、分析を行った。調査期間は平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 1 月 25 日までとし、平成 30 年 5 月 14 日から同 31 日までの 2 週間で、児童虐待を疑われて全国の児童相談所に通告された事例（再受理を含む）に関する記録を参考に、通告時と同年秋（9 ないし 10 月）における事例の状態や推移について、各事例を担当する児童福祉司に回答を依頼した。全国 211 児童相談所のうち 202 児童相談所から得た回答からほぼ無回答であった調査票を除き、分析対象としたのは 7,636 件、このうち虐待があると判断された 6,300 例を取り上げた。

前回平成 25 年度では、全国児童相談所 207 か所（9 支所も含む）に対して行われ、対象事例は、平成 25 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に児童虐待相談として受理（再受理も含む）した全ての事例であり、平成 25 年 9 月 1 日時点において各事例を担当した児童福祉司からの回答を求めた。結果としては、通告事例 11,257 例のうち、虐待ありと判断された事例は 7,418 例（65.9%）であった。前回と比べて、今回は、虐待事例数が 1,100 事例余り少なく、調査対象期間が前回は 2 か月であったのに対して、今回は 18 日と、約 3 分の 1 になっている。調査対象期間の短縮により、データの代表性には限界が大きくなり、あくまで 5 月後半の事例の特徴しかわからないという限界はあるが、虐待通告数が年々増えているために、同じ期間を調査対象にすると調査対象数が増大し、そもそも多忙な中、回答する児童福祉司の負担が過大になるおそれがあることから、やむを得ない選択だった。

調査内容は、基本的には、1. 被虐待児について 2. 虐待者について 3. 虐待の要因、結果について 4. 児童相談所の対応という 4 側面である点は変わらない。しかし、調査対象期間短縮の経緯と同様、職員の業務の負担が増えており、調査によってさらに負担をかけることはできるだけ避けるために、調査項目も少し減らさざるを得なかった。例えば、前回主たる虐待者のみでなく従たる虐待者についてもしていた詳細な質問を、今回は割愛する一方で、前回はなかった児童相談所全国共通ダイヤル 189 の仕組みや増えている DV に関する質問、養育者へのプログ

ラムに関する質問などの調査項目を新たに盛り込んだ。今回調査所見について、前回との比較なども含めて、以下のような特徴的所見が得られている。

2. 通告される虐待事例の変化

- ① 通告した者（機関）では、平成 25 年調査に比べ「警察」の通告等が 2.5 倍以上に増加していた。
- ② 虐待種別について回答のあった 6,300 ケースにおいて、「心理的虐待（DV 目撃）」が 2,111 人（33.5%）と最も多く、「心理的虐待（DV 目撃以外）」（以下Ⅱ章を通じて「心理的虐待」という。）1,493 人（23.7%）、「身体的虐待」1,433 人（22.7%）、「ネグレクト（同居人等による虐待の放置以外）」（以下Ⅱ章を通じて「ネグレクト」という。）1,043 人（16.6%）、以下「ネグレクト（同居人の虐待放置）」126 人（2.0%）、「性的虐待」61 人（1.0%）、「無回答」33 人（0.5%）であった。平成 25 年調査では、「身体的虐待」が 2,434 人（32.7%）と最も多く、「ネグレクト」が 1,921 人（25.8%）、「心理的虐待」が 1,363 人（18.3%）、「心理的虐待（DV 目撃）」が 1,245 人（16.7%）であり、今回の調査では、「心理的虐待（DV 目撃）」の割合が急増していることが確認された。
- ③ 主たる虐待者は、最多が「実母」が 2,904 件（46.1%）で、次が「実父」2,569 件（40.8%）であった。平成 25 年調査では、「実母」が 3,828 件（51.1%）と最も多く、次いで「実父」2,556 件（34.4%）であった。実父母の割合に関して前回との差を見ると、実母の割合が 5% 低下し、実父が 6% 増加していた。

以上のように、今回の調査で現在、児童相談所で扱っている虐待事例の全体的な特徴として、警察からの通告、特に DV 事例における心理的虐待の割合が急激に増え、主な虐待者が実父である事例が増えていることが明示された。これは、最近の虐待事例自体の特徴も含まれている可能性があるが、警察が以前よりも子どもが同居している家庭での DV 発生もしくは発生が疑われる事例を児童相談所に通告する方針が明確になったことでの変化が大きいと思われる。これまで実母が主要な虐待者として示されることが多かったが、それは子どもを直接世話しているのが母親であることを反映しているので、母親のみが問題なのではなくて父親の問題もその裏にある場合が多いと以前から指摘されてきたことを考えると、DV という視点を通して暴力的な側面をもつ父親の問題が事例として顕在化してきたといえるだろう。

3. 189 の使用の状況と効果

児童相談所へ通告された虐待事例の中で、189 が用いられていた事例は、515 件（6.7%）であり、まだ使用率は高いとは言えないものの、「近隣知人」「児童本人」

「その他の家族、親族」では比較的高い割合で用いられており、虐待した可能性のある養育者や子ども自身が訴えられる手段が増えたという点で、189 ならではの有効性が発揮され始めていると思われた。

4. 対応・援助とその効果

今回の事例における新規受理ケースは 61.1%であった。また以前虐待受理経験があり今回も虐待で受理されたケースは 31.8%に及び、前回受理は別の相談種別で虐待としては今回が初受理という事例も 6.4%であった。9 割以上のケースで 48 時間以内の安全確認が行われていた。児童や主な虐待者への面接は半数以上で行われ、保護者や子どもに対して、医療機関、生活保護、DV 被害者支援機関、保育所などへつなぐサービスが 24.8%に行われていたが、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は 15.0%にとどまった。

虐待者は調査時点では 6 割が援助側の働きかけに応じ、これに最初は抵抗していても次第に受け入れ、虐待の停止に至る事例も合わせると 7～8 割に及んだ。

また、虐待は止まり、再発可能性が低い事例が 5 割弱ある。その一方で、一旦虐待が止まっても再発のおそれがあると評価される事例は 4 割いることが明らかになった。また他の調査項目の回答で、虐待の自覚なく、介入や支援を受け入れないとする一群も 1 割程度存在した。

児童相談所が虐待があると判断した 6,300 ケースのうちの 798 例（12.7%）には、安全な状況が確保されない場合や調査を更に必要とするとして、一時保護が行われていた。

また、同じ 6,300 ケースへの調査時点での支援は、4,343 例（68.9%）は援助方針を決定し終結しており、1,387 例（22.0%）は継続指導や施設入所という形での支援を継続、残りは援助方針が未決定、その他、無回答であった。

もともと虐待重症度が中度あるいは重度の事例の場合は、介入しても虐待が止まらないままである場合が各々 2.3%、8.2%存在していた。働きかけを受け入れない事例等困難な事例への介入方法の開発が必要であるが、改善が難しく、再発の可能性のある事例を的確に評価し、虐待的な行動の継続や再発から子どもを保護する体制を組めるようになることが重要であると考えられた。

5. 虐待者のリスク要因

虐待者のもつリスク要因として、乳幼児健診の受診が確認されないこと、精神的問題（精神障害や知的障害や発達障害など）がある、またはその疑いがあることや、経済的困難や不安定な就労、夫婦間不和、育児疲れ、ひとり親家庭、DV、養育者の別居、孤立、劣悪な住環境、頻繁な転居、アルコール等の乱用者、親自

身の被虐待体験などが存在し、虐待重症度や虐待の種別とも関係していた。

精神障害またはその疑いがあるとされた 1,193 名を対象に、精神障害に対する治療・相談について調査すると、「不明」、「治療不十分」、「治療していない」と思われるケースが半数以上を占めていた。

治療相談の有無と虐待重症度の関連を見ると、中度虐待において「治療していない」が、重度虐待において「治療不十分」との報告がそれぞれ多く見られた。

精神的な問題への治療を行っているかどうかは虐待の重症度と関係していることが確かめられ、こうしたリスク要因へ対応することで虐待の重症化や再発を予防できる可能性がある。

6. 被虐待児童の状態やリスク要因

被虐待児の心身の問題は、全体としてはその評価に難しさがあると思われ、「不明」、「ない」とされる場合が多かった。しかしながら、心身の問題は虐待の重症度・種別やその他生育期の問題と関係しており、子どもの心身の状態をもとに虐待の発見や支援計画を立てることが重要であることが改めて確認された。

Ⅱ-2. 児童虐待通告ケースにおける虐待重症度リスク評価

筑波大学医学医療系 大谷保和

本章のポイント

平成 30 年度全国児童相談所実態調査データを用いて、ケースの重篤度を総合的に把握する指標である虐待重症度をアウトカムとし、ケースにまつわる様々な要因のうち何が重症度と関連しているのか検討することを目的とする。なお、虐待の様相が被虐待児の年齢により変わってくる可能性から、データは被虐待児の年齢（0 歳、1-5 歳、6-11 歳、12 歳以上）によって 4 つに層別化する。

方法

平成 30 年度全国児童相談所実態調査において児相に通告されたケースのうち虐待のある可能性が認められた 6300 ケースを分析対象とした。虐待重症度は中度虐待以上（生命の危機あり・重度虐待・中度虐待）と未満（軽度虐待・虐待の危惧あり）の 2 値変数化を行いアウトカムとした。虐待重症度と関連する変数を総合的に検討するため、多重ロジスティック回帰分析を実施した。投入する説明変数は通告時に得られたケースの様々な特徴のうち、アウトカムと単変量解析を行った上で $p < .05$ で有意だったものをピックアップした。分析は被虐待児の年齢によって分類した 4 つのデータセットごとに行った。

結果

被虐待児が 0 歳の場合は虐待種別（特に心理的虐待（DV 目撃）やネグレクト（同居人の虐待放置））や被虐待児の身体的ダメージの累積が主として重症化との関連が見出された。これをベースにして、1-5 歳の場合は、児童の虐待認識の強さ・虐待者の精神障害・家庭環境リスクの累積と重症化との関連が新たな要因として加わり、6-11 歳では 1-5 歳の項目に被虐待児の精神的ダメージの累積が新たに加わり、12 歳以上では虐待期間や家庭の経済状況の悪さが更にリスク項目に加わる形で重症化と関連していた。全体を通じて、被虐待児の年齢層が低い場合は、虐待種別や被虐待児の身体的ダメージ等、虐待に直接かかわる項目が重症化リスクとして見出された。年齢層が上昇するに連れて、児童本人の報告や表出が少なからず反映されるもの（被虐待児の虐待の捉え方・被虐待児の精神的ダメージ）、虐待者自身が持つ問題（精神

障害や身体障害)、家庭環境の要因(家庭環境におけるリスク要因・家庭の経済状況)が新たにリスク要因に加わり、重症度との関連が見出される項目が増えていく傾向が認められた。

考察

全体を通じて、ケースの重症度は被虐待児童・虐待者・家庭環境など様々な要因が絡み合っただけで決定されていること、また重症度判断に関わる要因が(今回は被虐待児の年齢を取り上げたが)諸条件によって変動することが示された。

1. 目的

近年増加する一方である児童虐待通告事例については、その重篤度リスクを多角的に判断する仕組みが重要である。研究分担者を中心とするグループは全国児童相談所長会が5年毎に実施する全国児童相談所虐待通告ケース調査のうち、平成25年度調査¹から得られた大規模データを用いて、ケースの重症度や一時保護リスクを判定する評価式の開発を行い、児童虐待の専門家に向けたタブレット端末搭載型アプリケーションへの実装につなげてきた²。本報告書では平成30年に実施された最新の調査結果を用い、児童虐待の重篤化と関連するリスク要因について報告することを目的とする。

なお、本報告書で用いるデータは、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議助成による「児童相談所の実態に関する調査(研究代表者:筑波大学 森田展彰、以後「平成30年度全国児童相談所調査」と呼称³)の一部であり、実施にあたって筑波大学医の倫理委員会の承認を受けた。

2. 方法

対象 「平成30年度児童相談所の実態調査:被虐待児童調査(ケース調査)」として、平成30年5月14日から31日にかけて全国の児童相談所に「児童虐待相談」で通告され受理された事例の記録に関する調査を行った。収集された通告事例7637ケースのうち、虐待のある可能性が認められた6300ケースを分析対象とした。具体的には、実際の虐待有無を尋ねる質問(Q6)に「虐待なし」と回答されていない、すなわち「虐待あり」もしくは「虐待可能性を判断できず不明」と回答のあったケースを用いた。

調査項目 調査項目は大別してⅠ.被虐待児と受理時点の状況について（年齢・性別・通告者・虐待種別・重症度・虐待期間・子供の虐待認知・家族構成・健診の受診状況・世帯の経済状況等）、Ⅱ.虐待者について（続柄・年齢・就労・学歴・精神/身体障害の有無・生育歴・虐待への考え方）、Ⅲ.虐待の原因・結果について（被虐待児の生育歴・家庭の状況・身体的・精神的ダメージ）、Ⅳ.児相の対応について（児相の措置・相談や介入の内容・ケースのその後等）の4つのパートに分かれており、計45問であった。このうち、児相の対応については通告6ヶ月後（平成30年11月1日時点）の状況について、それ以外は原則として通告時の状況へ回答を求めた。

リスク評価にあたり、アウトカムとしては虐待重症度（Q8）（表1参照）を用いた。虐待重症度は端的にケースの総合的な重篤度を示す指標であり、かつ一定の評価基準が用意されているため用いた。平成25年度版の調査データを使った解析でもアウトカムとして用いられている。解析にあたっては、専門家による継続的な介入が不可欠である中度虐待以上（=1、生命の危機あり・重度虐待・中度虐待）と未満（=0、軽度虐待・虐待の危惧あり）の2つのカテゴリに分類し、2値変数化を行った。

統計解析 アウトカムである虐待重症度（中度虐待以上/以下）と関連する要因を統計的に検討した。まず、虐待の様相が被虐待児童の年齢によって変わってくるため、被虐待児の年齢に応じて0歳（1歳未満）（N=734）、1歳～5歳（N=2173）、6歳～11歳（N=2166）、12歳以上（N=1244）の4つのデータセットを作成し、年齢層別に虐待重症度との関連を検討することとした。

アウトカムと関連する要因を検討するために、多重ロジスティック回帰分析を行った。中度虐待以上/未満で2値変数化した虐待重症度を目的変数として用い、調査用紙のⅠ（被虐待児と受理時点の状況）・Ⅱ（虐待者）・Ⅲ（虐待の原因・結果）のパートの質問項目のうち条件付き質問でないものをピックアップし、アウトカムとの単変量解析を行い（ χ^2 検定、Fisherの直接確率計算）、 $p<.05$ で有意な関連を示した変数を説明変数として用いた。また、虐待につながる家庭的要因や被虐待児の心身ダメージについて尋ねる設問（調査用紙Ⅲ）については、複数回答を求める項目でもあり、設問ごとにいくつの選択肢にあてはまると回答したか累積スコアを算出して使用した。多重ロジスティック回帰分析の実施にあたっては、変数増加法（尤度比）を使用した。

表 1 虐待重症度の判断基準

虐待の重症度	基準
5. 生命の危機あり	「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの
4. 重度虐待	<p>今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なもの</p> <p>① 継続的に医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）</p> <p>② 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない</p> <p>③ 明らかな性行為がある。強制的に性的描写や性的交渉を見せている</p> <p>④ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている</p> <p>⑤ 日常的に子どもの目の前でDVを行ったり自傷行為を行っている</p> <p>⑥ 日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っている</p>
3. 中度虐待	<p>継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの</p> <p>① 今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒的問題が起こりそうである</p> <p>② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強が人格形成に危惧される</p> <p>③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など）があり、子どもの世話ができない</p> <p>④ 乳児を長期間大人のいない家に置き去りにしている</p> <p>⑤ 性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている</p> <p>⑥ 子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが、頻回ではない（数か月に1回程度）</p> <p>⑦ 子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない。</p>
2. 軽度虐待	<p>実際に子どもへの暴力・暴言・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なもの</p> <p>① 外傷が残るほどではない暴力</p> <p>② 子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある。（例：子どもの世話が嫌で、時々ミルクを上げないことがある）</p> <p>③ 子どもに対して卑猥な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している</p> <p>④ 言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との差別を行っているが一時的</p>
1. 虐待の危惧あり	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、又は状況等からその恐れがあるもので、助言による指導等が必要なもの

3. 結果

年齢層別の基本的な傾向の確認 表2はH30児童相談所全国調査報告書にて、年齢層別の主要な虐待種別について示したクロス表および χ^2 検定・残差分析の結果の引用である。年齢層別の特徴を見てみると、児童が0歳（1歳未満）のケースでは他年齢と比較して心理的虐待（DV目撃）の報告例が多く、身体的虐待・性的虐待の報告例が少ない。1-5歳では0歳時と同様の傾向に加えて、ネグレクトの報告例が有意に多くなっている。6-11歳になると、身体的虐待の報告頻度が増加し、心理的虐待（DV目撃）の頻度はやや低下する。12歳以降（12-14歳、15歳以降）は、身体的虐待の報告頻度の増加に加えて、性的虐待の報告頻度も増加する。

表2 主たる虐待種別と年齢カテゴリのクロス集計表（H30児童相談所全国調査報告書より）

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待(DV目撃)	合計
0歳	頻度	<u>82</u>	125	10	<u>1</u>	161	<u>355</u>	734
	カテゴリ別の%	11.2%	17.0%	1.4%	0.1%	21.9%	48.4%	100.0%
1~5歳	頻度	<u>374</u>	<u>408</u>	<u>33</u>	<u>4</u>	545	<u>809</u>	2173
	カテゴリ別の%	17.2%	18.8%	1.5%	0.2%	25.1%	37.2%	100.0%
6~11歳	頻度	<u>560</u>	339	57	22	527	<u>661</u>	2166
	カテゴリ別の%	25.9%	15.7%	2.6%	1.0%	24.3%	30.5%	100.0%
12~14歳	頻度	<u>296</u>	126	21	<u>18</u>	<u>177</u>	<u>199</u>	837
	カテゴリ別の%	35.4%	15.1%	2.5%	2.2%	21.1%	23.8%	100.0%
15歳以上	頻度	<u>126</u>	<u>49</u>	7	<u>17</u>	93	<u>95</u>	387
	カテゴリ別の%	32.6%	12.7%	1.8%	4.4%	24.0%	24.5%	100.0%
全体	頻度	1438	1047	128	62	1503	2119	6297
	カテゴリ別の%	22.8%	16.6%	2.0%	1.0%	23.9%	33.7%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したもの。

表3は同様にH30報告書にて年齢層別の虐待重症度について示したクロス表および χ^2 検定・残差分析の結果である。特徴を見てみると、1歳未満（0歳児）では他年齢と比較して「虐待の危惧あり」のケース、および「生命の危機あり」のケースの頻度が多かった。特に「生命の危機あり」と評定されたケースの70.3%がこの年齢層に位置していた。1-5歳については、虐待の危惧ありと報告されるケースが比較的多かった。6-11歳、12歳以上ではほぼ全体の傾向と一致しているが、高年齢（15歳以上）で中度虐待以上の頻度が少し増えていることも特徴的であった。

表3 虐待重症度と年齢カテゴリーのクロス集計表 (H30児童相談所全国調査報告書より)

	虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
0歳	頻度	160	<u>295</u>	197	32	19	725
	カテゴリ別の%	22.1%	40.7%	27.2%	4.4%	2.6%	100.0%
1~5歳	頻度	448	1038	<u>501</u>	77	<u>2</u>	2150
	カテゴリ別の%	20.8%	48.3%	23.3%	3.6%	0.1%	100.0%
6~11歳	頻度	402	1061	544	80	<u>2</u>	2154
	カテゴリ別の%	18.7%	49.3%	25.3%	3.7%	0.1%	100.0%
12~14歳	頻度	<u>127</u>	414	218	39	3	830
	カテゴリ別の%	15.3%	49.9%	26.3%	4.7%	0.4%	100.0%
15歳以上	頻度	<u>56</u>	174	116	22	1	383
	カテゴリ別の%	14.6%	45.4%	30.3%	5.7%	0.3%	100.0%
全体	頻度	1193	2982	1576	250	27	6242
	カテゴリ別の%	19.1%	47.8%	25.2%	4.0%	0.4%	100.0%

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

以降は、年代別の中度虐待リスクと関連する要因を検討するロジスティック解析の結果である。

被虐待児が0歳の場合の重症リスク 表4に結果を示す。まず主要な虐待種別について、心理的虐待を参照基準とした場合、ネグレクト（同居人の虐待放置）と心理的虐待（DV目撃）が主要な虐待種別である場合にケースが中度虐待以上となるリスクがそれぞれ12.62倍、2.87倍に高まっていた。また家族構成として実のきょうだいがいる場合、ケースが中度虐待以上となるリスクが0.52倍に低下し、両親の年齢が高齢になるほど中度虐待以上リスクが0.72倍に低下していた。加えて、被虐待児の身体的ダメージがひとつ確認されるごとに、中度虐待以上となるリスクが3.10倍高まる結果となった。

被虐待児が1~5歳の場合の重症リスク 表5に結果を示す。まず主要な虐待種別について、心理的虐待を参照基準とした場合、身体的虐待、ネグレクト、ネグレクト（同居人の虐待放置）、心理的虐待（DV目撃）が主要な虐待種別であったときにケースが中度虐待以上となるリスクがそれぞれ1.54倍、1.51倍、2.47倍、3.65倍に高まっていた。また虐待期間については、虐待期間が3~6ヶ月だった場合と3年以上だった場合に、期間が1ヶ月未満だった場合と比較して中度虐待以上となるリスクが1.87倍、1.87倍高まっていた。児童の虐待認識においては、「ひどいことをされたと感じない」と比べて、「不当にひどいことをされた（Odds Ratio, 以下OR=3.39）」「自分が悪いから仕方がない（OR=2.53）」「意思が確認できない（OR=1.47）」「不明（OR=1.76）」のそれぞれが、中度虐待以上となるリスクを高めていた。

また、虐待者の精神障害について、精神障害が「ない」場合と比較した時に、

「ある (OR=1.87)」場合もしくは「不明 (OR=1.36)」の場合に、中度虐待以上であるリスクが高くなっていた。加えて、被虐待児の身体的ダメージ、家庭環境リスク要因がひとつ確認されるごとに、中度虐待以上となるリスクがそれぞれ 3.03 倍、1.14 倍上昇していた。

表4 虐待重症度との関連要因を検討するロジスティック回帰分析 (0歳, N=734)

変数	調整済み オッズ比	有意 確率	95%信頼区間	
			下限	上限
Q7C1 主要な虐待種別 (ref. 心理的虐待)		.032		
Q7C1(1) 身体的虐待	2.36	.087	0.9	6.3
Q7C1(2) ネグレクト	2.10	.093	0.9	5.0
Q7C1(3) 同居人の虐待放置	12.62	.038	1.1	138.8
Q7C1(4) DV目撃	2.87	.004	1.4	5.9
Q11C11 家族構成：実のきょうだい (なし0-あり1)	0.52	.011	0.3	0.9
Q16cate 親の年齢 (10代、20代、30代、40代、50代以上)	0.72	.050	0.5	1.0
Q25total 被虐待児の身体的ダメージの累積数 (0-11)	3.10	.002	1.5	6.4

* $p < .05$ を太字で表記した。

*Q25Total 被虐待児の身体的ダメージの項目：(あざ/やけど/刺傷/骨折/頭部外傷/性器の外傷/妊娠/栄養不良/身体的発達の遅れ/不衛生/その他)

表5 虐待重症度との関連要因を検討するロジスティック回帰分析 (1-5歳, N=2173)

変数	調整済み オッズ比	有意 確率	95%信頼区間	
			下限	上限
Q7C1 主要な虐待種別 (ref. 心理的虐待)		.000		
Q7C1(1) 身体的虐待	1.54	.034	1.0	2.3
Q7C1(2) ネグレクト	1.51	.034	1.0	2.2
Q7C1(3) 同居人の虐待放置	2.47	.047	1.0	6.0
Q7C1(4) 性的虐待	6.85	.177	0.4	112.1
Q7C1(5) DV目撃	3.64	.000	2.7	5.0
Q9 虐待の期間 (ref. 1ヶ月未満)		.003		
Q9(1) 1~3ヶ月	0.81	.368	0.5	1.3
Q9(2) 3~6ヶ月	1.87	.011	1.2	3.0
Q9(3) 6ヶ月~1年	0.82	.408	0.5	1.3
Q9(4) 1年~3年	0.83	.323	0.6	1.2
Q9(5) 3年以上	1.87	.010	1.2	3.0
Q9(6) 不明	1.14	.352	0.9	1.5
Q10 児童の虐待認識 (ref.ひどいことをされたと感じない)		.001		
Q10(1) 不当にひどいことをされた	3.39	.000	1.8	6.5
Q10(2) 自分が悪いから仕方ない	2.53	.025	1.1	5.7
Q10(3) 意思確認できない	1.47	.021	1.1	2.0
Q10(4) 不明	1.76	.001	1.3	2.5
Q19 虐待者の精神障害 (ref. 精神障害はない)		.000		
Q19(1) 精神障害がある	1.87	.000	1.4	2.5
Q19(2) 不明	1.36	.024	1.0	1.8
Q24total 家庭環境虐待リスク累積数 (0-21)	1.14	.000	1.1	1.2
Q25total 被虐待児の身体的ダメージの累積数 (0-11)	3.03	.000	2.2	4.1

* $p < .05$ を太字で表記した。

*Q24Total 家庭環境虐待リスクの項目：(経済的な困難/不安定な就労/ひとり親家庭/ステップファミリー/DV/夫婦間不和/夫婦以外の家族間不和/養育者の別居または離婚/親族近隣友人からの孤立/若年出産/育児疲れ/育児への嫌悪感・拒否感情/狭いまたは劣悪な住環境/ひんぱんな転居/病気・障害を持つ家族の世話/きょうだい過去に虐待を受けた/アルコール薬物乱用者の存在/精神障害・知的障害のある人の存在/自殺(未遂)者の存在/刑務所に服役した人の存在/その他)

*Q25Total 被虐待児の身体的ダメージの項目：(あざ/やけど/刺傷/骨折/頭部外傷/性器の外傷/妊娠/栄養不良/身体的発達の遅れ/不衛生/その他)

被虐待児が6～11歳の場合の重症リスク 表6に結果を示す。まず主要な虐待種別について、心理的虐待を参照基準とした場合、同居人の虐待放置、性的虐待、DV目撃が主要な虐待種別であったときにケースが中度虐待以上となるリスクがそれぞれ3.29倍、6.79倍、3.60倍に高まっていた。児童の虐待認識においては、「ひどいことをされたと感じない」と比べて、「不当にひどいことをされた (OR=2.00)」「不明 (OR=1.42)」のそれぞれが、中度虐待以上となるリスクを高めていた。

また、虐待者の精神障害について、精神障害が「ない」場合と比較した時に、「ある (OR=1.36)」場合もしくは「不明 (OR=1.36)」の場合に、中度虐待以上であるリスクが高くなっていた。加えて、被虐待児の身体的ダメージ、被虐待児の精神的ダメージ、家庭環境リスク要因がひとつ確認されるごとに、中度虐待以上となるリスクがそれぞれ2.78倍、1.33倍、1.14倍上昇していた。

被虐待児が12歳以上の場合の重症リスク 表7に結果を示す。まず主要な虐待種別について、心理的虐待を参照基準とした場合、性的虐待、心理的虐待 (DV目撃) が主要な虐待種別であったときにケースが中度虐待以上となるリスクがそれぞれ15.62倍、3.68倍に高まっていた。また虐待期間については、虐待期間が1ヶ月未満だった場合と比較して、1～3ヶ月 (OR=1.97)、3～6ヶ月 (OR=4.33)、6ヶ月～1年 (OR=3.43)、1年～3年 (OR=2.13)、3年以上 (OR=3.61)、不明 (OR=1.88) だった場合にいずれも中度虐待以上となるリスクが高まっていた。また家族構成について、養父がいる場合はいない場合に比べて中度虐待以上のリスクが2.54倍に高まり、実母がいる場合はいない場合に比べて中度虐待以上となるリスクが0.38倍と低まっていた。加えて、家庭の経済状況において、課税世帯である場合と比較したとき、生活保護世帯 (OR=1.68) であること、非課税世帯 (OR=1.80) であること、不明 (OR=1.48) であることが中度虐待以上と判定されるリスクを高めていた。

虐待者の精神障害について、精神障害が「ない」場合と比較した時に、「ある (OR=1.67)」場合に、中度虐待以上であるリスクが高くなっていた。また、虐待者の身体障害においても、身体障害が「ない」場合と比較した時に、「ある (OR=3.75)」場合に、中度虐待以上となるリスクが高まっていた。加えて、被虐待児の身体的ダメージ、精神的ダメージがひとつ確認されるごとに、中度虐待以上となるリスクがそれぞれ2.32倍、1.24倍上昇していた。

虐待者自身の虐待認識については、虐待を認めて援助を求めているケースと比較して、「行為も虐待も認めない」ケースのほうが中度虐待以上であるリスクが高くなる傾向があった。ただしここについては項目の効果が有意とはなっていない ($p=.068$) ので注意が必要である。

表6 虐待重症度との関連要因を検討するロジスティック回帰分析（6-11歳, N=2166）

変数	調整済み オッズ比	有意 確率	95%信頼区間	
			下限	上限
Q7C1 主要な虐待種別 (ref. 心理的虐待)		.000		
Q7C1(1) 身体的虐待	1.35	.092	1.0	1.9
Q7C1(2) ネグレクト	1.11	.588	0.8	1.6
Q7C1(3) 同居人の虐待放置	3.29	.001	1.6	6.6
Q7C1(4) 性的虐待	6.79	.001	2.2	20.7
Q7C1(5) DV目撃	3.60	.000	2.6	4.9
Q10 児童の虐待認識 (ref.ひどいことをされたと思っていない)		.001		
Q10(1) ひどいことをされたと思っている	2.00	.000	1.4	2.9
Q10(2) 自分が悪いから仕方ないと思っている	1.42	.111	0.9	2.2
Q10(3) 意思確認できない	0.95	.787	0.7	1.4
Q10(4) 不明	1.42	.019	1.1	1.9
Q19 虐待者の精神障害 (ref. 精神障害はない)		.021		
Q19(1) 精神障害がある	1.36	.036	1.0	1.8
Q19(2) 不明	1.36	.021	1.0	1.8
Q21total 虐待者の生育時リスク累積数 (0-17)	1.21	.005	1.1	1.4
Q24total 家庭環境虐待リスク累積数 (0-21)	1.09	.001	1.0	1.2
Q25total 被虐待児の身体的ダメージの累積数 (0-11)	2.78	.000	2.1	3.7
Q26total 被虐待児の精神的ダメージの累積数 (0-19)	1.33	.000	1.2	1.5

* $p < .05$ を太字で表記した。

*Q21Total 虐待者自身の生育時のリスク項目：（両親とも死亡/ひとり親家庭/継親子関係/施設体験/養子・里親体験/生活保護受給家庭/親からの心理的虐待/親からの身体的虐待/親からの性的虐待/親からの情緒的ネグレクト/親からの物理的ネグレクト/両親の別居または離婚/生育家庭におけるDV/生育家庭にアルコール薬物乱用者/生育家庭に精神障害者/生育家庭に自殺既遂・未遂者/生育家庭に刑務所受刑者）

*Q24Total 家庭環境虐待リスクの項目：（経済的な困難/不安定な就労/ひとり親家庭/ステップファミリー/DV/夫婦間不和/夫婦以外の家族間不和/養育者の別居または離婚/親族近隣友人からの孤立/若年出産/育児疲れ/育児への嫌悪感・拒否感情/狭いまたは劣悪な住環境/ひんぱんな転居/病気・障害を持つ家族の世話/きょうだい過去に虐待を受けた/アルコール薬物乱用者の存在/精神障害・知的障害のある人の存在/自殺（未遂）者の存在/刑務所に服役した人の存在/その他）

*Q25Total 被虐待児の身体的ダメージの項目：（あざ/やけど/刺傷/骨折/頭部外傷/性器の外傷/妊娠/栄養不良/身体的発達の遅れ/不衛生/その他）

*Q26Total 被虐待児の精神的ダメージの項目：（特定の人・状況への怯え/虐待が想起される状況回避/感情表現の少なさ・無反応/些細なことで気持ちが動揺/怒りが抑えられない/不眠/反抗的・威圧的態度/自信の低さ/落ち込み/自傷行動/落ち着きの無さ/引きこもり/性的問題行動/反社会的問題行動/食行動上の問題/アルコールや薬物の乱用/ゲーム・ネット依存/身体的原因のない身体症状/その他）

表7 虐待重症度との関連要因を検討するロジスティック回帰分析（12歳以上, N=1224）

変数	調整済み オッズ比	有意 確率	95%信頼区間	
			下限	上限
Q7C1 主要な虐待種別 (ref. 心理的虐待)		.000		
Q7C1(1) 身体的虐待	1.23	.322	0.8	1.8
Q7C1(2) ネグレクト	1.42	.148	0.9	2.3
Q7C1(3) 同居人の虐待放置	1.14	.795	0.4	3.1
Q7C1(4) 性的虐待	15.62	.000	4.9	50.0
Q7C1(5) DV目撃	3.88	.000	2.6	5.9
Q9 虐待の期間 (ref. 1ヶ月未満)		.000		
Q9(1) 1～3ヶ月	1.97	.024	1.1	3.5
Q9(2) 3～6ヶ月	4.33	.000	2.0	9.4
Q9(3) 6ヶ月～1年	3.43	.000	1.9	6.1
Q9(4) 1年～3年	2.13	.002	1.3	3.4
Q9(5) 3年以上	3.61	.000	2.4	5.6
Q9(6) 不明	1.88	.002	1.3	2.8
Q11C3 家族構成：養父 (なし0-あり1)	2.54	.000	1.6	4.0
Q11C6 家族構成：実母 (なし0-あり1)	0.38	.000	0.3	0.6
Q14 家庭の経済状況 (ref.課税世帯)		.016		
Q14(1) 生活保護世帯	1.68	.029	1.1	2.7
Q14(2) 非課税世帯	1.80	.030	1.1	3.1
Q14(3) 不明	1.48	.016	1.1	2.0
Q19 虐待者の精神障害 (ref. 精神障害はない)		.009		
Q19(1) 精神障害がある	1.67	.004	1.2	2.3
Q19(2) 不明	0.97	.898	0.6	1.5
Q20 虐待者の身体障害 (ref. 身体障害はない)		.003		
Q19(1) 身体障害がある	3.75	.002	1.6	8.6
Q19(2) 不明	1.41	.152	0.9	2.3
Q22 虐待者の虐待認知 (ref. 虐待を認め援助求める)		.029		
Q22(1) 行為も虐待も認めない	1.77	.068	1.0	3.2
Q22(2) 行為認めるが虐待認めない	0.72	.144	0.5	1.1
Q22(3) 虐待認めるが援助求めない	0.75	.144	0.5	1.1
Q22(4) 不明	0.74	.179	0.5	1.1
Q25total 被虐待児の身体的ダメージの累積数 (0-11)	2.32	.000	1.6	3.3
Q26total 被虐待児の精神的ダメージの累積数 (0-19)	1.24	.000	1.1	1.4

* $p < .05$ を太字で表記した。

*Q25Total 被虐待児の身体的ダメージの項目：(あざ/やけど/刺傷/骨折/頭部外傷/性器の外傷/妊娠/栄養不良/身体的発達の遅れ/不衛生/その他)

*Q26Total 被虐待児の精神的ダメージの項目：(特定の人・状況への怯え/虐待が想起される状況回避/感情表現の少なさ・無反応/些細なことで気持ちが動揺/怒りが抑えられない/不眠/反抗的・威圧的態度/自信の低さ/落ち込み/自傷行動/落ち着きの無さ/引きこもり/性的問題行動/反社会的問題行動/食行動上の問題/アルコールや薬物の乱用/ゲーム・ネット依存/身体的原因のない身体症状/その他)

4. 考察

まず被虐待児の年齢別の特徴について考察する。虐待例で死亡を含む非常に重篤なケースは被虐待児が0歳児の時に発生していることが多く、今回の年齢層別化でも0歳時（1歳未満）のみでデータセットをひとつ作成し、虐待が重症化する要因について検討した。当該年齢での解析結果から、主たる虐待種別としてネグレクト（同居人の虐待放置）や心理的虐待（DV目撃）、被虐待児が身体的ダメージを負っていること、両親が若年であることがそれぞれリスク要因として重症化に関わっていた。0歳児での通告ケースの重症化リスクとしては被虐待児が負った身体的ダメージが中心だが、背景要因として若年世帯であること、家庭内DVが生じていること、同居人から児童への虐待が放置されることなど、複数のリスク要因が浮かび上がってきた。

被虐待児が1-5歳児の場合は、被虐待児との意思疎通がある程度可能になることの影響か、重症化に関連する要因が0歳児に比べて少しずつ増えていた。虐待種別や被虐待児の身体的ダメージの他に、児童の虐待認識（ひどいことをされた／自分が悪いから仕方がない／意思確認できない／不明）がいずれも「ひどいことをされたと感じない」場合と比して重症化に寄与しており、本人が捉える虐待のありようについて把握することの重要性が示唆された。特に本人の「意思が確認できない」もしくは「不明」であっても重症化の要因となりうることが示されたことは意義深い。また虐待者の精神障害や家庭環境など、虐待者自身の問題や社会環境的な要因がリスク要因としてあがっていたのも特徴的である。

被虐待児が6-11歳児においては、重症化リスク要因としてあがってくる項目は基本的に1-5歳児と同様であった。1-5歳児と比べて新しく加わったものとしては、虐待種別における性的虐待である。思春期前であっても、この年代から特に、性的虐待の報告率が上昇を見せることもあり、性的虐待の可能性を踏まえたりリスク判断の必要性が示唆される。また被虐待児の精神的ダメージもリスク要因として加わっていた。児童の意思や感情がさまざまな形で表出され周囲がそれを確認できる機会も増え、精神的ダメージが見えやすくなるのも一因かもしれない。虐待者の精神障害・生育時リスク・家庭環境リスクなど、虐待者の問題や家庭環境の問題が重症度に寄与するのも特徴的である。

被虐待児が12歳以上の場合は、他年齢と比して最もリスク要因としてあがってくる項目の種類と数が多くなっていた。主要な虐待種別（特に性的虐待）、虐待者の精神障害、被虐待児の身体的・精神的ダメージについてなど、他の年代でもあがっている要因の他に、虐待の期間（長いほうが重症）、家庭の経済状況（生活保護世帯・非課税世帯・不明世帯が課税世帯に比して重症）や家族構成（養父は重症化と関連、実母は軽症化と関連）もリスク要因となっていた。

総じて、被虐待児が低年齢の場合は、虐待種別や被虐待児の身体的ダメージのような虐待内容を直接反映した要因が主たる重症化リスクとして見出されている。それが児童の年齢が上がるにつれ、虐待内容を直接反映した項目に加えて、児童本人の報告や表出が少なからず反映されるもの（被虐待児の虐待の捉え方・被虐待児の精神的ダメージ）、虐待者自身が持つ問題（精神障害や身体障害）、家庭環境の要因（家庭環境におけるリスク要因・家庭の経済状況）が新たにあがってくる傾向が読み取れる。また虐待期間も被虐待児の年齢が上がることで重症度との関連が報告されるようになる。

なお、H30 全国児童相談所調査報告書で被虐待児の年齢層と虐待期間との関連を検討した分析において、いずれの年齢層でも出現頻度が最も高いのは期間1ヶ月未満であるが、それ以外の傾向は年齢層によって異なる。0歳代は虐待期間6ヶ月未満が全体の9割を占め、1-5歳では期間1-3年未満の出現頻度が相対的に高くなり、一方6-11歳、12歳以降のケースでは期間3年以上の出現頻度が相対的に高くなる。つまり被虐待児の年齢が上がるほど虐待期間も長期化する傾向があり、これが高年齢群で虐待期間が重症度リスクとして報告される一因と考えられる。

虐待期間が長期化する場合や、被虐待児童の年齢が高い場合は、相対的にさまざまなレベルでの情報が児童相談所のケース担当者に参照されやすくなると考えられる。児童の所属先として家庭だけでなく教育機関が加わること、児童自身、問題を何らかの形で外部に表出する力が高まること、今までの児童や家族の経歴にかかわる情報（たとえば以前の相談状況や健診状況など）が入手しやすくなることもあいまって、児童の年齢が上がることで、重症度と関連する要因が幅広く見出されるようになると考えられる。一方で児童が低年齢の場合、虐待期間は必然的に短くなり、身体的ダメージのようなより直接的な被害の程度を中心に虐待の重症度が判断されていると考えられる。重症と判断されるケースの持つ意味や内実が、被虐待児童の年齢によって変わってくることの反映とも言えよう。

全体を通じて、ケースの重症度はシンプルに決定されているというよりも、被虐待児童・虐待者・家庭環境など様々な要因が重症度判断に寄与していること、また重症度判断に関わる要因が（今回は被虐待児の年齢を取り上げたが）諸条件によって変動する可能性があることが示されたと言える。このようなデータベースを用いたリスク評価が、児童福祉司や、虐待対応にあたる担当職員にとってリスク判断を行う際の一助となるように、今後もデータの更新や蓄積などを通じてブラッシュアップされ続けていく必要があるだろう。

参考文献

1. 全国児童相談所長会：「平成 25 年度児童相談のケース分析等に関する調査研

- 究(主任研究員：櫻山豊夫)」結果報告書、一般財団法人こども未来財団, 2014.
2. 森田展彰：「安全な暮らしを作る新しい公／私空間の構築」研究開発領域「全国調査データベースを用いた児童虐待の予防・早期介入システムの開発」戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）研究開発実施終了報告書, 2019.
 3. 森田展彰：「児童相談所の実態に関する調査：職員の配置および人材育成体制の実態、通告されたケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」（主任研究者：筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授 森田展彰），平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議報告書, 2019.

Ⅱ-3. 虐待の子どもへの影響

犬塚 峰子（大正大学 客員教授）

本章のポイント

目的

子どもの虐待の支援の目標は、虐待を受けた子どもたちが適切な養育環境の中で、虐待の影響によって生じた心身の傷つきや発達の変りから回復して、本来の健全な発達をたどっていきけるようにすることである。本研究では、虐待からの回復への支援を考える際の有効な資料を導き出すことを目的に、児童相談所で受理した虐待を受けた子どもたちの心身の状態などの分析を行った。

方法

児童虐待を疑われて全国児童相談所に通知され受理された事例 7,636 件のうち、「虐待あり」に「不明（調査中）」を加えた 6,300 件を対象として、子どもの虐待認知や子どもの心身の状態などを、主にクロス集計によって分析した。

結果

受理時点で「虐待を認識できている」子どもは 12.6%と少なく、「虐待とっていない」（18.4%）を下回っていた。性別、年齢、虐待の重症度、虐待種別によってもその割合は変化し、「自分が悪いから虐待を受けた」（6.1%）群は悪循環の要因となる精神的問題を抱えていた。虐待によって引き起こされる精神的問題は、年齢とともに変化し、落ち着きのなさは幼児から 11 歳、攻撃的行動は 12～14 歳、トラウマ症状は 15 歳以上に多く出現していた。また、虐待種別によっても抱える精神的問題には特徴があり、性的虐待が最も重篤であった。精神的問題が一つでも出現している率は虐待通算期間が長くなれば高くなる傾向があり、個々の精神的問題の出現率も 3 年を超えると急上昇し重症化する。

考察

虐待認知の歪みを受理の時点で捉えておき、その後の支援につなげることが重要である。今後の対策としては、虐待の認識を促すための子ども向けの虐待の心理教育と子ども自身が直接相談しやすいシステムの充実が必要である。自責感を伴う場合や虐待否認に対しては、丁寧なケアを提供することが健全な成長には欠かせない。虐待の影響は年齢によっても虐待種別によっても異なるため、精神的問題の回復に向けての有効な支援・ケアには、多次元的で継続的なアセスメントが基盤となる。その支援・ケアは早期に低年齢で提供することが重要であることが示され、児童相談所との連携の下に地域において子どもと家族に対するアセスメント・支援・ケアが実施できる体制の充実が望まれる。

1. 目的

子ども時代に受けた虐待の影響は長期に及び、児童期、青年期、成人期を通じて、様々な形の発達ゆがみやトラウマをはじめとした心理学的・精神医学的症状となって現われることが、最近の研究で明らかになってきている（Putnam, 2006）。児童相談所や地域の支援機関の役割は、虐待を受けた子どもたちが、できるだけ早期に適切な養育環境の中で、心身の傷つきから回復し、本来の健全な発達をたどっていけるように、子ども、保護者、家族などに介入し、支援・ケアを提供することである。

今回の調査では、児童相談所で受理してから約6ヶ月～8ヶ月間の対応によって得られた情報であるため、児童相談所の介入が子どもの健全な発達を促しているかどうかの判断は困難であった。そこで、児童相談所で受理した虐待を受けた子どもたちの心身の状態などの分析を行うことによって、子どもの回復への長期的な支援を考える際に有効な資料を導き出すことを目的とした。

2. 方法

平成30年5月14日から5月31日の2週間で、児童虐待を疑われて全国児童相談所に通知され、受理された事例（再受理を含む）の記録に関する調査を、同年11月22日から平成31年1月25日に実施した。全国211児童相談所のうち202児童相談所から7,636件の回答を得た。そのうち「虐待あり」に「不明（調査中）」を加えた6,300件を対象として、子どもの虐待認知や虐待の影響による子どもの心身の状態などを分析した。クロス表を作成する場合は、 χ^2 検定もしくはFisherの直接確率計算および残差分析を行った。統計的有意水準は5%（ $p < .05$ ）を用いた。グラフ作成の場合は有意差のある数値を□で囲った。

3. 結果

3.1. 虐待を受けた子どもの全般的状況

「虐待ケースに関する児童相談所への悉皆調査によるケース分析」（森田、2019）において、詳しく分析されている中から、本研究の分析に必要な子どもの状況についての概略を示す。詳しいデータについては上記を参照していただきたい。

3.1.1. 性別・年齢・虐待の重症度・虐待種別

虐待を受けた子ども6,300人のうち、男子3,317人（52.9%）、女子2,953人（47.1%）で、男子の方がわずかに多いが、この男女の割合は、全国の15歳未

満性别人口の割合と近い値である。

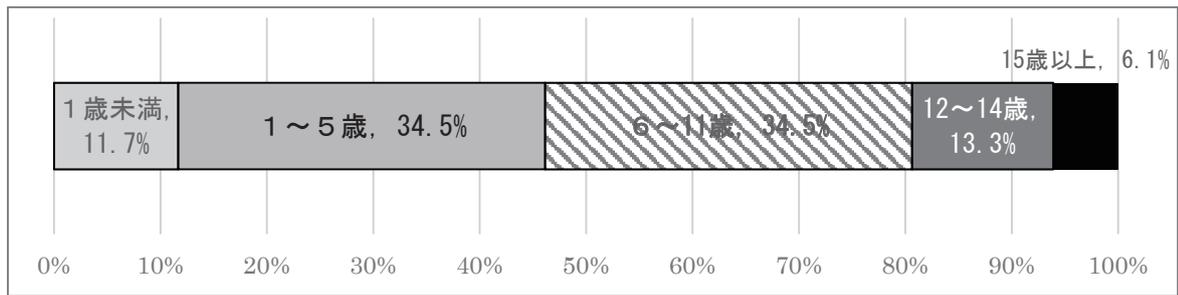


図1 虐待を受けた子どもの年齢

年齢をみると1歳未満11.7%、1～5歳34.5%、6～11歳34.5%、12～14歳13.3%、15歳以上6.1%であった。5歳以下の幼児が多く、半分弱（46.2%）を占めていた。

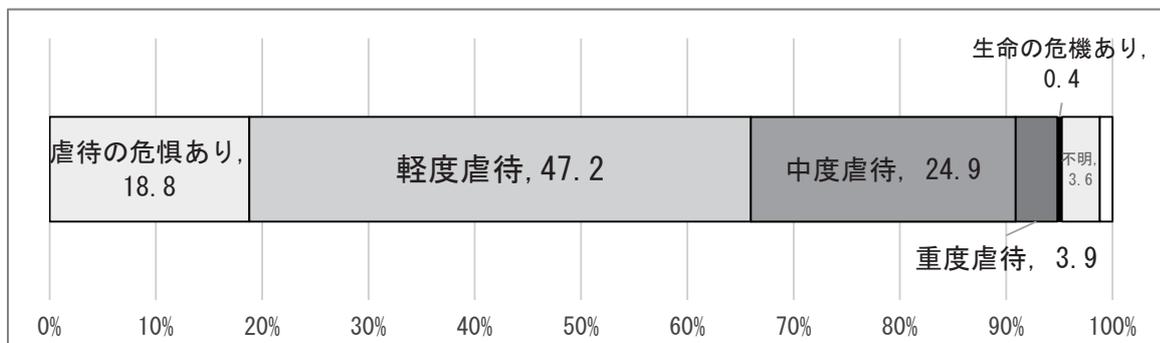


図2 虐待の重症度

重症度別で見ると、「軽度虐待」が半数近くを占め（47.2%）、「虐待の危機あり」（18.8%）を加えると、3分の2は軽度以下の虐待であり、これは増加傾向にある。「中度虐待」が24.9%、「重度の虐待」が3.9%、「生命の危機あり」が0.4%であった。「生命の危機あり」には特徴があり、1歳未満が有意に多くて半数を占め（51.9%）、3分の2が身体的虐待であった。

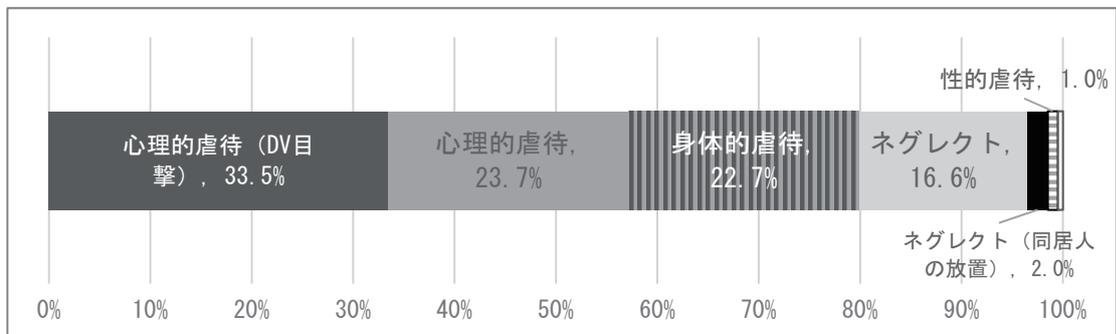


図3 虐待種別

虐待種別では「心理的虐待（DV目撃）」が約3分の1（33.5%）と最も多く、

「心理的虐待」(23.7%)、「身体的虐待」(22.7%)、「ネグレクト」(16.6%)「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」(2.0%)、「性的虐待」(1.0%)と続く。

「心理的虐待(DV目撃)」は近年急激な増加傾向にある。

各虐待種別の年齢と重症度の特徴を眺めてみると、「心理的虐待(DV目撃)」は乳幼児が有意に多くて約半数を占め(48.3%)、「虐待の危惧あり」(22.9%)と「中度虐待」(32.6%)の割合が他の虐待種別より高かった。

「心理的虐待」は、各年代にみられ、約8割(78.0%)は軽度以下の虐待であった。

「身体的虐待」は小、中、高校生年代に有意に多く、小学生が約4割(38.2%)を占めていた。「軽度虐待」(56.9%)の割合が高いが、一方で「重度虐待」(5.2%)と「生命の危機あり」(1.3%)の割合も高いのが特徴であった。

「ネグレクト」は1~5歳の幼児が有意に多く、1歳未満を加えると半数近く(46.4%)は乳幼児であり、約3分の2(67.1%)は軽度以下の虐待であるが、重度虐待(5.4%)の割合が他の虐待種別と比較すると高い。

「性的虐待」は高校、中学年代が有意に多く、7割以上が中度以上の重い虐待(「中度虐待」42.6%、「重度虐待」29.5%)であった。

3.1.2. 子どもとの面接・一時保護・子どもへの援助・調査時点での取り扱い状況

子どもとの面接は、「なし」(49.8%)と「無回答」(0.8%)を除くと、半分弱(49.4%)にしか実施されていなかった。児童心理司に限ると、面接したのは2割弱(18.9%)というさらに低い割合であった。

調査時一時保護中も含めて一時保護を行ったケースは、13.4%であった。子どもへの援助は1割強(10.9%)、「保護者と子ども同席での援助」は6.2%、「保護者への援助」は22.1%に行われていた。

調査時点での取り扱い状況は、「援助方針を決定し終結しているケース」が約7割(68.9%)、「援助方針を決定し援助中」が2割強(22.0%)、「援助方針を決定していない(調査中)」が1割弱(6.6%)であった。

3.2. 受理時点での子どもの虐待認知

子どもに直接面接した数は約半数(49.4%)であったことや、幼児が約半分(46.2%)を占めていることなどから、不明(34.4%)と「意思が確認できない」(27.1%)が多く、意思が確認できたのは4割弱(37.1%)であった。

「不当にひどいことをされたと感じている」と虐待を認知できている子ども12.6%で、「ひどいことをされたと感じていない」と虐待を否認している子ども

も 18.4%を下回っていた。「ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと感じている」と自責感を伴っている子どもは 6.1%であった。

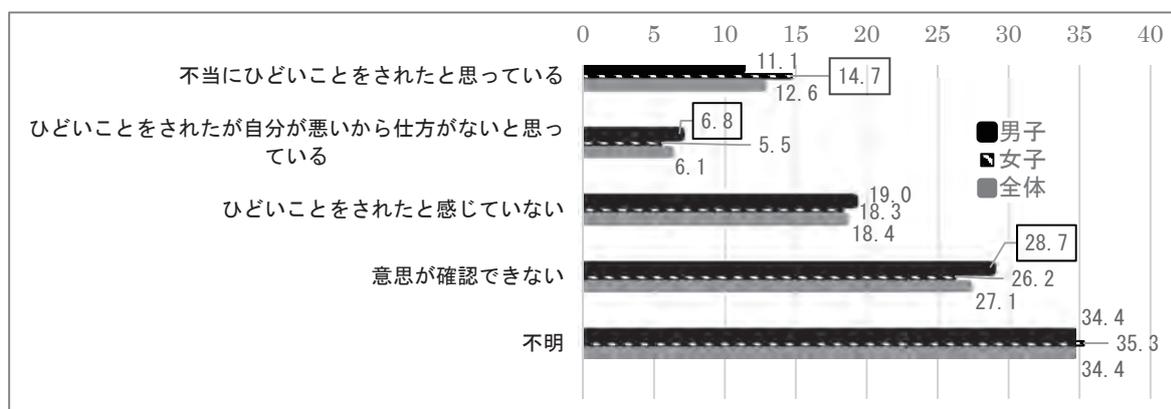


図4 虐待を受けた子どもの虐待認知

性別で比較すると、女子（14.7%）の方が男子（11.1%）より虐待を受けたと認識できている確率が有意に高く、一方、男子（6.8%）の方が女子（5.5%）より「自分が悪いから虐待を受けた」と自責的に捉えている確率が有意に高かった。

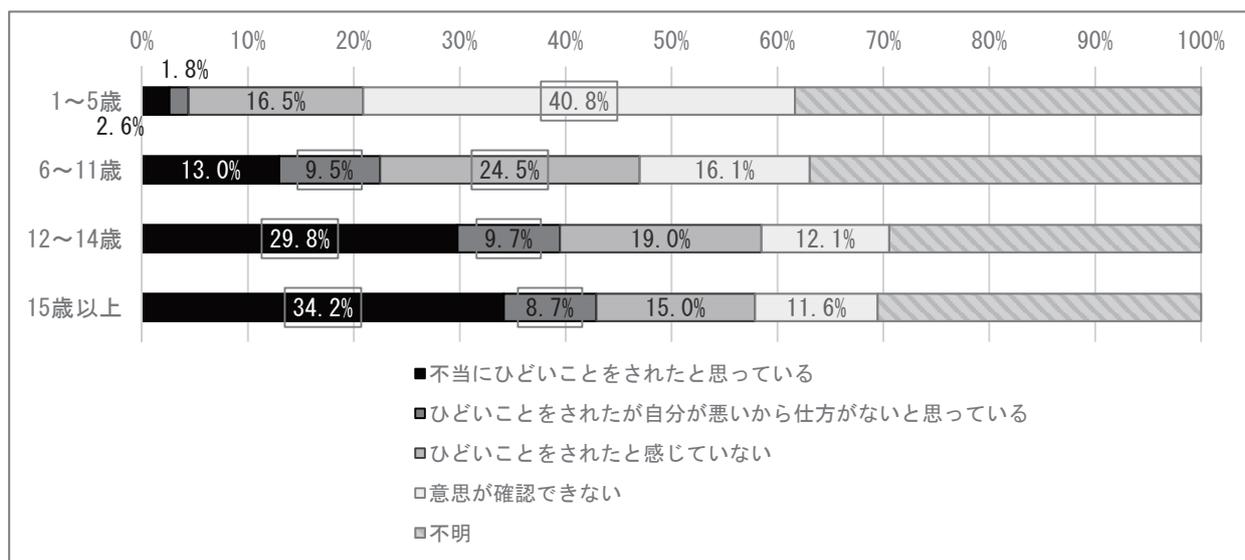


図5 子どもの虐待認知と年齢との関連

年齢との関連をみると、年齢が上がるにつれて「意思が確認できない」が減少して「不当にひどいことをされたと感じている」子どもの割合は高くなり、1～5歳で 2.6%、6～11歳で 13.0%、12～14歳で 29.8%、15歳以上で 34.2%であった。虐待が否認されたり、自責的に捉えられたりする傾向は残しつつも、年齢が上がるとともに、虐待を客観的に捉えることができる確率が高くなっていく状況が明らかになった。

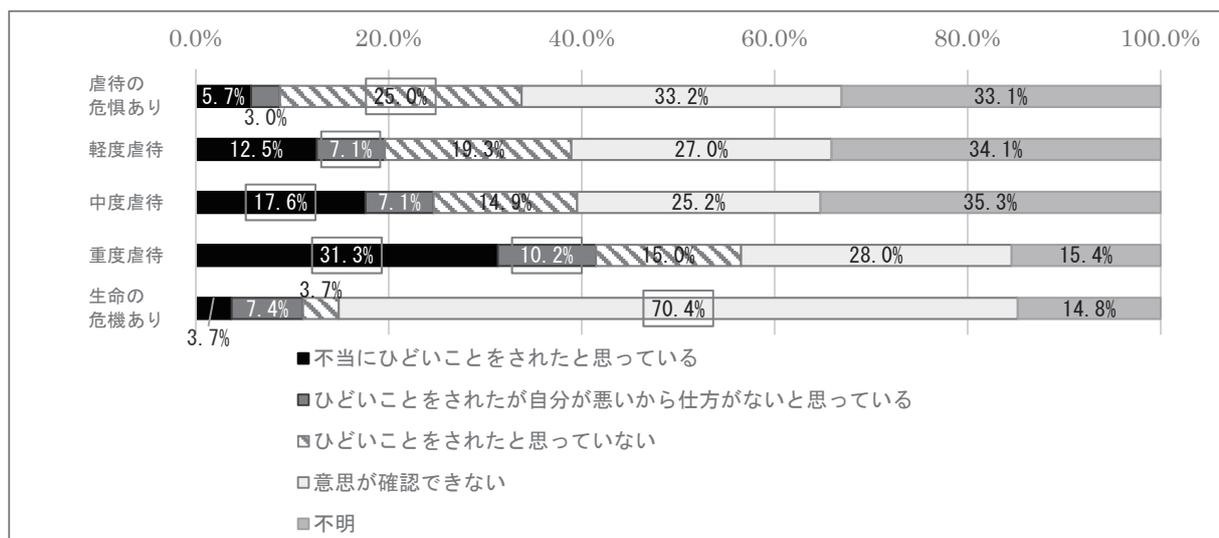


図6 子どもの虐待認知と虐待重症度との関連

虐待の重症度からみてみると、半数が1歳未満である「生命の危機あり」を除いて、虐待の重症度が増すにつれて、虐待を認識している群の確率が高まっていくが、「重度虐待」でも3割強（31.3%）という値であった。さらに、中度や重度の虐待であっても虐待を認知できない子どもが15.0%前後存在していた。さらにこの重症度が高い群の中には、虐待行為を自分が悪いからと自責的に捉えている子どもたちも少なくなかった（「中度虐待」7.1%、「重度虐待」10.2%）。

表1 受理時の子どもの虐待認知と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
不当にひどいことをされたと思っている	頻度	386	68	35	40	149	116	794
	カテゴリ別の%	27.3%	6.6%	28.2%	66.7%	10.1%	5.6%	12.8%
ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと思っている	頻度	238	31	14	2	78	18	381
	カテゴリ別の%	16.8%	3.0%	11.3%	3.3%	5.3%	0.9%	6.2%
ひどいことをされたと思っていない	頻度	150	320	17	5	267	401	1160
	カテゴリ別の%	10.6%	31.0%	13.7%	8.3%	18.1%	19.2%	18.7%
意思が確認できない	頻度	282	315	32	5	388	680	1702
	カテゴリ別の%	20.0%	30.5%	25.8%	8.3%	26.3%	32.6%	27.5%
不明	頻度	357	299	26	8	593	870	2153
	カテゴリ別の%	25.3%	28.9%	21.0%	13.3%	40.2%	41.7%	34.8%
	総数	1413	1033	124	60	1475	2085	6190

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものを、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものを。

虐待種別でみてみると、「性的虐待」（66.7%）と「身体的虐待」（27.3%）は虐待を認識している子どもが有意に多く、さらに「身体的虐待」は「自分が悪いから虐待された」という認知が有意に多かった（16.8%）。「ネグレクト」は

「ひどいことをされたと思っていない」(31.0%)が多かった。

「虐待を認識している群」は、中度以上の虐待が半数近く(44.3%)を占め、年齢も高く(12歳以上が57.4%)、半数が(48.6%)身体的虐待で、性的虐待(5.0%)が他の群より有意に高率であった。「虐待を自責的に捉えている群」は、「軽度虐待」(54.6%)が多く、6-11歳が半数(53.8%)を占め、「身体的虐待」が約6割(63.1%)であった。「ひどいことをされたと思っていない」群は、「虐待の危惧あり」(25.3%)が有意に高く、4分の3(74.5%)は軽度以下の虐待で、6-11歳が半数弱(45.7%)、「ネグレクト」が3割弱(27.6%)で有意に高いが、「DV目撃」も3割強(34.1%)を占めていた。

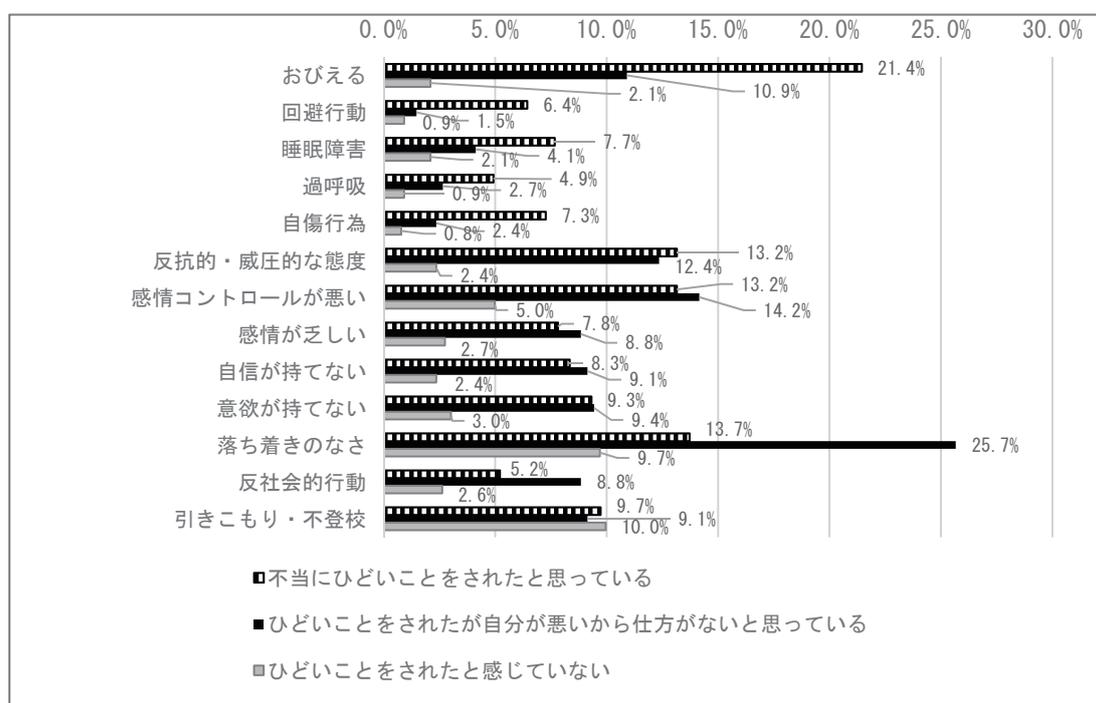


図7 子ども(就学児)の虐待認知と精神的問題との関連

この3つの群と精神的問題(就学児3,328人)の関連を眺めてみると、「虐待を認識している群」の子どもは、「虐待者などにおびえる」「回避行動」「睡眠障害」「過呼吸」「自傷行動」などトラウマに由来する精神的問題が高率に出現していたが、虐待の重症度も子どもの年齢も高いことが反映されていると考えられた。「虐待を自責的に捉えている群」は、「落ち着きのなさ」「反社会的行動」が高率にみられ、「感情コントロールが悪い」「感情が乏しい」「自信が持てない」「意欲が持てない」などが「虐待を認識している群」よりわずかに多いという結果であった。「ひどいことをされたと思っていない群」は、軽度以下の虐待が多いということもあり、全般的に精神的問題の出現率は低く、唯一高率であったのは「引きこもり・不登校」であり、これは「ネグレ

クト」の多さと関連していると考えられた。

3.3. 虐待による子どもの調査時の身体状況

虐待を受けた子どもの8割以上(81.2%)が、虐待による身体的問題を有していなかった。この値は増加傾向にある。この理由としては「軽度虐待」「虐待の危惧あり」の増加と、他の虐待種別の増加などによる身体的虐待の占める割合の低下などが考えられる。身体的問題として報告されたのは、「打撲傷・あざ」(7.5%)「不衛生」(3.0%)、頭部外傷(0.8%)、栄養不良(0.8%)などである。

「身体的虐待」は約4割(34.8%)に虐待による身体的問題があり、「打撲傷」(27.5%)が一番多く、「頭部外傷」(2.9%)、「火傷」(0.8%)、「骨折」(0.7%)がこれに続いた。「身体的虐待」でも約6割は身体症状がないという結果であるが、重症度を見ると、「軽度虐待」や「虐待の危惧あり」が3分の2弱(65.4%)を占めており、身体症状が軽度で目立たない子どもが多いことが、この数値の低さに影響していると思われる。「ネグレクト」では、15.2%に虐待による身体的問題があり、「不衛生」(12.8%)、「栄養不良」(3.5%)、「身体的発達の遅れ」(2.1%)が他の虐待と比較して多く、世話が行き届かないことからくる問題が中心である。「心理的虐待(DV目撃を除く)」、「心理的虐待(DV目撃)」では、虐待による身体的問題は極めて少なかった(3.0%、1.2%)。

3.4. 虐待による子どもの調査時の精神状況

子ども時代に受けた虐待の影響は、心理・情緒の領域だけではなく、強いストレスに曝されることによって引き起こされた脳の障害が関与していることが明らかになっており(友田、2006)、認知・知能、神経心理学・身体、社会・行動の領域など多方面にわたっている。また年齢によっても抱える問題が違っていることも指摘されている(杉山、2007)。今回の調査では、そういった多面的な影響を捉えられるように、精神症状の項目を増やし、また未就学児と就学児とで項目の内容を変えている。その分析を通じて子どもの情緒・行動への影響の特徴を明らかにし、回復への支援の一助としたい。

3.4.1. 調査時の子どもの精神的問題と年齢との関連

年齢により、抱える精神的問題の種類や頻度が異なるという結果が示されたので、各年代の精神症状の特徴を示す。

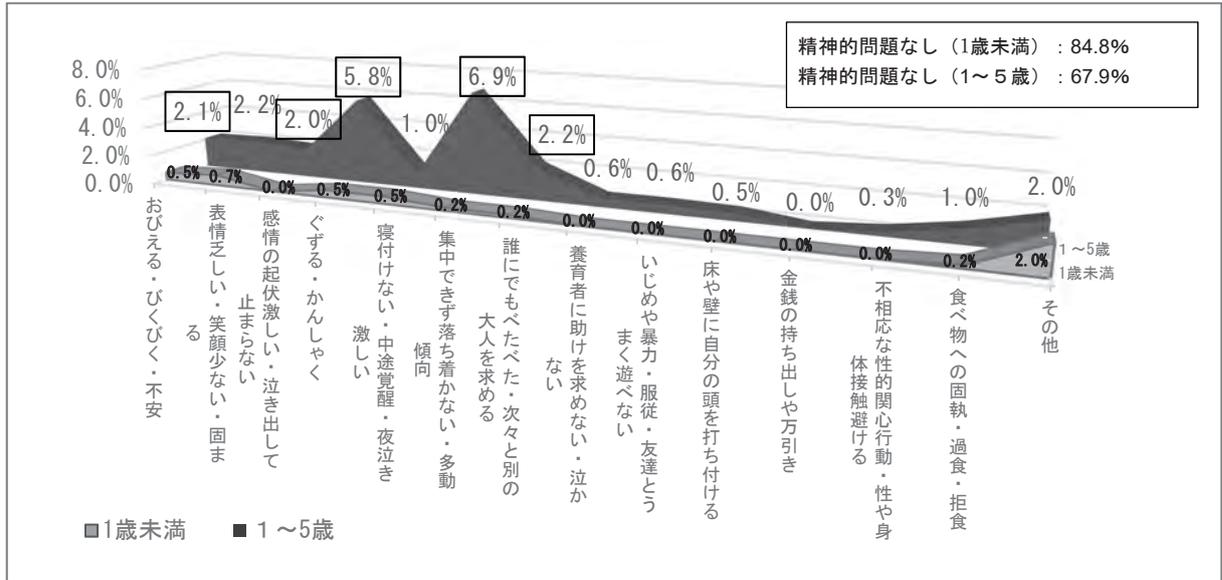


図8 虐待を受けた子ども（未就学児）の精神的問題

1歳未満（401人）の84.8%、1～5歳（2,203人）の67.9%の子どもには精神的な問題はないという結果であったが、乳幼児の精神的問題は捉えにくく、心理面接をしていないことも多かったため、実際より出現率は低く出ている可能性が考えられる。1～5歳児の精神的問題で最も多かったのは「遊びに集中できず落ち着かない・多動傾向」（6.9%）であり、「ぐずることやかんしゃくを起こすことが多い」（5.8%）が続いた。この二つは男子に有意に高く出現していた。アタッチメントの問題を示す「誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める」は2.2%、トラウマ症状を示す「特定の人・物・場面におびえる・びくびくする・不安」は2.1%、双方が関与していると思われる「表情乏しい・笑顔が乏しい・固まる」は2.2%であった。「おびえる」以外の4つの精神的問題（「集中できず落ち着かない」、「かんしゃくを起こす」、「誰にでもベタベタする」、「表情乏しい」）は重度の虐待で有意に高率に出現していた。

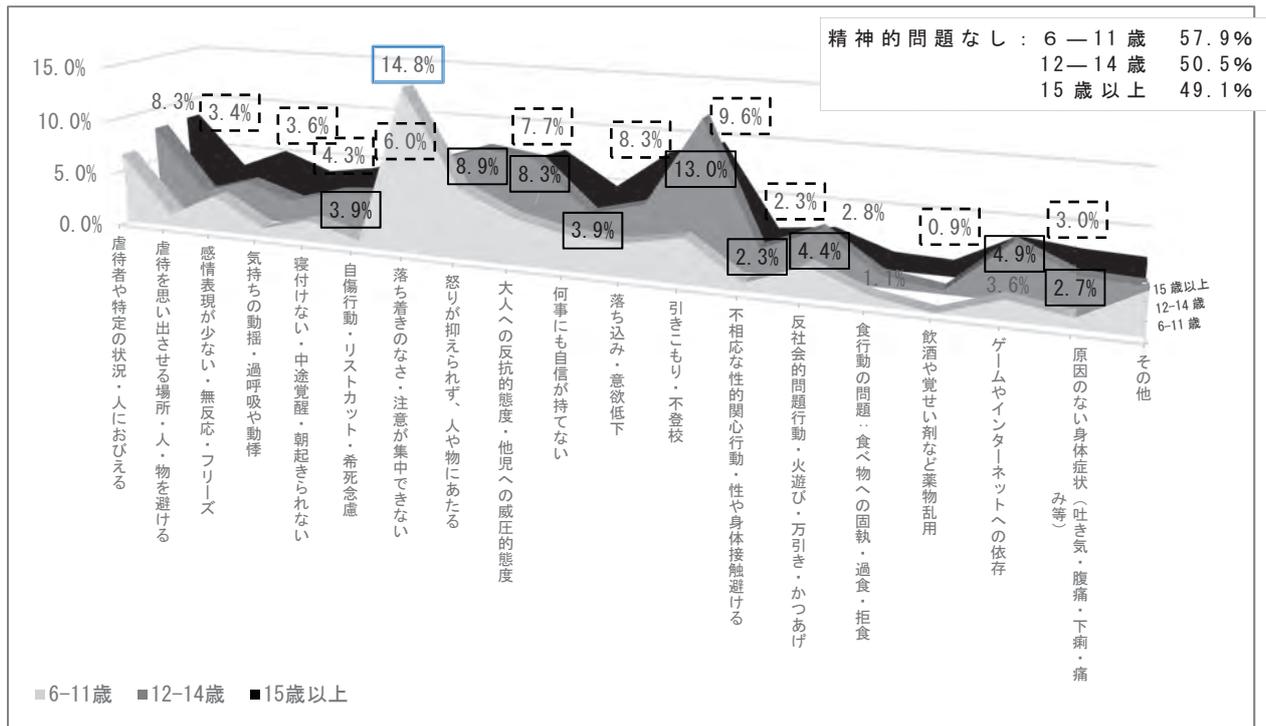


図9 虐待を受けた子ども（就学児）の各年代の精神的問題

6～11歳（2,104人）では、幼児期に比べると様々な問題が表面化して来るが「精神的問題はない」が6割弱（57.9%）を占めている。精神的問題としては「落ち着きがない」（14.8%）の出現率が有意に高かった。

12～14歳（933人）では約5割に精神的問題がみられ、「怒りが抑えられない」（8.9%）、「大人への反抗的態度・他児への威圧的態度」（8.3%）、「反社会的問題行動」（4.4%）などの攻撃的で外在化型の問題行動が有意に高い割合となり、一方「引きこもり・不登校」（13.0%）「自傷行動」（3.9%）、「ゲーム依存」（4.9%）、「原因のない身体症状」（2.7%）などの内在化型の問題行動の頻度も高い傾向が見られた。加えて「不相応な性的関心行動」（2.3%）の割合も高かった。

15歳以上（532人）は「落ち込み・意欲低下」（8.3%）、「引きこもり・不登校」（9.6%）「原因のない身体症状」（3.0%）などの内在化型の精神的問題が有意に高い割合を示し、「虐待を思い出させる人・場所を避ける」（3.4%）、「気持ちの動揺・過呼吸や動悸」（3.6%）、「寝付けない・中途覚醒・朝起きられない」（4.3%）、「自傷行動・リストカット」（6.0%）などトラウマ症状に由来すると考えられる症状が有意に高い確率で出現する。加えて「大人への反抗的態度」（7.7%）、「不相応な性的関心行動」（2.3%）も高い割合を示す。

3.4.2. 虐待種別による精神的問題の特徴

(1) 性的虐待

性的虐待は、未就学児は3人であったので、就学児（58人）のみ示す。性的虐待によって引き起こされる精神症状は最も重篤で、最も高率（55.1%）に様々な精神的問題を抱えていた。

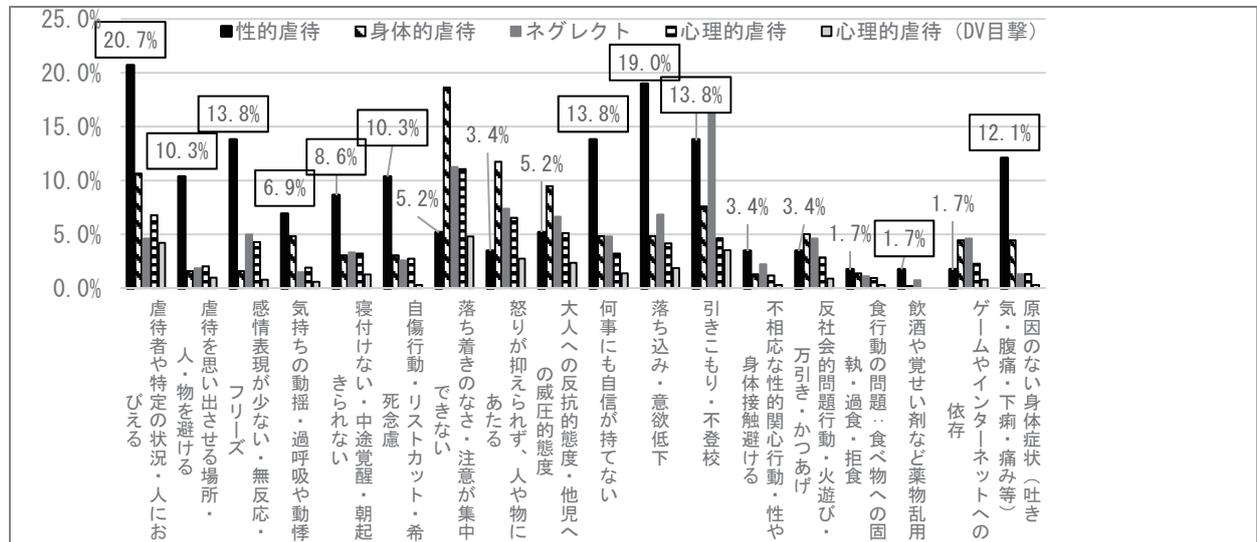


図 10 性的虐待の就学児の精神的問題

「虐待者や特定の人や状況におびえる」(20.7%)、「感情表現少ない」(13.8%)、「虐待を思い出させる場所・人・物を避ける」(10.3%)、「自傷行動」(10.3%)、「気持ちの動揺」(6.9%) などトラウマに由来すると推定される精神的問題が出現する割合が他虐待種より有意に高く、加えて「落ち込み・意欲低下」(19.0%)、「自信が持てない」(13.8%)、「引きこもり・不登校」(13.8%)、「原因のない身体症状」(12.1%)など、抑うつや低い自己評価など内在化型の様々な精神的問題を抱える確率も有意に高いという結果であった。

(2) 身体的虐待

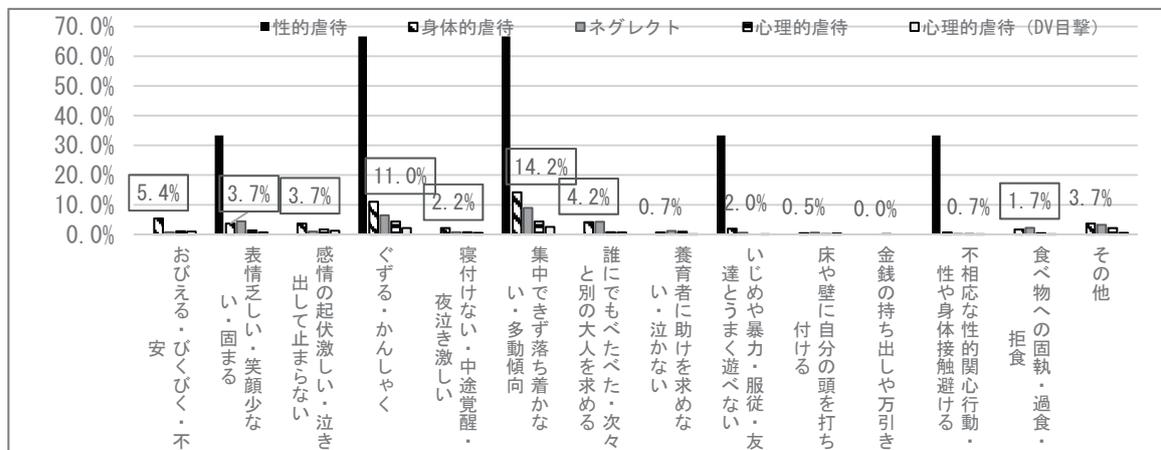


図 11 身体的虐待の未就学児の精神的問題

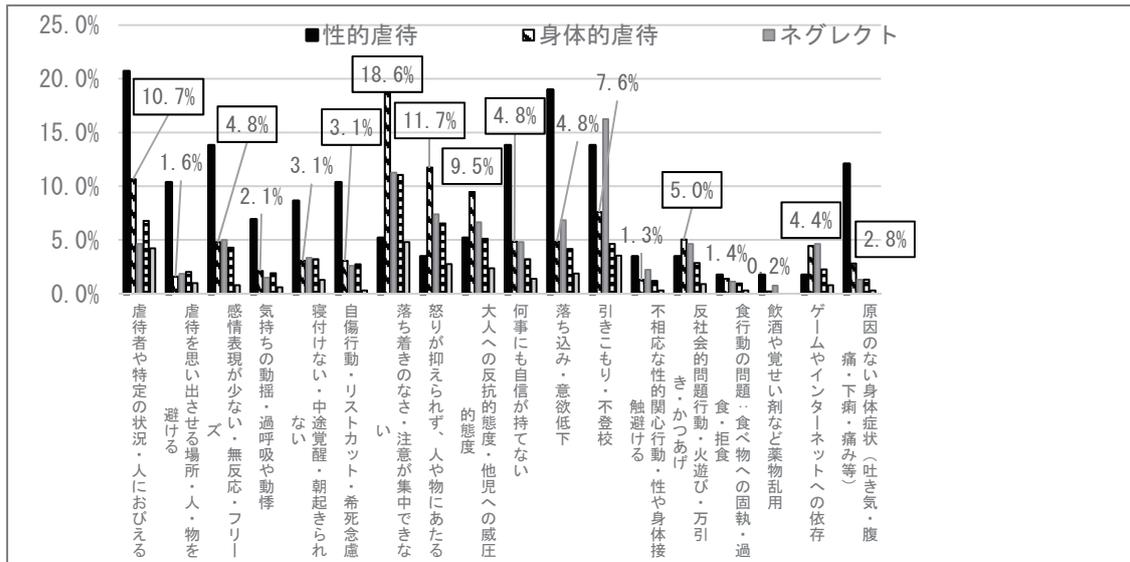


図 12 身体的虐待の就学児の精神的問題

身体的虐待は、未就学児（408人）では44.1%に精神的問題があり、「集中できず落ち着かない」（14.2%）が一番多く、「ぐずる・かんしゃく」（11.0%）、「おびえる・不安」（5.4%）、「誰にでもべたべた」（4.2%）、「感情の起伏激しい」（3.7%）、「表情乏しい」（3.7%）、「寝付けられない・夜泣き」（2.2%）などが高かった。

就学児（1,014人）では約半分（51.3%）に精神的問題がみられ、「落ち着きの無さ」（18.6%）が最も多い問題で、「怒りが抑えられない」（11.7%）、「大人への反抗的態度・他児への威圧的態度」（9.5%）、「反社会的問題行動」（5.0%）などの攻撃的な問題行動が有意に高い出現率を示した。「虐待者等におびえる」（10.7%）、「感情表現少ない」「自傷行動」などのトラウマに由来すると推定される問題の出現率も高かった。さらに「何事にも自信持てない」「ゲーム依存」「原因のない身体症状」の出現頻度も高かった。

（3）ネグレクト

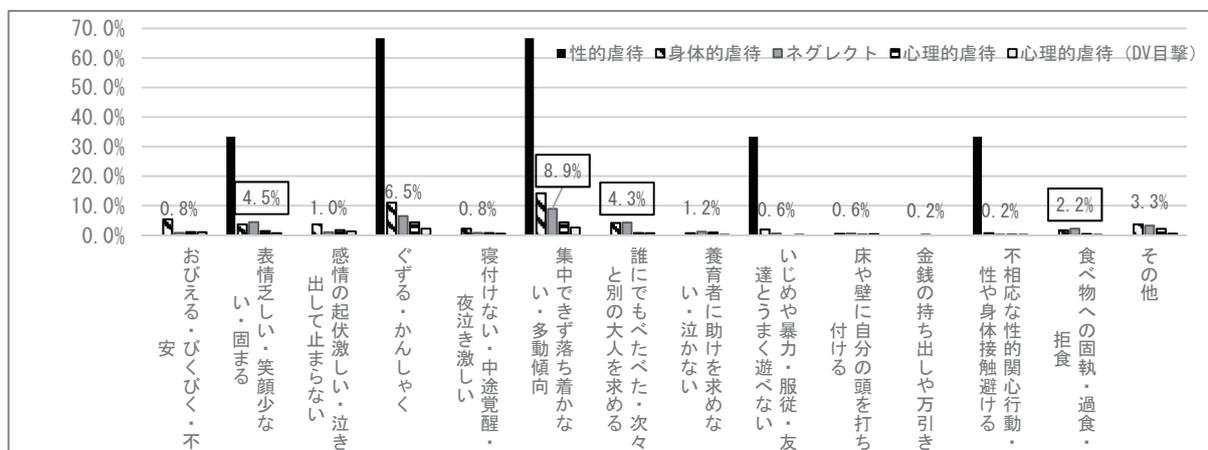


図 13 ネグレクトの未就学児の精神的問題

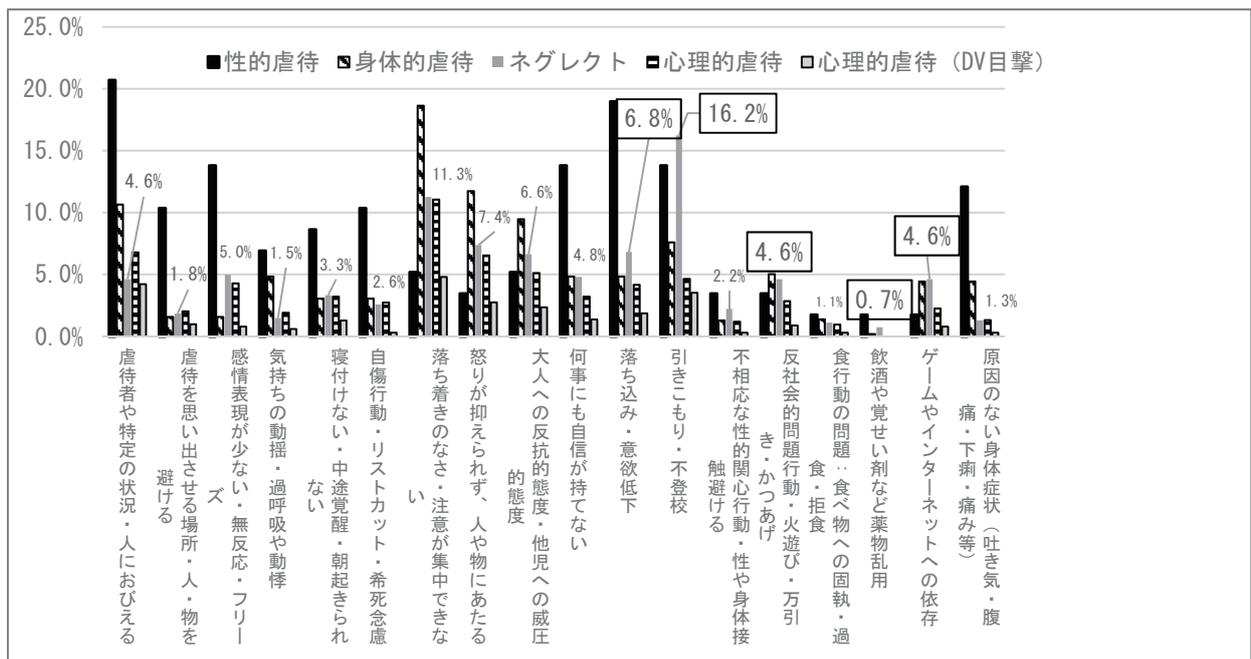


図 14 ネグレクトの就学児の精神的問題

ネグレクトは、未就学児(492人)においては、37.8%に精神的問題がみられ、「集中できず落ち着かない」(8.9%)が一番多く、「表情乏しい」(4.5%)、「誰にでもべたべた」(4.3%)、「食べ物に固執」(2.2%)と続いた。

就学児(542人)においては半分弱(47.8%)に精神的問題がみられ、「引きこもり・不登校」(16.2%)が一番多く、「落ち込み・意欲低下」(6.8%)「反社会的問題行動」(4.6%)、「ゲーム依存」(4.6%)が高かった。

(4) 心理的虐待、心理的虐待(DV目撃)

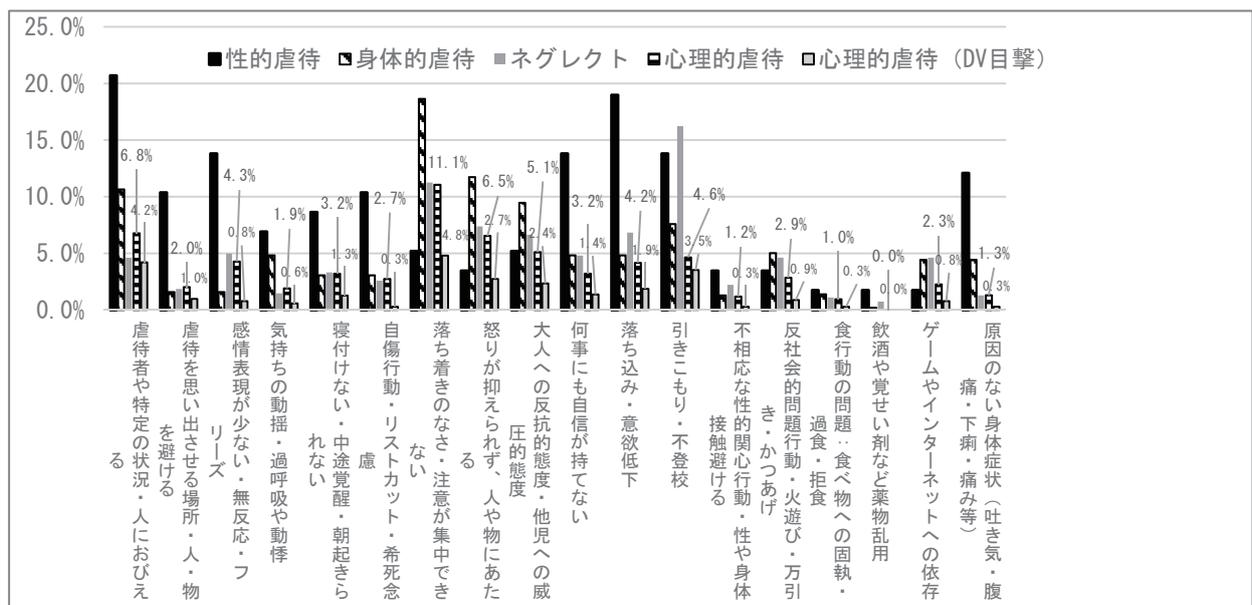


図 15 心理的虐待・心理的虐待(DV目撃)の就学児の精神的問題

いずれも、精神症状の出現は少ない。精神的問題の出現率は、未従学児では心理的虐待（640人）は26.3%、DV目撃は（1,072人）11.9%であり、就学児では心理的虐待（841人）は36.7%、DV目撃は（1,021人）は20.7%であった。個々の精神的問題の出現率もいずれも低く、一見するとあまり問題が生じていないという結果になっている。

3.4.3. 精神的問題の出現率と虐待通算期間

表2 虐待の通算期間と虐待重症度のクロス集計表

	虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
1か月未満	頻度 421 カテゴリ別の% 35.9%	788	313	40	13	46	1621
1～3か月未満	頻度 111 カテゴリ別の% 9.5%	226	113	12	1	6	469
3～6か月未満	頻度 50 カテゴリ別の% 4.3%	125	106	17	3	4	305
6か月～1年未満	頻度 76 カテゴリ別の% 6.5%	202	122	21	2	11	434
1～3年未満	頻度 105 カテゴリ別の% 9.0%	385	210	46	1	8	755
3年以上	頻度 78 カテゴリ別の% 6.7%	266	229	63	0	11	647
不明	頻度 331 カテゴリ別の% 28.2%	952	458	46	7	136	1930
	総数	1172	2944	1551	27	222	6161

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。

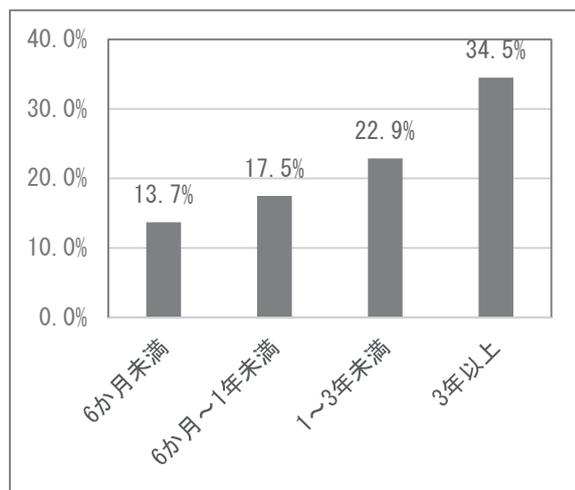


図16 未従学児の精神的問題出現率と虐待通算期間の関連

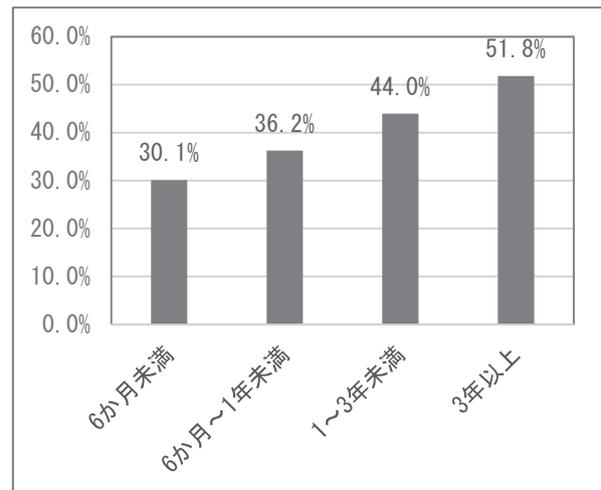


図17 就学児の精神的問題出現率と虐待通算期間の関連

虐待の通算期間は1ヶ月未満(26.1%)、1～3ヶ月未満(7.5%)、3～6ヶ月未満(4.8%)、6ヶ月～1年未満(6.9%)、1～3年未満(12.0%)、3年以上(10.3%)であったが、不明が約3割(31.1%)を占めていた。

虐待の重症度との関係を見ると、最も多い1ヶ月未満には、最も軽い「虐待の危惧あり」と最も重い「生命の危機あり」の割合が有意に高いという結果である。虐待の最も軽いケースが多くを占めている一方で、通算期間の短い1歳未満の最重度の乳幼児の緊急対応のケースがここに含まれている。1～3ヶ月未満は「虐待の危惧あり」が有意に高く、3～6ヶ月未満は「中度虐待」が高くなっている。通算期間が1～3年になると、重度の虐待の割合が有意に高くなり、3年以上経過した群は、「中度」「重度」の虐待の割合が多くを占めるようになる。1ヶ月未満を除くと通算期間が長くなるにつれ重い虐待が占める割合が高くなっていく様子がみられる。

子どもの精神的問題と虐待の通算期間との関係をみてみると、精神的問題の出現率(一つでも精神的問題が出現している率)は虐待通算期間が長くなればなるほど高くなるという傾向が示された。

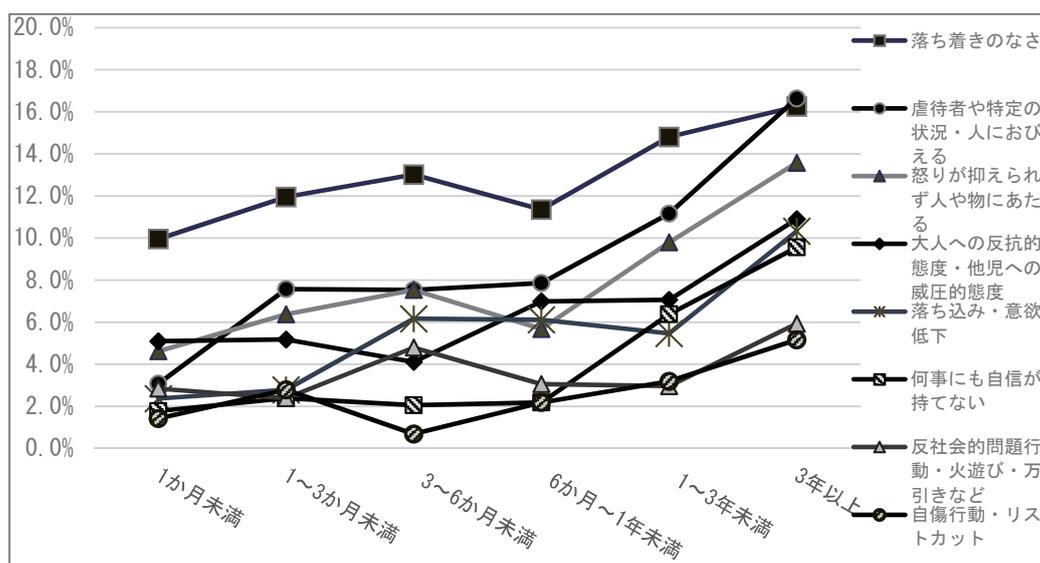


図 18 就学児の個々の精神的問題と虐待通算期間との関連

さらに、就学児の個々の精神的問題と虐待通算期間との関連をみてみると、虐待期間が1年以上3年未満になると、「虐待者や特定の状況・人におびえる」「怒りが抑えられず人や物に当たる」「何事にも自信が持てない」「落ち着きのなさ」の出現率が急激に高まってくる。そして3年以上になると、さらにそれらに加えて「大人に対する反抗的態度・他児への威圧的態度」「反社会的な問題行動」「落ち込む・意欲低下」「自傷行動・リストカット」などの出現率が高まる傾向があった。

4. 考察

4.1. 虐待を受けた子どもの受理時の虐待認知

子ども自身から虐待の存在について語られることは少ない(伊東ら、2003)。これは、親に強く口止めされていることなどに関係していることもあるが、それだけでなく、親への忠誠心や愛されたい気持ちが無意識的に強く働いて、虐待を認めることは自分の人格が解体してしまうほどつらいことであるため、それから身を守るために親を理想化して「実は虐待はなかった」と思いこむことがある。あるいは、恐怖から虐待体験が解離され、意識の外に追いやられ、忘れてしまうこともある。さらには、事態を「自分が悪い子だから虐待される」と理解して、いい子になれば親の愛を得られるかもしれないという希望をもち、状況をコントロールしようとする(Hermann, 1996)。こういった虐待の否認・解離や自分への否定的認知は、虐待がごく軽度のものである場合を除いて、子どもの生活の連続性を奪い、子どもの自尊感情を傷つけて無力感を高め、虐待の影響からの回復や健全な発達を妨げることが知られている。

今回の調査対象の虐待を受けた子どもは、半分弱が5歳以下の幼児で、約3分の2は軽度以下の虐待であった。そのためか、半分弱の子どもにしか面接をしておらず、そのうち児童心理司の面接は約2割であった。その結果として、子どもの意思が確認できたのは約4割という低い数値であったので、現状を正確に把握するためにはさらなる調査が必要と思われる。今回の調査の結果からは、受理時点では、子どもたちは虐待行為を「不当である」と客観的に捉えることが困難な場合が多いことが示された。しかし、年齢が上がるとともに、虐待が否認されたり、自責的に捉えられたりする傾向は残しつつも、虐待を客観的に捉えることができる割合が増え、15歳以上では約3分の1に達している。こういった状況を考えると、子どもが自分の状況を客観的に眺めることに役立つような、虐待についての子ども向けの心理教育が必要と思われる。子どもの年齢によっては、絵本とかアニメーション動画なども役に立つと思われ、その充実が望まれる。

また虐待の重症度が高くなると虐待を受けたという認識が明確になっていくことが示されたが、重症度が高くても約15%の子ども達は「ひどいことをされたと思っていない」との報告であった。この場合は、虐待が軽いから認識できないのではなく、前述したように虐待の解離・否認が生じていることが推定される。

この3種類の虐待認知と就学児の精神的問題との関連を調べてみると、「虐待を認識している群」は、トラウマを中心とした精神的問題の出現率が他の群より高いが、これは重症度の高い虐待や12歳以上の年齢の高い子どもの占める

率が高いことによると考えられる。一方「虐待を自責的に捉えている群」は、「落ち着きのなさ」「反社会的行動」が高率にみられ、「自信が持てない」「意欲が持てない」など低い自己評価が窺われる精神的問題や「怒りが抑えられず、人や物に当たる」「感情が乏しい」などが「虐待を認識している群」よりわずかに多いという結果であった。「落ち着きのなさ」や「反社会的行動」は、虐待の結果生じる問題ではあるが、「落ち着きのなさ」の約半数（50.9%）は「発達障害の疑い」にも該当していた。いずれにしてこれらの行動はさらに親の虐待行為を誘発し虐待を正当化する要因ともなり得るため悪循環を呈しやすく、子どもに自責感や低い自己評価を生じやすいことが推定された。「ひどいことをされたと思っていない群」は、4分の3は軽度以下の虐待で占められているため、全般的に精神的問題の出現率は低い。また、その虐待の軽さゆえに虐待とは捉えられていないことも肯ける。しかしその中には、中度や重度の虐待を受けていながら虐待を否認している子どももいて、その場合は前述したように虐待が解離されていることが多く、加えて自己評価が低く攻撃的行動が多いという調査結果もあり（犬塚ら、2004）、その後のケアが必要となることが多い。

いずれにしても、受理した時点で、子どもが家族の中でどんな体験をしていてそれをどう理解しているかを、子どもの視点で捉えておき、その後の支援につなげていくことが重要となる。東京都で作成した「虐待を受けた子どもの心理診断の手引」（犬塚ら、2007）には、「虐待に関する子どもの主観的事実」というタイトルで、虐待認知についての子どもの面接方法と留意点について記載されている。この時点で示している虐待認知の歪みは、親から虐待されているというつらい環境の中で生き延びるために必要な防衛とも考えられるので、この段階ではそれを聞くのにとどめ、認知を正そうとしたり虐待者に対する否定的言及をしたりしないことが重要である。「自分が悪い」という発言があった場合は、そう思った状況を具体的に聴きながら「あなたが悪いのではない」ことを伝える。こういった自責感をもった子どもたちや虐待を解離・否認している子どもたちには丁寧な支援・ケアが必要である。安心できる居場所を確保しつつ、人との信頼関係を育み、その中で、自分の生い立ちを語り、過去の思いこみ（自分のせい、自分が悪い）をゆっくり修正していく。受けた虐待（忘れられていることもある）や苦痛を表現してケアされることで、過去と現在がつながり自分や家族や未来について肯定的に捉えることができるようになっていく。親への支援がなされて、親の方も自分のしたことを客観視できるようになった段階では、子どもに加えた虐待の責任を認めて子どもに謝罪をすることが、虐待の意味を変え、子どもの自尊感情を取り戻すのにとっても有効である（Kolko, 2011）。また、親との関係を客観化して肯定的に自分を捉え直すこと

は、虐待の世代間連鎖を防ぐことにプラスになることが知られている (Egeiand et al., 1988)。

一方、虐待を客観的に捉えている子どもたちも一定数いるが、自分から虐待を訴え、助けを求めることのできた子ども達はどのくらいいるのだろうか。子ども本人が児童相談所に相談した件数は、48人 (0.6% : 内2人は虐待なし) という数であった。身近な知人や学校の教師などに相談して、そこから児童相談所につながった事例を含めると、子ども自ら助けを求めた件数は、この数以上にあると思われるが、それでも決して多い数ではないと考えられる。そのため、虐待を受けている子ども自身から SOS を出しやすいようなシステムの構築や充実が求められる。現行のシステムでは、児童相談所全国共通ダイヤル (189) を児童本人が使用した確率 (22.0% ; 9人) が全体 (6.7%) に比して高いことが今回の調査で明らかになり、189の一定の有効性が示されたが、他にも身近で子ども自身が虐待について相談しやすい場の設定や子どもと接する大人に対する心理教育などにより、虐待への意識を高めることなどが必要となろう。

4.2. 虐待の子どもの心身への影響

4.2.1. 虐待を受けた子どもの精神的問題と年齢

虐待を受けた子どもの精神的問題は、年齢とともに変化していくことが知られている。前述したように、本調査では軽度以下の虐待が多く、約半数の子どもしか面接しておらず、児童心理司の面接は約2割に止まっているため、実態が十分把握されているとは言い難いが、その結果からは年齢による精神的問題の変化が示された。

杉山 (2007) は、豊富な治療経験から、虐待を受けた子どもは非常によく似た経過を示し、年齢によって次のように症状が推移するという。幼児期には反応性愛着障害としてまず現われ、次いで小学生になると、多動性行動障害が中心となり、徐々に思春期に向けて解離症状が明確になり、その一部は非行に推移していく。また小学校年代は知能に見合った学力を得ることが困難で、衝動コントロールが不良であるという。本調査でも類似の結果が示されたが、相違もある。幼児期の反応性愛着障害については、問題として報告されてはいるが、こういった調査手法では捉えにくいいため、出現率はそれほど高くはない。6～11歳で「落ち着きのなさ」が最も多くなるのは同様である。12～14歳になると衝動コントロール不全や攻撃的な言動や非行の問題が増加する。解離症状を含めたトラウマ症状や自傷行動は、今回の調査では15歳以上で最も高率に出現していた。さらに抑うつや引きこもり・不登校も12歳以降に増加していき、不登校は12～14歳が最も多い。

このように、子ども時代に受けた虐待の影響は、年齢とともに発現の形を変え、治療的支援を実施されないまま経過すると重症化多様化していく様子が見えてくる。そのため、縦断的に多次的にアセスメントをして、それに基づいて支援・治療を提供していくことの重要性が示唆された（犬塚、2008）。

4.2.2. 虐待種別による子どもの精神的問題の特徴

虐待種別によって子どもに対する影響には違いがあり、生じる精神的問題には特徴があることが明らかにされた。

性的虐待は、高率にトラウマ症状を引き起こし、虐待の影響による精神的問題は様々な領域に及んでいることが知られているが、今回の調査結果でも虐待の影響の重篤さが明らかになった。性的虐待は、発見の困難さ、虐待の証明の困難さに加えて、トラウマ症状を中心とした重い精神医学的問題を子どもに抱えさせてしまうので、性的虐待被害児には特別な介入・支援のシステムが必要と思われる。米国では、性的虐待被害児に対して、アドボカシー・センターにおいてマルチディシプリナリ・チーム（多職種協働チーム）で、フォレンジックインタビュー（司法面接）など、被害児を傷つけないように配慮しながらの虐待の確認から、加害者の告訴、性的虐待被害児への効果が実証されている治療（例えば TF-CBT）までの支援を組織的に対応している。日本にもフォレンジックインタビューや TF-CBT は導入されているので、それらが有機的に機能し、トラウマからの回復を促せるような体制づくりが必要と思われる。

身体的虐待を受けた子どもは、落ち着きのなさや不注意の問題を抱えることが多く、年齢が上がるにつれて、怒りのコントロール不全や攻撃的な問題行動や反社会的問題行動が増加してくる。加えて性的虐待に次いでトラウマ症状の出現率も高いことが明らかになった。身体的虐待の被害児は、トラウマ記憶が侵入してくるとき、パニックとともに暴力の被害や加害という形で再体験することも多い。学校や地域などの子どもと関わる人たちが、身体的虐待の影響を理解し、特に感情や行動のコントロールが適切に行えないことや、威圧的で攻撃的な対人関係の問題を抱えること、外傷記憶が突発的に侵入してくる際に、暴力をふるったりパニックになってしまったりすることなどを理解して対応することが重要となる。誤解されて叱られることが増えると子どもの自尊感情が傷つけられ、回復に逆行することとなる。理解者や信頼関係を結べる人が増えることにより、加害者に転じる（反社会的行動に関与する）ことを防ぐことができるといわれている（藤岡、2001）ため、親や身近な大人が、子どもの問題行動に巻き込まれずに子どもと良い関係が築けるような支援も重要となる。

ネグレクト（同居人等による虐待の放置以外）は、幼児が半数近くで、約3分

の2は軽度以下の虐待で、精神的問題が捉えにくいということも影響してか、全体的に精神的問題は多くはない。しかし、未就学児にはアタッチメントの問題がみられ、就学以降は意欲を失って引きこもっていく子どもや反社会的行動に追いやられる子どもも一定数存在する。早期に適切な保護と世話を受けられる環境を整え、アタッチメント形成を中心とした人格の基礎を作り、自尊感情を育むことが必要である。

心理的虐待・心理的虐待（DV目撃）はいずれも、報告される精神的問題は非常に少ないが、臨床的にはDVの目撃は、高率にトラウマ症状を引き起こすことが知られていて、それが心理的虐待に加えられた理由の一つでもあるので、矛盾する結果であった。これは虐待が軽度で「虐待の危惧あり」が4分の1を占める（心理的虐待24.1%・DV目撃22.9%）ことや精神的問題が捉えにくい幼児の割合が多いこと（心理的虐待41.8%・DV目撃50.2%）に起因していることもあるが、それだけではなく児童心理司が面接を行なった割合が有意に低く（心理的虐待15.7%・DV目撃9.2%）、子どもの状態が十分把握されているとは言い難い状況がある。DV目撃のケースの増加は、今後、地域との役割分担などの検討が必要であるが、児童相談所が関わった場合、児童心理司が面接して心理的アセスメントを実施し、たとえその時点で子どもに情緒・行動上の問題がないようにみえても、今後出現する可能性のある精神的問題などの説明（特にトラウマの心理教育）をして、地域の相談機関・治療機関につなげることが望ましいと思われる。

4.3. 子どもと家族に対する早期ケアの重要性

虐待的養育の中、子どもたちは生き延びるために様々な認知の歪みや精神的問題を抱えてしまうことが、調査結果からも明らかになった。そして虐待期間が長くなるにつれて、精神的問題を有する確率が高まって重篤化していく傾向があり、適応をさらに困難にしている状況が浮き彫りにされた。以上のことから、早期発見、早期ケアの重要性はいくら強調しても過ぎることではない。しかし、早期に発見できたとしても支援・ケアの場があまりにも少ない現状がある。地域に虐待の問題を抱えている家族への支援・ケア（親のケア、子どものケア、親子関係再構築へのケア）ができる機関を増やし、有効な支援プログラムを導入・実施することは、早急の課題である。

また、年齢が上がるにつれて、情緒行動上の問題が多様化し、支援・ケアの困難な行動上の問題が増加することが示されたため、低年齢で軽症のうちに支援・ケアにつなげることが重要である。虐待的環境の中でどのような影響を受けているかの心理アセスメントと虐待のメカニズムを含めた家族アセスメン

トは今後の支援・ケア計画を立てるのに重要な役割を担っている。そのため児童心理司との面接は欠かせないと思われるが、現状では2割しか実施できていない。そして、治療・ケアを考える場合は、アタッチメント形成など人格の土台がどのくらい作られているか、感情コントロール力や認知の歪みの程度、発達障害の有無などに加えて、トラウマ症状の有無のアセスメントが重要である。トラウマ症状は治療されないと生涯にわたって有害な影響を及ぼし続けることが明らかにされているので (Felitti et. al., 1998)、人格の土台がある程度作られた後には、トラウマ治療にとりくむことが子どもの健全な成長には欠かせない。

「軽度虐待」や「虐待の危惧あり」などの軽症の虐待が増加したことで、虐待に起因する身体症状や精神症状が軽症化しているかの印象を持つ。しかし、一方でこれらの軽症の虐待においてはあまり面接をされておらず実態が捉えられていないことが懸念される。前述したように軽症のうちに支援・ケアを提供することが重要であるため、児童相談所が関わった事例については全員が心理アセスメントを受け、それに基づいて地域につなげるような体制が望まれる。繰り返しになるが、児童相談所のアセスメント・支援・ケア機能の向上とともに、地域において子どもと家族に対してアセスメント・支援・ケアのできる体制を充実させていくことは喫緊の課題である。

5. 文献

1. Putnam F.W.:「The Impact of Trauma on child Development」 Juvenile and Family Court Journal. Winter, 2006.
2. 森田展彰：調査2 虐待ケースに関する児童相談所への悉皆調査によるケース分析.平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査結果報告書」(主任研究者：森田展彰) 子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業、2019
3. 友田明美：(M H Teicher 監修). いやされない傷. 東京：診断と治療社；2006
4. 杉山登志郎：子どもの虐待という第4の発達障害. 東京. 学習研究社；2007
5. 伊東ゆたか、犬塚峰子、野津いなみ、西澤康子：「増加する児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究(1) —現状に対する否定的思いについて」. 子どもの虐待とネグレクト5巻. 金剛出版、2003.
6. Herman J.L.. Trauma and Recovery. Basic Books : New York ; 1992. 中井久夫 (訳). 心的外傷と回復. 東京. みすず書房 ; 1996
7. 犬塚峰子、伊東ゆたか、柴崎喜久代ほか. 児童相談所における子ども・家族

- のアセスメントに関する研究－児童相談所で保護した被虐待児の前方視的
追跡調査. 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「児童福祉機関に
おける心理的アセスメントの導入に関する研究」平成 15 年度研究報告書；
2004
8. 犬塚峰子、伊藤くるみ、伊東ゆたかほか：虐待を受けた子どもの心理診断
の手引き－回復への支援に向けて－. 東京. 東京都児童相談所. 2007
 9. Egeiand, B., Jacobvitz, D., & Sroufe, A.: Breaking the cycle of abuse.
Child Development, vol. 59, 1080-1088, 1988.
 10. 犬塚 峰子：「多次元的評価」 in 齋藤万比古総監修「子ども虐待と関連する
精神障害」、60-79, 東京. 中山書店；2008.
 11. 藤岡淳子：非行少年の被害と加害. 誠信書房, 2001
 12. Felitti, V. J., Anda, R. F., & Nordenberg, D. : The relationship of
adult health status to childhood abuse and household dysfunction.
American Journal of Preventive Medicine, 14, 245-258, 1998

Ⅱ-4. 被虐待児童調査に見る児童相談所の対応状況

明星大学 川松 亮

本章のポイント

1. 目的

近年のDVに関連した心理的虐待通告件数の増加により、児童相談所の虐待対応も大きな変化を迫られている。現状での児童相談所の対応方法がどうなっているのか、本被虐待児童調査のデータからいくつかの点を取り上げて把握し、今後の対応の参考とすることを目的に分析した。

2. 方法

調査データから、ケースの援助内容や面接状況、サービスの提供状況などについてクロス集計を基に検討し、残差分析等を交えて現状を把握し、それに基づいて児童相談所の取り組みに関する評価を行った。

3. 結果

調査時点で約7割近いケースが終結しており、特に心理的虐待（DV目撃）では8割以上が終結していた。一方で心理的虐待（DV目撃）では、子どもとの面接を実施していない割合が約6割、主たる虐待者にあっていないケースが約4割あった。現時点での援助内容としては、継続指導が約7割で児童福祉司指導は1割強であった。保護者が児童相談所の働きかけに応じないケースでも継続指導が多かった。リスクアセスメントシートを活用していない割合が約4割、個別ケース検討会議を開催していないケースが約8割に達した。サービス提供については、虐待種別によって導入されたサービスに特徴が見られた。

4. 考察

心理的虐待での心理的なアセスメントが十分に行われていない現状が把握されたが、一方で児童相談所が対応すべきケースなのかどうかの検討が必要であると考えられる。リスクアセスメントシートの活用や個別ケース検討会議の開催はさらに推進されるように検討が必要である。サービス提供による支援を構築できるようなソーシャルワーク力を高めることが求められていると考える。

1. 目的

児童相談所における児童虐待対応件数の増加に伴い、児童相談所の相談対応のあり方も否応のない変化を求められている。限られた人的な資源の中で、増加する事例

数に的確に対応していくことは並大抵のことではない。その苦勞の渦中に児童相談所は置かれ続けている。

とりわけ、警察署を通告経路とする近年の心理的虐待事例の急増という現象により、児童相談所の虐待対応は従来とは異なる繁忙を抱えている。そうした中であっても、重症事例を見逃すことなく、迅速に対応することも併せて求められているのが実情である。このような近年の動向が、児童相談所の対応のあり方にどのような影響を与え、どのような対応実態になっているのか、その状況を把握して、よりの確な対応方法を検討していくことが求められている。この作業を、現場の取り組みを踏まえて、児童相談所全体で行っていくことが必要だと考える。

2018年に実施した『児童相談所の実態に関する調査』のうち、「被虐待児童調査」では、全国の児童相談所が児童虐待事例に対して実際にどのように対応したのかという点も調査項目に入っている。この調査は、2013年に全国児童相談所長会が実施した『児童虐待相談のケース分析等に関する調査』の調査項目を一部引き継いでおり、両調査を比較することで、この5年間の虐待事例の変化に伴う児童相談所の対応状況の変化も併せて比較することが可能となる。

本稿では、現在全国の児童相談所が児童虐待事例にどのように対応しているのかといった全体状況を把握し、虐待事例の内容の変化に応じて児童相談所の対応もどう変わってきているのかを明らかにすることを目的に、調査データから得られる情報を可能な限り抽出して述べていきたいと考える。

2. 方法

2018年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『児童相談所の実態に関する調査』における「被虐待児童調査」の集計データを基に、児童相談所の対応方法及び具体的なサービス提供の状況、そして支援後の子どもと保護者の状況に関する集計データについて考察した。本データは、2018年5月14日～5月31日までの間に、全国の児童相談所が児童虐待相談として受理（または再受理）した事例について、調査時点（2018年11月1日）の状況を担当児童福祉司に回答を求めたものである。一部のデータについて、筑波大学の田中裕子氏にクロス集計に基づく検定を実施していただいた結果を記載した。

なお、検討に当たっては、2013年度の全国児童相談所長会による『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』報告書（以下、2013年全児相調査）におけるデータとの比較を行った。

3. 結果

3.1. ケースの取り扱い状況～心理的虐待を中心として

まず、調査時点でのケースの取り扱い状況から見てみよう。

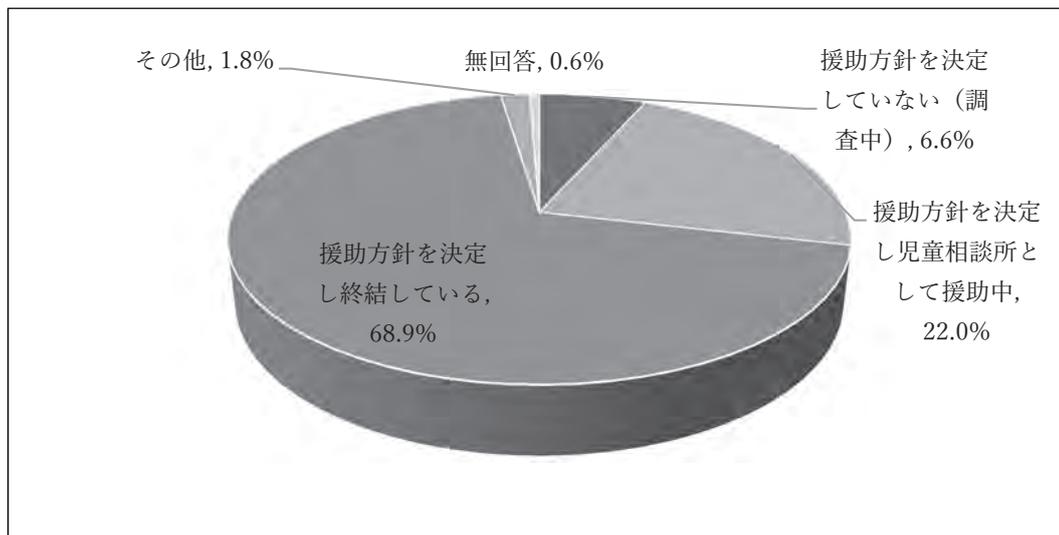


図 1 調査時点でのケースの取り扱い状況 (n=6,300)

図 1 に見るように、7 割近いケースがすでに終結している。一方で、未だに調査中というケースが約 7%ある。受理して少なくとも 5 か月経過しており、援助方針が確立されていない背景としてどのような事情があるのかが気になる。その点は本調査からは推測できない。一時保護に対する保護者の同意が得られていないケースが想定されるが、それ以外にどのような状況があるのか、場合によっては児童相談所の繁忙によって動きが取れなくなっているケースが埋没している可能性がある。このようなケースを避けるための児童相談所内での進行管理が求められる。

次に、虐待種別での取り扱い状況を見てみよう。

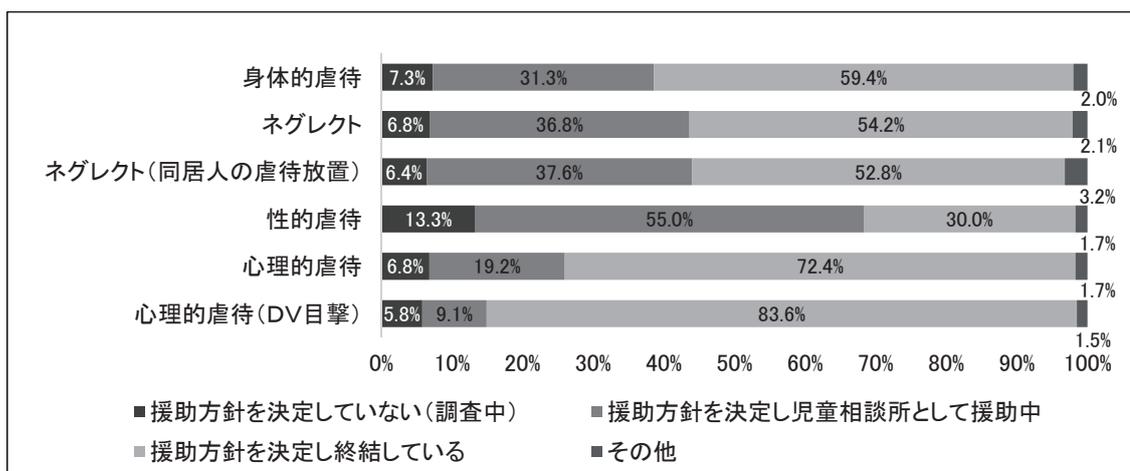


図 2 調査時点でのケースの取り扱い状況と虐待種別との関係

図 2 に見るように、終結ケースは心理的虐待の2種別において比率が高く、援助中のケース割合が低かった。とりわけDV目撃による心理的虐待（以下「心理的虐待（DV目撃）」という。）の終結率は 8 割を超えていた。これには虐待の重症度が関連していることが想定される。図 3 のように、心理的虐待では虐待の危惧ありの比率が高くなっている。

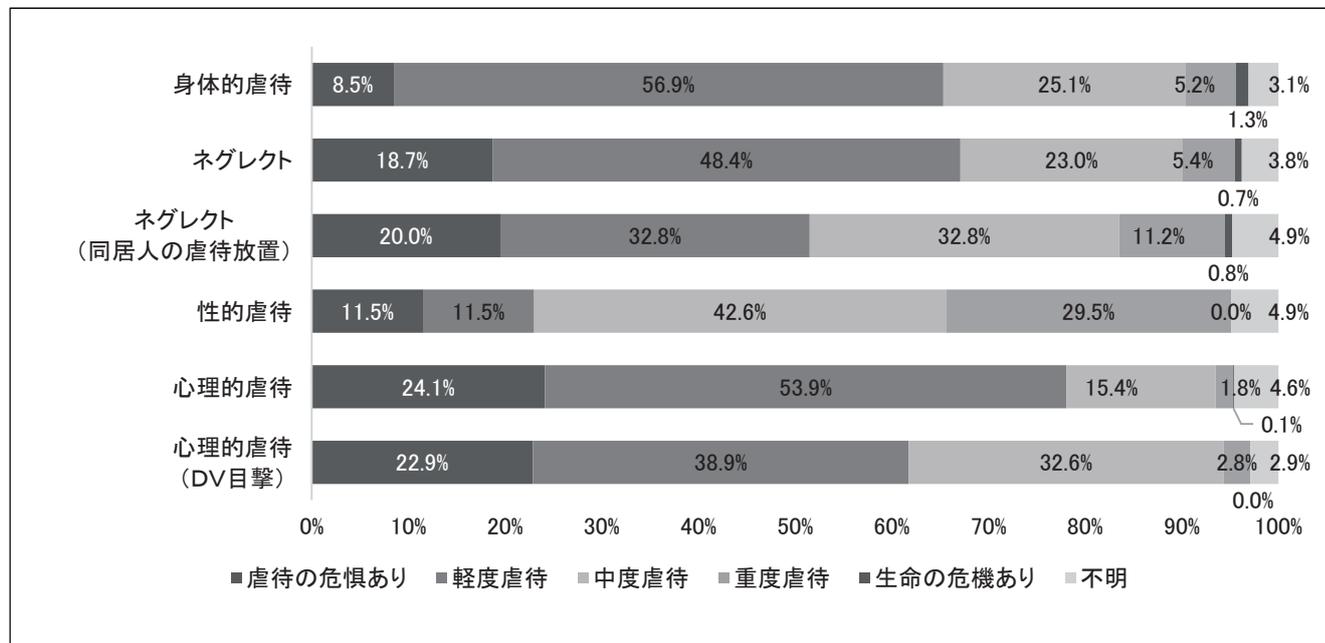


図 3 虐待種別と虐待の重症度との関係

一方で、DV目撃による心理的虐待では、中度虐待の比率もある程度高くなっていた。心理的虐待（DV目撃）に対する児童相談所の対応は、安全確認作業と家庭訪問または電話による助言とで終結するケースが多いと考えられる。その後の継続的な支援関係にまで至るケースが少ないことが想定されるが、DVにより子どもが受けている心理的影響はその後も残ることが考えられる。このように心理的虐待（DV目撃）として対応を受けた家庭において、その後に子どもがどのような心理的状态に置かれているのかは気になることである。地域の機関に情報を伝えて継続的なモニタリングを依頼し、場合によっては介入することも必要なケースがあるものと思われる。そういったケースが埋没してしまっていることはないか、心理的虐待（DV目撃）に対するアセスメントがしっかりなされているのかといった点は、今後の課題として残るものとする。

そこで、次に子どもとの面接回数に関する結果を見てみたい。

3. 2. 子どもや虐待者との面接の状況～心理的虐待を中心として

図 4 に見るように、子どもと面接をしていない割合が、心理的虐待では 55.6%心理的虐待（DV目撃）では 61.3%となっている。心理的虐待という主訴に対して、子どもと面接を実施して心理的なアセスメントが行われていないケースが多いことが気になる。その

背景にどのような事情があるのかといった点検が必要であろう。心理的虐待（DV目撃）対応では、直接の面談を実施せずに、関係機関による安全確認が取れたことで終結している場合や、保護者への電話によって得られた情報で終結している場合、またはなかなか保護者にも会うことができず終結せざるを得ない場合もあると考えられる。そうしたケースで子どもの予後がフォローされているであろうか。こうした観点での検証をしていくことが求められていると考える。

なお、児童心理司による面接という点でも課題を見ることができよう。図 5 のように、心理的虐待では 8 割以上、心理的虐待（DV目撃）では 9 割以上のケースで児童心理司が面接を実施していない。両種別では一時保護に至るケースが少ないものと思われ、そのために児童心理司が面接を行っていない場合が多いものと思われる。ただ、心理的虐待というケースの特性から、児童心理司によるアセスメントをしなくてよいのかという点で課題が残る。現状ではそこまで対応しきれないというのが実態であろう。対応のあり方を児童相談所全体として検討する必要があると考える。

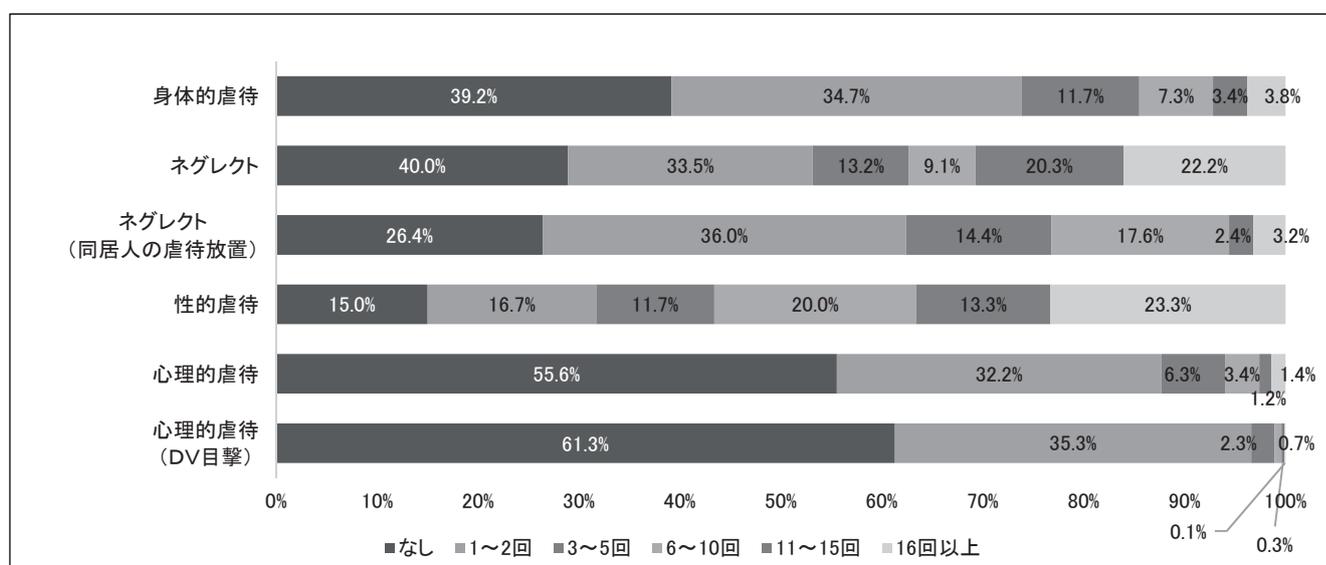


図 4 子どもとの面接回数と虐待種別との関係

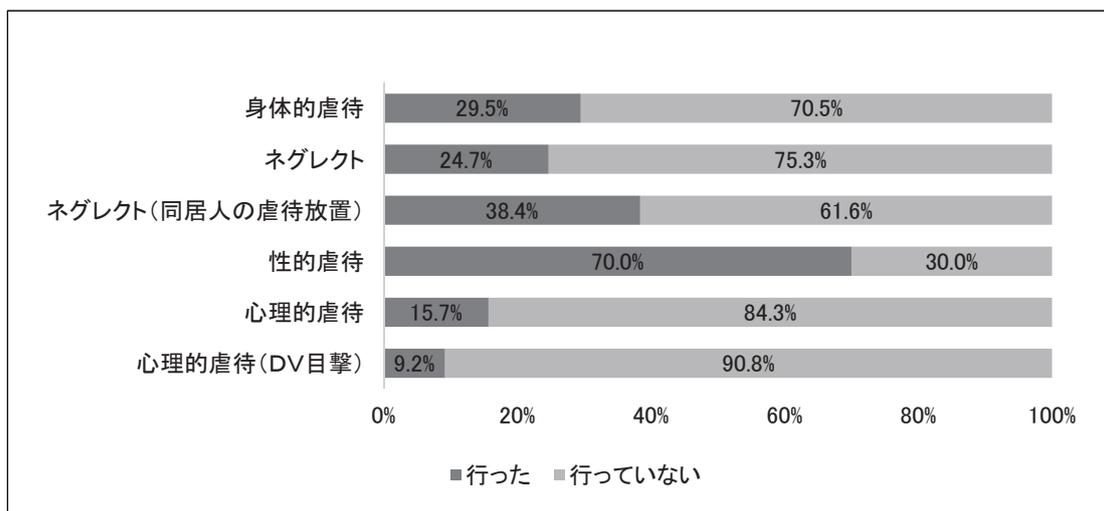


図 5 児童心理司による面接と虐待種別との関係

さらに、主たる虐待者との面接についても取り上げたい。図 6 に見るように、心理的虐待(DV目撃)では、主たる虐待者に面接した割合が4割を切っている。家庭訪問をしてもなかなかタイミングが合わず、会うことに苦労している状況が推察されるが、主従いずれの虐待者にも会っていないケースが4割を超えるという実態には課題が残る。こうした点での児童相談所の取り組みの徹底が必要ではなかろうか。人員不足や体制の不備により十分な対応がしきれないことが想定されるため、こうした取り組みを徹底するための人員配置増や体制上の工夫が求められると考える。

心理的虐待(DV目撃)事例において、子どもや主たる虐待者との面接をどのように行っているのか、こうしたケースのアセスメントをどのように実施して援助方針の判断に結び付けているのか、具体的な検証を通して今後の対応のあり方を検討することを今後の課題として指摘したい。

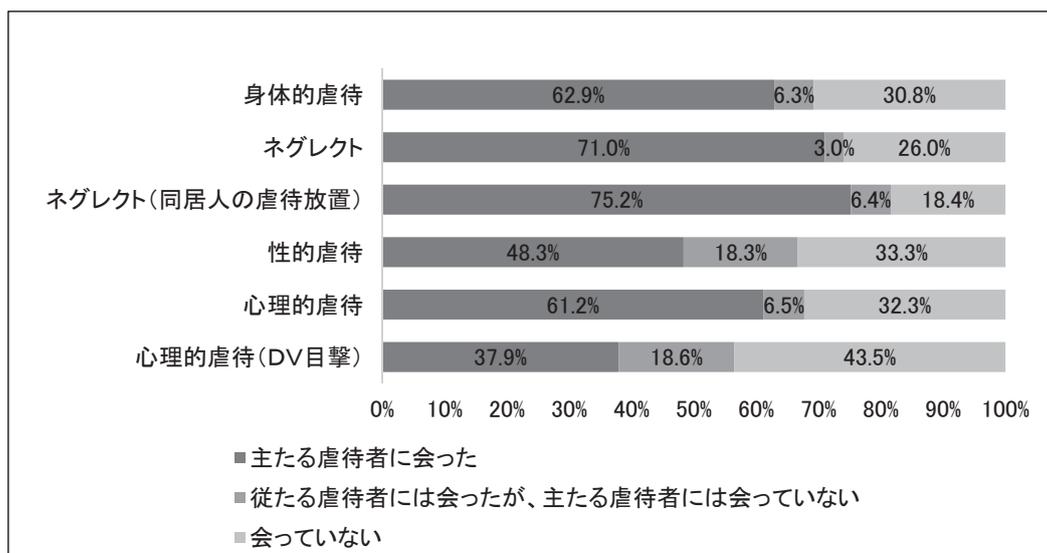


図 6 主たる虐待者との面接と虐待種別との関係

なお、性的虐待においても主たる虐待者との面接が行われていないケースが半分近くになっている。母子で避難したことで、面接の必要性が乏しくなったケースや主たる虐待者が逮捕拘留されている場合もあるだろう。主たる虐待者との面接は必要ないと判断した結果なのか、それとも面接の拒否や会うこと自体に苦勞しているのかといった、詳細な内容について検討が必要と思われる。

3.3. 現時点での援助内容

現時点での援助内容について、該当する 1,387 ケースの分布を図7に示す。継続指導が 7 割近くを占め、次に児童福祉施設等への入所が 15.0%、児童福祉司指導が 13.3%となっていた。里親等への委託は 2.6%である。

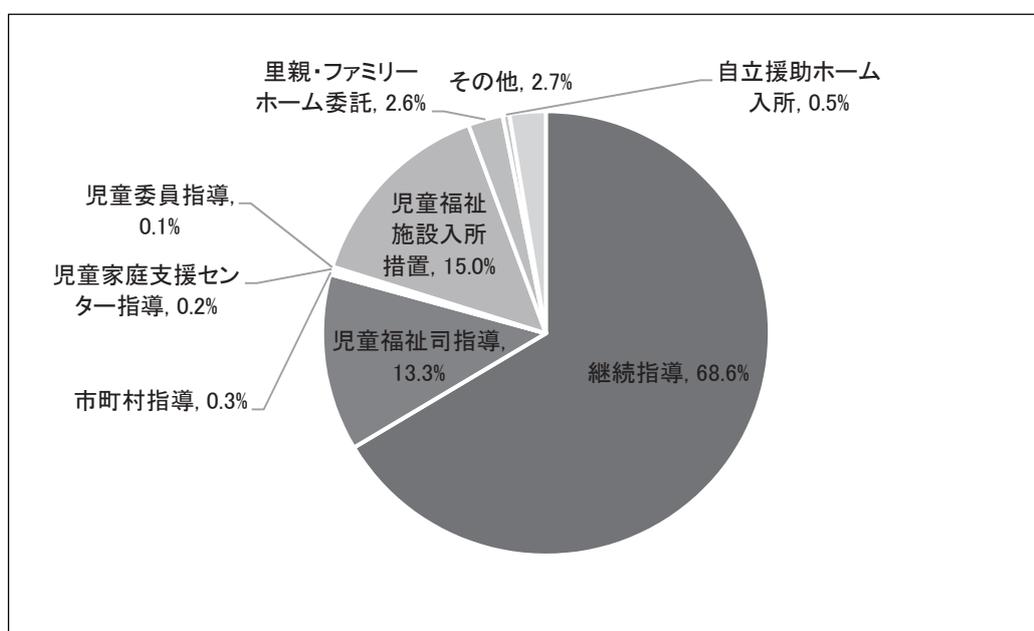


図 7 現時点での援助内容 (n=1,387)

表1で援助内容を虐待種別に整理し、合わせて有意差が出た項目を示す。

表 1 虐待種別の現時点での援助内容（網掛けは残差分析で有意に高い頻度を示す）

	継続指導		児童福祉司指導		児童福祉施設等入所措置		里親・ファミリーホーム委託	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
身体的虐待	40.8%	28.1%	30.3%	43.6%	31.3%	36.6%	32.2%	33.3%
ネグレクト	32.9%	24.1%	27.9%	25.6%	25.8%	37.6%	27.2%	47.2%
ネグレクト （同居人の虐待放置）	3.0%	3.5%	3.6%	2.1%	3.4%	4.2%	3.4%	2.8%
性的虐待	3.5%	2.1%	2.3%	3.1%	2.4%	2.8%	2.3%	5.6%
心理的虐待	13.6%	24.2%	21.3%	15.4%	21.6%	13.6%	20.7%	11.1%
心理的虐待 （DV目撃）	6.2%	18.1%	14.7%	10.3%	15.5%	5.2%	14.2%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 1 で網掛けをした項目は残差分析で有意に高く把握された項目である。継続指導は、心理的虐待や心理的虐待（DV目撃）において優位に高い頻度となっており、児童福祉司指導では身体的虐待、児童福祉施設等入所措置ではネグレクトで有意に高くなっている。逆に継続指導を採っていない種別では、身体的虐待とネグレクト及び性的虐待が高い頻度で把握され、児童福祉施設等入所措置や里親・ファミリーホーム委託をとっていない種別では心理的虐待や心理的虐待（DV目撃）が高い頻度で把握されている。

全体として、身体的虐待で強めの在宅指導が、ネグレクトでは入所措置や里親委託措置が、心理的虐待や心理的虐待（DV目撃）では継続指導がとられる頻度が高いと言える。

次に虐待重症度別の援助内容について、表 1 と同様の 4 種の援助内容について整理して表 2 に示す。残差分析で有意に高い頻度であった項目を網掛けで示した。継続指導を採るのは虐待の危惧ありが高い頻度であり、児童福祉司指導は中度虐待、児童福祉施設等入所措置は重度虐待と生命の危機あり、そして里親・ファミリーホーム委託は重度虐待において高い頻度で取られていることがわかる。

表 2 虐待重症度別の現時点での援助内容（網掛けは残差分析で有意に高い頻度を示したもの）

	継続指導		児童福祉司指導		児童福祉施設等入所措置		里親・ファミリーホーム委託	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
虐待の 危惧あり	7.6%	12.8%	11.6%	5.7%	11.6%	6.6%	11.2%	0.0%
軽度虐待	23.1%	46.5%	40.9%	27.3%	42.6%	17.8%	39.8%	8.3%
中度虐待	45.6%	31.1%	34.8%	46.4%	35.2%	43.7%	36.0%	52.8%
重度虐待	17.8%	7.0%	9.7%	15.5%	8.4%	23.5%	10.0%	30.6%
生命の 危機あり	3.7%	0.4%	1.1%	3.1%	0.7%	5.2%	1.3%	2.8%
不明	2.1%	2.2%	1.9%	2.1%	1.5%	3.3%	1.7%	5.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

さて、継続指導と児童福祉司指導の相違を見るために、児相の援助に対する虐待者の態度との関連を表 3、表 4 にまとめてみた。検定結果では有意差のある項目はなかった。

表 3 児相の援助に対する虐待者の態度と援助内容（援助ありにおける比率）

	継続指導あり	児童福祉司指導あり
働きかけに応じる	628	122
	74.6%	75.8%
当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる	76	18
	9.0%	11.2%
当初は働きかけに応じていたが現在は応じない	60	14
	7.1%	8.7%
働きかけに応じない	78	7
	9.3%	4.3%
計	842	161
	100.0%	100.0%

表 4 児相の援助に対する虐待者の態度と援助内容（虐待者の態度と援助のありなし）

	継続指導			児童福祉司指導		
	なし	あり	合計	なし	あり	合計
働きかけに応じる	268	628	896	732	122	854
	29.9%	70.1%	100.0%	85.7%	14.3%	100.0%
当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる	40	76	116	97	18	115
	34.5%	65.5%	100.0%	84.3%	15.7%	100.0%
当初は働きかけに応じていたが現在は応じない	23	60	83	62	14	76
	27.7%	72.3%	100.0%	81.6%	18.4%	100.0%
働きかけに応じない	31	78	109	96	7	103
	28.4%	71.6%	100.0%	93.2%	6.8%	100.0%
計	362	842	1,204	987	161	1,148

表 3・表 4 を見ると、両指導ともに働きかけに応じるケースに対して多くとられている。一方で働きかけに応じないケースに対しては、継続指導ありの比率がなしの比率よりも高くなっている。児童福祉司指導はその逆となっている。これをどう解釈するのが適切だろうか。

ここで厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』（2013 年 8 月改訂版）で、第 9 章「在宅における援助をどう行うか」を見てみよう。「児童相談所における児童福祉司指導と継続指導の異同」の項目に以下のように記されている。

「養育態度をどのように改善すればよいかといった点で援助を求め、相談関係が成立しているような場合には継続指導とすることが考えられる。一方、保護者に不適切な養育の自覚はあるものの、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる様な場合には、積極的に児童福祉司指導等の指導措置をとる。」

この記載に見られるように、働きかけに応じる場合は継続指導が可能であるが、そうではない場合には児童福祉司指導を積極的にとることが求められている。それに対して、上記の表 3・表 4 の結果は逆の方向性となっていることがわかる。指導内容を明確に家族に対して示し、児童相談所が関与することを意識づけるためにも、児童福祉司指導の積極的な活用が必要であると考えられる。

3. 4. 終結の理由

図 1 に戻って終結しているケースについて再度見てみよう。約 7 割が調査時点で終結している。5 月末から調査時点の 11 月 1 日まで 5 か月あり、多くのケースがすでに終結

したものと思われる。2013 年全児相調査では終結ケースが 43.9%であったが、同調査では 4～5 月 2 か月間に受理したケースを 9 月 1 日時点で尋ねており、経過期間が異なるため今回調査と比較できない。

終結ケースは心理的虐待の 2 種別ともに比率が高かったことは既述した。また、終結の形は助言指導が 82.4%と多数を占め、継続指導終結が 10.5%だった。5 か月以内の間で継続指導を解除しているわけだが、継続指導の方法がどのようなものだったのか、訪問等による面接をどの程度の頻度で実施したのかなどの内容が問われる。短期間の継続指導のため、助言指導と内容的に大きな相違はなかった可能性もある。

さて、終結の理由と虐待重症度をクロスした図 8 に注目したい。

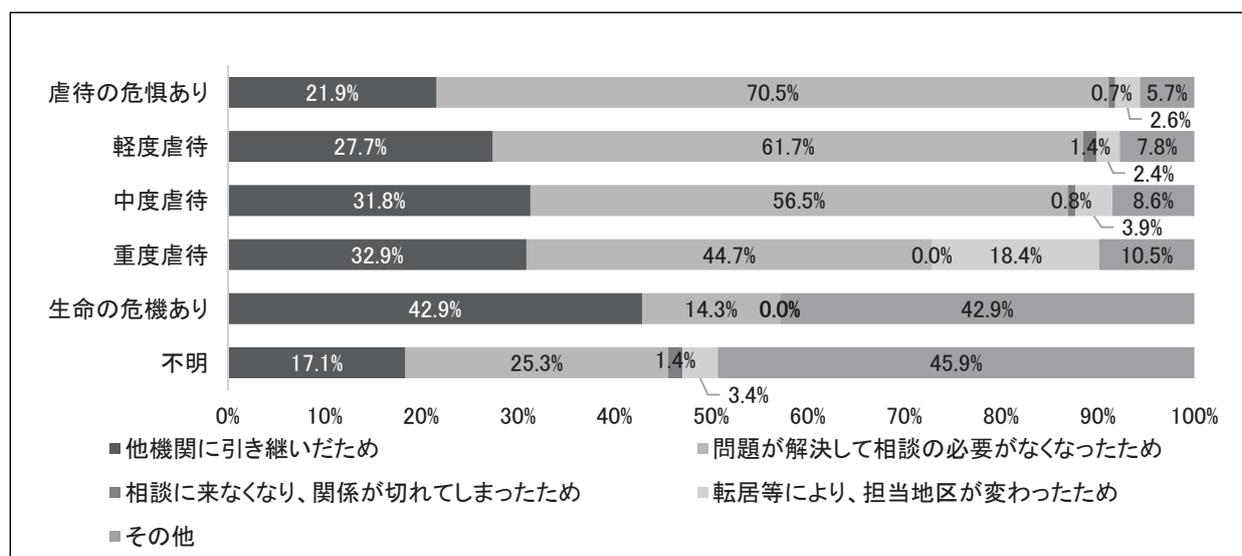


図 8 終結理由と虐待重症度との関連

虐待の危惧ありでは、問題の解決の比率が高いのだが、中度虐待以上で他機関への引継ぎが高い比率となっていた。さらに、重度虐待では転居が高い比率であった。なお、終結理由と虐待種別とのクロスでは、ネグレクトで他機関への引継及び転居の比率が高くなっていた。これらをどう解釈すればよいであろうか。

他機関として想定されるのは多くが市区町村である。中度虐待以上がかなりの割合で市区町村対応に移されていると考えられる。しかし、中度虐待以上ではリスクが高まることも想定され、児童相談所が責任を持って支援を構築することが求められるのではないだろうか。アセスメントや支援の評価を児童相談所が関与して行う必要があると考えられ、その点をケースごとに点検することが必要と思われる。

また、重度虐待に転居ケースの比率が高いことに注目したい。アセスメントにおいて重度虐待とされたケースが転居した場合の移管作業が、的確でスムーズに実施されているかどうかは課題である。虐待死亡事例は転居ケースでの発生事例が多く、終結する場合にも正確な移管の作業を行った上でのことなのか、転居先自治体の児童相談所と重

なり合った動きを取ったのちにアセスメントを引き継いでいるのかどうかといった点を検証することが必要だと考える。

3. 5. リスクアセスメントシートの活用

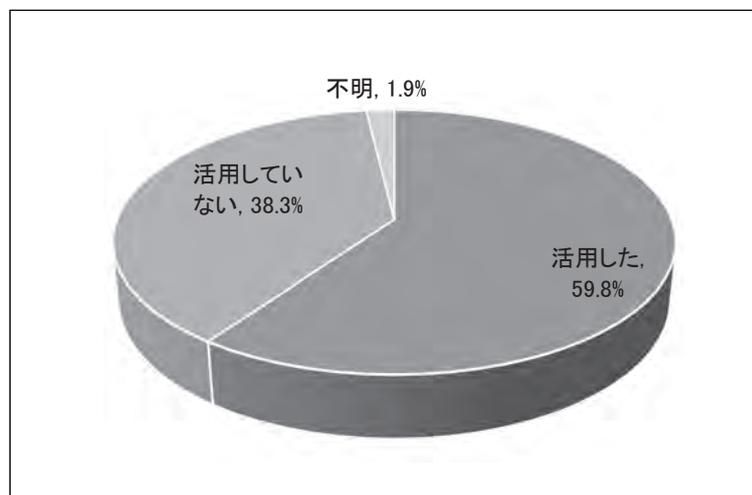


図 9 リスクアセスメントシートの活用の有無 (n=6,300)

リスクアセスメントシートが活用されたケースは約 6 割であった。2013 年全児相調査では 51.5%であったため、わずかであるが比率が高まった。しかしまだ 6 割である。2013 年全児相調査以降、児童福祉法改正や死亡事例発生後の厚生労働省からの通知などが相次ぎ、その中で共通アセスメントシートの提示や活用の推奨がなされてきた。それにもかかわらず 4 割近いケースでは活用されていないことは課題として指摘できよう。

この回答には自治体による偏りがある可能性がある。リスクアセスメントシートにすべての判断をゆだねることは適切ではないが、対応の判断の目安として、あるいは調査における不明項目の洗い出しといった意味でも、さらには関係機関との認識の共有といった意味でも、アセスメントツールを活用することは必要であると考え。取り組みの徹底を進めていくことが必要であろう。

3. 6. 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催

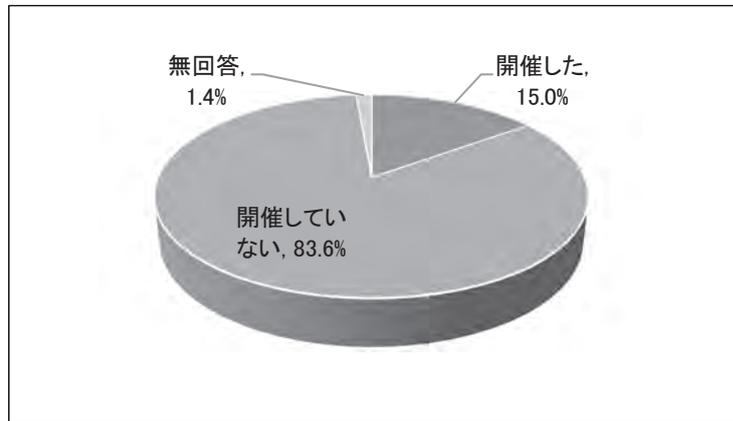


図 10 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催状況
(n=6,300)

個別ケース検討会議の開催は 15.0%であった。2013 年全児相調査では 21.2%であったため、開催率は落ちている。

どのようなケースで個別ケース検討会議が開催されているかをデータから拾ってみた。例えば、現時点での援助が終結している事例で、終結の理由が「他機関に引き継いだため」とされていた 1,198 ケースの中で、個別ケース検討会議の開催は 231 ケース、19.3%であった。引き継ぐ機関の対象としては市区町村の子ども家庭相談部門が多いと思われるが、引継ぎケースでも 2 割程度の開催というのが実情である。

また、虐待種別・虐待重症度別に開催の有無を表にすると以下のようになった。

表 5 虐待種別の個別ケース検討会議開催比率

身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト(同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待(DV目撃)
17.8%	26.7%	19.0%	28.8%	14.9%	7.3%

表 6 虐待重症度別の個別ケース検討会議開催比率

虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明
17.1%	20.3%	19.5%	10.7%	11.1%	12.7%

性的虐待とネグレクト(同居人の虐待放置以外)の場合に開催比率が高く、心理的虐待(DV目撃)では開催比率が低い。また、虐待重症度が軽度と中度において開催比率が高く、比較的軽度の虐待の方で開催比率が高いという傾向が見られた。

今後は地域で連携協働した虐待防止のための支援が求められており、地域ネットワー

クによる実効性のある支援を構築するうえでは、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を適時適切に開催することが必要になっていると考える。積極的な同会議の開催を検討する必要があるだろう。また、なぜ開催比率がこのように低い状況にあるのかの検証が必要と思われる。

3.7. 児相の援助と養育状況の改善度

児童相談所による援助が虐待状況をどの程度改善しているかを見てみたい。図 11 を見ると、虐待状況が改善してリスクが低減したケースが半分弱でとなっている。一方で再発可能性があるケースが 4 割強あり、2%弱だが危ない状況が続いているケースもあった。

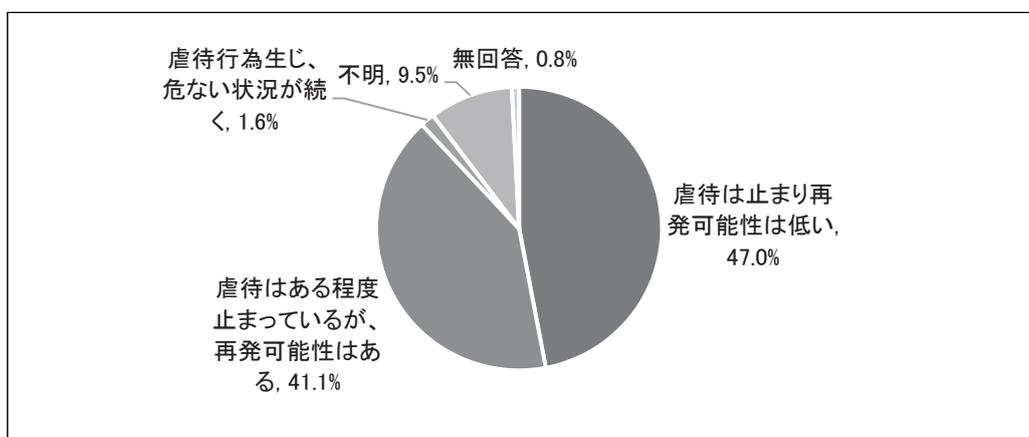


図 11 現在の虐待の状況 (n=6,300)

図 12 は、児相の援助に対する虐待者の態度と現在の虐待の状況をクロスした図である。虐待の再発可能性が低いケースほど、児相の働きかけに応じる比率が高い。引き続きリスクが高いケースでは、働きかけに応じない比率が高くなっている。児相の働きかけへの虐待者の態度が、虐待の再発リスクに影響していることがわかる。

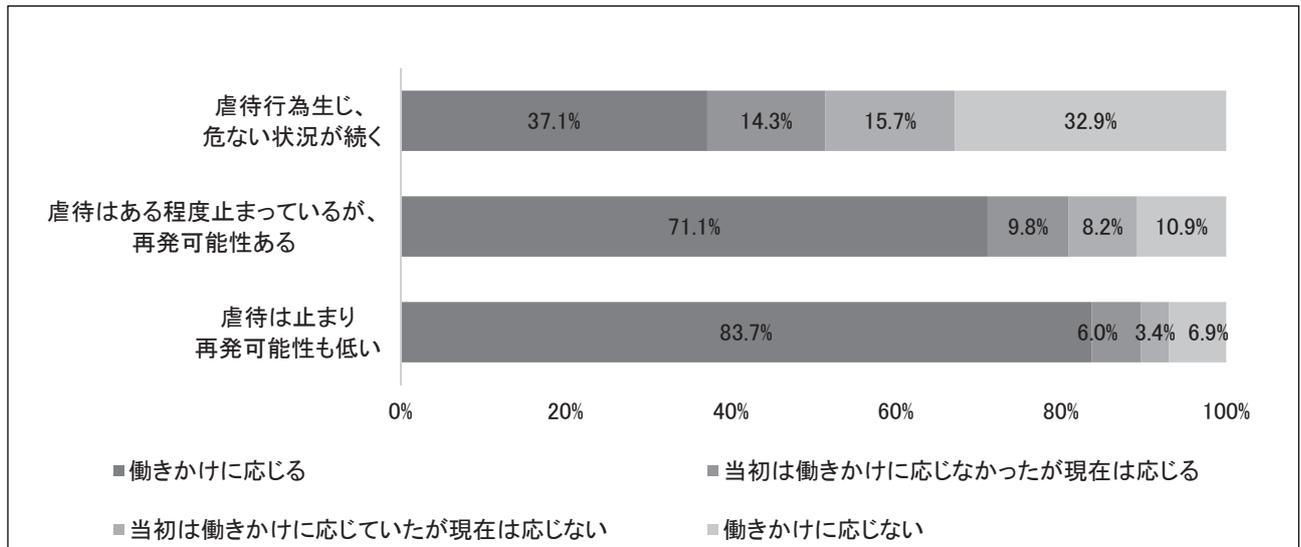


図 12 児相の援助に対する虐待者の態度と現在の虐待の状況の関連
(不明、無回答を除く)

次に、児相の援助に対する虐待者の態度と子どもの心身のダメージとの関連性はどうなっているだろうか。図 13 を見ると、児相の働きかけに虐待者が応じる場合に子どもの心身のダメージの改善度が高くなっている。一方、虐待者が児相の働きかけに応じない場合と、当初は働きかけに応じていたが現在は応じない場合に、子どもの心身のダメージの改善がない又はあまりないという比率が高くなっている。このように、児相の働きかけに応じるかどうかで子どもの回復状況に差が見られていた。

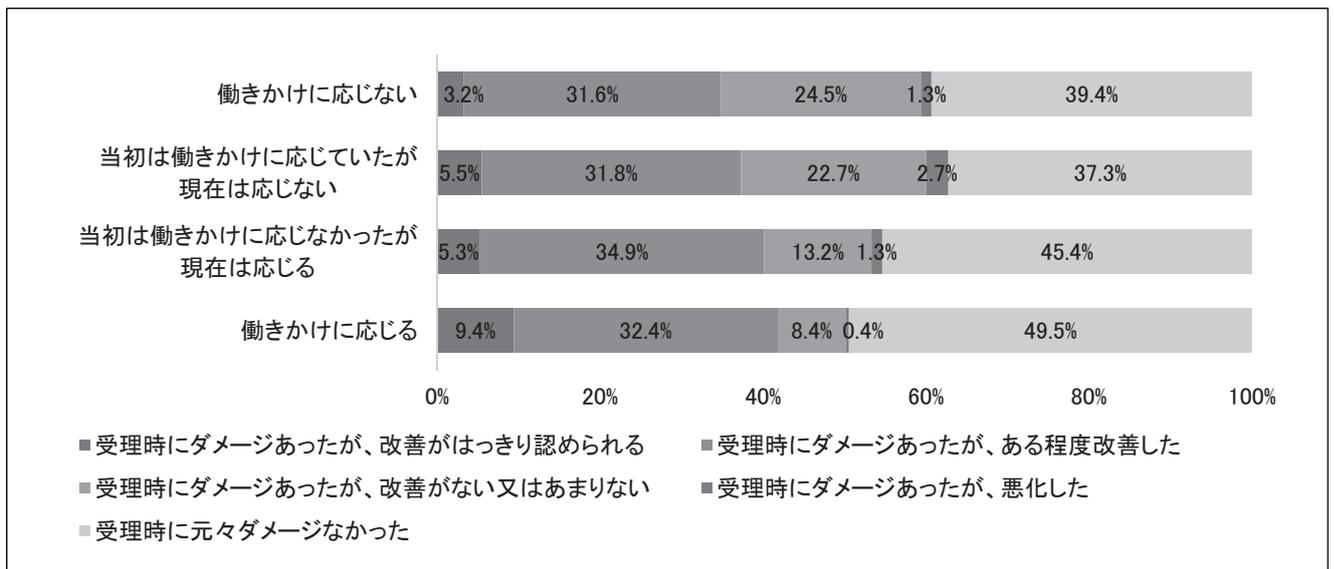


図 13 児相の援助に対する虐待者の態度と子どもの心身のダメージの関連
(不明、無回答を除く)

3. 8. 提供したサービス

児相の支援の中でどのようなサービス提供に効果があったかを探ってみたい。まず、サービス提供自体についてであるが、サービスを提供しなかったケース数は、対象の 6,300 ケースのうちの 5,120 ケースであり、81.3%にのぼる。2013 年全児相調査では、サービスを提供していないケースが 71.0%であったので、提供率が下がっている。心理的虐待（DV目撃）を中心として虐待の危惧ありや軽度虐待が増加した結果、サービス提供に至らないケースが増えていることが推定される。あるいは、児相の取り組みの中で、そうした事例の初期対応に追われていて、サービス提供による継続した支援関係の構築が乏しくなっていることも推測される。

さて、提供したサービスと虐待種別とのクロス表を表 7 に示す（各虐待種別に占める当該サービス提供の割合を記載）。

2013 年全児相調査では、その他を除くと保育所利用が 4.1%で最も多く、次いで生活保護受給が 3.5%、保護者の医療機関受診（精神科）が 3.4%で続いた。今回調査では、その他を除くと保護者の医療機関受診（精神科）が 3.0%で最も多く、次いでDV被害者支援機関やサービスが 2.5%（この選択肢は 2013 年全児相調査にはなかった）、生活保護受給が 2.2%、保育所が 2.0%、子どもの医療機関受診（精神科）が 1.9%と続いた。

虐待種別毎に多かったサービスを挙げると、保護者の医療機関受診（精神科）はどの虐待種別でも多く提供されていたが、特に身体的虐待で多かった。また、保育所は身体的虐待とネグレクト、ネグレクト（同居人の虐待放置）が多かった。生活保護は身体的虐待で多く、DV被害者支援機関やサービスは心理的虐待（DV目撃）で多かった。さらに子どもの医療機関受診（精神科）は心理的虐待と性的虐待で多かった。それぞれの虐待種別における保護者や子どもの背景及び子どもが虐待によって受けた影響に対応していると思われる。

表 7 虐待種別と提供したサービス
（網掛けはサービス提供割合が 2.5%以上であった項目）

	身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト （同居人の虐待放置）	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
ヘルパー利用・派遣	14	23	23	27	10	5	79
	1.9%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%
生活保護受給	23	50	50	46	9	9	137
	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	1.1%	2.4%	2.2%
保護者の医療機関受診（精神科）	32	63	63	57	23	12	187
	4.4%	2.9%	2.9%	2.7%	2.8%	3.1%	3.0%
保護者の医療機関受診（精神科以外）	5	11	11	8	1	0	25
	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	0.4%

	身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待(DV目撃)	合計
保護者の依存症治療・相談	4	8	8	11	3	7	33
	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	1.8%	0.5%
DV被害者支援機関やサービス	20	53	53	55	15	13	156
	2.7%	2.5%	2.5%	2.6%	1.8%	3.4%	2.5%
性暴力被害者支援機関やサービス	0	0	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
母子生活支援施設	10	32	32	18	2	1	63
	1.4%	1.5%	1.5%	0.8%	0.2%	0.3%	1.0%
ファミリーサポート	5	14	14	3	0	0	22
	0.7%	0.7%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%
保育所	35	80	80	10	1	0	126
	4.8%	3.7%	3.7%	0.5%	0.1%	0.0%	2.0%
学童保育	0	3	3	13	0	1	17
	0.0%	0.1%	0.1%	0.6%	0.0%	0.3%	0.3%
児童館	11	12	12	13	2	2	40
	1.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.2%	0.5%	0.6%
トワイライトステイ・ショートステイ	5	21	21	12	4	1	43
	0.7%	1.0%	1.0%	0.6%	0.5%	0.3%	0.7%
児童扶養手当	10	18	18	14	6	3	51
	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%
就学援助	0	0	0	4	0	0	4
	1.4%	1.0%	1.0%	0.7%	1.1%	1.0%	1.0%
短期入所	0	1	1	3	1	2	7
	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%
子供の医療機関受診(精神科)	0	15	15	57	39	8	119
	0.0%	0.7%	0.7%	2.7%	4.7%	2.1%	1.9%
子供の医療機関受診(精神科以外)	14	25	25	20	14	0	73
	1.9%	1.2%	1.2%	0.9%	1.7%	0.0%	1.2%
児童発達支援センター	3	24	24	14	2	1	44
	0.4%	1.1%	1.1%	0.7%	0.2%	0.3%	0.7%
放課後等デイサービス	2	13	13	37	9	3	64
	0.3%	0.6%	0.6%	1.7%	1.1%	0.8%	1.0%
その他	34	87	87	90	28	19	258
	4.6%	4.0%	4.0%	4.2%	3.4%	5.0%	4.1%

3.9. 提供したサービスと虐待状況の改善度

上記の提供サービスについて、現在の虐待の状況とクロスして検討した。カイ2乗検定及び残差分析を行った。カイ2乗検定で統計的に優位な関連を示したサービス項目は、

「ヘルパー利用・派遣」「保護者の医療機関受診（精神科）」「DV被害者支援機関やサービス」「母子生活支援施設」「保育所」「トワイライトステイ・ショートステイ」「児童扶養手当」「短期入所」「子どもの医療機関受診（精神科）」「児童発達支援センター」「放課後等デイサービス」であった。

そこで、残差分析でどのような結果と関連性が高いかを検定した。その結果を表 8 に示す。

表 8 残差分析で関連性が高かった項目

虐待は止まり再発可能性も低い	DV被害者支援機関やサービス
	母子生活支援施設
虐待はある程度止まっているが、再発可能性ある	ヘルパー利用・派遣
	保護者の医療機関受診（精神科）
	保育所
	トワイライトステイ・ショートステイ
	子どもの医療機関受診（精神科）
	児童発達支援センター
	放課後デイサービス
虐待行為生じ、危ない状況が続く	保護者の医療機関受診（精神科）
	保育所
	児童扶養手当
	短期入所

それぞれのサービス項目と虐待の状況との関連性について、有意に高い関連性のあった項目を個別に整理したのが表 8 である。また、残差分析の結果一覧表を表 9 として添付する。この結果からは、DV被害者支援と母子生活支援施設入所は虐待の再発可能性の低減に効果的であると言えよう。また、虐待リスクがある程度低減したものの再発リスクが残っているケースで、ヘルパー利用・派遣や保護者の医療機関受診（精神科）、保育所入所や子どもの医療機関受診（精神科）などが活用されているととらえることができよう。さらに虐待リスクが継続しているケースで、やはり保護者の医療機関受診（精神科）や保育所入所が活用されていると言えられる。この点については、あらためて考察でも取り上げる。

表9 現在の虐待の状況と提供したサービスの関連性（カイ2乗検定で有意差のあったサービス項目のみ）

提供したサービス	ヘルパー利用・ヘルパー派遣		保護者の医療機関受診（精神科）		DV被害者支援機関やサービス		母子生活支援		保育所		トワイライトステイ・ショートステイ		児童扶養手当		短期入所		子どもの医療機関の受診（精神科）		児童発達支援センター		放課後等デイサービス		
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
現在の虐待の状況	2960	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	2962	
1.虐待は止まり再発可能性も低い	5.8	-5.8	5.4	-5.4	-4.5	4.5	-3.4	3.4	2.6	-2.6	3.5	-3.5	-0.2	0.2	1.3	-1.3	3.3	-3.3	4.1	-4.1	2.4	-2.4	
2.虐待はあがる恐れ止まっているが、再発可能性はある	2535	2539	2477	2589	2549	40	2572	17	2523	66	2557	32	2569	20	2585	4	2520	69	2557	32	2589	-40	2589
3.虐待行為が生じ、危ない状況が続く	-0.7	0.7	-3.0	3.9	-0.3	0.3	1.1	-1.1	-2.0	2.0	-3.8	3.8	1.1	-1.1	-0.5	0.5	-3.0	3.0	-3.8	3.8	-2.7	2.7	
合計	5583	5651	5470	5851	5504	147	5587	64	5521	720	5908	43	5599	52	5644	7	5535	116	5808	43	5851	64	5851

4. 考察

4. 1. DV目撃の心理的虐待への対応

ここ数年の児童相談所における虐待対応件数の増加は、実質的にDVに関連した警察署からの心理的虐待通告増が影響しているものである。本被虐待児童調査においても、心理的虐待（DV目撃）の件数が最も多く、それに伴い、虐待事例の背景や子どもへの影響、児童相談所の対応など様々な点に変化が見られていると考える。

本稿で見てきたように、こうした心理的虐待ケースは、調査時点で終結している事例の割合が高いことがわかった。おそらく軽度または虐待の危惧ありとして、学校等を通じた安全確認と保護者への電話連絡等による注意喚起で終わっているケースが多いものとする。懸念されるのは、このような事例では子どもと虐待者への面接回数がない、あるいは会っていない、というケース割合が著しく高いことである。児童心理司の面接に関しては、心理的虐待（DV目撃）では1割に達していなかった。本来心理的虐待という通告内容からすると、子どもの心理面でのアセスメントが必要と考えられるが、実際には実施されているケースが少ないことがわかる。

一方でこうしたケースの初期対応に児童相談所現場は翻弄されており、そのために繁忙を極めている。以上のようなことを考え合わせると、これらのケースを児童相談所が対応する必要があるのかどうかという問題に行き当たると思われる。面接をしないか、1回程度の面接で終結するケースは児童相談所の対応にゆだねるのではなく、それが本当に通告される必要があったのかどうかという検討がなされるべきではないだろうか。そして子どもの十分な心理的アセスメントを行うべきケースにより注力して、子どもへの影響を防ぎ、子どもの健康的な発達を保障できるような支援の取り組みにつなげることが必要ではないだろうか。

警察署からのDVに関連した心理的虐待通告のどの程度までが、児童相談所の対応にゆだねるケースであるべきなのか、今後は検証が必要であり、警察関係者とともに検討していくことが必要と考える。

4. 2. 児童福祉司指導の活用

3. 3. において検討したように、現時点での援助内容としては継続指導が約7割を占めて最も多かった。一方で児童福祉司指導は約13%であった。文中で触れたように、厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』では、援助関係が構築され援助を受け入れる姿勢がある場合に継続指導が可能であるが、児童相談所の働きかけに応じる姿勢に乏しい場合や枠組みを示していくことが有効な場合には積極的に児童福祉司指導を取ることを求めている。

虐待として対応が始まり、養育状況の改善を求めて働きかけをし、家族とともにその取り組みを進めていくのであるから、児童相談所として関与する理由や支援方針を明示し、

保護者が努力する必要があることも明らかにして示すことが必要である。そのような諸点を家族と共有していくためには、児童福祉司指導として通知を丁寧に記載して渡すことが肝要になると考える。

子ども虐待への在宅支援においては、児童福祉司指導を中心として、支援関係を構築することに意識的に取り組む必要性を提言したい。

4. 3. リスクアセスメントシート活用及び個別ケース検討会議の開催

3. 5. に示したように、リスクアセスメントシートを活用したケースは約 6 割にとどまった。5 年前調査に比べると約 8 ポイント上昇している。しかしいまだに 6 割である。虐待死亡事例が相次ぐ中で、リスクアセスメントを的確に実施することが奨励されてきた。しかしいまだお十分ではないことがわかる。

その背景としては、アセスメントシートに関する混乱が生じている可能性がある。厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」がリスクアセスメントに相当するが、これが活用しにくい事情があるように思われる。また、「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」についても使いにくいことが指摘されている。さらには、自治体独自のアセスメントツールを作成していないところも見られる。今後は、現場にマッチした活用しやすいアセスメントシートを、各自治体で工夫しながら整備することが求められると考える。

3. 6. では要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催状況について触れたが、開催率は約 15%と低かった。5 年前調査よりも開催率が低下していた。心理的虐待通告など軽度の事例が増加し、地域でのネットワークによる支援を構築する検討にまでは至らないケースが多いものと思われる。しかし一方で、他機関に引き継いだことで終結理由としたケースの中での、個別ケース検討会議開催率も低かった。他機関連携が必要な事例では、地域のネットワークでの認識共有のための個別ケース検討会議が必須であると考ええる。

個別ケース検討会議の開催が行いにくい理由を精査し、開催を進めていくことが必要であると考ええる。

4. 4. 支援サービスの提供

3. 8. では地域における様々な支援サービスの提供について検討した。サービスの活用ケースは全体の約 2 割であり、より積極的なサービスへの導入を検討する必要があるだろう。

活用されたサービスとしては、「保護者の医療機関受診(精神科)」、「DV被害者支援機関やサービス」、「生活保護受給」、「保育所」、「子どもの医療機関受診(精神科)」が多かった。それぞれ虐待種別との間に活用状況の相関があった。

サービス提供による効果を見るために統計的検定を行ったが、「DV被害者支援機関やサービス」と「母子生活支援施設入所」に有意な効果が見られた。その他のサービスについては、継続的なリスクが想定されるケースに導入されていると思われるものがあつた。この検定結果の評価についてはさらに検討が必要と思われる。また、虐待状況の改善度とのクロスだけではなく、保護者の状況についての項目とのクロスによる検討が必要であると思われる。今後の課題としたい。

サービス提供のためには、児童相談所職員のサービスに対する理解や、家族をサービスにつなげる力、そして地域ネットワークの協働体制の構築が必要となる。これらはソーシャルワークの基盤となる資質や条件でもあると考える。こうした取り組みが幅広く展開できるように、児童相談所職員が力をつけていくことが何よりも求められていると考える。

文献

1. 平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究結果報告書』（主任研究者桜山豊夫全国児童相談所長会会長）一般財団法人こども未来財団、2014 年 3 月
2. 全国児童相談所長会『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究報告書』「全児相」通巻第 99 号別冊、2015 年 10 月
3. 厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』（平成 25 年 8 月改定版）

Ⅱ-5. 児童相談所における性的虐待ケースの現状

横浜市中心児童相談所、筑波大学大学院ヒューマン・ケア科学専攻 田崎みどり

この章のポイント

平成 30 年度「児童相談所の実態に関する調査」¹⁾（以下平成 30 年調査）における調査Ⅱ「虐待ケースに関する児童相談所への悉皆調査によるケース分析」から主に性的虐待に関する項目を分析しその特徴を明らかにする。

方法

調査Ⅱについて性的虐待に関する調査結果を抜粋し、その特徴について考察する。次に、性的虐待とそれ以外の虐待のクロス集計を行い、性的虐待とそれ以外の虐待との違いを明らかにする。

結果

第一主訴が性的虐待のケースは 61 件、女兒が 85%。虐待の通算期間は 1～3 年未満が 30%以上と最も多く、次に 3 年以上が多く、他の虐待に比べて期間が長かった。他の虐待は 1 か月未満が最多と性的虐待は虐待の期間が突出して長かった。虐待者は実父が 47.5%、普通養子縁組の養父が 24.6%で、他の種類の虐待と比べて養父の占める割合が突出して高く、おじ、祖父など他の虐待者の割合も高かった。虐待の影響と思われる精神症状に関しては PTSD 症状、抑うつ症状、希死念慮、身体症状等多くの精神症状で性的虐待被害児が他の虐待の被害児に比べて症状を呈している割合が高かった。一方子どもや親への面接回数は 16 回以上が最多と他の虐待に比べ手厚くされていた。またこの期間の調査では、性的虐待に対する治療プログラムは 6.6%にしか行われていなかった。

考察

性的虐待の被害児は、他の種類の虐待に比べ、支援や心理面接などは手厚く行われているにもかかわらず、PTSD 症状、抑うつ症状、希死念慮、身体症状等多くの点で、重篤な精神症状を残している割合が多い傾向にあり、性的虐待の精神的影響が重篤であることが示唆された。今後更に性的虐待被害児の支援やアセスメントを充実させ、治療的なかわりを増やしていく必要があると考える。また、子どもが開示してよかったと思えるように、更に三機関連携や協同面接、対応や援助の質を上げていく必要がある。

1. 目的

児童相談所で扱う性的虐待については、そのアセスメントや支援の方法などはここ数年進歩してきている。平成 18 年頃より、司法面接を調査の方法とし

て取り入れることが検討され、Child First Protocol、NICHD といった、調査面接法の研修が行われ、実施されてきた。また平成 27 年 10 月厚生労働省、最高検察庁、警察庁から同日に出された、子どもの心理的負担等に配慮し、三機関で面接に取り組むよう示された「更なる連携強化について」²⁾³⁾⁴⁾の通知以降、性的虐待のケースについて、児童相談所、警察、検察の三機関で事前協議を行い、協同で面接を行う三機関連携が行われるようになった。一方、性的虐待のケースの特徴、子どもへの影響、ケースや家族の特徴などについての調査研究はあまり行われていない。本稿では平成 30 年の児童相談所の虐待ケースの全国調査を分析することで性的虐待の特徴や支援の実態を明らかにし、今後の課題について考察したい。

2. 方法

平成 30 年調査における調査Ⅱ「虐待ケースに関する児童相談所への悉皆調査によるケース分析」から主に性的虐待に関する特徴を抜粋し、その特徴を明らかにする。次に性的虐待とそれ以外の虐待についてのクロス集計を行い、その違いを調べる。本調査で得た回答 7,636 件のうち、「虐待あり」、「不明（調査中）」と回答のあった 6,300 件を対象として解析を行った。

3. 結果

3.1. 虐待を受けた子どもの受理時の年齢と虐待相談対応件数

まず今回の調査におけるすべての年齢における子ども虐待相談対応件数を図 1 に示す。

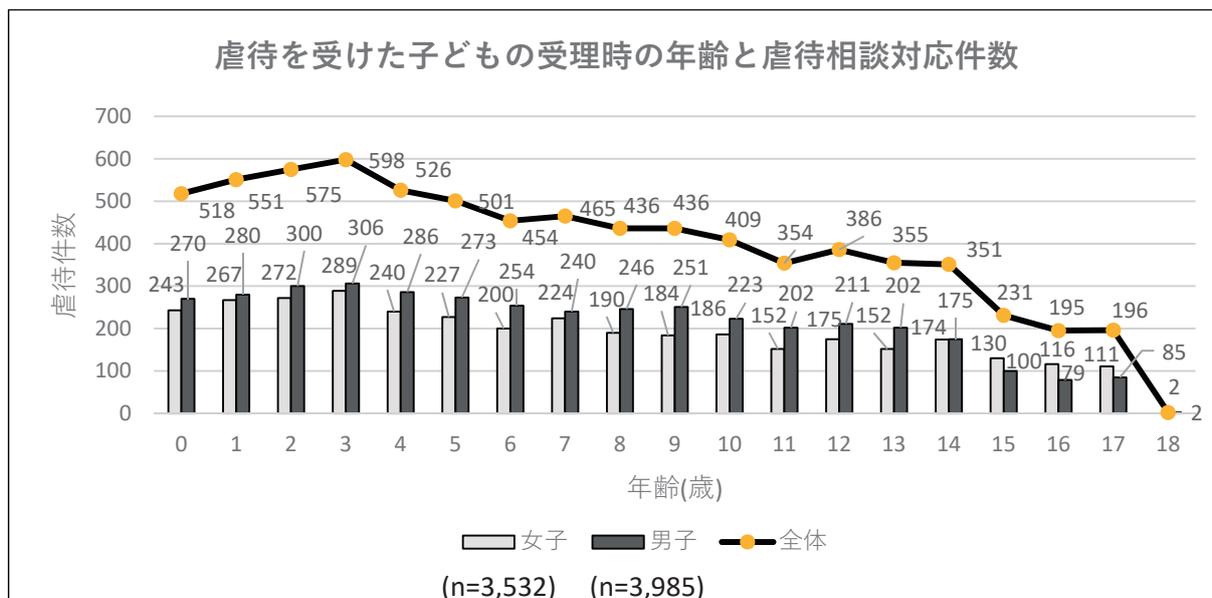


図 1 虐待を受けた子どもの受理時の年齢と虐待相談対応件数(N=7,539。無回答を除く)

0歳から14歳まで男児が多く15歳から17歳までは女児が多い。男女合わせても男女別にみても、最も虐待対応件数の多い年齢は3歳であった。

通告数

性的虐待の第1主訴61件、第2主訴7件、第3主訴4件、第4主訴1件であった。保護者のネグレクト（虐待の放置）としての性的虐待は41件であった。

以後は第一主訴についての件数を記す。

通告者

虐待者本人1件、児童本人1件、家族親族5件、近隣知人6件、NPO1件、福祉事務所4件、区市町村の児童相談部門9件、学校15件、医療機関4件、警察8件、その他6件であり、学校が最多で通告者の25%を占めた。

性別

第1主訴61件の性別は、男児9人、女児52人。女児が全体の85%以上を占めた。

第一主訴の年齢構成

1～5歳3件、6～11歳18件、12～14歳22件、15歳以上18件

在学状況

家庭にいる乳幼児1件、保育所その他の保育施設2件、小学校19件、中学校21件、高校14件、その他3件

虐待の重症度

危惧あり7件、軽度7件、中度26件（性的虐待の42.6%）、重度18件（性的虐待の29.5%）、不明3件。虐待の重症度で中度虐待が40%以上であるのは性的虐待が唯一最多である。

虐待の通算期間

1か月未満1件、1～3か月1件、3～6か月3件、6か月～1年未満8件、1～3年未満19件（33.3%）、3年以上12件（21.1%）、不明13件。1～3年未満が30%以上であるのは性的虐待が唯一最多である。3年以上が20%以上であるのも性的虐待が唯一最多である。

子どもの虐待の認知

不当にひどいことをされたと思っているが40件66.7%。60%以上であるのは性的虐待が唯一最多である。

家族構成

普通養子縁組の養父が15件（24.6%）。普通養子縁組の養父が20%以上なのは性的虐待が唯一最多である。

乳幼児健診の受診状況

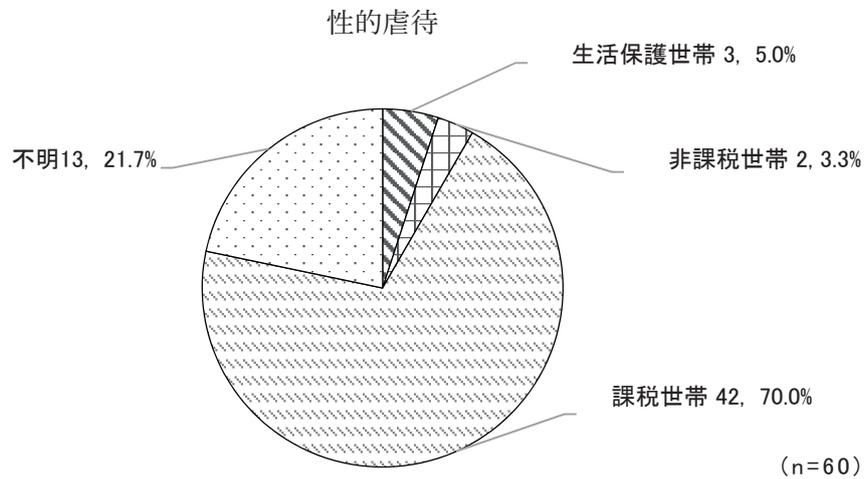
3～6か月健診の未受診が0%は性的虐待のみだった。1歳6か月健診の未受診が0%は性的虐待のみだった。3歳児健診の受診が55.0%。性的虐待が最多の割合だった。

母子手帳の交付

37件（60.7%）。交付が60%以上は性的虐待が唯一最多の割合だった。

子どもの世帯の経済状況

生活保護世帯が3件（5.0%）は性的虐待が最少だった。非課税世帯が2件（3.3%）は性的虐待が最少だった。課税世帯が42件（70%）。課税世帯が60%以上であるのは性的虐待のみだった。



それ以外の虐待の家庭の経済状況

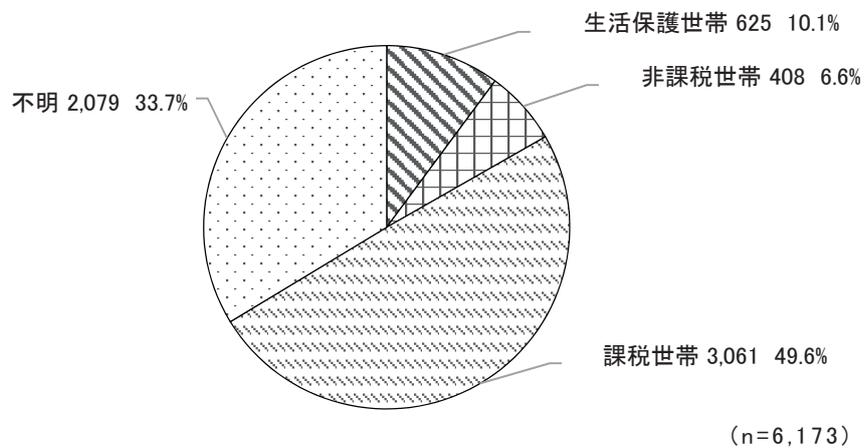


図2 子どもの世帯の経済状況 (N=6,233。無回答を除く)

虐待者の続柄

性的虐待では実父が 47.5%、普通養子縁組の養父が 24.6%。普通養子縁組の養父が 20%を超えているのは性的虐待が唯一最多であった。

3.2. 性的虐待と他の種類の虐待の比較

次に性的虐待と性的虐待以外の虐待の差異を確かめるため、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトをそれ以外の虐待としてまとめ、性的虐待とそれ以外の虐待とのクロス集計を行い、カイ2乗検定もしくは fisher の正確確率検定を行い統計的な有意差も確かめた。以降の解析は総ケース 7,636 件のうち、「虐待あり」「不明(調査中)」と答えた 6,300 件を対象に行った。

3.2.1. 性的虐待とそれ以外の虐待の年齢別受理件数

性的虐待では 12 歳と 17 歳が 14.8%と最多で、12 歳以降が多い傾向だが、6 歳以降はすべての年齢に見られ、年齢を問わず起きていた。

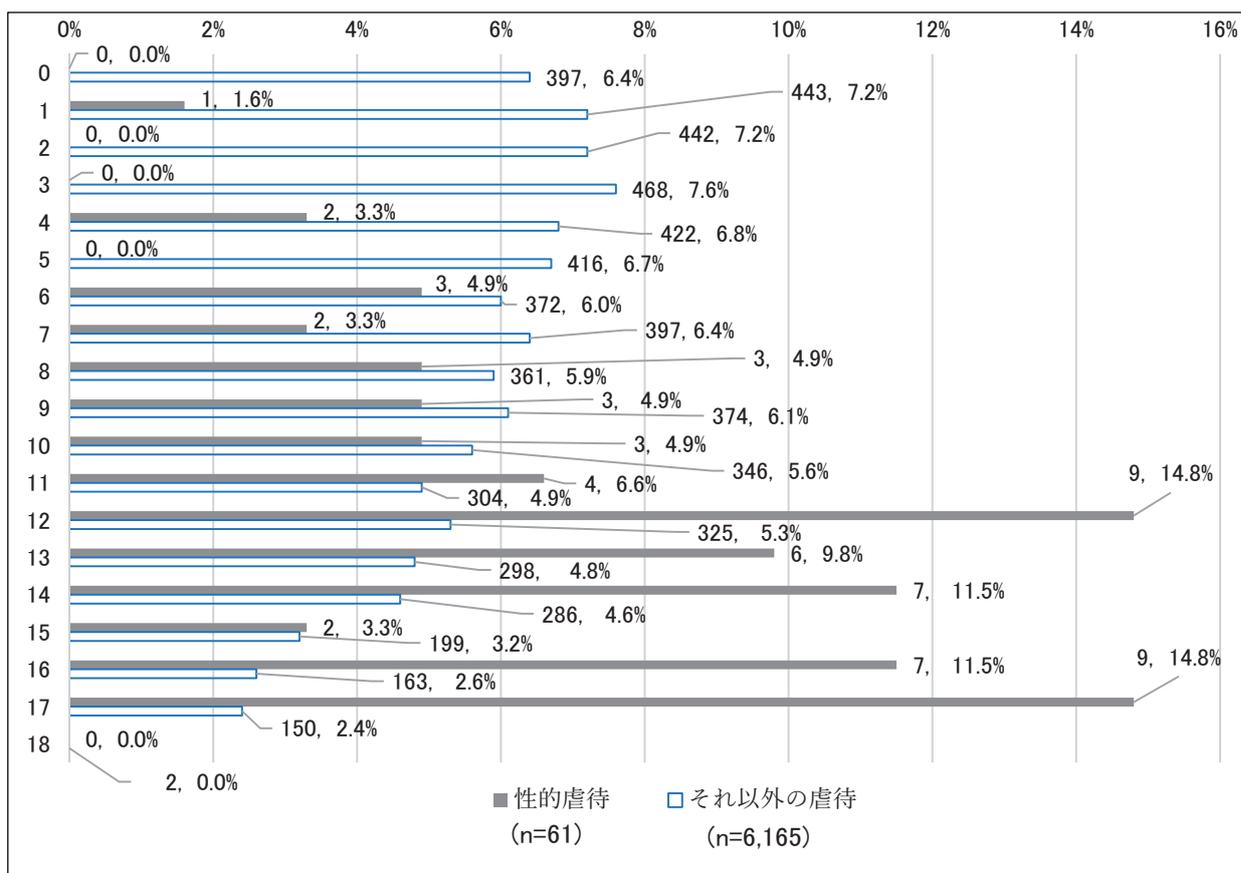


図3 性的虐待とそれ以外の虐待の年齢別受理件数(N=6,226。無回答を除く)

3.2.2. 主たる虐待者について

性的虐待では普通養子縁組の養父の割合が他の虐待に比べて突出して多かった。継父も性的虐待では6.6%、他の虐待では2.1%で3倍以上の割合で見られた。祖父は4倍、おじは16倍の割合であり、実父以外の虐待者も多い傾向であった。

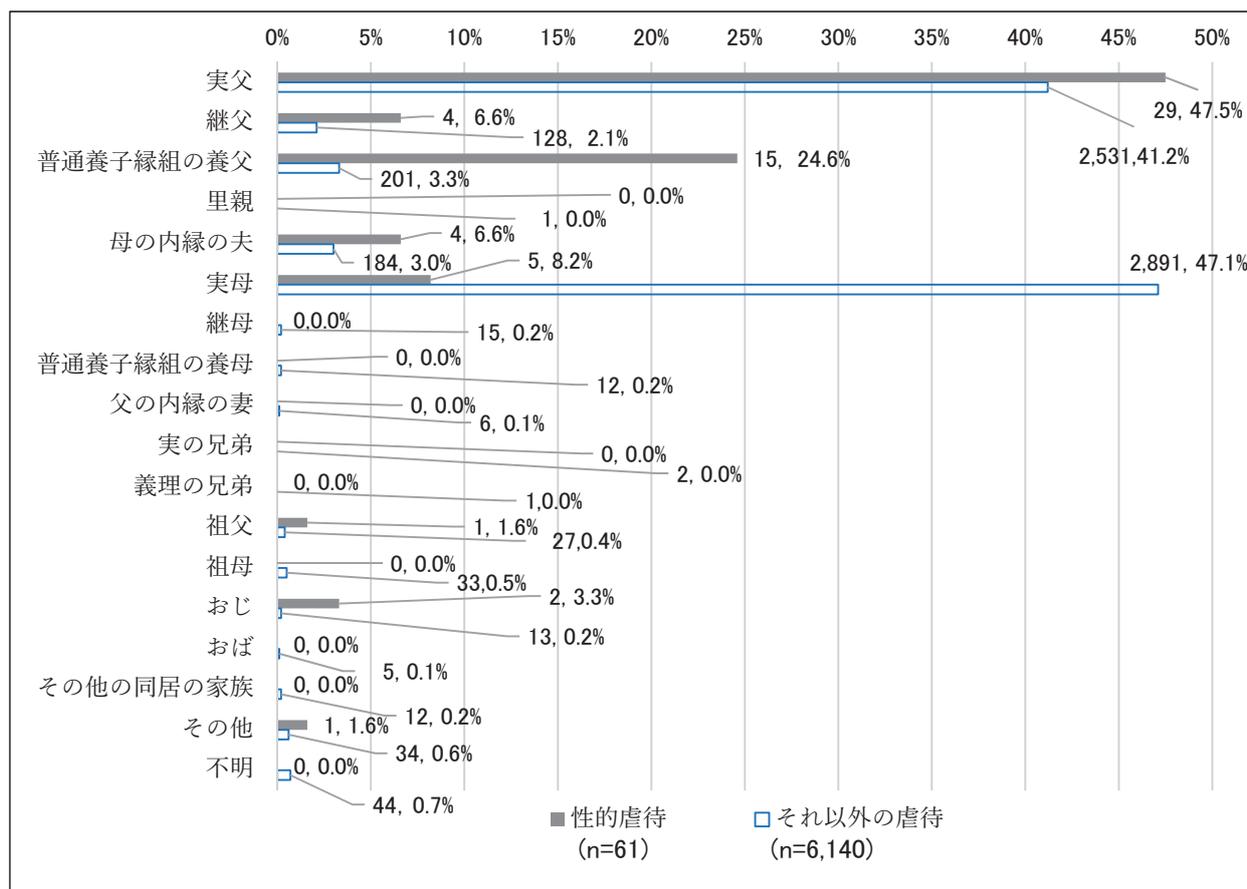


図4 主たる虐待者(N=6,201。無回答を除く)

3.2.3. 虐待の通算期間

虐待の通算期間は性的虐待では1~3年未満が最多、次が3年以上と他の虐待に比べ長期であった。

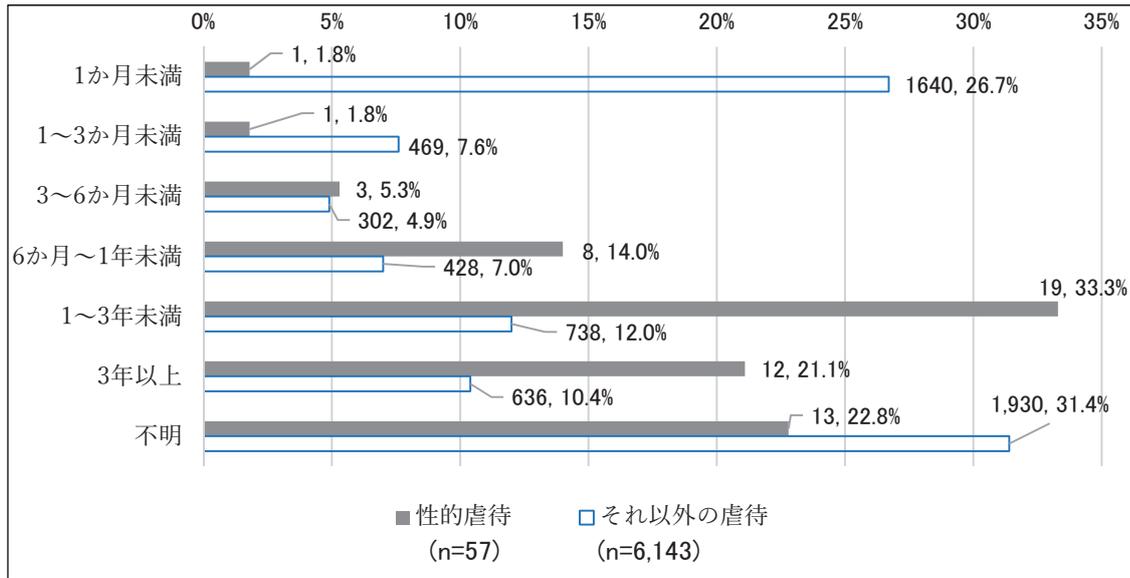


図5 虐待の通算期間(N=6,200。無回答を除く)

3.2.4. 受理時点の子どもの虐待の認知

性的虐待では受理時にすでに不当にひどいことをされたと思っている子どもの割合が66.7%と他の虐待に比べて圧倒的に多かった。

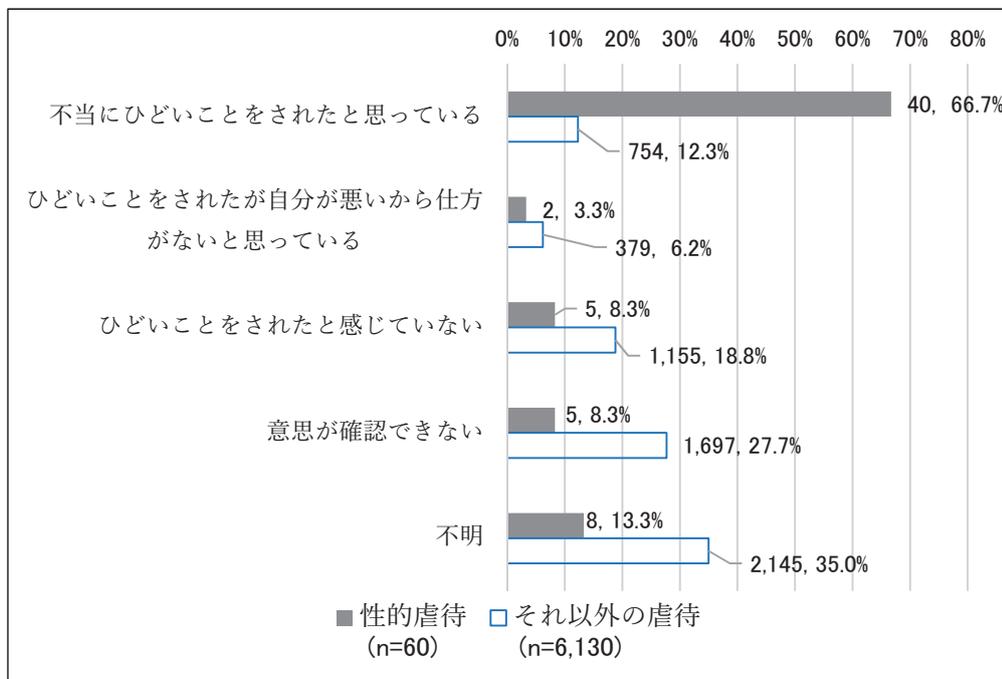


図6 受理時点の子どもの虐待の認知(N=6,190。無回答を除く)

3.2.5. 被虐待児の現在の精神症状について

被虐待児の精神症状は、未就学年齢と小学生年代以降を分けて聞いていた。性的虐待については未就学での回答は3件、小学生年代以降が58件である。小学生年代以降についてその特徴を明らかにする。

就学児以上の被虐待児の精神的問題のクロス集計の結果を表1に示す。全18項目のうち、9項目(50.0%)で性的虐待被害児は他の種類の虐待の被害児に比べて有意に精神的問題が生じる割合が高かった。

その内訳をみると、以下のように分けられる。

1) PTSDや解離の症状

- (1) 「虐待者や特定の人・物・状況におびえることがある」は20%以上の子どもに症状が見られた。性的虐待以外では7.0%であった。
- (2) 「親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける」は10%以上の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では1.7%であった。
- (3) 「否定的な感情や肯定的な感情の表現が少ない、無反応、フリーズ」は13.8%の子どもに症状がみられた。性的虐待以外では3.6%であった。
- (4) 「些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる」は6.9%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では1.6%であった。
- (5) 「寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きられない、悪夢を見る」は8.6%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外では2.7%であった。

上記の5項目に関しては、他の種類の虐待に比べて性的虐待被害児は有意に症状を呈する割合が高かった。これらはPTSD症状や解離の症状を表す設問であり、性的虐待を受けた子どもたちは、PTSD症状や、解離の症状を他の虐待に比べて高い割合で有していることがわかった。

2) 抑うつ、自己価値観の低下、自傷行為

- (1) 「何事にも自信が持てない」は13.8%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では3.5%であった。
- (2) 「落ち込み、意欲低下」は19.0%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では4.1%であった。
- (3) 自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮(死にたいなどの言動)は10.3%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では2.1%であった。

いずれも性的虐待以外の虐待の子どもに比べて有意に症状を呈する割合が高かった。

3) 身体症状

「明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れ、めまい、失声など）」は 12.1%の子どもに症状が見られた。性的虐待以外の虐待では 1.5%であった。性的虐待以外の子どもと比べて有意に症状を呈する割合が高かった。

4) 他の種類の虐待に比べて症状の出現率が低かったもの

「怒りが抑えられず、人や物にあたる」「大人への反抗的な態度、他児への威圧的な態度」「落ち着きのなさ、注意が集中できない」は他の種類の虐待に比べて症状の出現率が低かった。性的虐待については、このような怒りや反抗、落ち着きがないなどの外在化行動が少ない傾向が見られた。

表 1 被虐待児の現在の精神症状について(複数回答 N=3,560)

	頻度		性的虐待	性的虐待以外の虐待	有意確率
	頻度	カテゴリー別の%			
虐待者や特定の人、物、状況におびえることがある	頻度		12	245	0.001
	カテゴリー別の%		20.7%	7.0%	
親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける	頻度		6	58	0.001
	カテゴリー別の%		10.3%	1.7%	
否定的な感情や肯定的感情の表現が少ない、無反応、フリーズ	頻度		8	126	0.001
	カテゴリー別の%		13.8%	3.6%	
些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる	頻度		4	53	0.013
	カテゴリー別の%		6.9%	1.5%	
怒りが抑えられず、人や物にあたる	頻度		2	247	0.434
	カテゴリー別の%		3.4%	7.1%	
寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きれない、悪夢を見る	頻度		5	94	0.021
	カテゴリー別の%		8.6%	2.7%	
大人への反抗的な態度、他児への威圧的態度	頻度		3	204	1.000
	カテゴリー別の%		5.2%	5.8%	
何事にも自信が持てない	頻度		8	121	0.001
	カテゴリー別の%		13.8%	3.5%	
落ち込み、意欲低下	頻度		11	145	0.000
	カテゴリー別の%		19.0%	4.1%	
自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮(死にたいなどの言動)	頻度		6	75	0.002
	カテゴリー別の%		10.3%	2.1%	
落ち着きのなさ、注意が集中できない	頻度		3	400	0.136
	カテゴリー別の%		5.2%	11.4%	
引きこもり、不登校	頻度		8	249	0.067
	カテゴリー別の%		13.8%	7.1%	
年齢に不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける	頻度		2	46	0.184
	カテゴリー別の%		3.4%	1.3%	
反社会的行動：火遊び、万引き、かつあげなど	頻度		2	112	0.711
	カテゴリー別の%		3.4%	3.2%	
食行動上の問題：食べ物への固執、過食、拒食など	頻度		1	33	0.429
	カテゴリー別の%		1.7%	0.9%	
飲酒、覚せい剤、大麻、有機溶剤、ガス、風邪薬などの市販薬・処方薬等の乱用	頻度		1	7	0.123
	カテゴリー別の%		1.7%	0.2%	
ゲームやインターネットへの依存	頻度		1	101	1.000
	カテゴリー別の%		1.7%	2.9%	
明確な身体的原因のない身体症状(吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動機、息切れ、めまい、失声など)	頻度		7	53	0.000
	カテゴリー別の%		12.1%	1.5%	
その他	頻度		1	117	0.421
	カテゴリー別の%		1.70%	3.3%	
ないと思われる	頻度		23	1940	0.023
	カテゴリー別の%		39.7%	55.1%	
不明	頻度		3	237	0.445
	カテゴリー別の%		5.20%	5.80%	
		全体	58	3502	

性的虐待被害児と、他の種類の虐待の被害児の精神的症状のクロス集計の結果

太字は性的虐待被害児がカイ2乗検定(もしくはFisherの直接確率計算)で統計的に有意に高い頻度を示したものの

3.2.6. 性的虐待と他の種類の虐待の対応、支援、援助等の相違

1) 48時間以内の安全確認について

性的虐待の55.2%が児童相談所が直接安全確認を行っていた。性的虐待以外の虐待に比べて直接の安全確認の割合が有意に高かった(χ^2 検定、 $p < 0.000$)

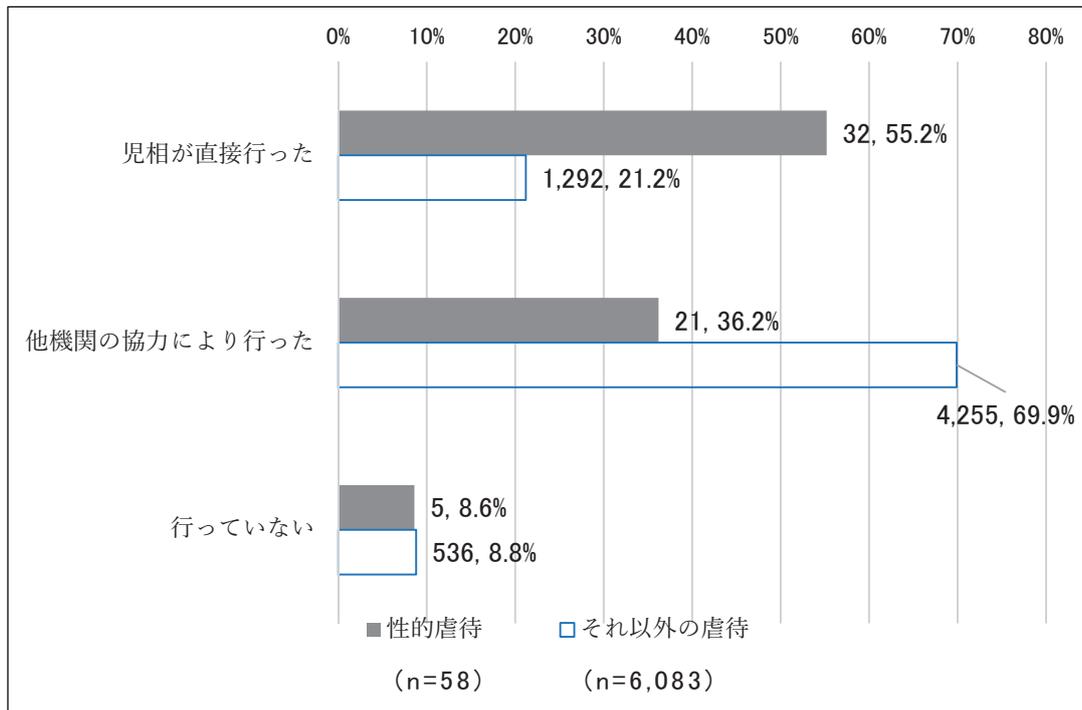


図7 48時間以内の安全確認について(N=6,141。無回答を除く)

2) 子どもの面接回数

性的虐待の子どもの面接回数は16回以上が最も多く、次に6～10回となっており性的虐待以外の虐待に比べて面接回数が多い傾向が見られた。一方で、15.0%の性的虐待の子どもの面接は行われていない。(他種別の虐待では50.5%が児童面接未実施)

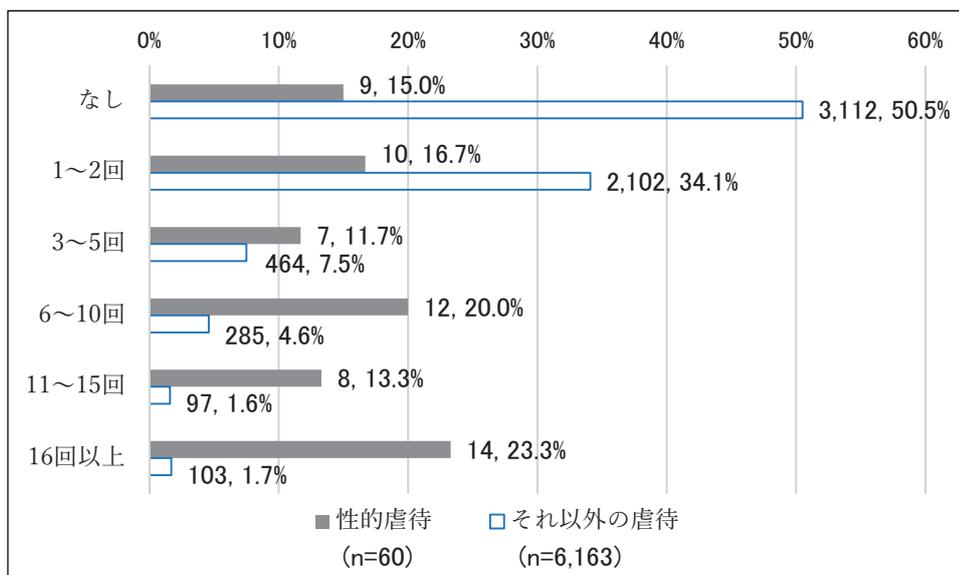


図8 子どもの面接回数(N=6,223。無回答を除く)

3) 相談受理後に児童心理司による面接を行ったか？

児童心理司との面接した割合は性的虐待被害児が有意に割合が高かった (p=0.000)。

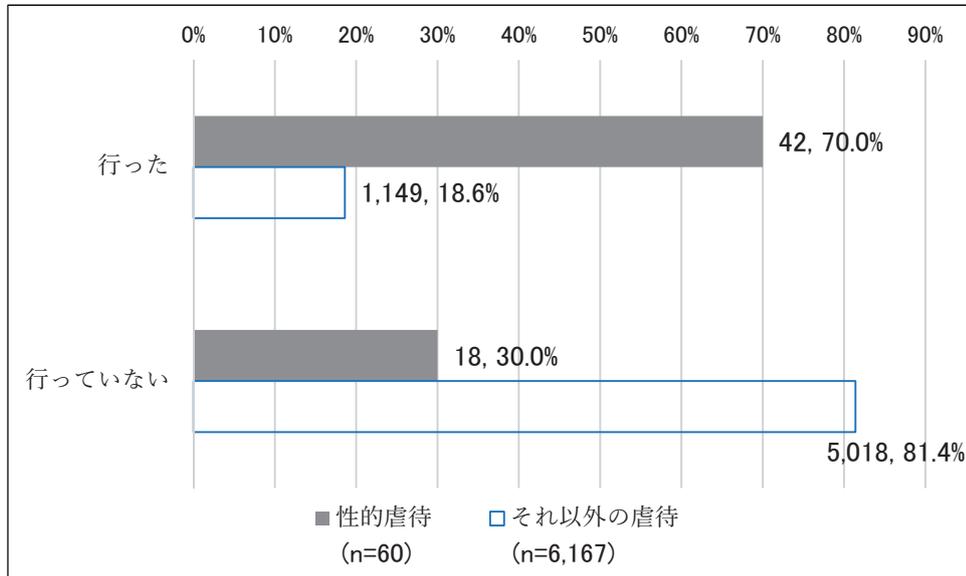


図9 相談受理後の児童心理司による面接の有無 (N=6,227。無回答を除く)

4) 相談受理後児童相談所は主たる虐待者会ったか

性的虐待も48.3%が主たる虐待者会っていた。

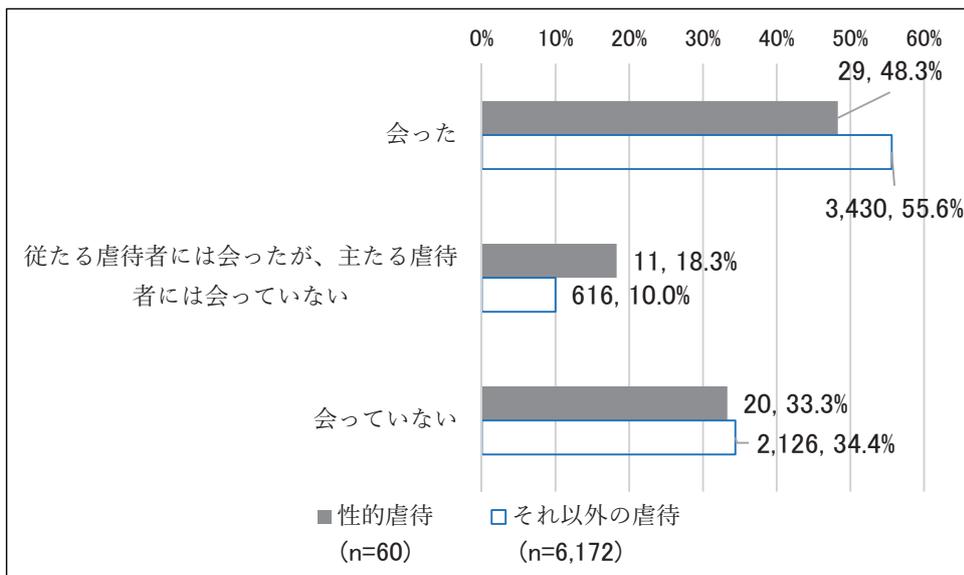


図10 虐待者との面会の有無 (N=6,232。無回答を除く)

5) 保護者との面接回数

性的虐待被害児の保護者との面接回数は有意に多かった ($p=0.003$)。この保護者は、非加害保護者を想定して回答されていると考えられるため、非加害保護者のエンパワーの面接がされていることが予測できる。

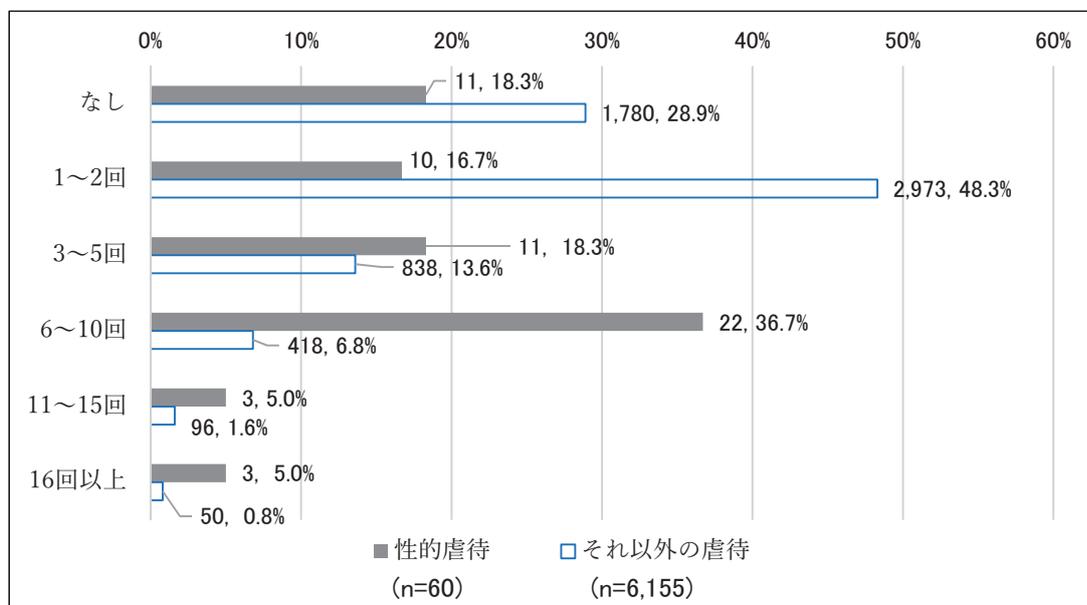


図11 性的虐待とそれ以外の虐待の保護者との面接回数(N=6,215。無回答を除く)

6) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催

性的虐待では28.8%の事例が開催されており、有意に開催割合が高かった。

一方、性的虐待では、それ以外の虐待に比べて秘匿性が高いことが考えられ、情報共有の範囲や会議開催時の参加者を最小限に絞るなど、特に配慮を要することが課題として挙げられる。

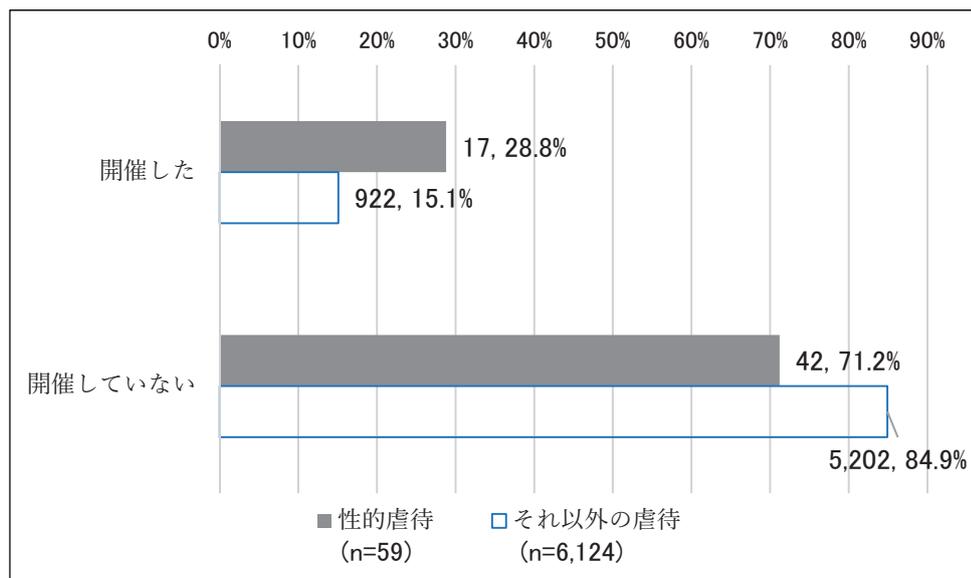


図 12 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会の開催
(N=6,183。無回答を除く)

7) 子どもの精神科受診

性的虐待被害児の 4.9%、それ以外の被虐待児の 1.9%しか精神科受診は行われていなかった。統計的な有意差はなかった ($p=0.111$)。

8) 子どもの小児科受診

性的虐待被害児の 3.3%、それ以外の被虐待児の 1.1%しか小児科受診が行われていなかった。統計的な有意差はなかった ($p=0.155$)。

9) 一時保護の有無

性的虐待被害児は 64.6%が一時保護を行いそれ以外の被害児は 30.5%であり倍以上の割合で一時保護が行われていた。統計的にも有意であった ($p=0.000$)。

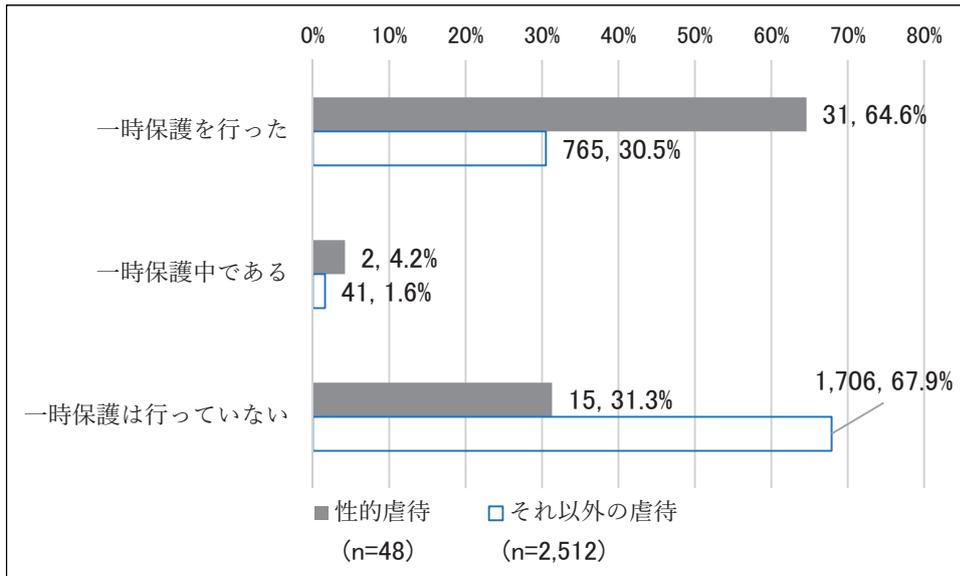


図 13 一時保護の有無 (N=2,560。無回答を除く)

10) 一時保護中の生活の場について

(これは「一時保護した」「一時保護中」と回答した 841 ケース限定で分析した)

性的虐待被害児の 86.7%、それ以外の被害児の 66.5%が一時保護所内であった。

性的虐待被害児は統計的に有意に一時保護所内での一時保護の割合が高かった。

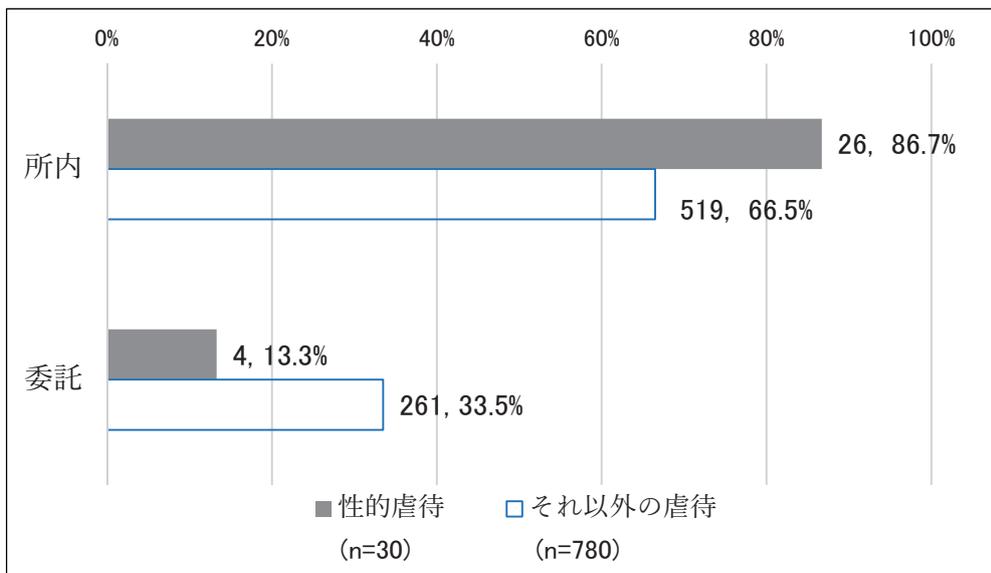


図 14 一時保護中の生活の場 (N=810。無回答を除く)

11) 子どもを保護した場所

(これは「一時保護した」「一時保護中」と回答した 841 ケース限定で分析した)

性的虐待被害児は学校が 63.6%、次に児童相談所が 15.2%と学校での保護が多かった。

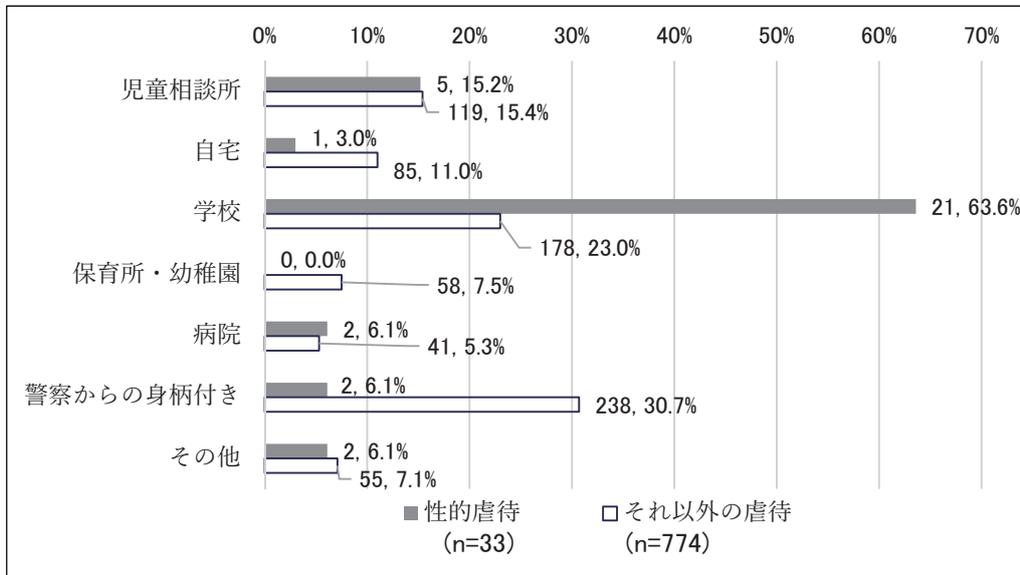


図 15 子どもを保護した場所(N=807。無回答を除く)

12) 一時保護を行わなかった理由

(これは「一時保護を行わなかった」と回答した 1,726 ケース限定で分析した)

性的虐待では虐待があったが問題が解消したが 38.5%、調査中であるが 38.5%で、それ以外の虐待では、虐待はあったが一時保護が必要なほど重篤でないが 64.4%で性的虐待では 0%であった。性的虐待の対応の基本は調査保護であるべきところ、今回の結果からは、調査中の割合が多い印象を受けた。

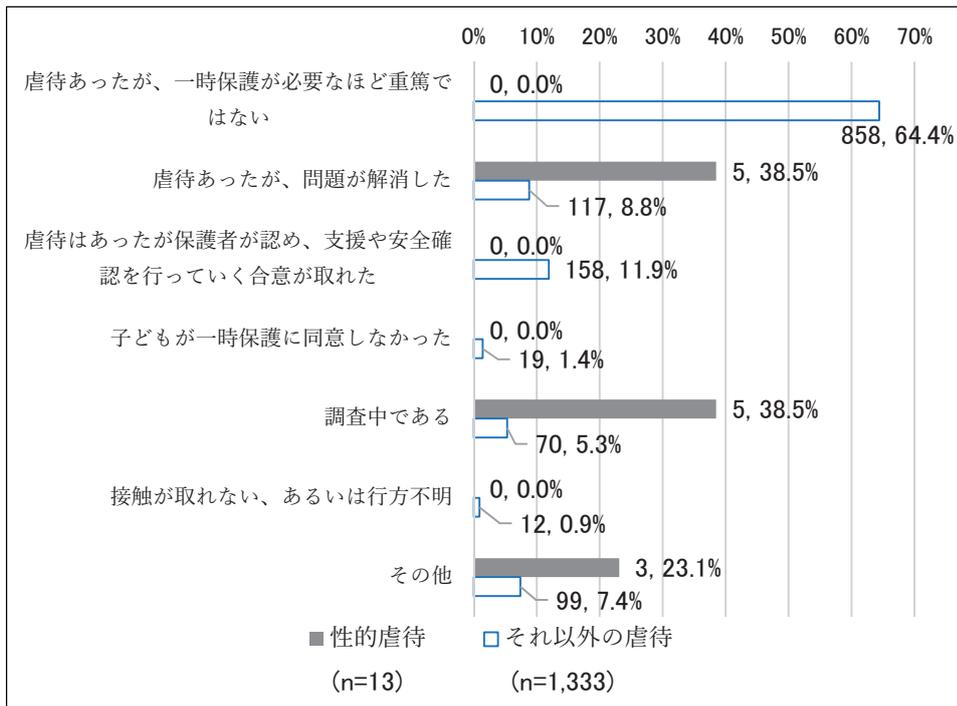


図 16 一時保護を行わなかった理由(N=1,346。無回答を除く)

13) 援助の状況:保護者に援助を行っている

性的虐待では援助を行っているが 76.7%、それ以外の虐待では 55.1%で、有意に性的虐待被害児の保護者への援助の割合が多かった。

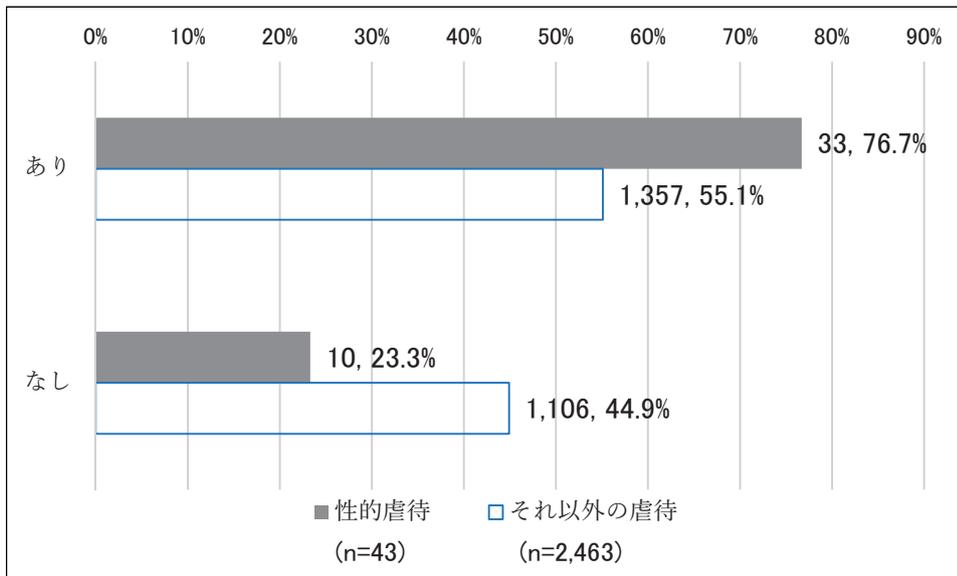


図 17 保護者に援助を行っている(N=2,506。無回答を除く)

14) 子どもに対して援助を行っている

子どもへの援助も、性的虐待ではありが 75.6%と高い割合で行われていた (p=0.000)。

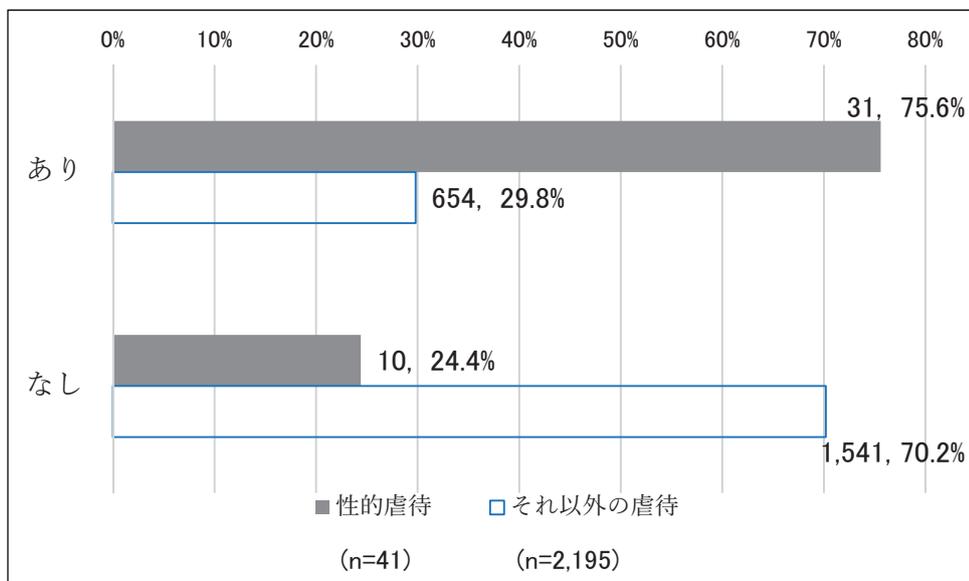


図 18 子どもに援助を行っている (N=2,236。無回答を除く)

15) 保護者と子どもに対して同席で援助を行っている

保護者と子どもの同席での援助も性的虐待では 52.0%に行われ、有意に高い割合で行われていた (p=0.000)。

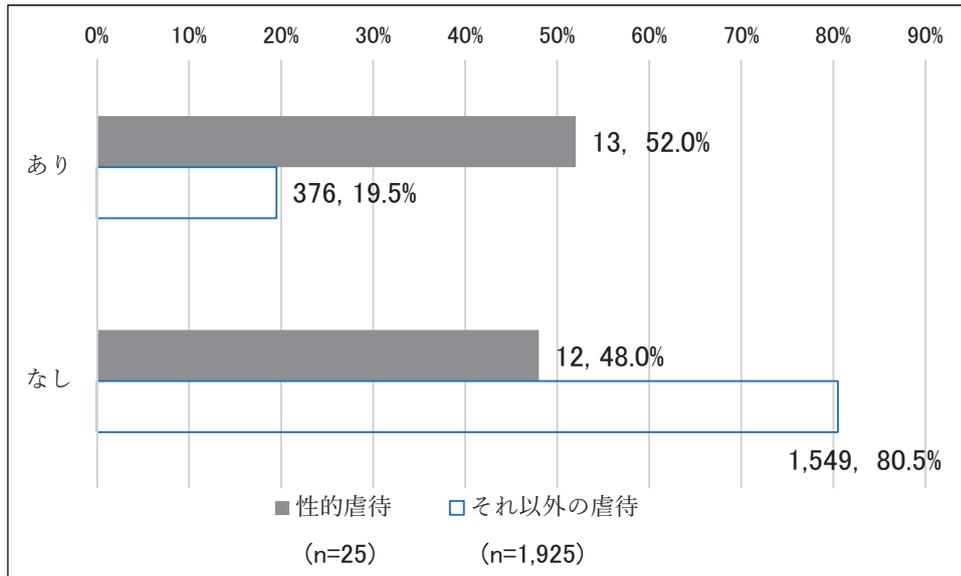


図 19 保護者と子どもに対して同席で援助を行っている(N=1,950。無回答を除く)

16) 保護者、子ども、保護者と子ども(同席)へ実施したプログラム

実際にプログラムとして実施した支援としては、性的虐待では 75%がプログラムの実施なしであった。具体的な実施プログラムは、サインズ・オブ・セーフティ、PCIT、CARE、その他、各一例ずつであり、実施していないが 39 例であった。なお最近日本の各地で研修が行われている、性的虐待やそのほかの虐待や災害などによるトラウマ症状を治療するためのプログラムである TF-CBT はこの調査期間では性的虐待、それ以外の虐待の両者ともに行われていなかった。

表2 実施したプログラムと虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
サインズ・オブ・セーフティ	頻度	22	19	6	1	17	7	72
	カテゴリ別の%	3.1%	3.4%	8.6%	2.1%	2.8%	1.2%	2.8%
	総数	717	555	70	48	602	601	2594
パートナーリング・フォー・セイフティ ^a	頻度	5	1	0	0	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
精研式ペアレントトレーニング	頻度	6	0	0	0	8	0	14
	カテゴリ別の%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.5%
	総数	718	555	70	48	594	599	2584
ファミリーグループカンファレンス ^a	頻度	2	0	0	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
MyTreeペアレンツプログラム ^a	頻度	1	0	0	0	2	0	3
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
PCIT (親子相互交流療法) ^a	頻度	1	0	0	1	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
CARE ^a	頻度	3	1	0	1	2	0	7
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	0.0%	2.1%	0.3%	0.0%	0.3%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
CRC ^a	頻度	0	3	0	0	0	0	3
	カテゴリ別の%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
トリプルP ^a	頻度	3	0	0	0	1	0	4
	カテゴリ別の%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
Nobody's Perfect ^a	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
コモンセンス・ペアレンティング ^a	頻度	3	1	0	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
旧称「コモンセンスペアレンティング」 ^a	頻度	6	1	0	0	4	0	11
	カテゴリ別の%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.4%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
AF-CBT ^a	頻度	1	0	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
TF-CBT ^a	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
その他の母親のグループ (MCGを含む) ^a	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
その他の父親のグループ ^a	頻度	2	0	0	0	3	0	5
	カテゴリ別の%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.2%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
その他の親子同時に参加するグループ ^a	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	717	555	70	48	594	599	2583
その他	頻度	20	3	2	1	3	8	37
	カテゴリ別の%	2.8%	0.5%	2.9%	2.1%	0.5%	1.3%	1.4%
	総数	718	555	70	48	594	599	2584
プログラムを行っていない	頻度	494	410	45	40	437	494	1920
	カテゴリ別の%	61.8%	66.1%	59.2%	75.5%	64.9%	70.5%	65.7%
	総数	799	620	76	53	673	701	2922

*本表はカイ2乗検定(もしくはFisherの直接確率計算)および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものを、*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したもの。a期待度数5未満のため検定としては十分なものではないが参考として示す。

4. 考察

4.1. 性的虐待とそれ以外の虐待の相違について

この調査は、平成30年5月14日から5月31日の2週間に通告された事例について、平成30年11月1日から平成31年1月25日の間に回答していただいたもので、受理後約6カ月が経過した時点の虐待を受けた子どもたちの症状や支援の現状に関するデータである。その中で性的虐待に注目して他の虐待との比較を行った。特に際立ったのは、性的虐待被害児の精神症状の多さである。虐待通告後6カ月の時点でPTSD症状が残っている子どもの割合が多く見られ（他の虐待の3～5倍）、また抑うつや自信の低下、自傷行為、希死念慮の見られる子どもも他の虐待に比べて多くの割合に見られ（他の虐待の3～5倍）、いかに、性的虐待が子どもに与える影響が甚大であるかが示唆された。

虐待の通算期間も他の虐待では、1か月未満が最多だが、性的虐待に関しては1～3年未満が最多であり、性的虐待が始まってから発覚するまで長期にわたることが確かめられた。

受理時点での子どもの虐待の認知も、「不当にひどいことをされている」が66.7%と突出して高く、長期にわたって虐待を受け、ひどいことをされていると感じながらも発見されない、開示しない事実が明らかとなった。

対応、援助に関しては、性的虐待の方がそれ以外の虐待と比べて、48時間以内の児相の直接の安全確認が他の虐待の倍以上であり、子どもの面接回数も16回以上の割合が最も多く他の虐待の13.5倍であり、心理司も入ったの援助を行う割合も多く、保護者に対しても、子どもに対しても、子どもと保護者同席での援助も多く行われ、性的虐待以外の虐待に比べれば、手厚い支援は行われていた。

しかし、他の虐待に比べて手厚く支援を行っていても、性的虐待の影響の重篤さは際立つものがあり、他の虐待に比べて精神症状は重篤で長期化している傾向が示された。

また今回の期間の調査では、米国では普及しているTF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）を行ったケースは無く、その他の治療プログラムもほとんど行われていなかった。調査期間が短かったことが原因かもしれないが、調査では、心理司の関わっている割合は高く、治療プログラム以外の形での治療やエンパワーが行われていると推測されるが、今後、治療プログラムについても普及していけば性的虐待被害児に治療的にかかわる手札が増え、虐待による精神的影響を治療できていくと考える。また、この調査では、虐待を受けた子どもへの影響についてどんなアセスメントをしているのかという

項目がなかったが、報告者が勤務している児童相談所でも、性的虐待や、他の虐待でも影響が重篤な子どもには、トラウマ症状や、解離症状などのアセスメントを心理司や医師が行うことがルーティンになってきている。子どもは聞かれなければ自分の症状を言わないことが多い。物言わぬ子どもの声を聴き、虐待による影響を支援者が知り、治療的にかかわりをしていくことが大切である。

今後、性的虐待の全ケースにトラウマ症状等精神症状のアセスメントを行い、必要なケースにはトラウマ治療等の必要な治療を行える体制が整っていくことが望まれる。

4.2. 現在の性的虐待ケースへの対応の現状や課題

日本では性的虐待に対する誘導のない被害の聞き取りのプロトコルはなく、プロトコルによる面接は実施されていなかった。

平成18年頃より、米国で開発された、RATAC、NICHD、CHILDFIRSTプロトコルの研修が日本でも行われるようになり、全国の児童相談所で用いられるようになった。警察や検察の聞き取りもプロトコルが使われるようになってきた。

更に平成27年10月、厚生労働省、最高検察庁、警察庁から、子どもの心理的負担等に配慮し協同で面接に取り組むよう「更なる連携強化について」の通知が出され、児童相談所、警察、検察の三機関が事前協議も含めた協同面接を行う仕組みが正式に始まった。

このように、子どもの負担を最小限にし、誘導のない聞き取りを行う仕組みができつつあるが、未だに面接や協同の専門性が確立されているとはいえず、不十分な聞き取りになったり、子どもが望んでいても事件化できない、または子どもが受けた虐待よりもかなり軽い罪名で起訴されるなどの現状がある。

また、報告者の所属する自治体の児童相談所では、原則、性的虐待被害の子どもには、系統的全身診察と呼ばれる虐待を受けた子どもに丁寧な問診をしながら、診察をし、必要な写真を撮る、子どもにやさしい診察技術を自治体の予算で研修をし、診察してもらう仕組みを導入している。全国に系統的全身診察を行える医師が増え、子どもにやさしい診察ができるようになることが望まれる。

今後子どもの声を聴き、子どもの聞き取りが十分生かされていくような専門性を三機関が確立していく必要がある。また、子どもの傷つきに十分対処できる援助や治療の体制も更に整えていく必要があると思う。

4.3. この調査報告の限界と課題

全国での性的虐待の現状について報告したいと思いこの分析を行ったが、今回の調査では、全国での児童相談所での虐待対応の過酷さを考え、調査期間を2週間の間に虐待通告のあったものにしたため、性的虐待については、60例あまりの報告しか得られなかった。そのため、その特徴や、他の虐待との違いを明らかにする上ではケース数が少なく、ある程度の傾向を示すにとどまった。

また性的虐待の対応で、行われるようになってきている三機関連携や、性的虐待被害児の診察についての調査はされなかったため、これらについては厚生労働省委託研究の他の研究⁵⁾を参照されたい。性的虐待は少しずつその通告も増え続けているし、全国の自治体でガイドラインが作られたり、面接技法を習得したり多機関連携を行うなどの形が作られつつある。今後の課題は、子どもが開示してよかったと思えるように、更に対応や援助の質を上げていくこと、および、これほどに影響の出る精神的影響についてのアセスメントと治療に力を入れていくことであると思う。

文献

1. 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議報告書「児童相談所の実態に関する調査：職員の配置および人材育成体制の実態、通告されたケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」(主任研究者：森田展彰)
2. 子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた 警察・検察との更なる連携強化について 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知, 平成 27年10月28日 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000104931.pdf>
3. 警察及び児童相談所との更なる連携強化について最高検察庁刑事部長通知, 平成 27 年 10 月 28 日 www.moj.go.jp/keijil/keiji10_00008.html
4. 「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付警察庁丁刑企発第 69 号) <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi25/pdf/s4.pdf>
5. 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究」事業報告書(株式会社キャンサーキャン)

II-6. 養育者の子ども時代の逆境的体験が虐待に与える影響

筑波大学 森田展彰

本章のポイント

【目的】

子ども時代の逆境的体験（Adverse Childhood Experiences, ACEs）は、生涯にわたる心身の健康に対して否定的な要因として確認されてきた。これを発展させ、養育者の ACEs が養育ストレスや子どもの発達や健康に与える影響が調べられている。本調査の目的は、虐待者の ACEs が虐待状況や認識や子どもに与える影響を明らかにすることとした。

【方法】

H30 年の児童相談所通告事例の調査で、虐待の可能性が認められた事例 6,300 例のうち、養育者の ACEs 項目や、養育者の子どもとの続柄、年齢および子どもの性・年齢についての回答があった 1,948 例を分析し、養育者の ACE の発生状況や ACEs 得点（10 種の ACEs のうち認められた個数）と各事例の虐待状況、家族状況、子どもの精神状態の関係を調べた。

【結果と考察】

その結果の主な所見は以下である。

ACEs 得点 1 以上は 37.5%、3 以上は 5.5%であった。多重ロジスティック回帰分析により、ACEs 得点が 0 の場合に対し、3 以上の場合に有意な関連を認めた項目（オッズ比）は、虐待重症度が重度以上（3.8）、育児への嫌悪感（6.6）、虐待の否認（1.7）、再発可能性あり（2.5）、一時保護（6.8）、養育環境の問題（例：劣悪な住環境（8.0））、就学児童の症状（些細なことによる気持ちの動揺（13.2）等）や未就学児童の症状（自傷行動（62.0）等）であった。以上の所見により、虐待者の ACEs をもとにしたリスク評価や支援が有効であること示唆された。

【結語】

ACEs が多い養育者ほど虐待の重症度・再発可能性・否認傾向が高く、子どもの症状・問題行動も多い。虐待事例の評価において、虐待者の ACEs を調べて、それをもとにリスク評価や支援を行うことが有用である。

1. 目的

子ども時代の逆境的体験（Adverse Childhood Experiences, 以下 ACEs）がその後の精神や身体の健康問題、適応状況や問題行動に影響を生じることが確かめられている^{4,6,12)}。ACEs 研究の重要な点は、個々の体験の影響をみるだけではなく、受けた体験のカテゴリーの数を ACEs 得点とした場合に累積的にその後の問題を生じさせる可能性が高まるという用量反応関係を示したことである。近年には、主に小児科領域の研究で、子どもの ACEs だけでなく、養育者の ACEs の調査が行われ³⁾、その累積が養育者における養育上のストレス⁹⁾や、子どもにおける身体

健康¹⁰⁾や精神的問題¹⁶⁾、発達^{7,17)}、学業成績に関係することが示されてきた。養育者の ACEs 得点が子どもに影響することは世代間連鎖という視点からも論じられ、その累積状況に基づく評価や支援が始められている^{1,11)}。児童福祉の分野でも、保護者や里親の ACEs が子どもの症状に関係することをふまえた養育支援プログラムや、社会的支援が防御要因になることが報告されている^{1,14)}。しかし、児童虐待を生じたことが確認された事例に関して、その虐待者や被虐待児の状況と、養育者の ACEs 得点の関連については十分に明らかにされていない。本研究では、児童相談所の児童虐待事例に関して、養育者の ACEs やそれが虐待の状況や子どもに与える影響について明らかにすることを目標とした。

2. 方法

(1) **対象**：全国児童相談所長会が中心となり、これまでに5年毎に行われてきた全国児童相談所に通告されたケースの調査のうち、「平成30年度児童相談所の実態に関する調査」（以下、児童相談所調査と記す）のデータ¹³⁾を用いた。この調査では、平成30年5月14日から31日までに全国の児童相談所に「児童虐待相談」として通告され、受理された事例の記録に関する調査で、虐待のある可能性が認められた事例6,300例のうち、養育者が18歳未満に体験した ACEs に関する質問について「不明」と回答した4,230例と無回答1例を除いた2,069例を選んだ。さらに、虐待者の子どもとの続柄、性別、子どもの性別、年齢が不明であった事例を除いた1,948例を分析対象とした。

(2) **調査項目**：児童相談所調査では、調査項目について児童福祉司が記録の転記や評価を行った。基本的に情報不足の場合で判断できない項目は「不明」と回答してもらい、無回答と区別をつけた。以下の項目について分析を行った。

- ・**基本的な背景**：主な虐待者の子どもに対する続柄と年齢、子どもの性別と年齢、続柄は、母（実母、継母、養母、里母、内縁の妻を含む）、父（実父、継父、養父、里父、内縁の夫を含む）とそれ以外に分類した。
- ・**ACEs の調査**：これまで ACEs 研究で取り上げられてきた10種類の ACEs^{6,14)}すなわち、養育者からの心理的虐待、養育者からの身体的虐待、養育者からの性的虐待、養育者からの情緒的ネグレクト、物理的ネグレクト、両親の別居または離婚、DV、生育家庭にアルコール・薬物乱用者がいたこと、精神障害者や自殺者がいたこと、生育家庭に刑務所に入った人がいたことについて、各事例の主な虐待者について、18歳以前に経験していたと児童相談所職員が判断したものに○をつけてもらい、その個数を ACEs 得点とした。

- ・ **虐待重症度**：以下の児童相談所で用いられている重症度の基準により評価した¹³⁾。

(生命の危機あり) 子どもの生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの
 (重度虐待) 今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長や発達に重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。子どもと家族の指導や子どもを保護するために誰かの介入が必要であるもの
 (中度虐待) 今は入院を必要とするほどの外傷や栄養障害はないが、長期にみると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの
 (軽度虐待) 実際に子どもへの虐待があり、養育者や周囲のものが虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの。しかし養育者への相談は必要である
 (虐待の危惧あり) 暴力やネグレクトの虐待行為はないが「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」など子どもへの虐待を危惧する訴えがある

- ・ **育児に関する認識**：養育者の育児疲れや育児への嫌悪感の有無が評価された。
- ・ **受理時点における虐待者の自分の虐待に対する認識**：虐待にあたる行動をしたことやそれが「虐待」にあたることを認めていたか否かを児童福祉司が評価。
- ・ **調査時点における虐待の再発可能性**：「虐待は止まっていて、再発の可能性が低い」、「虐待はある程度止まっているが、再発の可能性がある」「虐待行為は生じており、危ない状態が続いている」「不明」のどれにあたるかを児童福祉司が評価。
- ・ **一時保護の有無**：今回の通告において一時保護を行ったか否か。
- ・ **虐待に関連する家族状況**：経済的な困難、不安定な就労、ひとり親家庭、ステップファミリー、DV、夫婦間不和、夫婦以外の家族間不和、養育者の別居、親族・近隣等からの孤立、若年出産、劣悪な住環境、頻繁な転居、家にアルコール等乱用者がいる、家に精神障害の人がいる、家に自殺企図者がいる、という項目の有無を評価。
- ・ **児童の精神症状・問題行動**：就学児童と未就学児童それぞれについて虐待で生じる精神症状や問題行動の有無を、収集した情報から児童福祉司が評価。

(3) 分析

10のACEsそれぞれの有無の割合を調べ、その割合について主な虐待者の続柄、年齢層の間で比較を行った。また、ACEs得点の分布を調べ、ACEs得点0の群、1-2の群、3以上の群に分けた。その3群間で、主な虐待者の続柄、年齢、子どもの性別、年齢、虐待の重症度の分布について検討した。以上の群間の比較には、 χ^2 検定と残差分析を用いた。但し、3群間の重症度の比較ではKruskal Wallis検定

を用いた。さらに、養育者の虐待状況（虐待重症度、虐待の否認、再発可能性、一時保護の有無）及び子どもの精神症状・問題行動を目的変数として、ACEs 得点（0、1-2、3以上）と子どもの性別・年齢、養育者の続柄・年齢を説明変数とした多重ロジスティック回帰分析を行った。

尚、以上の本研究における統計分析の有意水準は5%とした。

（4）倫理的配慮について

本調査研究は、全国児童相談所長会の協力のもとに行われ、この調査は、各児童相談所長に対して、本調査の目的、方法、調査内容および調査への協力は自由意思によるものであり、断っても何の不利益がないことを文章により説明し、同意を得た。同意の確認は、調査票に同意の有無に関するチェックボックスに、回答者がチェックを入れることで行った。この倫理的手続きについて筑波大学医の倫理委員会の承認を得て行われた。

尚、本研究は、厚生労働省の平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議を受けて施行された「児童相談所の実態に関する調査」の成果の一部である。報告すべき利益相反はない。

3.結果

（1）主な虐待者の ACEs 体験と人口統計学的背景

主な虐待者の ACEs 体験を表1に示した。心理的虐待 258 例（13.2%）身体的虐待 336 例（17.2%）、性的虐待 17 例（0.9%）、情緒的ネグレクト 123 例（6.3%）、物理的ネグレクト 58 例（3.0%）、別居・離婚 256 例（13.1%）、DV 75 例（3.8%）、家族にアルコール薬物乱用の人がいた 56 例（2.9%）、家族に精神障害・自殺企図者がいた 78 例（4.0%）、家族に刑務所に入った人がいた 11 例（0.6%）であった。得点の分布は、0 が 1,218 例（62.5%）であり、1 が 434 例（22.3%）、2 が 189 例（9.7%）、3 は 76 例（3.9%）、4 は 19 例（1.0%）5 と 6 はどちらも 6 例（0.3%）で、7 点以上は 0 例だった。

続柄で比較すると、家族にアルコール薬物乱用の者がいた以外の全項目で、有意な分布の偏りが認められた（ χ^2 検定）。残差分析によれば、母親が有意に高い割合を示したのは、心理的虐待、性的虐待、情緒的ネグレクト、物理的ネグレクト、別居・離婚、家族に精神障害・自殺者がいた、刑務所に入った人がいた、であった。父親が有意に高い割合であったのは、身体的虐待、DVであった。その他の人で有意に多かったのは、心理的虐待、身体的虐待、精神障害・自殺者が家族にいた、刑務所に入った人が家族にいた人であった。ACEs 得点の分布としては、父親が ACEs 得点 0 の群が有意に多く、その他の人は、1-2 の群、3 以上の群が有意に多かった。

ACEs 体験の有無を主な虐待者の年齢群間で比べると、20 歳代が他の年齢群より多いという所見が共通しており、物理的ネグレクト、別居離婚では 20 歳未満の群でも有意に高い割合を示した(残差分析)。一方、50 歳以上では、心理的虐待、情緒的ネグレクト、別居・離婚の割合が有意に低かった。ACEs 得点の割合は年齢により有意な偏りがあり (χ^2 検定、 $p < 0.001$)、ACEs 得点 0 の者の割合は 40 歳代、50 歳以上で有意に高く、ACEs 得点が 1-2、3 以上の者の割合は 20 歳代で有意に高かった (残差分析)。

表 1. 養育者の ACEs 得点の分布と続柄と年齢による比較

ACE		合計 (1948)	父親 (N=744)	母親 (N=1165)	その他 (N=39)		20歳未満 (N=23)	20歳代 (N=478)	30歳代 (N=761)	40歳代 (N=583)	50歳以上 (N=103)	
虐待者が子ども時代に受けた心理的虐待	N	258	70	183	5	***	0	90	100	64	4	***
	%	13.2%	9.4%	15.7%	12.8%		0.0%	18.8%	13.1%	11.0%	3.9%	
	調整済み残差		-3.9	3.9	-0.1		-1.9	4.1	-0.1	-1.9	-2.9	
虐待者が子ども時代に受けた身体的虐待	N	336	173	150	13	***	6	92	132	89	17	n.s.
	%	17.2%	23.3%	12.9%	33.3%		26.1%	19.2%	17.3%	15.3%	16.5%	
	調整済み残差		5.5	-6.2	2.7		1.1	1.3	0.1	-1.5	-0.2	
虐待者が子ども時代に受けた性的虐待	N	17	0	17	0	**	0	1	10	6	0	n.s.
	%	0.9%	0.0%	1.5%	0.0%		0.0%	0.2%	1.3%	1.0%	0.0%	
	調整済み残差		-3.3	3.4	-0.6		-0.5	-1.8	1.7	0.5	-1.0	
虐待者が子ども時代に受けた情緒的ネグレクト	N	123	16	105	2	***	1	56	42	23	1	***
	%	6.3%	2.2%	9.0%	5.1%		4.3%	11.7%	5.5%	3.9%	1.0%	
	調整済み残差		-5.9	6.0	-0.3		-0.4	5.6	-1.2	-2.8	-2.3	
虐待者が子ども時代に受けた物理的ネグレクト	N	58	12	46	0	**	3	26	19	10	0	***
	%	3.0%	1.6%	3.9%	0.0%		13.0%	5.4%	2.5%	1.7%	0.0%	
	調整済み残差		-2.8	3.1	-1.1		2.9	3.6	-1.0	-2.1	-1.8	
虐待者が子ども時代に経験した両親が別居・離婚	N	256	61	189	6	***	7	113	93	39	4	***
	%	13.1%	8.2%	16.2%	15.4%		30.4%	23.6%	12.2%	6.7%	3.9%	
	調整済み残差		-5.1	4.9	0.4		2.5	7.8	-1.0	-5.5	-2.9	
虐待者が子ども時代に経験した親のDV	N	75	39	35	1	*	1	23	25	20	6	n.s.
	%	3.9%	5.2%	3.0%	2.6%		4.3%	4.8%	3.3%	3.4%	5.8%	
	調整済み残差		2.5	-2.4	-0.4		0.1	1.3	-1.0	-0.6	1.1	
虐待者の子ども時代に、家族にアルコール薬物乱用の人がいた	N	56	728	1126	38	n.s.	0	19	20	17	0	n.s.
	%	2.9%	97.8%	96.7%	97.4%		0.0%	4.0%	2.6%	2.9%	0.0%	
	調整済み残差		1.5	-1.5	0.1		-0.8	1.7	-0.5	0.1	-1.8	
虐待者の子ども時代に、家族に精神障害や自殺をした人がいた	N	78	16	39	1	***	2	34	28	12	2	***
	%	4.0%	2.2%	3.3%	2.6%		8.7%	7.1%	3.7%	2.1%	1.9%	
	調整済み残差		-1.5	1.5	-0.1		1.2	4.0	-0.6	-2.9	-1.1	
虐待者の子ども時代に、家族に刑務所に入った人がいた	N	11	7	65	6	***	1	4	4	2	0	n.s.
	%	0.6%	0.9%	5.6%	15.4%		4.3%	0.8%	0.5%	0.3%	0.0%	
	調整済み残差		-5.4	4.3	3.7		2.4	0.9	-0.2	-0.9	-0.8	
ACE得点												
0	N	1218	260	545	311	***	14	248	491	387	78	***
	%	62.5%	76.5%	63.0%	56.0%		60.9%	51.9%	64.5%	66.4%	75.7%	
	調整済み残差		6.1	0.8	-3.4		-0.2	-5.5	1.5	2.3	2.8	
1-2	N	623	70	280	204		6	177	234	182	24	
	%	32.0%	20.6%	32.4%	36.8%		26.1%	37.0%	30.7%	31.2%	23.3%	
	調整済み残差		-5.2	-0.1	2.6		-0.6	2.7	-0.9	-0.5	-1.9	
3以上	N	107	10	40	40		3	53	36	14	1	
	%	5.5%	2.9%	4.6%	7.2%		13.0%	11.1%	4.7%	2.4%	1.0%	
	調整済み残差		-2.3	-1.6	2.0		1.6	6.2	-1.2	-3.9	-2.1	

統計はχ²検定による。n.s.:有意差なし。*:p<0.05, **: p<0.01, ***: p<0.001, 残差分析により、有意な偏りのある項目の割合を強調文字で示した。有意に高い割合の場合は下線をひき、有意に低い割合の場合は斜め文字にした。

(2) 虐待重症度と ACEs の関係

ACEs 得点が 0 の群と 1-2 の群と 3 以上の群における虐待の重症度を比較した結果を図 1 に示した。3 群間で有意差があった (Kruskal Wallis、 $p < 0.001$)。得点 0 の群、1-2 の群、3 以上の群の順番に、虐待の可能性のある者と軽度虐待の者の割合は低下し、中度虐待と重度虐待の者の割合が高くなっていった。

虐待重症度が中度以上に入ることを目的変数に、ACEs 得点による 3 群 (0、1-2、3 以上) と、養育者の続柄・年齢、子どもの性別・年齢、虐待種別を説明変数とする多重ロジスティック回帰分析を行った。その結果を表 2 に示した。ACEs 得点が 1-2、3 以上の群を、0 の群と比較した場合のオッズ比は、各々 1.7、2.5 であり、その関係は有意であった。重度以上に入ることを目的変数とした場合、ACEs 得点が 1-2、3 以上の群を、0 の群と比較した場合のオッズ比は各々 2.0、3.8 であり、その関係は有意であった。

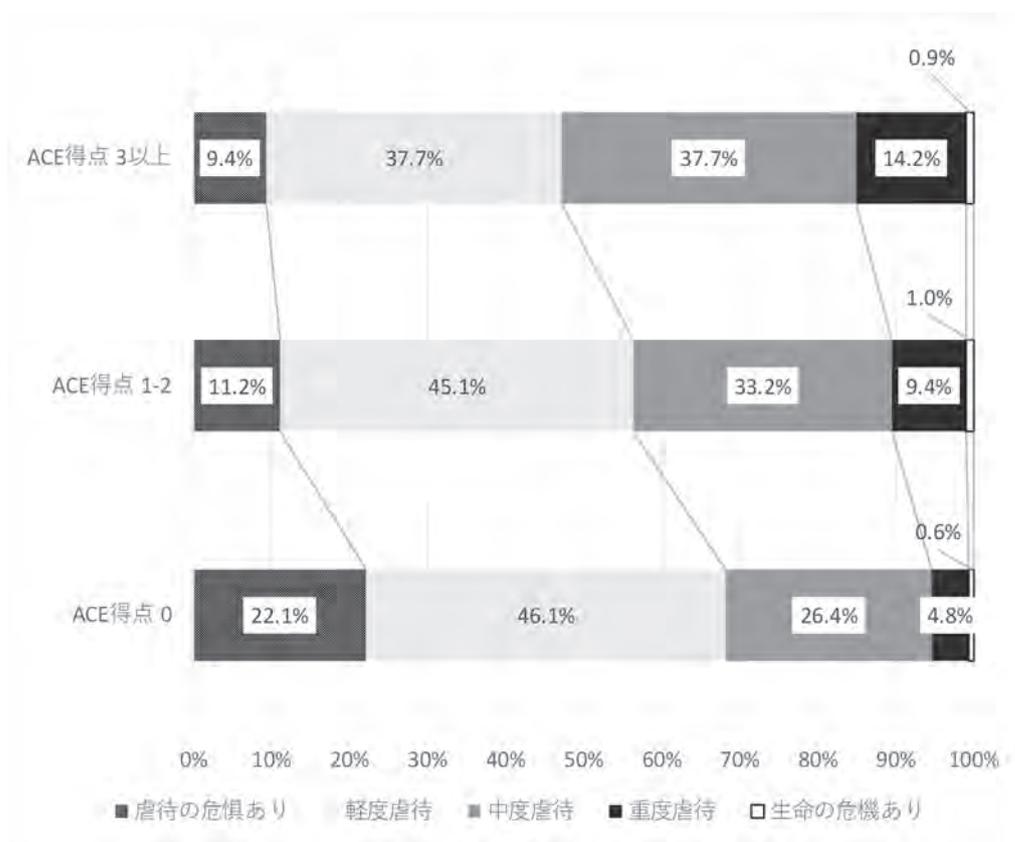


図 1. ACEs 得点と虐待の重症度の関係

(虐待重症度が不明であった 54 を除いた 1,894 事例について分析した。)

(3) 虐待や養育に関する認識や対応と ACEs 得点の関係

育児疲れ、育児に対する嫌悪感、虐待の否認、虐待の再発可能性、一時保護に対して、ACEs 得点による 3 群（0、1-2、3 以上）と養育者の続柄・年齢、子どもの性・年齢、虐待種別を説明変数にした多重ロジスティック回帰分析を行った。その結果のうち ACEs 得点のオッズ比のみを表 2 に示した。育児疲れが虐待に関係していたことを目的変数にした分析では、ACEs 得点が 3 以上であることは、有意な関連を持ち、オッズ比が 2.4 であった。育児への嫌悪感があることに対しては、ACEs 得点が 1-2 であることのオッズ比は 1.7 であり、3 以上であることのオッズ比は 6.6 であり、どちらも有意であった。虐待の否認に対して、ACEs 得点が 1-2 であることのオッズ比は 1.7 であり、3 以上であることのオッズ比は 1.7 であり、どちらも有意であった。児童福祉司からみて再発の可能性のあることに対して、ACEs 得点が 1-2 であることのオッズ比は 1.8 であり、3 以上であることのオッズ比は 2.5 であり、どちらも有意であった。事例に対して一時保護の施行について、ACEs 得点が 1-2 であることのオッズ比は 2.4 であり、3 以上であることのオッズ比は 6.8 であり、どちらも有意であった。

表 2 . 養育者の ACEs 体験と虐待・養育の状況

	養育者の ACE 得点	人数	オッズ比	95%信頼区間		養育者の ACE	人数	オッズ比	95%信頼区間	
				下限	上限				下限	上限
虐待重症度が中度以上になること	0	1174	1			DV	0	1218	1	
	1-2	614	1.693 ***	1.377	2.083		1-2	623	1.776 ***	1.403 2.248
	3以上	106	2.536 ***	1.670	3.852		3以上	107	3.317 ***	2.137 5.149
虐待重症度が重度以上になること	0	1174	1			夫婦間不和	0	1218	1	
	1-2	614	1.986 ***	1.121	2.234		1-2	623	1.976 ***	1.605 2.433
	3以上	106	3.798 ***	1.509	5.110		3以上	107	1.735 *	1.136 2.651
虐待の否認	0	1052	1			夫婦以外の	0	1218	1	
	1-2	550	1.664 ***	1.319	2.098	家族間の不	1-2	623	1.465 *	1.066 2.014
	3以上	102	1.720 **	1.086	2.724	和	3以上	107	3.182 ***	1.923 5.264
再発の可能性あり	0	1154	1			養育者の別	0	1218	1	
	1-2	600	1.754 ***	1.427	2.156	居	1-2	623	1.851 ***	1.469 2.331
	3以上	105	2.471 ***	1.585	3.853		3以上	107	2.387 ***	1.542 3.694
一時保護の実施	0	588	1			親族・近隣	0	1218	1	
	1-2	359	2.427 ***	1.803	3.267	等からの孤	1-2	623	1.555 *	1.039 2.329
	3以上	64	6.812 ***	3.430	13.527	立	3以上	107	4.004 ***	2.187 7.330
育児疲れ	0	1218	1			若年出産	0	1218	1	
	1-2	623	0.990	0.699	1.403		1-2	623	1.977 ***	1.375 2.842
	3以上	107	2.439 **	1.418	4.196		3以上	107	2.617 ***	1.487 4.606
育児に嫌悪感	0	1218	1			劣悪な住環	0	1218	1	
	1-2	623	1.744 **	1.163	2.617	境	1-2	623	2.955 ***	1.991 4.384
	3以上	107	6.617 ***	3.850	11.373		3以上	107	8.041 ***	4.353 14.853
経済的な困難	0	1218	1			頻繁な転居	0	1218	1	
	1-2	623	2.169 ***	1.693	2.778		1-2	623	2.522 ***	1.710 3.721
	3以上	107	2.748 ***	1.730	4.366		3以上	107	2.758 **	1.437 5.295
不安定な就労	0	1218	1			家にアル	0	1218	1	
	1-2	623	1.920 ***	1.428	2.583	コール等乱	1-2	623	1.338	0.855 2.092
	3以上	107	3.107 ***	1.879	5.137	用者がいる	3以上	107	4.264 **	2.220 8.189
ひとり親家庭	0	1218	1			家に精神障	0	1218	1	
	1-2	623	2.419 ***	1.931	3.030	害の人・自	1-2	623	1.940 ***	1.500 2.509
	3以上	107	2.808 ***	1.812	4.352	殺者がいる	3以上	107	6.115 ***	3.932 9.511
ステップファミリー	0	1218	1							
	1-2	623	1.757 ***	1.320	2.339					
	3以上	107	2.565 ***	1.570	4.189					

虐待者の続き柄・年齢、子どもの性別・年齢、虐待の種類を調整した。

*: p<0.05, **: @<0.01, ***: p<0.001, 無印：有意差なし、注：算出不能

(4) 虐待に関連すると思われる家族状況に対する ACEs 得点の関係

虐待に関連する現在の家族状況を目的変数にして、ACEs 得点による 3 群 (0、1-2、3 以上) 及び養育者の続き柄・年齢、子どもの性・年齢、虐待種別を説明変数にした多重ロジスティック回帰分析を行った。その結果のうち ACEs 得点のオッズ比のみを表 2 に示した。ACEs 得点が 1-2 であること、3 以上であることの両方ともに有意な関連が認められた変数とそのオッズ比 (1-2 のオッズ比、3 のオッズ比) は、経済的困難 (2.2, 2.7)、不安定な就労 (1.9, 3.1)、ひとり親家庭 (2.4, 2.8)、ステップファミリー (1.8, 2.6)、DV (1.8, 3.3)、夫婦間不和 (2.0, 1.7)、夫婦以外

の家族間の不和(1.5, 3.2)、養育者の別居(1.9, 2.4)、親族・近隣等からの孤立(1.6, 4.0)、若年出産(2.0, 2.6)、劣悪な住環境(3.0, 8.0)、頻繁な転居(2.5, 2.8)、家に精神障害の人・自殺企図した人がいること(1.9, 6.1)であった。家にアルコール等乱用者がいるについてのみ、ACEs 得点 1-2 は有意な関連がなく、3 以上が有意な関連を有し、そのオッズ比は 4.3 であった。1-2 のオッズ比と、3 以上のオッズ比を比べるとほとんどが後者の方が高かった。

(5) 児童の精神症状・問題行動と ACEs 得点の関連

就学児童と未就学児童の症状と問題行動を目的変数に対して、ACEs 得点による 3 群(0、1-2、3 以上)及び養育者の続柄・年齢、子どもの性・年齢、虐待種別を説明変数とした多重ロジスティック回帰分析を行い、ACEs 得点のオッズ比の結果を表 3 に示した。

就学児童の症状と問題行動の中で、ACEs 得点 1-2、3 以上の両方について有意な関係が認められた項目とそのオッズ比(1-2 のオッズ比、3 のオッズ比)は、「虐待者や特定の人、物、状況に怯える」(2.3, 10.0)、「否定的感情や肯定的感情の表現が少ない、無反応、フリーズ」(2.6, 6.8)、「些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる」(4.4, 13.2)、「怒りが抑えられず、人や物にあたる」(3.4, 6.6)、「寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きられない、悪夢を見る」(2.1, 8.2)、「大人への反抗的な態度、他児への威圧的態度」(2.3, 5.7)、「何事にも自信がもてない」(3.5, 8.8)、「落ち込み、意欲低下」(3.0, 7.0)、「落ち着きのなさ、注意が集中できない」(1.6, 3.0)、「引きこもり、不登校」(1.9, 5.9)、「反社会的問題行動」(2.3, 5.1)、「明確な身体的原因のない身体症状」(3.1, 8.4)であった。ACEs 得点 3 以上のみが有意な関連をしていたのは、「親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける」であり、ACEs 得点 3 以上のオッズ比は 7.2 であった。ACEs 得点 1-2 のみが有意であったのは、「自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮」であり、この項目のみ ACEs 得点 3 以上のオッズの方が、1-2 の場合のオッズ比より低かった。

表 3. 養育者の ACEs 体験と子どもの精神症状・問題行動

精神症状	養育者の ACE 体験			95%信頼区間		養育者の ACE 体験			95%信頼区間		
	ACE 得点	人数	オッズ比	下限	上限	ACE 得点	人数	オッズ比	下限	上限	
<就学児童>						<未就学児童>					
虐待者や特定の人、物、状況に怯えることがある	0 1-2 3以上	630 322 51	1 2.294 *** 10.008 ***	1.461 4.871	3.601 20.564	特定の人や物や場面に怯える、些細なことでびくびく不安そうにする	0 1-2 3以上	592 304 57	1 0.958 1.404	0.368 2.493 0.272 7.261	
親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける	0 1-2 3以上	628 319 50	1 1.681 7.185 **	0.726 2.218	3.894 23.277	表情が乏しい、笑顔が少ない、突然固まりぼーっとした表情をする	0 1-2 3以上	592 306 57	1 1.856 0.508	0.905 3.803 0.064 4.007	
否定的感情や肯定的感情の表現が少ない、無反応、フリーズ	0 1-2 3以上	629 320 51	1 2.602 ** 6.849 ***	1.430 2.876	4.733 16.315	感情の起伏が激しく、急に泣き出して止まらなくなるなどの様子がある	0 1-2 3以上	592 306 57	1 1.948 1.039	0.710 5.345 0.122 8.845	
些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる	0 1-2 3以上	628 321 50	1 4.391 ** 13.158 ***	1.627 1.060	13.790 15.343	ぐずることや、かんしゃくを起こすことが多い。	0 1-2 3以上	594 307 58	1 1.523 6.185 ***	1 2.632 2.926 13.074	
怒りが抑えられず、人や物にあたる	0 1-2 3以上	628 321 50	1 3.357 *** 6.579 ***	2.165 3.255	5.203 13.298	寝付けない、中途覚醒が多い、夜泣きが激しい、夜驚、悪夢を見る等、睡眠の問題が	0 1-2 3以上	591 306 57	1 0.612 5.485	1 0.114 3.273 0.861 34.932	
寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きられない、悪夢を見る	0 1-2 3以上	628 322 51	1 2.087 * 8.198 ***	1.028 2.733	4.236 24.591	遊びなどに集中できず落ち着きがない。多動傾向がある	0 1-2 3以上	597 309 58	1 1.685 4.035 ***	1 2.881 1.815 8.968	
大人への反抗的な態度、他児への威圧的な態度	0 1-2 3以上	629 324 52	1 2.290 *** 5.662 ***	1.463 2.745	3.584 11.678	誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める	0 1-2 3以上	592 304 57	1 2.782 * 2.426	1 6.568 0.601 9.791	
何事にも自信がもてない	0 1-2 3以上	628 320 52	1.000 3.476 *** 8.796 ***	1.981 3.900	6.097 19.838	苦痛や困ったことがあっても養育者に助けを求めない、泣かない	0 1-2 3以上	590 307 57	1 6.346 * 19.686 **	1 1.283 31.376 3.264 118.729	
落ち込み、意欲低下	0 1-2 3以上	629 319 51	1 3.023 *** 7.031 ***	1.693 2.738	5.395 18.058	小さい(弱い)子へのいじめや暴力、強い子に服従的な友達とうまく遊べない	0 1-2 3以上	590 305 57	1 1.559 3.634	1 0.266 9.139 0.297 44.435	
自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮	0 1-2 3以上	628 319 50	1 2.653 * 2.173	1.196 0.447	5.882 10.574	床や壁に自分の頭を打ち付けることがある	0 1-2 3以上	621 213 101	1 2.702 62.024 ***	1 0.161 45.254 5.347 719.517	
落ち着きのなさ、注意が集中できない	0 1-2 3以上	639 327 54	1 1.638 ** 2.951 **	1.135 1.512	2.363 5.760						
引きこもり、不登校	0 1-2 3以上	628 320 51	1 1.899 ** 5.904 ***	1.182 2.507	3.051 13.904						
反社会的問題行動：火遊び、万引き、かつあげなど	0 1-2 3以上	628 319 50	1 2.299 ** 5.130 ***	1.265 2.034	4.179 12.940						
明確な身体的原因のない身体症状	0 1-2 3以上	628 319 50	1 3.115 ** 8.376 ***	1.267 2.446	7.655 28.688						

虐待者の続き柄・年齢、子どもの性別・年齢、虐待の種類を調整した。

*:p<0.05, **: @<0.01, ***: p<0.001, 無印：有意差なし

未就学児童の精神症状・問題行動に対して、ACEs 得点 1-2 と、3 以上の両方において有意な関連が認められたのは、「苦痛や困ったことがあっても養育者に助

けを求めない、泣かない」のみであった。1-2 のオッズ比は 6.3 であり、3 以上のオッズ比は 19.7 であった。ACEs 得点 3 以上のみ有意な関連があった項目とそのオッズ比は、「ぐずることや、かんしゃくを起こすことが多い。攻撃的になったり時に暴力をふるったりする」(6.2)、「遊びなどに集中できず落ち着きがない。多動傾向がある」(4.0)、「床や壁に自分の頭を打ち付ける」(62.0) であった。ACEs 得点 1-2 のみが有意な関連を認めたのは、「誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める」であり、オッズ比は 2.8 であった。

4. 考察

(1) 養育者の生育期の逆境的体験

従来の養育者の ACEs 研究では医療またはコミュニティのサンプルが対象になっているが、今回の研究のように児童虐待事例に焦点を当てたものはない。今回の養育者の ACEs 研究では ACEs 得点の分布は、0 が 62.5% を占め、1 が 22.3%、2 が 9.7%、3 以上は 5.5% となっていた。従来の報告、例えば Dube ら⁴⁾ による一般の成人の結果では 0 が 31.3%、1 が 24.2%、2 が 14.8%、3 以上 29.7% であり、これに比べると今回の結果は低い得点の者が多いと考えられた。これまで報告された大部分の ACEs の調査では、前向きな調査として面接やアンケートが施行されたのに対し、今回は記録に基づく後ろ向きな調査であると考えられた。ACEs 得点と問題行動が関係しているという所見からすれば、虐待者は一般成人よりも ACEs 得点が高い可能性がある群であるといえ、見逃されている ACEs を有している可能性がある。これまでの ACE 研究では、ACEs 得点の累積が 4 以上の基準でその影響を見る場合が多かったが、今回は 4 以上の者の割合が低いので 3 以上を基準とした。

子どもとの続柄と ACEs 得点の関係をみると、0 の群は父親に多く、1-2 と 3 以上の群は父母以外の養育者に多く、母親はその中間であった。父母以外の者が中心的な虐待者であるという場合は、両親ではなく祖父母やその他の親類が子どもに影響を及ぼすような状況ということで、世代間連鎖を含む逆境的な状況が何世代かにわたって続いていることを意味している可能性がある。父親が少ないことは、母よりも接触が難しく詳しい情報を得られないことも影響している可能性がある。個別の ACEs でみると、父親では身体的虐待や DV を子ども時代に受けている者が、母親その他の養育者よりも高い割合であり、男性の場合は生育家庭で身体的な暴力を経験することで暴力を肯定する価値観や行動を学んでいることを示していると思われる。母親では心理的虐待、情緒的ネグレクト、物理的ネグレクト、両親の別居・離婚、家族における精神障害のある人や自殺した人がいること、刑務所に入った人の割合が多かった。母親は、言葉による暴力や家族機能不全の

中で育ち、情緒的な不安定さが虐待につながる場合が多いことを示していると思われた。

虐待者の年代と ACEs 体験では、40 歳・50 歳代で ACEs 得点が 0 の事例が多く、20 歳代で ACEs 得点が高い人が多い割合であった。子ども時代の ACEs 得点が高い群の方が早い時期に問題が顕在化することが影響している可能性がある。子ども時代の体験は高い年齢ではあまり覚えていないまたは問診されていないということが影響している可能性がある。

(2) 養育者の ACEs と虐待・養育の状況

虐待の重症度と ACEs 得点の関係をみると、ACEs 得点の高い群ほど重症度の高い事例の割合が高く、ACEs 得点が 3 以上の事例では、中度以上のものが半数以上を占めていた。多重ロジスティック回帰分析を用いて、子どもの性と年齢、虐待者の続柄や年齢、虐待の種類を統制した場合でも、ACEs 得点の 3 分類は、中度以上または重度以上であることに対して有意な関連があることが確認された。ACEs 得点が 3 以上であることは、これが 0 点である場合に比べて中度虐待以上になる可能性を 3.9 倍、重度以上である可能性を 5.1 倍になることが示され、養育者の ACEs 得点を確認することで、虐待重症度の推定に役立つと考えられた。重度であることの具体的な表れとして一時保護の実施があるが、一時保護の可能性は、ACEs 得点が 1-2、3 以上の場合は、0 の場合に比べて、3.3 倍、13.5 倍であった。虐待の再発可能性があるとして児童福祉司により評価される可能性は、ACEs 得点が 1-2 である場合は 2.2 倍、3 以上の場合は 3.9 倍であった。以上より、多くの ACEs 体験を持つ養育者ほど、虐待の重篤化や継続性を持つことが示されたといえる。どうして養育者の ACEs が現在の虐待の重症度に影響するのかという理由を考えると、子育てへの否定的な感情、虐待の否認、家族環境の問題があると思われた。

・**子育て場面での否定的感情**：今回の所見より育児疲れや育児への嫌悪感と ACEs 得点が高いことと関連が確かめられた。これについては、子ども時代にトラウマを経験した人は、ストレス応答システムの調整機能に問題があり、それが育児場面において強いストレスを感じさせると考えられる⁷⁾。また、ACEs が多い人は、成人愛着面接で分類不能型や未解決型などの組織化されていないアタッチメントを生じやすく¹²⁾、そうした人が養育者になった場合には、子どもの安心の基地の役割を十分果たせず、自分の混乱した関係性に子どもの不安を強めてしまうと考えられる。

・**虐待の否認**：今回、虐待への否認に、ACEs 得点に関係していることが示された。ACEs を多く経験した人が、虐待を否認する理由は、幼児期に暴力や暴言が受けながら育つことで、そうした人間関係の持ち方が普通であると考えたり、その方法を具体的に学んでしまうということがあると思われる。また、トラウマ症状を持

つ養育者の場合、権威的な養育スタイルか過度に許容的な養育スタイルになりやすいことが指摘されており⁹⁾、権威的なスタイルの場合は、自分の考えを押し付ける面が強いので、虐待の否認に結び付くと考えられる。

・**養育環境の問題**：今回の結果から、養育者の ACEs 得点が高い場合には、経済的困難や孤立などの社会経済的な困難や、DVや親の別離や離婚、家に精神障害の人・自殺者がいることなど子どもにとっての ACEs 体験をしている可能性が高いことが示された。Randell ら¹³⁾も養育者の ACEs 得点が高いほど、子どもにとっての ACEs を生じやすくなることを指摘している。

(3) 養育者の ACEs と子どもの症状・問題行動の関係

今回の結果より、ACEs 得点の高いグループほど子どもの症状・問題行動の発生可能性が高まるという用量反応関係を認めた。養育者の ACEs が多いことが、子どもにとっての ACEs の増大や虐待重症化を介して、子どもの症状や問題行動の発生につながっていると考えられた。就学前の児童で、就学後の児童よりも養育者の ACE と関係する症状が限られていた理由は、就学前の児童の症状の評価が難しいことによると思われる。また、就学後の児童の方が ACE 得点の高い養育者の養育や家族状況の問題への曝露される期間が長いこともあると思われる。

Schickedanz ら¹⁶⁾はコミュニティの親子サンプルを用い、4以上の ACEs 得点の群は、0の群と比べて、BPI(Behavior Problems Index)により評価された問題行動の得点が2.3点増え、注意欠陥多動性障害や感情的問題を生じる可能性が、各々2.1倍、4倍になることを示した。また、発達の遅れについても養育者の ACEs 得点との関係が確認されている^{7, 17)}。今回の研究は、これらの研究と同じように養育者の ACEs 得点が高いことが子どもの発達や様々な精神症状や問題行動の発生を高めることを示したといえる。

(4) 養育者の ACEs の影響を参考にした支援・介入

近年、小児科領域を中心に、養育者の ACEs 体験のスクリーニングを行い、予防や治療に役立てることが始められている^{3, 6, 16)}。小児科で養育者の ACEs を用いた臨床を行うことは、リスク評価に有用というだけでなく、養育困難を抱えた養育者に対してその裏にある困難を受け止める関わりを行うことで、「トラウマ・インフォームド・ケア」につなげる意味を持っていることが指摘されている³⁾。この視点は、児童相談所で虐待した養育者に対して支援的な関係を結ぶ上で重要であると考えられる。

(5) 本研究の限界と意義

今回の研究の ACEs の評価では、事後的に児童福祉司が記録をもとに評価する方法がとられたので、従来 ACEs 研究で行われてきた前向きに ACE を確かめる方法と比べると、潜在する ACEs が見逃されている可能性がある。しかし、顕在化し

た問題の累積による全体的な状況の把握という点では、今回の方式でも機能しており、現に虐待状況や被虐待児の症状と強い関連が認められた。それでも今回の分析対象の抽出に際して、児童福祉司が養育者の ACEs が「不明」として除外された事例は 4,230 例もあったので、今後はできればルーチンとして養育者の ACEs の前向き調査を行い、今回の所見を確かめることが必要になる。また、今回の研究は横断研究であり、ACEs 体験と現在の親子の状況の関係は、因果を保証するものではない。例えば、虐待が重度で、その他の問題要因が重なっている事例では、それだけ詳しく調査が行われ、その分多くの ACEs を見出された可能性もある。この問題を解決するには、今後虐待事例に対して ACEs 質問票を虐待事例に対して行い、その後の虐待の再発状況や子どもの症状との関係があることを確かめる縦断調査が必要である。

一方、今回の所見が当事者の回答に基づくものではなく、児童相談所による客観的な事実を含む総合的な評価に基づいていることは、虐待事例は否認が強い場合が多いことを考えれば有利な点でもある。特に今回の研究の独自の知見として、虐待の事実がある事例の中でも、その重症度や再発可能性、虐待の否認、一時保護と関係していることが確かめられた点は貴重なものと言えよう。

5. 結語

本研究では、全国の児童相談所に通告された虐待事例の主要な虐待者における子ども時代の逆境的体験（ACEs）の発生状況を調べて、虐待・養育状況や子どもの精神状態・問題行動との関係を調べた。それにより ACEs が 3 以上の場合には、虐待の重症度が高い群、虐待の否認、再発可能性がある事例、一時保護実施、社会経済的な困難や子どもの ACEs 体験や子どもの精神症状がある可能性が高いことが確かめられた。この所見から、児童虐待事例に対する場合に養育者の ACEs を評価し、それをもとにリスク評価や支援を行うことが役立つと考えられた。

文献

- 1) Adkins, T., Reisz, S., Doerge, K., et al.: Adverse Childhood Experience histories in foster parents: Connections to foster children's emotional and behavioral difficulties. *Child Abuse Negl.*, 104;104475, 2020
- 2) Doi S, Fujiwara T, Isumi A.: Association between maternal adverse childhood experiences and child's self-rated academic performance: results from the K-CHILD study *Child Abuse Negl.*, 104; e104478, 2020.
- 3) Dowd, M. D. : The Relevance of Parental Adverse Childhood Experiences

- in Pediatric Practice. *Pediatr. Ann.*,48; e463-e465,2019.
- 4) Dube, S.R., Felitti, V.J., Dong, M. et al. : Childhood abuse, neglect, and household dysfunction and the risk of illicit drug use: the adverse childhood experiences study. *Pediatrics*.111;564-572. 2003.
 - 5) Eismann, E.A., Folger, A.T., Stephenson, N.B. et al. Parental adverse childhood experiences and pediatric healthcare use by 2 years of age. *J Pediatr*. 211;146-151, 2019.
 - 6) Felitti, V.J., Anda, R.F., Nordenberg, D. et al.:Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults. The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study. *Am. J. Prev. Med.*,14;245-258, 1998.
 - 7) Folger, A.T.,Eismann, E.A. Stephenson, N.B. et al.: Parental Adverse Childhood Experiences and Offspring Development at 2 Years of Age, *Pediatrics*,141;146-151, 2018.
 - 8) Gillespie, R.J.: Screening for Adverse Childhood Experiences in Pediatric Primary Care: Pitfalls and Possibilities, *Pediatr. Ann.*,48; e257-e261-2019.
 - 9) Lange, B.C.L., Callinan, L.S., Smith, M.V.: Adverse Childhood Experiences and Their Relation to Parenting Stress and Parenting Practices. *Community Ment. Health J.*,55; 651-662.,2019.
 - 10) Le-Scherban, F., Xi Wang,M.S., Kathryn,H. et al.: Intergenerational associations of parent adverse childhood experiences and child health outcomes. *Pediatrics*.141; e20174274,2018.
 - 11) Leslie, L.A., & Cook, E.T.: Maternal trauma and adolescent depression: Is parenting style a moderator? *Psychology*,6; 681-688,2015.
 - 12) 松浦 直己、橋本 俊顕、十一 元三：非行と小児期逆境体験及び不適切養育との関連についての検討--少年院における ACE 質問紙を使用した実証的調査、*兵庫教育大学研究紀要* 30; 215-223, 2007.
 - 13) McDonnell, C.G., Valentino, K.: Intergenerational effects of childhood trauma: evaluating pathways among maternal ACEs, perinatal depressive symptoms, and infant outcomes. *Child Maltreat.*,21; 317-326, 2016.
 - 14) Murphy, A., Steele, M., Dube, S.R., et al.: Adverse Childhood

- Experiences (ACEs) questionnaire and Adult Attachment Interview (AAI): implications for parent child relationships. *Child Abuse Negl.* 38; 224-233, 2014
- 15) 森田展彰, 笹井敬子, 川崎二三彦ら: 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議「児童相談所の実態に関する調査」結果報告書、2019.
 - 16) Panisch, L. S., LaBrenz, C. A., Lawson, J., et al.: Relationships between adverse childhood experiences and protective factors among parents at-risk for child maltreatment. *Children and Youth Services Review*, 110, 104816, 2020.
 - 17) Randell, K.A., O'Malley, D., Dowd, M.D.: Association of Parental Adverse Childhood Experiences and Current Child Adversity, *JAMA PEDIATRICS*, 169;796-797, 2015.
 - 18) Schickedanz, A., Halfon, N., Sastry, N. et al.: Parents' Adverse Childhood Experiences and Their Children's Behavioral Health Problems. *Pediatrics*. 142; e20180023, 2018.
 - 19) Sun J, Patel F, Rose-Jacobs R, et al.: Mothers' Adverse Childhood Experiences and Their Young Children's Development. *Am. J. Prev. Med.*, 53; 882-891-2017.

Ⅲ. 一時保護の長期化要因とそれに対する対応

Ⅲ-1. 一時保護の長期化の要因に関する質的分析

明星大学教育学部 奥田晃久
川口短期大学 丹羽健太郎

本章のポイント

本研究は、児童相談所の実態調査[森田等 2019]における、一時保護調査研究の二群(「2ヶ月以内(以下、2ヶ月以下)群」だったケースと、「2ヶ月を超えたケース(以下、2ヶ月超過)」群)間比較の統計的検定データを基本としている。この中の設問への自由記述に対する質的分析の結果である。

方法

児童相談所の実態調査 [筑波大学森田他 H30] における一時保護研究[丹羽・奥田]で実施したアンケート項目の中から、自由記述を求めたいいくつかの設問への回答を抽出し、主として次の二点について質的分析手法を用いた研究を行った。

- ① 一時保護期間が1ヶ月を経た時点での「保護者の援助方針への同意を得るまで」の二群間(2ヶ月以下群/2ヶ月超過群)のケースワーク展開の対比から見えるもの
- ② 一時保護期間が2ヶ月を超えたケースのみを対象とした2ヶ月超えの要因分析

2ヶ月超えのケースへの設問についての自由記述を、それぞれ同一の概念を持つグループに分類後、これをカテゴリー化し、このカテゴリーについて類似するものをカテゴリーグループとして生成した。

結果

- ① 保護者の援助方針への同意を得るまでの二群間のケースワーク展開の対比に関する質的分析からは、二群ともにカテゴリーグループ「保護者の事情」によりケースワーク展開に時間を要している(ともに40%以上)ことが明らかとなった。2ヶ月超過群の特色としては、カテゴリーグループ「今後の環境調整等」に、カテゴリーでは「受け入れ施設が見つからない」や同「警察との関係調整」で差がみられた。
- ② 一時保護期間が2ヶ月を超えたケースのみを対象とした17項目の択一設問への自由記述を分析した。まず択一設問への回答の割合として最も多かったのは選択肢「在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した(19.9%)」であった。この選択肢への質的分析で割合が高かったのは、カテゴリーグループ「保護者の生活状況(43.3%)」、「家庭環境調整(32.0%)」であった。

考 察

本研究から、一時保護の2ヶ月を超え並びに長期化に関する様々な要因が抽出された。一時保護後の児童福祉司のケースワークは、保護者側の事情に左右される一方で、家庭復帰の基本となる保護者の養育環境の改善が進まないことや、地域関係機関との折り合いづくりに苦心していた。

この結果から、一時保護後の児童福祉司のケースワークの展開に果たすスーパーバイザーの役割の重要性や、施設・里親をはじめとする社会資源・体制の充実も示唆された。

1 研究目的

1-1 自由記述をもとにした、主として2ヶ月を超えケースの要因等についての質的分析

本研究は、児童相談所の実態調査〔筑波大学森田他 H30〕における一時保護研究〔丹羽・奥田〕がベースである。一時保護期間が「2か月以内(以下、2ヶ月以下)」群だったケースと、「2ヶ月を超えたケース(以下、2ヶ月超過)」群の二群間の比較による統計的検定データを基本とした、設問への自由記述について質的分析を行っている。

1-2 質的分析の基本としている情報

全国児童相談所に回答を求めた設問に付設して、その設問中の選択肢を選んだ理由を自由記述として求めたものがある。この自由記述を求めた設問の中でも、今回の研究報告で着目したのは次の二点についての自由記述である。

(1)「2ヶ月以下の保護日数」ケースと「2ヶ月超過の保護日数」ケース双方についての数的調査の設問の中で、「援助方針に対する保護者の同意を得るまでに要した期間として1ヶ月以上かかった」と回答があった選択肢における自由記述。

(2)一時保護の期間が2ヶ月を超えたケースのみを対象とした数的調査の中で、2ヶ月を超えの理由を17の選択肢で回答を求めた。その選択肢ごとの自由記述。

1. 方法

児童相談所の実態調査〔筑波大学森田他 H30〕における一時保護研究〔丹羽・奥田〕で実施した調査項目の中で、自由記述を求めたいくつかの設問を抽出し、主として次の二点を明らかにするために質的研究手法を用いた分析を実施した。

- ① 一時保護期間が1ヶ月を経た時点における、保護者の援助方針への同意を得るまでの二群間(2ヶ月超過群/2ヶ月以下群)のケースワークの展

開の対比から見えるもの

② 一時保護期間が2カ月を超えたケースのみを対象とした2ヶ月超えの要因分析

質的分析は、以下のプロセスで実施した。

第一段階：自由意見として記述された内容(文字データ)の収集の後、一つ一つの文字データを最も言い表している内容で「概念化」を試みた

第二段階：概念生成後、オープンコーディングにより概念を「カテゴリー」化した

第三段階：生成されたカテゴリーについて関連領域を「カテゴリーグループ」化した

※注：質的分析手法の一つに、概念の生成からオープンコーディングによりカテゴリーを生成していく GTA(grounded theory approach)、M-GTA(Modified-grounded theory approach)がある。GTA、M-GTAは、医療・福祉現場の心理・社会現象を分析する手法として広く活用されている質的分析手法である。その特徴の一つとして人間と人間のやりとり、すなわち社会的相互作用に関係し人間行動の説明と予測に有効(高木 2011)であり、医療や看護・福祉現場の里親研究(奥田 2017)などでも活用されている。しかしながら、今回の質的研究における分析対象のローデータは、設問としての問いについて回答があった中の自由記述である。本来、厳密な意味での GTA、M-GTA の分析プロセス(この2つも異なる分析手法ではあるが)では半構造化面接にいたるリサーチクエスチョンの作成等を経て、分析過程に概念の生成・生成されたカテゴリーの妥当性を検証し、コーディングをくりかえしながら分析の終了時点での理論的飽和の確認等の様々なプロセスが入る。こうしたことを踏まえると自由記述を基本としている今回の分析は、調査分析にかかる時間的制約を含め厳密な観点からは M-GTA 等の正規のプロセスには合致していない。したがって本調査では M-GTA の分析手法の一部を簡易的に活用していることを付記しておく。

3 結果

3-1 一時保護期間が1ヶ月経た時点での保護者の援助方針への同意を得るまでの二群間(2ヶ月超過群/2ヶ月以下群)のケースワークの展開の対比から見えるもの

(1) 量的分析の結果から

この項における質的分析の結果の前提として、まず「援助方針について一時保護後の保護者からの同意を得るまでの期間」について2ヶ月超過ケースと2ヶ月以下のケースを2群とする量的比較分析を行った結果を以下に示す。

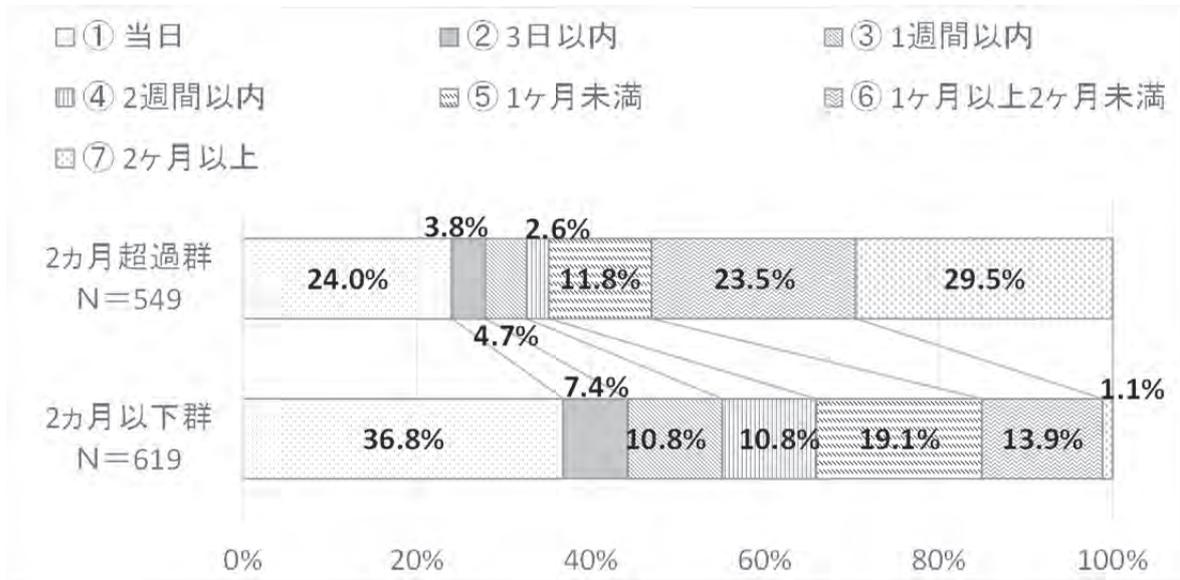


図 A 一時保護後、援助方針に対する保護者の同意を得るまでの期間の2群間比較

図 A に示すように、保護者からの同意を得るまで1ヶ月以上必要であった期間は、2ヶ月超過群(53.0%)のほうが2ヶ月以下群(15.0%)よりも割合が大きかった。

同様に、2週間以内に保護者の同意を得ている割合は、2ヶ月以下群(65.8%)のほうが2ヶ月超過群(35.1%)と比較して多かった。

(2) 質的分析の実施

次に、図 A で明らかとなった「援助方針について保護者の同意を得られるまでの期間について」の調査結果の中から、設問回答に対する自由記述をもとに同意を得るまでに1ヶ月以上を要したケースについて質的分析を行った。

(3) 一時保護期間が1ヶ月を経た時点でのケースワークの展開の対比(2ヶ月超過群/2ヶ月以下群)による質的分析結果

保護期間が1ヶ月以上となっているケースについての質的研究による二群間比較を以下に示す。

表1 「一時保護が1ヶ月以上となった理由の自由意見」の質的分析結果

2ヶ月超過群 N=223			2ヶ月以下群 N=51		
カテゴリーグループ	カテゴリー	数	カテゴリーグループ	カテゴリー	数
児童の事情 15 (6.7%)	児童の立場を児相が尊重 (3.1%)	7	児童の事情 3 (5.9%)	児童の立場を児相が尊重 (3.9%)	2
	入院・通院など健康事情 (3.6%)	8		入院・通院など健康事情 (2.0%)	1
保護者の事情 109 (48.9%)	保護者が施設入所拒否 (7.2%)	16	保護者の事情 21 (41.2%)	保護者が施設入所拒否 (2.0%)	1
	保護者が家庭復帰拒否 (0.4%)	1		保護者が家庭復帰拒否 (0.0%)	0
	保護者の面会・面接拒否等 (5.8%)	13		保護者の面会・面接拒否等 (3.9%)	2
	保護者との合意形成に時間がかかった (20.6%)	46		保護者との合意形成に時間がかかった (19.6%)	10
	保護者の傷病等 (7.2%)	16		保護者の傷病等 (5.9%)	3
	保護者の生活環境調整等 (7.6%)	17		保護者の生活環境調整等 (9.8%)	5
今後の環境調整等 28 (12.6%)	受け入れ施設が見つからない (2.7%)	6	今後の環境調整等 3 (5.9%)	受け入れ施設が見つからない (0.0%)	0
	受け入れ施設との調整に時間 (1.3%)	3		受け入れ施設との調整に時間 (0.0%)	0
	家庭復帰後の社会資源探し (0.9%)	2		家庭復帰後の社会資源探し (0.0%)	0
	生活環境の調整に時間 (0.9%)	2		生活環境の調整に時間 (3.9%)	2
	警察との関係調整 (4.5%)	10		警察との関係調整 (0.0%)	0
	司法との関係調整 (0.4%)	1		司法との関係調整 (0.0%)	0
	転居 (1.8%)	4		転居 (2.0%)	1
仕事の進行管理 65 (29.1%)	援助方針決定までに時間がかかった (26.9%)	60	仕事の進行管理 23 (45.1%)	援助方針決定までに時間がかかった (43.1%)	22
	担当児童福祉司の迷い (2.2%)	5		担当児童福祉司の迷い (2.0%)	1
その他	その他 (2.7%)	6	その他	その他 (2.0%)	1

参考に表1の分析結果のカテゴリーグループについての割合を二群間比較したものを図Bとして示しておく。

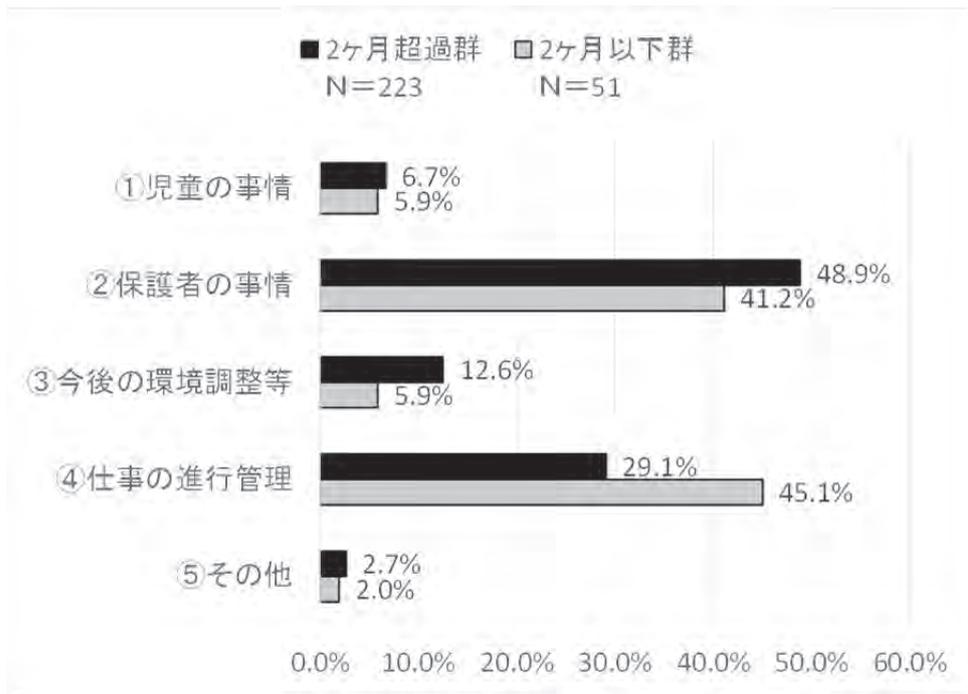


図 B

《結果と考察》

① 保護者側の都合に左右され苦戦するケースワーク

両群とも、もっとも割合が高かったのがカテゴリーグループとして生成した「保護者の事情」であった。このカテゴリーグループについてみると、特にカテゴリー「保護者との合意形成に時間がかかった」は、2ヶ月超過群(20.6%)においても、2ヶ月以下群(19.6%)においても占める割合が最も高かった。保護者への支援体制は児童相談所に求められる機能の一つではあるが、自由記述の個表での「家庭引き取りの際に取り決める約束事を受け入れられなかった」等の回答に見られるように、保護者に児相の方針を理解してもらうことは時に容易ではない。

カテゴリーグループ「保護者の事情」で両群ともに次に高い割合を示していたのがカテゴリー「保護者の生活環境調整等」であった。2ヶ月超過群(7.6%)、2ヶ月以下群(9.8%)ともに高い比率だった。環境整備・調整については児童相談所だけでなく、地域の関係機関の協力が欠かせない。カテゴリー「保護者の傷病等」についても2ヶ月超過群(7.2%)、2ヶ月以下群(5.9%)となっていた。保護者の傷病については一時保護期間で完治・改善するものばかりではなく、むしろ長期化することが多い。保健・医療機関の児童相談所への協力体制の重要性がここでも示唆されている。基礎的自治体の要保護児童対策地域協議会の具体的な機能強化の必要性があらためて浮き彫りにな

った結果と考察する。

② 仕事の進行管理に苦慮している児童福祉司

表 1 中の「仕事の進行管理」は、保護者の事情に次いで両群とも比率が高かった。

ここで少し、今回の「調査 I」（児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査）の結果を交えながら考察しておきたい。調査 I においては、児童福祉司の年齢構成では 30 代が最も多く 33.3%、ついで 40 代が 23.1%、これに 20 代の 23.1%が続いた。平成 25 年調査と比較して相対的な年齢構成の若返りがここでも顕著となった。これに対してスーパーバイザー(SV)の配置は、各児相平均で 3.3 人だったが、配置分布を見てみると 1,2 名の児相が 48%あった。この調査の限りでは、都市部とそれ以外の地域の児相間の SV 配置数の差は明らかではなかったが、この SV 自身の経験年数は 1~3 年未満が 31.4%で、今回の調査 I では 6 割近くが SV 経験 3 年未満であった結果が出ていることから、所内各児童福祉司のケースワークの展開に十分な助言が提供されていたかどうかは心もとないことが考察される。

児童相談所運営指針によると、スーパーバイザー一人の助言指導する児童福祉司の適正人員は 5 人以下となっている。今回の調査 I では 7 割の児相が 5 人以下となっていたが、10 人を超える児童福祉司を担当する SV も 1 割存在していた。現在、各自治体では仕事の効果的な進め方についても様々な研修体系の整備が進んでいるが、仕事の進行管理に悩む児童福祉司も多く、スーパーバイザーの OJT に果たす役割も重要であることがこの結果からも示唆されたと考察する。

③ 今後の環境調整の中でも特に警察との関係調整に 2 ヶ月超過ケースは苦慮

カテゴリーグループ「今後の環境調整」の比率に、2 ヶ月超過群(12.6%)と 2 ヶ月以下群(5.9%)で有意差が出た。特に 2 ヶ月超過のケースでは、警察関係者との関係調整(自由記述には「きょうだいへの傷害容疑で父が逮捕されたため」、「母の薬物使用について警察の調査が継続しているため」等で児相のケースについての情報入手も困難となっている様子が記載)に時間を要している(2 ヶ月以下のケースでは 0%)。警察関係者との業務の連携・役割分担については、児相が児童福祉法に基づく家族支援の機関であり、警察は刑法等に基づく事件解決・容疑者逮捕等が目的の機関であることから、今後も慎重に議論を重ねていく必要があると考える。

3-2 一時保護期間が2ヶ月を超えたケースのみを対象とした一時保護 2ヶ月超過の要因分析

(1) 2ヶ月超過ケースのみを対象とした設問

一時保護が2ヶ月を超えたケースについてのみについて量的質問を実施した結果から、質的分析を行った。

この質的研究の前提となった設問を以下に示しておく。2ヶ月超過ケースについての量的回答を求める設問として、以下の設問を実施した。次に以下の質問についての回答(複数選択可)してもらった内容について、具体的な自由意見を求めた。今回の質的分析は、一択で回答(図 D)があった選択肢ごとの自由意見についての分析(概要)である。

1. 児相側の理由(担当に時間がない等)から保護者との面接の設定に時間を要した
2. 保護者側の理由(面接を拒否等)から面接の設定に時間を要した
3. ケース進行に十分な時間の確保が困難だった
4. 援助方針の決定に時間を要した
5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した
6. 在宅支援の方針になったものの、地域の関係機関の理解を得るのに時間を要した
7. 施設入所方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
8. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
9. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得られなかった
10. 施設入所方針になったものの、施設の空きが見つからなかった
11. 施設入所方針になったものの、入所予定施設の受け入れ準備に時間を要した
12. 里親等委託方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
13. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
14. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意が得られなかった
15. 里親等委託方針になったものの、里親等委託先が見つからなかった
16. 里親等委託方針になったものの、里親等との交流に時間を要した
17. その他

この設問の選択肢についての複数回答(左図)及び単一回答(右図)を以下に示す。

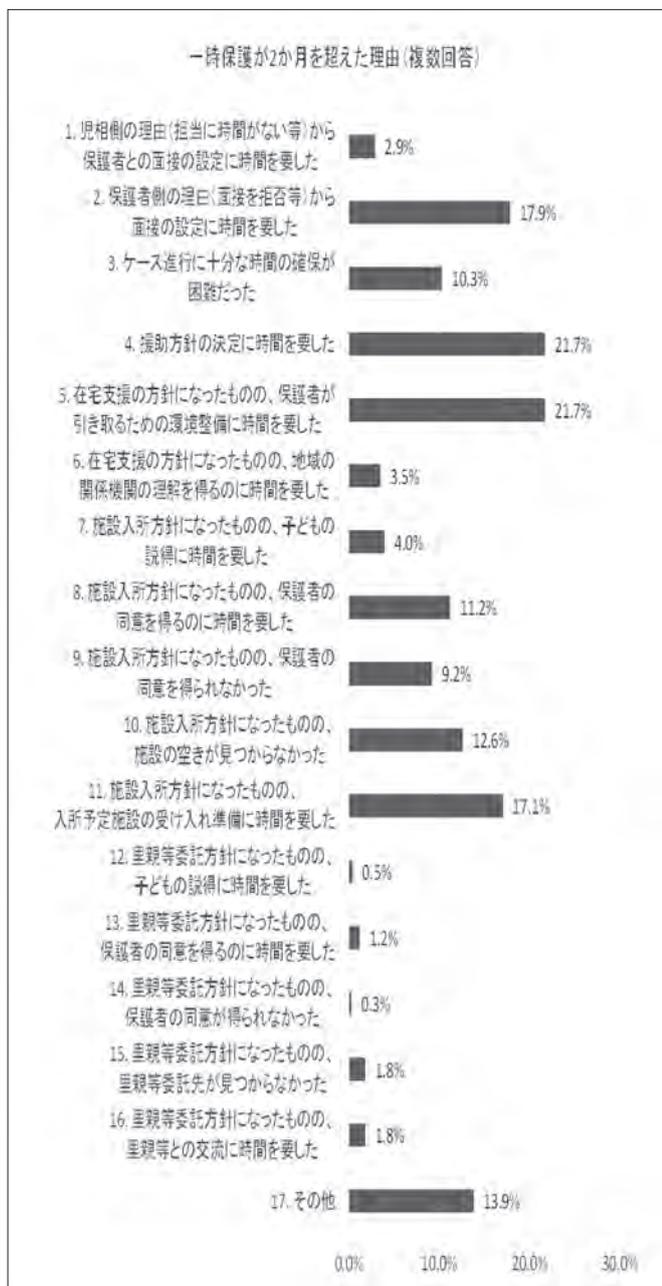


図 C



図 D

紙面の都合もあり、この結果のうち一択選択として比率が10%を超えた項目を選択した内容(図 D)について質的分析した結果を表2に示す。

表 2 「援助方針の決定に時間を要した」 2ヶ月超えの具体的事由 n=34

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
児童本人の特性 6(17.6%)	障害・疾病等のため	4	保護者から施設入所の同意はとれていたが児童が通院中だった
	健康管理	2	体重不良の精査・改善のため入院を要し、その経過観察のため
児童の意向確認 1(2.9%)	意向確認に時間がかかった	1	児童本人が今後の身の振り方を考えることができず、気持ちの安定に時間がかかった
保護者の同意形成 4(11.7%)	保護者の意向確認	4	別居中の父が一時保護の同意を翻すなどがあったため
転居 1(2.9%)	県外への転居	1	県外への転居などで保護者の考えが二転三転していた
施設・里親等の受け入れ事情 2(5.8%)	受け入れ施設がみつからず	2	本人が希望する施設では、対応が困難であったりしたため
地域の社会資源 2(5.8%)	家庭復帰先の保育所入園	2	家庭復帰先の入園の可否を待っていたため
方針決定までの調査 10(29.4%)	社会調査に時間がかかった	3	里親委託か施設かの協議に時間がかかった
	家族間調整に時間がかかった	7	家庭内の問題把握に時間がかかった
地域関係機関との調整 8(23.5%)	警察	3	性的虐待の立件調査のため
	家庭裁判所	1	父の行為に対する裁判確定までに時間がかかったため
	地域の支援の可否	1	保護者に地域の支援を導入できるかを見極めるため
	生活保護申請	1	生活保護申請のための市と母の相談が長期化したため
	地域での施設・学校の受け入れ拒否	1	障害施設・特別支援学校を利用しての家庭復帰が他の児童の安全のためを理由として拒否されたため
	他自治体への養子縁組	1	他県里親に養子縁組の適合性の判断に時間がかかったため

《結果と考察》

① 現地調査に苦慮する児童福祉司

表 2 にあるとおり援助方針の決定に時間を要したケースについては、カテゴリーグループ「方針決定までの調査」(29.4%)の割合が高かった。このカテゴリーグループの中ではカテゴリー「家族間の調整に時間がかかった」が7件あった。近年、児童虐待で死亡した事例の検証報告の中では、警察における調書作成や裁判所の公判時にはじめて家庭内で問題となっていたことが保護者自身の口述により明かされることも現場では多い。今後とも家族の生活実態やキーパーソンの存在、家族・きょうだい・親族の実態把握には、地域に密着した情報収集が欠かせない。

② 求められる要保護児童対策地域協議会の機能強化

次に比率が高かったのが、カテゴリーグループとして生成した「地域関係機関との調整」(23.5%)であった。児童相談所だけでなく、保育所・経済的な生活基盤、学校の受け入れ体制など、他機関との円滑な事務連携が一時保護の長期化を減らす一つの鍵となることがこの結果からも考察された。性的虐待については、保護者の逮捕事案となることも多く、警察署の判断を待っていることで2か月を超えてしまっているケースもあった。警察署との連携の在り方にはまだ課題も多い。以上の回答からも基礎的自治体の要保護児童対策地域協議会の機能強化がここでも欠かせない結果となった。

次に表3として、選択肢「在宅支援の方向になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した(以下、保護者の環境整備)」についての自由記述の分析結果を示す。

表3 「保護者の環境整備」 2ヶ月超えの具体的事由 n=53

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
保護者への方針説明の難航等 6(11.3%)	児童の障害等を保護者が受容できず	1	発達障害の支援につながることをかたくなに実母が拒否
	児相の方針と折り合いがつかず	5	里親委託の方針で進めていたが児童・保護者ともに家庭復帰を希望
保護者の生活状況 23(43.3%)	保護者の健康事情	12	①母出産。②母うつ病で長期入院
	保護者の転居等	11	①他都市への転居。②国外に居住する保護者宅での受け入れに時間がかかった
家庭環境調整 17(32.0%)	離婚・親権争い	4	一時保護中に父母が離婚訴訟に発展。本児童の親権についても争われた
	不安定な家庭状況の改善・調査に時間	12	本児の家庭引き取り後の(非行の)再犯を保護者が強く心配
	保護者勾留	1	父が拘留中だったため
関係機関調整 2(3.7%)	警察・司法	2	内縁関係の男性からの虐待について、警察側の事情で(児童を)留め置く事情があったため
施設側の事情 1(1.8%)	施設の入所調整	1	母子生活支援施設の入所に時間がかかったため
その他 4(7.5%)	民間養子縁組の不調	1	養子縁組交流が進む中で、養親候補から養子候補の養育困難の申し立てあり
	その他	3	戸籍の作成、保険証の作成等を保護者に指導する方針だったため

《結果と考察》

① 保護者の健康不安や家庭環境の調査が一時保護期間にも影響

カテゴリーグループ「保護者の生活状況(43.3%)」と「家庭環境調整(32.0%)」の割合が高かった。児童を引き取るうえでの家庭内の環境改善が2ヶ月を経てもなかなか進まない様子が見える。保護者の健康状態は2ヶ月では回復しないことも多いため、児相だけではなく地域の医療・保健機関が児相とともにケースと良好な支援関係を築いていく必要がある。児相内に配属が進む保健師・看護師と地域の保健・医療機関との情報連携はますます重要となるだろう。

② 転居に伴うケースワークの引継ぎ判断に苦慮

同じくカテゴリーグループ「保護者の生活状況」の中のもう一つのカテゴリー「保護者の転居等」も11件あった。保護者が転居したことによるケースワークの滞りや家庭環境調査で一時保護が2ヶ月を超えている。この転居に伴うケースのリスクへの対応として、児童相談所運営指針や全国児童相談所長会申し合わせにのっとった事務手続きの確実な履行が今後も一時保護期間の適正化には欠かせない。

表 4 「施設入所になったものの、入所予定施設の受け入れ準備に時間を要した」 n=28

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
施設側の事情 21(75%)	希望する施設の定員に空きなし	6	①入所予定施設の退所ケースがでないと部屋が空かなかった ②入所に空きがなく検討期間が長期にわたった
	施設側の都合・入所方針	9	①受け入れ施設の行事予定の関係で受け入れが先延ばしとなった ②(施設側の)月初めでの措置入所希望のため
	施設に入所中の児童との兼ね合い	6	①入所予定施設に不応児童があり、その児童の対応を理由に入所が制限 ②他児相から入所した児童があり、一定期間を開けてからでないと入所はできないといわれた
児相側の事務手続きに時間 6(21.4%)	家裁の審判を入所の動機付けに	1	児童自立支援施設への入所の動機付けのため家裁の判断を仰ぐ必要があった
	各関係機関との調整に時間	5	方針も施設も決まっていたが、受け入れのカンファ、見学、面接に時間を要した
他機関関係 1(3.5%)	警察・司法	1	司法関係の捜査等に時間を要したため

表 4 は施設入所になったものの、入所予定施設の受け入れ準備に時間を要した自由記述の分析結果である。

《結果と考察》

この項目の自由記述には、受け入れ施設・家庭復帰先等の事情が多かった。

① 施設側の都合に左右されている一時保護期間～限られた施設の選択肢

カテゴリーグループ「施設側の事情(75%)」が 21 件とその理由の多数を占めていた。このカテゴリーグループの中では、「施設側の都合・入所方針(42.8%)」が最も割合として高く、続いて施設に入所中の児童との相性やそもそも希望施設に空きがないという状況が続いていた。施設の定員充足率等は地域差が大きいのであくまで一つの参考とされたい。

② 事務手続きそのものに2ヶ月を超える

カテゴリーグループ「児相側の事務手続きに時間(21.4%)」が生成された。児相側の方針は決定していたものの、家庭裁判所の判断を待っているケースや、カテゴリー「各関係機関との調整に時間」として、施設への受け入れにあたっての会議日程の設定などで2ヶ月を超えていると回答したケースもあった。

次に「その他」として自由記述された結果の分析も表 5 として参考に記しておきたい。

表 5 「その他」 n=43

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
健康・疾病によるもの 13(30.2%)	児童側	7	医療機関での入院に2カ月を要したため
	保護者側	6	実母が精神不安定で医療保護入院となったため
施設・里親等の受け入れ事情 7(16.2%)	受け入れ先探しに児相が苦慮	1	施設・里親ともに児童の受け入れ先として適当な場所がなかった
	施設側の受け入れ事情	1	他の入所児童との兼ね合い(人間関係等)の調整がつかなかった
	里親側の受け入れ事情	2	措置予定の里親が体調不良になったため
	施設不調後の対応のいきづまり	2	当初は一時保護後、施設への復帰方針も、児童の非行行動悪化により断念
	本人の特性(障害等)	1	障害等により施設(一時保護委託)先が限定されていたため
児相の援助方針への説得に苦慮 7(16.2%)	保護者	3	当初の方針に保護者の気持ちが途中で変わってしまったため
	児童本人	4	家庭復帰の方針を児童が拒否したため
地域関係機関との調整 8(18.6%)	警察	3	警察の捜査に対する見通しが得られなかった。捜査協力に時間を要した。
	家庭裁判所	4	家裁の調査官調査時に父母の主張が全く異なり長期化
	地域側からの受け入れ拒否	1	里親委託の交流が進んだ中で、里親宅の地域が受け入れに難色
家庭事情 4(9.3%)	転居	2	加害者との分離による県外転居を進めていたため
	親族を含めた受け入れ体制	2	親族里親の援助方針に沿い、研修を受講してもらう必要があったため
その他 4(9.3%)	児童の行方不明	1	当該児童が行方不明になってしまった
	その他	3	援助方針は早く決定していたが、夏休み明けの家庭復帰方針だったため

《結果と考察》

表 5 ではこれまでの自由記述で示されていた内容に類似する回答を含め、さまざまなカテゴリーグループが生成された。

① 「地域関係機関との調整」で一時保護が長期化

カテゴリーグループ「健康・疾病によるもの(30.2%)」とともに、カテゴリーグループ「地域関係機関との調整(18.6%)」が「その他」でも多かった。児童本人・保護者の疾病等とのかかわりがケースワークの進行に影響している。警察・司法関係とのやり取りにより一時保護が長期化していることや、受け入れ施設等との調整に苦慮している様子がここでも示されている。警察との連携は時期を逸さない危機介入の視点からも効果的な実行を国も通知を発出しているところで、全国の児相内に警察 0B 等の配属も進んでいる。こうした 0B 等の配置が警察と児相の相互の信頼関係構築に今後重要な役割を果たしていく必要があることがこの結果からもうかがえる。

里親委託を進めていたところ、肝心の地域の反対にあい2ヶ月を超えているという回答があった。ここでは回答数1件であるが、類似の報告は現場でも出ており、家庭養護の推進が求められている中で、児童福祉の関係者内だけでなく、地域住民への制度理解と広報の一層の拡充が求められる結果である。

② 「施設・里親等の受け入れ事情」にみる社会資源の不足

～まだまだ進まない家庭養護への取り組み

カテゴリーグループ「施設・里親等の受け入れ事情(16.2%)」がここでも生成された。国の新しい社会的養育ビジョンにより家庭養護推進について各自治体でも検討が進んでいる。施設や里親側にも様々な事情は存在するが、一時保護後の児童の受け入れ先拡充について、施設側にも体制強化・施設改革が進むことを期待したい。

この施設入所・里親委託についてももう少し述べておきたい。

調査3の「里親等委託及び施設入所した事例」についての二群間比較では、里親等への委託を打診した家庭数については差がみうけられなかった(図E参照)。一方で施設入所を打診した数については、2ヶ月超過ケースのほうが打診施設は多い結果となった(図F参照)。

本調査は2ヶ月超過の要因を探るものであるため、本来の調査としては副次的な結果ではあるが、この点についてあらためて結果と考察を行いたい。

一時保護した児童について、里親委託を保護者に打診した数値を以下に示す

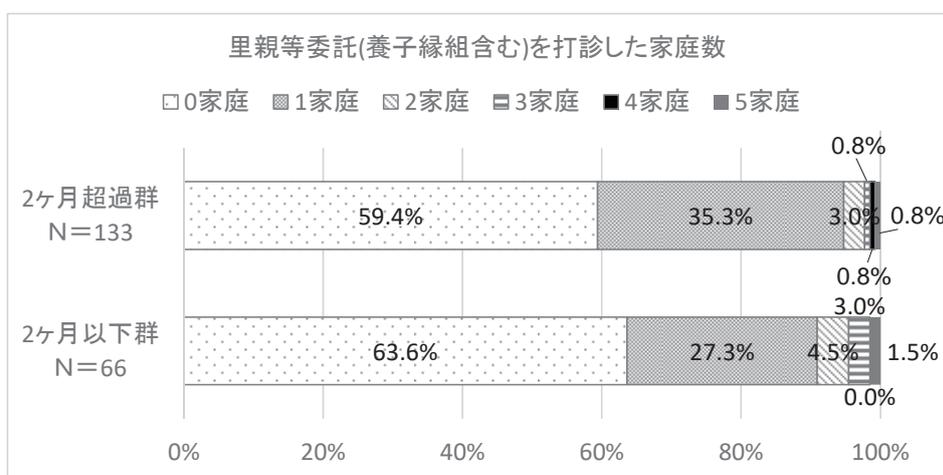


図 E

これによると、里親宅への委託を打診しなかったケース(0家庭)が二群とも半数以上であった。ここでは紙面の都合では詳細な結果を示しきれないが少しその回答内容に触れておくと、「(里親委託の)打診はしたものの、里親委託についての了解が里親から得られなかった」としてもっとも多かったのが、「当該児童への対応が困難」で、両群ともに33.3%を占めていた。これに続いて里親宅の実子との兼ね合いで受け入れが困難と回答したケースは2ヶ月超過ケ

ースについてのみ4件(19.0%)、すでに委託されている児童との兼ね合いで受託ができないという理由が2ヶ月超過群で4件(19.0%)、2ヶ月以下群で2件(33.3%)あった。

家庭という中での養護の特質から、里親家庭への受託を検討している児童の性格や特徴と里親自身・里親の実子との相性など、施設措置と比較してよりピンポイントな選択となっている。2ヶ月超過ケースに限らず、家庭養護へのケースワークを展開していく上では里親の登録数を増やすことで、このピンポイントのニーズと合致できる家庭の母数を増やすことが重要であることの一端が本結果からも読み取れた。

続いて施設入所を打診した数についての2群間比較が図Fである。

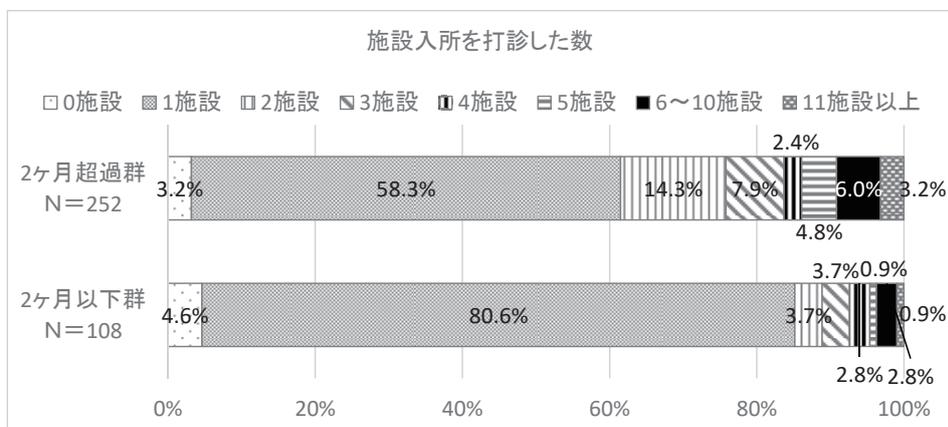


図 F

この図でも2施設以上の施設と入所交渉等を行っている割合は2ヶ月超過群(38.5%)のケースのほうが2ヶ月以下群(14.8%)と比較して大きかった。施設入所の準備に時間を要した理由についての自由記述を質的分析した結果、児相の取り組みだけでは解決できない施設側の理由があることも前記の表4表5で示された。なお、施設の空き状況や受け入れ体制については自治体間の差が大きく、あくまでも今回の調査の結果として付記しておきたい。

その他、単一選択では、7.6%であったが複数回答で17.9%であった「保護者の理由から面接の設定に時間を要した」という設問を選択した自由記述の質的分析結果について表6で触れておく。

表 6 「保護者側の理由から面接の設定に時間を要した」 n=19

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
児相の援助方針への説得に苦慮 10(52.6%)	面会等に消極的・拒否的	4	保護者が児相からの連絡に応答しない
	連絡がとりづらかったため	3	保護者の仕事などの都合と合わず、二カ月を超えてしまった
	虐待の事実等の否定	3	保護者が虐待の事実を否定していた
家庭環境調整 6(31.5%)	母の傷病・出産等のため	2	実母の出産・中絶
	DVからの母の離婚へのためらい等	3	実母が性的加害を行った継父との別離を決断できず速やかな家庭引き取りができなかった
	保護者の拘留	1	母の長期拘留のため時間がかかった
転居 2(10.5%)	保護者の転居のため	2	保護者が転居を繰り返し、面接の設定に時間を要した
経済事情 1 (5.2%)	困窮状態	1	措置入所に係る保護者負担金支払いが困難であったため

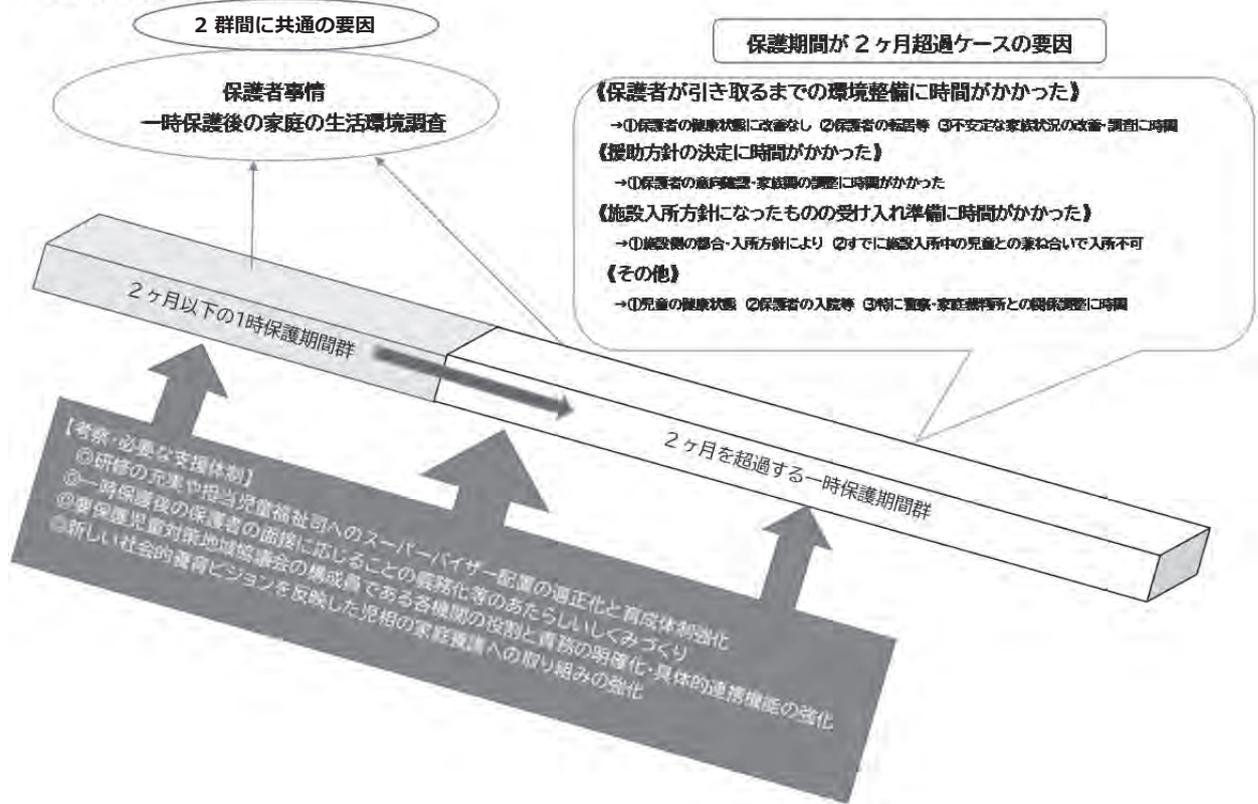
《結果と考察》

① 保護者都合に左右され、児童福祉司は援助方針などの説明の機会づくりに苦慮している

ここではカテゴリーグループ「児相の援助方針の説得に苦慮(52.6%)」の割合が最も高かった。このカテゴリーには保護者が児相の面会等に消極的であったり、連絡そのものがつながりにくいなど、保護者側の都合に左右されケースワークの展開に苦慮している様子が分析され、児童福祉司の保護者対応の困難さがここでも浮彫となった。

以上、今回質的研究した内容の概観をストーリーラインとして図 G に示しておく。

図 G 今回の質的分析のストーリーライン



おわりに

今回の質的研究は、一時保護の長期化についての選択設問により選択された内容についてのより具体的な自由意見をケースワークの進行管理の視点から分析した。自由意見として記載された内容の分析過程で出てきたカテゴリーの中には、他のカテゴリーにおける結果と類似の内容も見受けられたが、これらについても割愛したりすることはしなかった。あくまでも記載された内容に忠実に目の前にあるデータを分析する観点から、バイアスをかけることなく全て記載していただいた内容として分析プロセスに活用している。

結果として、一時保護期間が2ヶ月を超える要因としてさまざまな概念が形成された。

今回の児童福祉司のケースワークの視点からの質的分析結果から、①国の基準にそった児童福祉司の量の確保と研修等を通じた質の確保(資質の向上)、②要保護児童対策地域協議会の機能強化、③新しい社会的養育ビジョンを見据えた家庭養護推進への社会資源の拡充、④一時保護後の援助方針の的確性 OJT 等を通じて助言できるスーパーバイザーの確保・育成等が重要であることが本調査でも明らかとなった。

一方で、設問中の自由記述に「保護者が調査に応じない」「保護者との面会

に拒否感があった」等、一時保護後、児童相談所が設定した面会・面接に適切に応じない保護者も存在し、この対応に苦慮している結果が質的研究からも出た。今般の児童福祉司業務はもはや飽和状態にあり、無用な保護の長期化を緩和する視点からも、一時保護後に保護者が履行すべき責務等について新たな手法を検討する時期に来ているのではないだろうか。

新聞やマスコミで痛ましい児童虐待死亡事例が報道され、一時保護からの家庭復帰の見立ての適否が問われている事件もあとを絶たない。一時保護後のケースワークの展開に果たすスーパーバイザーの役割の重要性とともに、家庭復帰後の環境調整に児童福祉司が苦慮している状況も前述のとおり明らかとなった。家庭復帰後の子どもとその家族を受け止める地域の関係機関調整が、要保護児童対策地域協議会である。児相の法的介入から支援体制に移行していく中で果たす要保護児童対策地域協議会の果たす責務がますます重要となっている。

平成 28 年の改正児童福祉法により、家庭養護の重要性が増している中で今回の調査期間にあって家庭養護を主に選択している件数はまだまだ少なかった。一時保護期間中に家庭養護への取り組みを展開していく上で、どのような点に現場は苦慮しているのかについては、わずかながらデータ収集できた。特に家庭養護の方針選択については現場実態として「子どもを施設に預けるのはいいが他の父母(里親)に預けるのは拒否したい」という保護者の拒否感が強い場面も見聞きするが、こうした保護者の同意を得るプロセスが一時保護の長期化につながっていないか、特別養子縁組の成立にあたっての父母の同意確認についての法改正が施行されることも注視しながら家庭養護推進についても議論が進むことを望みたい。

平成 31 年 3 月報告書では、「一時保護の長期化は、それ自体全てのぞましくなくというわけではなく、慎重な調査が必要であるケースもある。」旨を盛り込んだ。こうしたことを念頭に置きつつも、一時保護所は子どもの健やかな育ちの上からもあくまでも「一時的な住まい」であるべきであり、無用の一時保護の長期化はさげなくてはならない。

本研究の結果が児相の一時保護の長期化解消と児童の最善の利益を守るための今後の方策づくりについて、現実的な解決策を導き出す一助となれば幸いである。

引用文献/参考文献

森田展彰(主任研究員) 厚生労働省委託研究「児童相談所の実態に関する調査」2019

木下康仁 「ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて」弘文堂 2007

戈木クレイグヒル 滋子「グラウンデッド・セオリー・アプローチ：理論を生み出すまで」新曜社、2006年

高木健志 「質的データを用いたソーシャルワーク研究に関する一考察(その1)」山口県立大学学術情報 社会福祉学部紀要 2011 3

奥田晃久・濱口佳和 「里親の心理的葛藤」筑波大学心理学研究 2018

全 児 相 (通巻第109号 別冊)

令和2年10月発行

編集・発行 全国児童相談所長会事務局
(東京都児童相談センター事業課)
東京都新宿区北新宿4-6-1
電 話 03(5937)2874(直通)

印 刷 東京都同胞援護会事業局
東京都墨田区両国4-1-8
電 話 03(5669)0261(代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

